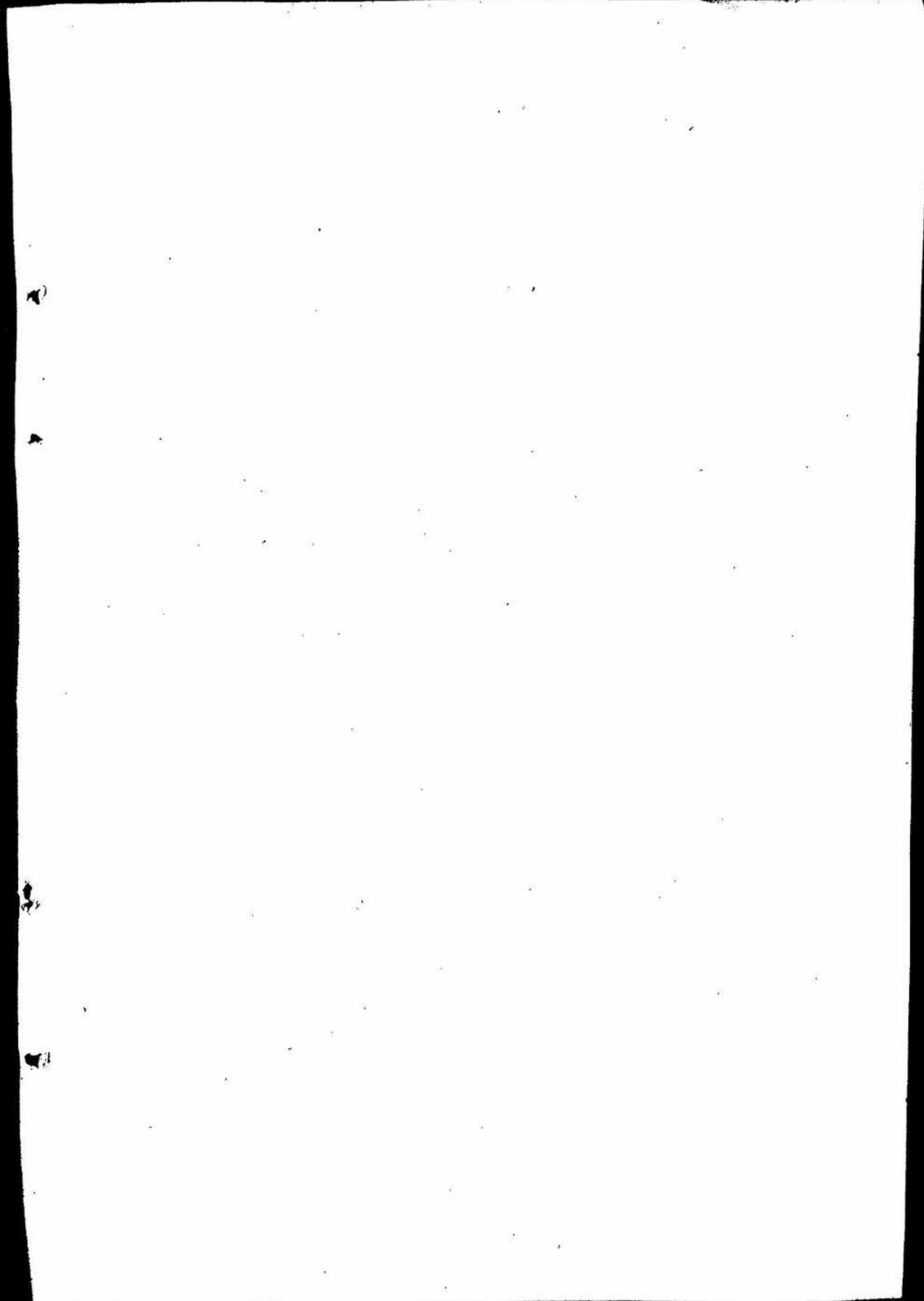


町内会部落会ニ関スル資料

国立公文書館	
分類	③ ④
排架番号	3 A
	15
	29-3





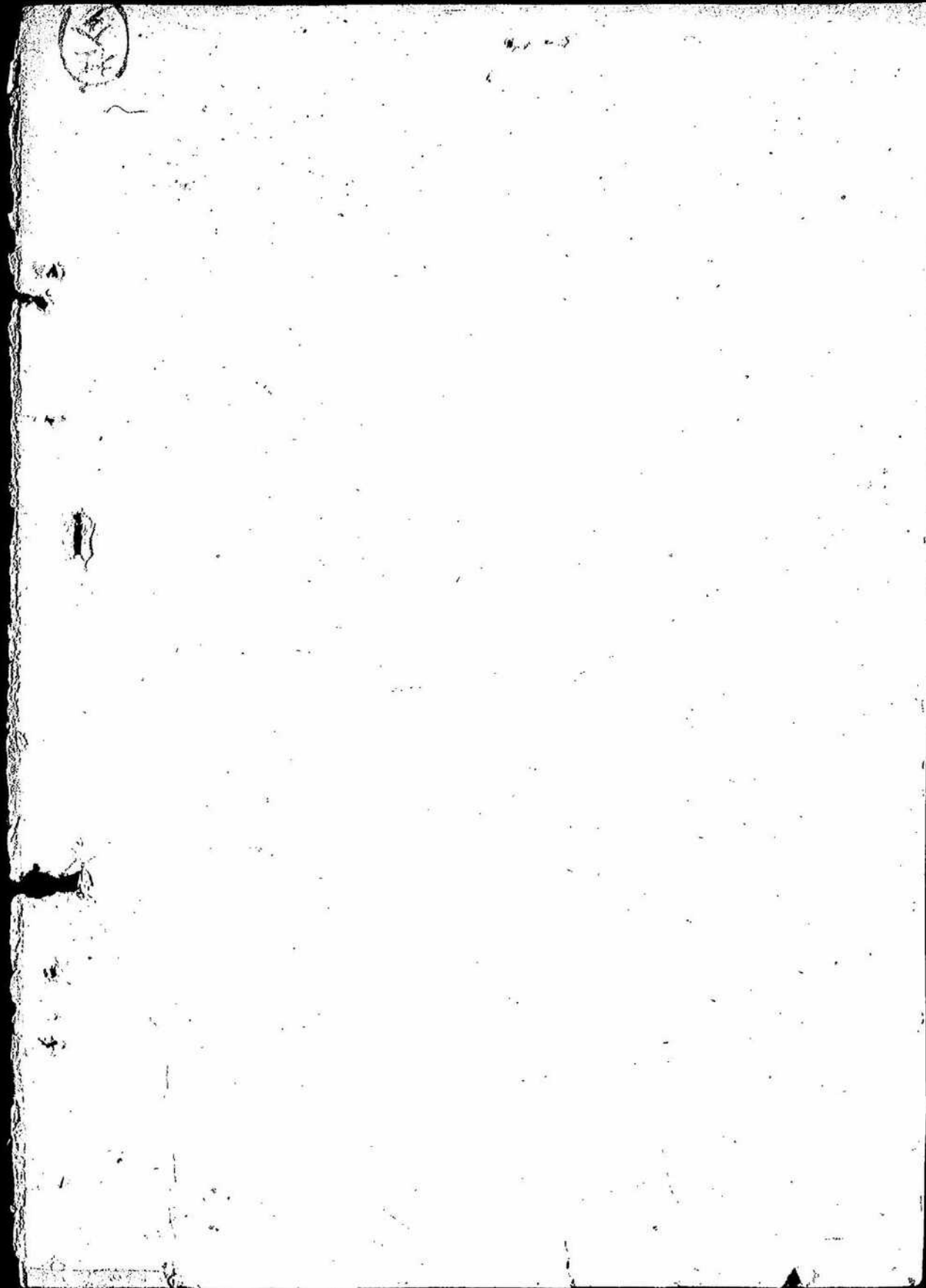
町内会 部活動資料

町内会部活動資料

381800

270 pp.

国立公文書館	
分類	
	③ ④
配架番号	3 A
	15
	29-3



38pp.

3818001

部落會・町内會指導叢書第一輯

部落會・町内會等の整備方針

自治振興中央會

目次

一、整備の意義	一
二、沿革と現状	二
三、目的と任務	五
四、組織	一一
五、運営	一六
六、市町村常会	二〇
むすび	二三
附　　録	二五

部落會町内會等整備要領……………三

部落會町内會等ノ整備指導ニ關スル件依命通牒……………二元

常會ノ社會教育的活用並ニ指導ニ關スル件……………三元

隣保班ト家庭防空隣保組織トノ關係ニ關スル件……………三元

方面委員制度ト部落會、町内會等トノ關係ニ關スル件依命通牒……………二元

## 部落會・町内會等の整備方針

### 一 整備の意義

大東亞共榮圈の確立を目指し、世界新秩序建設の大使命に向つて確固たる進路を決定した我が國は、今や、一日も速かに高度國防國家體制を完成しなければならぬ重大な時機に際會してゐる。高度國防國家の基礎は強力なる國內體制にあるのであつて、この目的に向つて國家の凡ゆる制度と國民の總力を集結することこそ新體制の任務であるといはねばならない。もとより新體制の確立は、凡ゆる國家の分野に互つて實現されなければならないが、その最も重要な基礎をなすものは萬民翼賛の國民組織の確立である。一億同胞をして生きた一體として齊しく大政翼賛の巨道を完うせしめる組織である。また國家新體制の確立に當つては、國家の行政組織の上にも行政能率の刷新上必要な整備が要求される。従來中央の行政機構については幾度か制度の改革が行は



れてゐるが、今日國家の行政力を強化する爲めには、常に國民との接觸點に立ち行政の運用を擔當する地方行政の下部機構についても戦時に即應する充實強化が圖られなければならない。今回内務省訓令で、部落會・町内會等の整備擴充を企圖したのも、國民の生活基礎である隣保生活を組織化し、この組織を通じて國民精神の鍊成と國政萬般の透徹と運用とを圖り、以て敍上の國內體制確立に副はんが爲めの基礎工作に外ならない。即ち部落會・町内會等の組織は、一つには國民を地域的に組織化し、各々の日常生活に於て國家に奉公を企うせしめる組織であり、この意味に於ては部落會・町内會は萬民翼賛の國民組織の地域的基礎をなすものといふことが出来る。また一つには、部落會・町内會は國家行政の下部機構として整備しようとするものであるから、この意味では部落會・町内會は市町村の下部組織として國家行政萬般の透徹とその圓滑なる運用を確保する任務を果すものである。

## 二 沿革と現状

部落會や町内會・隣保班等の組織は、或ひは古い隣保團結の遺風の上に、或ひは住民生活の現實の要求に應じて今日まで自然の成長發達を見て來てゐる。即ち、農村の部落は昔から隣保共助の美風に結ばれ、殊に徳川時代に自然村として永く培はれて來た階史的感情の中に、精神的結合の紐帯があるのである。明治維新後町村制實施の際、法制上部落を認めず、今日の町村に合併を強行して以來、部落に對しては長く解體方針が採られて來たにも拘らず、部落は農村に於ける生きた現實の生活單位として、その生命を維持して來た。また町内會は、多くは都市生活に於ける住民の親睦團體又は自警團體として發生し、次第に都市行政の補完組織として公共的色彩を帯びるものとなつた。殊に區域も廣く、市民の離合集散の常ない大都市では、町會や隣組の組織は、荒んだ都市生活の中に隣保相扶の醇風を注入し、個人主義生活の缺陷を補ふものとして近來著しく發達した。

また今日の隣組の沿革をなす五人組、十人組等の隣保組織は、遠く大化の改新の五保制度に淵源を有し、豊臣時代を経て徳川時代には五人組制度として、當初は浪人や異教者の取締等犯罪の檢察や治安の維持に、進んでは納税、勸諭貯蓄、五助共濟等の民生全般に互る施政の上に活用さ



れ、今日なほ都市農村を通じその遺風を存するものがある。このやうな舊い隣保團結の醜風も、明治以後、個人主義の風潮が輸入されると共に漸く衰微を辿つたが、その後再び隣保團結を基礎として部落常會を普及し部落活動を促進して、これを地方振興の上に活用しようとする努力が、教化運動、農村經濟更生、選挙肅生等の諸運動となつて復興し、近くは事變下に於て國民精神總動員の實踐網の組織運動が活潑に展開された。

殊に支那事變發生を契機として部落常會や町内會は戦後の後援、國民防空をはじめ貯蓄の實行、物資の増産、供出、配給、消費の規正、生活の刷新、切符制度の實施等、重要國策の遂行の單位として大きな意義と任務とを與へられるに至り、その整備は今ではあらゆる國家行政の運行の上から不可缺のものとなつた。斯うして最近では全國廣範圍互つてその組織の結成を見たのである。昨年十二月現在の内務省調査によれば、部落常會・町内會設置數は

市	部	三五、一八八（組織率七割三分）
町	部	一五六、一七八（組織率八割九分）
計		一九一、三六六

の多きに達してゐる。しかるにその整備指導の方針は地方的に區々で、その組織構成等にも尙不備缺陷があり、所期の活動的機能を發揮するに至らぬものも少くなかつた。この現状を見ると、全國一貫せる整備指導方針の下に、速かにその全國的整備を完成することが刻下の急務である。今回の内務省訓令に定められた「部落常會・町内會等整備要項」は、本制度整備の目的と組織の大綱を示したもので、これによつてその全國的整備が速かに實現せられることを期待するものである。

### 三 目的と任務

本制度の整備に當つては、先づその目的と任務とを明確にすることが必要である。從來部落常會町内會等の整備の必要は種々の異つた國家の要求に應じて唱導され、またその組織は地方によつてそれ／＼發生の動機や沿革を異にするため、その指導方針にも、とかく統一を缺く憾みがあつた。しかし部落常會や町内會は、地域的國民組織として、その任務は一部特定目的のためのみに提

はれるものではなく、國家の全般的要求を満たす綜合的な目的に従ふものでなければならぬ。  
以下今回定められた部落會・町内會の目的を説明しよう。

六

一 隣保團結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ萬民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムルコト

部落會・町内會は、我が國固有の隣保團結の精神を基調として市町村内の全住民を組織結合するものである。隣保團結の精神は、我が國古來の尊い美風であり、自治の根柢として國民團結の基礎を築く力である。全國民一家族の如く隣保苦樂を共にし、相扶け相携へて努力するところに我が國固有の力強い國民的團結の姿がある。部落會や町内會はこのやうな隣保團結の精神の生きた結晶であると共に、市町村の全住民を内部から一體化するものでなければならぬ。このことこそ、市町村の行政を、眞に住民生活に即應せしめ全國民を有機的一體に結合する所以である。かやうに隣保團結の精神を基調とする部落會・町内會は、萬民翼賛の本旨に則り地方共同の任務を遂行するを以てその本質的任務とする。未曾有の重大時局に直面し、全國民が協心戮力その總力を發揮し、確固たる國內體制を確立せんがためには、先づ隣保團結の精神を基調として、全

8

國民を地域的に組織化し、これを國民組織の固き基底として、國體の本義に基づく萬民翼賛の眞姿を顯現しなければならぬ。即ち全國民は先づ部落會・町内會・市町村の構成員たるの自覺を以て、隣保相協力し公共の任務を遂行し、各々その職分に應じ、その日常生活に於て國家奉公の誠を盡すものでなければならぬ。また部落會・町内會に於ける地方共同の任務はすべて國家目的を基調とし、これに歸一する如く遂行されなければならない。これが今日の地方自治の國家的使命であり、この組織が萬民翼賛の國民組織の基底たるべき所以である。

二 國民ノ道徳的鍊成ト精神的團結ヲ圖ルノ基礎組織ヲシムルコト

先づ部落會・町内會の組織を通じて國民の道徳的鍊成が圖られねばならぬ。即ち住民は隣保相扶の美風を發揚して協同輯睦し、協同生活の實踐的訓練と陶冶により、相互によく切磋琢磨して、その生活の醇化と道徳の向上を圖らねばならぬ。國民が眞に隣保生活から進んで國家公共の意識に目醒めるならば、日常生活の分野に於ける個人本位の行爲はその跡を絶ち、經濟生活方面に於ける非國民的行爲などは地を拂つて、眞に國民俱に憂ひ俱に樂しむの健全なる國民道徳が實現されるのである。即ち部落會・町内會は、國民各自がその日常に於て個人主義的生活を脱却

七

し、公益優先の全體的立場に立脚する眞の國民的性格に鍊成される訓練の組織たらんとするのである。

また部落會・町内會は國民の精神的團結の基礎組織とならねばならぬ。今や一億一心、全國民心を一にし、その力を合せて國家の重大時局に當るべきとき、時艱克服の剛健な精神的團結の氣魄は深く國家の基礎より盛り上らなければならない。即ち隣保團結を基礎とする部落會・町内會の結合は、國民の精神的結束の紐帶となり、全國民の一體的團結を築き上げる基礎でなければならない。隣保の團結こそ一億一心を生み出す力である。かくして部落會・町内會は盛り上る國民活動の源泉となり、その精神的温床となり得るのである。

### 三 國策ヲ汎ク國民ニ透徹セシメ國政萬般ノ圓滑ナル運用ニ資セシムルコト

今日廣汎多岐に亙る國家行政の運行に當り效果ある結實を期するためには、普く國民の各層に向つて國家の行はんとし、また求めんとする意圖を徹速に透徹せしめ、國民をして欣然國家意圖に参加せしめる態勢を整へなければならない。斯様な國家の意圖は、單に既存の行政機關を通じて一片の示達によつて命令的に傳達するだけではなく、更にその下に組成された部落會・町内會の

やうな、住民の結合組織を通じて、はじめて全國民各層の末端に至るまでよくこれを消化吸収せしめ得るのである。またこの組織を通じてよく國策の趣旨の存する所を徹底せしめ、住民の深い理解に基づく力強い自發的協力を喚起して、國民滿幅の信頼と支持の上に國政の圓滑なる遂行を期すべきである。即ち部落會・町内會は、市町村の下に國家行政運用の下部組織として、常に國民生活との接觸點に立ち、行政運用の滑車たる役割を果すべきものであり、或ひは國策の透徹機關として、或ひは國民の國策實踐の組織となつて活動しなければならない。

### 四 國民經濟生活ノ地域的統制單位トシテ統制經濟ノ運用ト國民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト

部落會・町内會等の組織は、これを國民經濟生活の側から見れば、その地域的統制單位を形成するものである。殊に今日のやうに、既往の自由經濟が戰時計畫經濟に再編成されようとする轉換の時期に當つては、先づ國民生活の地域的經濟單位が確立されなければ、統制經濟の圓滑な遂行を期することは出来ない。

農村に於ける部落は、本來、住民の農業生産活動を中心として結合した農村生活の協同體であ

り、住民の生産消費兩生活の基點となるものである。殊に戰時體制下に於ける農村部落は、農産生産の総合的計畫化を實現し、その協同化を促進する單位として、重要食糧品の増産、供出、生産資材並びに生活必需品の配給、消費生活の規正等の任務を遂行しなければならない。また都市生活に於ては、經濟生活に於ける生産部面と消費部面は概ね分離され、都市生活を共同的に貫するものは住民の消費生活である。従つて都市に於ける町内會は經濟的には消費生活の組織として、統制經濟の下に於ける物資配給、消費規正の單位とならねばならない。

殊に最近では統制の強化に伴ひ、生活必需品等の必要物資の配給について切符制度が採用され、部落會・町内會、その下に在る隣保班がその配給單位として活用されるなど、現實に於けるその經濟的任務は頗る重要性を加へて來たのであつて、將來一層統制分野の擴大されることを豫想すれば、他面に於ける配給機構の地域的整備と相俟つて、速かにその組織の確立が望まれるのである。又都市農村を通じこのやうな消費統制の進展は、また必然に住民生活の刷新合理化とその協同化とを必要とするやうになる。この意味に於ては部落會や町内會は統制經濟の強化に即應する國民の新生活體制を實現し、戰時に相應しい國民生活の建設に貢獻すべき積極的任務を有するのである。

である。

#### 四 組 織

部落會・町内會及び隣保班の組織整備の基準は今日の組織の現状を參照し、國家の必要な統一的要諦を基礎として定められたものである。従つてこの組織を廣く全國に行き互らせるやうにする一方、既存の組織についても十分再検討を加へ、その區域構成等が不適當と認められるときは必要な再編成を行ふ必要がある。またその整備に當つては徒らに劃一主義に流れて地方的な長所や精神的結合を破壊することがないやうに留意し、また單に形式的整備に墮することのないやう國民の深い理解と自發的協力に俟たなければならない。

##### 一、部落會及び町内會

市町村の區域を分ち、村落には部落會、市街地には町内會を組織する。即ち兩者の區別は、實



質的な土地の條件に従つて定められる。

### 1 名稱と性質

部落會又は町内會の名稱は地方によつて適宜に定めてよいが、少くともその本旨を示すものたる必要がある。農家組合、衛生組合、防犯組合等を部落會・町内會の名稱とするのは適當と認め難い。

部落會・町内會は、部落又は町内の全住民を以て組織する地域的の組織であると共に、市町村の補助的の下部組織たるものである。即ち部落會・町内會は、部落又は町内の全住民を構成分子とする自主的團體たる地域的綜合組織であることがその本旨である。また部落會・町内會は一面市町村行政の補助的の下部組織として、市町村の各種の行政事務の委託を受け、市町村行政の補完的任務を遂行するものである。

### 2 區域

部落會の區域は「地域的協同活動を爲すに適當なる區域を基準とし、行政区その他既存の部落團體」(例へば農事實行組合等の部落農業團體)の區域を斟酌して明確に決定することを要する。

かゝる農村住民の協同生活單位は大體に於て自然部落によるのが通例であらう。

町内會の區域は原則として都市の町若くは丁目又は行政区の區域によるべきものとされる。但し事情により例外の場合を認め得る。また部落會又は町内會の戸數に著しい相違を生ずるのは好ましいことではないから、なるべく「區域内の戸數」をも考慮に加へ、その區域を定めるのを適當とする。

次に部落會・町内會の活動を綜合的に強化するためには、各種團體との緊密な連絡を必要とする。従つて、行政区その他部落又は町内を單位とする諸團體の區域を整備した部落會又は町内會の區域と一致するやう、整理統一を圖ることが必要である。

### 3 町内會聯合組織

都市に於ける町内會の數が相當多數に達し、市町村と町内會との間に町内會の中間聯合組織を設けるのが便利な場合がある。こんな場合には適當な區域(例へば通學區)によつて聯合會を組織することが出来る。然しながら市町村(或ひは六大都市の區)全體を區域とする聯合組織は、市區町村長が町内會を一元的に統轄する見地からも、また後述の市區町村常會が町内會の連絡統

制を固る上からも、これと對立的な存在を必要としないから、これを認めないこととした。

#### 4 役 職 員

部落會・町内會等の完き運営が、指導者その人に存することは論を俟たない。従つて部落會・町内會の代表者たる會長の人選に當つては、區域内の信望ある指導的人物であつて、よくその運営に専念し得る者を選任するやうに努むべきである。なほその區域が行政区と一致するときは、部落會長・町内會長と區長は同一人とするを適當とする。會長の選任は、地方の事情に應じ従來の慣行に従つて、部落又は町内住民の推薦なり選挙の方法によるのが適當とされるが、少くとも最後的には市町村長の選任乃至告示の形式に依ることが、市町村長の部落會・町内會對する統轄の上から必要である。その他部落會や町内會のやうな小團體にあつては、名義だけの役員のやうなものなるべく置かず、必要に應じ事務を處理すべき職員を置くことが適當である。

#### 5 部落常會と町内常會

部落會と町内會は、さきに掲げた大目的を達成し、物心兩面に互り住民生活各般の事項を協議懇談するため、それ／＼部落常會・町内常會を開設する必要がある。

部落常會・町内常會は會長の招集により全戸集會することを原則とし、その範圍も世帯主に限らず家族全員に及ぼすべきである。たゞ事情により區域内の全戸が集會せず、隣保班代表者だけで常會を開き得るが、この例外は、戸數が多く全戸集會するに適しない場合のみに限られなければならない。部落會と町會區域内の各種の會合は、なるべく前記常會に統合して、常會を眞に部落町内の綜合協議機關たらしめ、とかく會合が多過ぎるといふ煩を省くべきである。

部落常會・町内常會は少くとも毎月一回これを開催することを要する。

#### 二、隣 保 班

隣保班は部落會又は町内會の隣保實行組織であり、その名稱はその本旨を示す限り適宜とする。隣保班の結成により、眞に向ふ三軒兩隣りが相結び相親しむところの隣保生活が組織化され、部落會・町内會の活動が強化され、全國民が漏れなく國家活動に動員されるのである。

隣保班は十戸内外の隣接戸數を以て組織すべきであるが、古來の五人組、十人組等の舊慣中尊重すべきものはなるべくこれを採り入れることとし、又家庭防空隣保組織は此の隣保班に統合す



ることとしたのである。隣保班の構成は隣保協力の見地から地理的關係に従つて定むべきであるが、その範圍内に於ては住民の職業關係をも合せて考慮に加へる必要がある。

隣保班には代表者(名稱適宜)を置くこととする。代表者の選任は班員の推薦、互選、輪番等適宜とする。

隣保班も部落會・町内會同様の趣旨の下に、常會を開催すべきである。殊に部落常會・町内常會が隣保班代表者の常會である場合は、隣保班常會は重大性を有する。隣保班にあつても必要があれば中間聯合組織を設け得るが、部落會・町内會を全區域とする聯合組織は固よりこれを認めない。

### 五 運 營

#### 1 部落會と町内會の統轄指導

部落會・町内會は市町村を内部的に構成する下部組織たるものであるから、その活動は當然市

町村長の統轄指導下に置かるべきものであり、またその組織を通じて市町村全住民が一體的結合に組織され、市町村の融合統一が實現されなければならない。従つて部落會・町内會の活動は市町村の統一を害しない範圍に、その限界を持つべきものである。

また部落會・町内會は全住民を構成分子とする地域組織であるから、その活動は常に全住民の積極的協力を基礎とすべきものである。部落會・町内會が一部役員又は有志等の少數者の手によつて私され、また不純な政治運動に利用され、全住民の關心から遊離し、その信用を失墜するやうなことは、その本質を没却するものであつて、その運営に當り最も嚴戒を要するところである。次に部落會・町内會が市町村の補助組織として活用されるに當り、徒らに必要な度を超えてその委託事務を増大し、その事務的負擔を過重ならしめることは、部落會・町内會の本来の自主的活動機能を減殺する虞れがあるから、この點市町村當局者は深甚の考慮を要する。更に部落會・町内會の會計事務については會費の徴收を合理化し、冗費を節約して住民が負擔過重に陥ることを防止し、またその取扱については一層自主的監督方法を強化徹底すると共に、市町村長に於ても隨時必要な監督措置を講ずることとし、會の信用の保持と住民の負擔の保護を圖るべきで

## 2 常會の運営

ある。

部落會・町内會・隣保班がよくその使命を達成し得るや否やは、常會の運用如何に俟つ所が多  
大であるから、常會の運営と指導には格段の努力が拂はねばならない。そもく常會は我が國  
古來の自治慣習に由來し、我が國固有の自治精神に立脚するものであつて、その本義は和衷協同  
の精神的結合を前提とする隣保協同社會に於ける全住民の集會たることに在る。常會の開設は、  
かやうな舊い慣習と美風が眞に現代にその生命を活かし、新しい時代に適應する如く運営され  
なければならぬ。即ち常會の開催に當つては住民相互の和衷協同を前提とし、十分意思の流通  
を圖つて懇談裡に協議を遂げるべきであり、また常會を通じ住民相互の教化啓蒙と切磋琢磨によ  
つて、物心兩面に亘る住民生活の充實向上が圖られ、上意下達、下情上通が圓滑に調整され、ま  
た各種の實行申合せにより、住民の協同實踐が自律的に確保されなければならない。又常會を通  
ずる上意下達に當つては形式に墮せず、下情上通に當つては放恣に流れず、精神主義にのみ偏つ  
て住民の實生活を遊離することなく、また物質主義に傾いて精神的協和を缺くが如きことのない

やう、常に住民生活の實際に即し永續性を有する健全明朗な運営が圖られねばならない。かくし  
て常會は眞に住民練成の道場たり、國民活動の源泉たる意義を全うし得るのである。

## 3 各種團體との關係

部落會・町内會は地域的綜合組織として、地域内のあらゆる公共的機能を達成すべき綜合目的  
を持つものであるから、その活動は、産業、經濟、教化、警防、保健、衛生、社會施設その他時  
局關係事務等住民の共同生活に關聯する各般の事項に亘るべきものである。従つて必要に應じ、  
部落會・町内會の組織に各種の部制を設ける等の方法によつて區域内各種團體の機能の統合を圖  
るべきである。

市町村に濫立する各種團體自體の廢合の問題は、別途に考究しなくてはならないが、これがた  
めには先づ部落會及び町内會に於て可及的に實質的統合を圖ることとし、これによつて部落會・  
町内會の活動を一元的に強化すべきである。殊に純農村に於ける部落會と部落農業團體との關係  
に於ては兩者の區域を統一し、人的組織の結合を圖り常會を共通ならしめる等、その調整を圖る  
ことが最も緊要である。





#### 4 中堅指導者の育成

部落會・町内會の運営の如何は一に指導者の適否に存するといつてよいから、その内部的指導力の充實を圖るため中堅指導者の育成訓練に努めることが緊切である。これがためには、區域内の信望ある指導的人物を積極的にその活動に参加協力せしめること、また青壯年層より自覺ある活動分子を育成訓練することが必要である。内務省に於ては今回國費の助成により道府縣を中心として部落會・町内會の中堅人物の計畫的育成訓練を圖ることとしたのである。

110

### 六 市町村常會

#### 1 市町村常會の構成

市町村(六大都市にあつては區)に市町村常會(六大都市の區にあつては區常會)を設置する。その構成員は市町村長(六大都市の區常會は區長)を中心とし、部落會長又は町内會長(町内會聯合會あるときはその會長を以て代へる)及び市町村内各種團體代表者その他適當なる者である。

115

が、この「適當なる者」は關係官公吏、市區町村會議員、學校職員及び學識經驗者等の中から選任することが出来る。各種團體代表者その他適當なる者の選任の範圍は、なるべくこれを限定し會の構成を可及的少數とし、會議の形式化を防止すべきである。構成員の選任者は市町村長である。

#### 2 市町村常會の任務

市町村常會は、市町村の綜合協議機關として、市町村に於ける各種行政の綜合的運営を圖り、その他市町村の綜合目的を達成するため必要な各般の事項を協議するを以てその任務とする。市町村は本來その全住民生活を包攝する綜合的な行政團體でなければならない。しかるに實際に於て市町村には幾多の團體が発生し、市町村の行政は從來よりもすれば法律自治の範圍に終始する觀を呈し、住民の實生活と遊離する傾向を生じてゐる。又今日では市町村民の生活は、すべて國民生活として國家目的に即し規律せらるべきものである。今回市町村に市町村常會を設置したのは、その統制下に部落會・町内會等の下部組織と市町村内の各種團體を置いて市町村の綜合指導力を強化し、市町村の行政を眞に住民生活に即應せしめると共に、市町村全住民を國家目的

111

の進行に協力せしめんとするに外ならない。市町村常會はかやうな市町村の綜合協議機關であるから、法律上の權限に基づき市町村の意思決定の議決機關たる市町村會とは、自らその性質と任務を異にするものである。而して市町村常會はその使命遂行に當り、行政の綜合的企畫の樹立とその實行上の連絡、各種團體相互間の連絡調整、部落會又は町内會に對する指導連絡等を圖るに十分活用せらるべきものである。なほ市町村常會は少くとも毎月一回開催することを適當とする。

### 3 市町村内各種委員會の統合

市町村常會の設置により従來市町村に設置された自治振興委員會又は選挙修正委員會等はこれを廢止することとし、その任務は市町村常會に於てこれを統合繼承せしめることとした。その他市町村に設置されたる各種の委員會にして統合し得るものはこの際成るべく實質上これを市町村常會に統合し、市町村常會の綜合的機能を發揮せしめることとなつた。

## ひ す び

以上部落會・町内會等の整備と運営に關し概略の説明を終つたが、要するにこれ等の隣保協同組織は法律的な權義觀念を以て運営さるべきものではなく、また形の上の整備のみを以て満足すべきものではない。國民が擧つて國家奉公の至誠に燃え、眞に職業や階級の障壁を超えて協同生活の眞義に徹底し、自らその育成に當るに至つて始めてその潑刺たる活動が促進されるものとする。この組織が眞に國家の要求に適合し、國內新趨勢に即應して重大なる使命を果し得るや否やは、正に今後の育成に對する國民の熱意如何に懸るものといはなければならぬ。



(附 錄)

內務省訓令第十七號

廳 府 縣

隣保團結ノ精神ニ基キ市町村內住民ヲ組織結合シ萬民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムル爲左ノ要領ニ依リ部落會町內會等ヲ整備セントス仍テ之方實績ヲ舉グルニ努ムベシ

昭和十五年九月十一日

內務大臣 安井 英二

部落會町內會等整備要領

第一 目 的

一、隣保團結ノ精神ニ基キ市町村內住民ヲ組織結合シ萬民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ

遂行セシムルコト

二六

- 二、國民ノ道德的鍊成ト精神的團結ヲ圖ルノ基礎組織ヲラシムルコト
- 三、國策ヲ汎ク國民ニ透徹セシメ國政萬般ノ圓滑ナル運用ニ資セシムルコト
- 四、國民經濟生活ノ地域的統制單位トシテ統制經濟ノ運用ト國民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト

第二組 織

一、部落會及町内會

- (一) 市町村ノ區域ヲ分チ村落ニハ部落會、市街地ニハ町内會ヲ組織スルコト
- (二) 部落會及町内會ノ名稱ハ適宜定ムルコト
- (三) 部落會及町内會ハ區域内全戸ヲ以テ組織スルコト
- (四) 部落會及町内會ハ部落又ハ町内住民ヲ基礎トスル地域的組織タルト共ニ市町村ノ補助的  
下部組織トスルコト
- (五) 部落會ノ區域ハ行政區其ノ他既存ノ部落的團體ノ區域ヲ斟酌シ地域的協同活動ヲ爲スニ

18

適當ナル區域トスルコト

- (六) 町内會ノ區域ハ原則トシテ都市ノ町若クハ丁目又ハ行政區ノ區域ニ依ルコト但シ土地ノ狀況ニ應ジ必ズシモ其ノ區域ニ依ラザルコトヲ得ルコト
- (七) 必要アルトキハ適當ナル區域ニ依リ町内會聯合會ヲ組織スルコトヲ得ルコト
- (八) 部落會及町内會ニ會長ヲ置クコト會長ノ選任ハ地方ノ事情ニ應ジ從來ノ慣行ニ從ヒ部落又ハ町内住民ノ推薦其ノ他適當ノ方法ニ依ルモ形式的ニハ勸クトモ市町村長ニ於テ之ヲ選任乃至告示スルコト
- (九) 部落會及町内會ハ必要ニ應ジ職員ヲ置キ得ルコト
- (一〇) 部落會及町内會ニハ左ノ要領ニ依ル常會ヲ設クルコト
- (イ) 部落常會及町内常會ハ會長ノ招集ニ依リ全戸集會スルコト但シ區域内隣保班代表者ヲ以テ區域内全戸ニ代フルコトヲ得ルコト
- (ロ) 部落常會及町内常會ハ第一ノ目的ヲ達成スル爲物心兩面ニ亙リ住民生活各般ノ事項ヲ協議シ住民相互ノ教化向上ヲ圖ルコト

二七

二八  
二、隣保班  
(ハ) 部落會及町内會區域内ノ各種會合ハ成ルベク部落常會及町内常會ニ統合スルコト

(一) 部落會及町内會ノ下ニ十戸内外ノ戸數ヨリ成ル隣保班(名稱適宜)ヲ組織スルコト

(二) 隣保班ノ組織ニ當リテハ五人組、十人組等ノ舊慣中存重スベキモノハ成ルベク之ヲ採リ入ルコト

(三) 隣保班ハ部落會又ハ町内會ノ隣保實行組織トスルコト

(四) 隣保班ニハ代表者(名稱適宜)ヲ置クコト

(五) 隣保班ノ常會ヲ開催スルコト

(六) 必要アルトキハ隣保班ノ聯合組織ヲ設クルコトヲ得ルコト

三、市町村常會

(一) 市町村(六大都市ニ在リテハ區以下同ジ)ニ市町村常會(六大都市ノ區ニ在リテハ區常會以下同ジ)ヲ設置スルコト

(二) 市町村常會ハ市町村長(六大都市ノ區ニ在リテハ區長)ヲ中心トシ部落會長、町内會長

又ハ町内會聯合會長及市町村内各種團體代表者其ノ他適當ナル者ヲ以テ組織スルコト

(三) 市町村常會ハ市町村内ニ於ケル各種行政ノ綜合的運営ヲ圖リ其ノ他第一ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル各般ノ事項ヲ協議スルコト

(四) 市町村ニ於ケル各種委員會等ハ成ルベク市町村常會ニ統合スルコト

### 部落會町内會等ノ整備指導ニ關スル件依命通牒

(昭和十五年九月十一日內務省發地第  
九一號 各地方長官宛內務次官通牒)

本日內務省訓令第十七號ヲ以テ部落會町内會等ノ整備ニ關シ訓令相成候處之ガ整備並ニ指導ニ付テハ左記各號ノ事項ニ留意シ其ノ實効ヲ擧グルニ遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一、部落會、町内會及隣保班ノ整備ニ付テハ其ノ目的ヲ充分徹底セシメ住民ノ理解ト協力ヲ促シ形式的整備ニ墮スルコトナキヤウ留意スルノ外左ノ方針ニ依ラシムルコト

- (一) 既に部落會、町内會又ハ隣保班ノ設置ヲ見ケル場合ト雖モ其ノ區域、構成等不適當ナルトキハ所定ノ方針ニ從ヒ必要ナル再編成ヲ爲スコト
- (二) 部落會、町内會及隣保班ノ名稱ハ適宜ナルモ少クトモ其ノ本旨ヲ示スモノタルコト
- (三) 部落會及町内會ノ區域ヲ定ムルニ當リテハ併セテ區域内ノ戶數ヲモ考慮ニ加フルコト
- (四) 行政區其ノ他部落又ハ町内ヲ單位トスル各種團體ノ區域ヲ部落會又ハ町内會ノ區域ト一致セシムルヤウ整理統一スルコト
- (五) 町内會聯合會ハ市(六六都市ニ在リテハ區)町村ノ區域内町内會數多數ナル場合必要ニ應ジ組織スルコトヲ得ルモ市(六六都市ノ區ヲ含ム)町村ヲ全區域トスル町内會聯合會ノ組織ハ之ヲ認メザルコト
- (六) 部落會及町内會ノ會長ハ區域内ノ指導的人物ニシテ其ノ運營ニ專念シ得ル者ヲ力メテ選任スルコト
- (七) 部落會又ハ町内會ノ區域ガ行政區ノ區域ト一致スル場合ニ在リテハ區長ヲ以テ部落會長又ハ町内會長トスルコト

- (八) 部落會及町内會ニハ特ニ必要アル場合ノ外ハ役員ヲ置カザルコト
  - (九) 部落會及町内會ヲ區域内隣保班代表者ノミノ集會トスルハ區域内ノ戶數多數ニシテ全戸ヲ集會セシムルニ適セザル場合ノミニ限定スルコト
  - (一〇) 隣保班ノ組織ニ當リテハ地理的關係ノ外住民ノ職業關係ヲモ併セテ考慮スルコト
- 二、部落會、町内會及隣保班ノ運營ニ付テハ左ノ方針ニ依ラシムルコト
- (一) 部落會及町内會ハ市町村長ノ統轄下ニ之ヲ置キ市町村内ノ融合統一ニ留意スルコト
  - (二) 部落會及町内會ハ其ノ本旨ニ從ヒ常に區域内全住民ノ積極的協力ヲ促シ一部少數者ノ利用ニ委スルガ如キヲトナキヤウ注意スルコト
  - (三) 部落會及町内會ハ市町村ノ補助的下部組織トシテ市町村トノ緊密ナル連絡ノ下ニ必要ナル任務ヲ遂行セシムルコト但シ之ガ爲其ノ事務的負擔ヲ過重ナラシムルコトナキヤウ留意スルコト
  - (四) 部落會及町内會ノ活動内容ハ産業、經濟、教化、養防、保健衛生、社會施設其ノ他時局關係事務等住民ノ共同生活ニ關聯スル各般ノ事項ニ亘ルモノナルヲ以テ必要ニ應ジ部落會

及町内會ノ組織ニ部制ヲ設クル等ノ方法ニ依リ區域内各種團體ノ統合ヲ圖ルコト

(五) 部落會、町内會及隣保班ハ時局下ニ於ケル必要物資ノ増産、供出、配給及消費ノ規正等  
統制經濟ノ運用ニ付必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト

(六) 部落常會及町内常會ハ少クモ毎月一回之ヲ開催スルコト

(七) 部落會、町内會及隣保班ハ夫々常會ヲ適切ナル運用ニ依リ始メテ其ノ使命ヲ達成シ得ル  
モノナルニ因リ常會ヲ指導ニ格段ノ努力ヲ拂フコト

(八) 部落會及町内會ノ指導力ヲ充實スル爲中堅指導者ノ育成訓練ニ努ムルコト

(九) 部落會及町内會ノ會費ノ徴收ハ合理的基準ニ依ルコトトシ徒ニ住民ノ負擔ヲ過重ナラシ  
メザルヤウ留意スルコト

(一〇) 部落會及町内會ノ會計事務ニ付テハ自主的監督方法ヲ採ルト共ニ隨時市町村長ニ於テ  
必要ナル監督的措置ヲ講ズルコト

(一一) 部落會、町内會及隣保班ニ對スル各種行政ノ趣旨徹底ニ當リテハ力メテ平易ナル周知  
方法ヲ講ズルコト

三、市町村常會(六大都市ノ區ニ在リテハ區常會以下同シ)ノ設置ニ付テハ左ノ方針ニ依ラシム  
ルコト

(一) 市町村常會ノ構成員ハ市町村長(六大都市ノ區ニ在リテハ區長)ニ於テ之ヲ選任スルコ  
ト

(二) 市町村常會ノ構成員ハ部落會長、町内會長又ハ町内會聯合會長及各種團體代表者ノ外關  
係官公吏、市町村會議員(市制第六條ノ區ニシテ區會ヲ設クルモノニ在リテハ區會議員)、  
學校職員及學識經驗者等ノ中ヨリ選任スルコトヲ得ルモ其ノ範圍ハ成ルベク少數トスルコ  
ト

(三) 市町村常會ハ市(六大都市ニ在リテハ區以下同シ)町村内各種行政ノ綜合的運營ニ必要  
ナル企劃及實行上ノ連絡、市町村及市町村内各種團體相互間ノ連絡調整並ニ市町村ト部落  
會又ハ町内會トノ緊密ナル連絡ヲ圖ルニ之ヲ活用スルコト

(四) 市町村常會ハ少クモ毎月一回之ヲ開催スルコト

(五) 市町村ニ於ケル既設ノ自治振興委員會、選舉肅正委員會等ハ之ヲ廢止スルコト

常會ノ社會教育の活用並ニ指導ニ關スル件

(昭和十五年十月十五日發社第三九) 五號 各地方長官宛文部次官通牒

今般内務省訓令第十七號ヲ以テ部落會、町内會等ノ整備ニ關シ訓令相成タル處各種常會ノ活用ハ社會教育ノ組織網トシテ社會教育ノ徹底ヲ圖ル爲最モ有効適切ナル方途タルノミナラス常會ガ常ニ潑刺タル自發性ト實踐性トヲ保持シ其ノ本來ノ機能ヲ全ウスル爲ニモ常會内ニ於ケル相互教化ノ精神ヲ常ニ確保昂揚スルコトヲ必要トスルヲ以テ常會ノ社會教育の活用並ニ指導ニ付テハ今後一層關係方面トノ聯絡ヲ緊密ニシ其ノ實ヲ舉ゲラルル様御配意相成度 追而右ハ内務省ト打合濟ニ付爲念中添フ

隣保班ト家庭防空隣保組織トノ關係ニ關スル件

(昭和十五年十一月五日計第六三七二號各) 地方長官宛計畫、警保、地方各局長通牒

本年九月十一日付内務省訓令第十七號「部落會町内會等整備要領」並ニ同日付内務省發地第九一號「部落會町内會等ノ整備指導ニ關スル件」依命通牒ト客年八月二十四日付内務省發地第一〇八號「家庭防空隣保組織ニ關スル件」依命通牒トノ關係ニ付テハ左記ノ通取扱方針決定相成候條 御了知相成度

記

- 一、家庭防空隣保組織ハ今回ノ内務省訓令第十七號(以下單ニ訓令ト稱ス)隣保班ノ組織ニ統合セシムルコト但シ防空活動ニ關シテハ「家庭防空隣保組織ニ關スル件」依命通牒(同日付計第五四五號防空課長、警務課長通知ヲ含ム)ニ依リ指導スルコト
- 二、隣保班ノ組織ニ當リテハ特ニ防空活動ニモ支障ヲ生ゼザルヤウ考慮シ既存ノ家庭防空隣保組



織中適當ナルモノハ之ヲ存重シ不適當ナルモノハ再編成ヲ爲スコト

三、隣保班ノ名稱ハ訓令ノ趣旨ニ依リ適宜之ヲ定ムルコト

四、防空ニ關スル隣保班ノ育成ハ訓令ノ趣旨ニ基キ成ルベク市町村長之ニ當ルコト

家庭防空隣保組織要綱第四第一項但書ニ依リ警察(消防)署長隣保班ノ育成ヲ爲ス場合ニ於テモ市町村長ハ隣保班ノ一般的統轄ノ立場ニ在ルヲ以テ總括的事項ニ付テハ關係市町村長ト連絡協議シ之ヲ爲スコト

方面委員制度ト部落會、町内會等トノ關係ニ  
關スル件依命通牒

(昭和十五年十一月七日發社第一六五號各地方長  
官宛厚生省社會局長、內務省地方局長依命通牒)

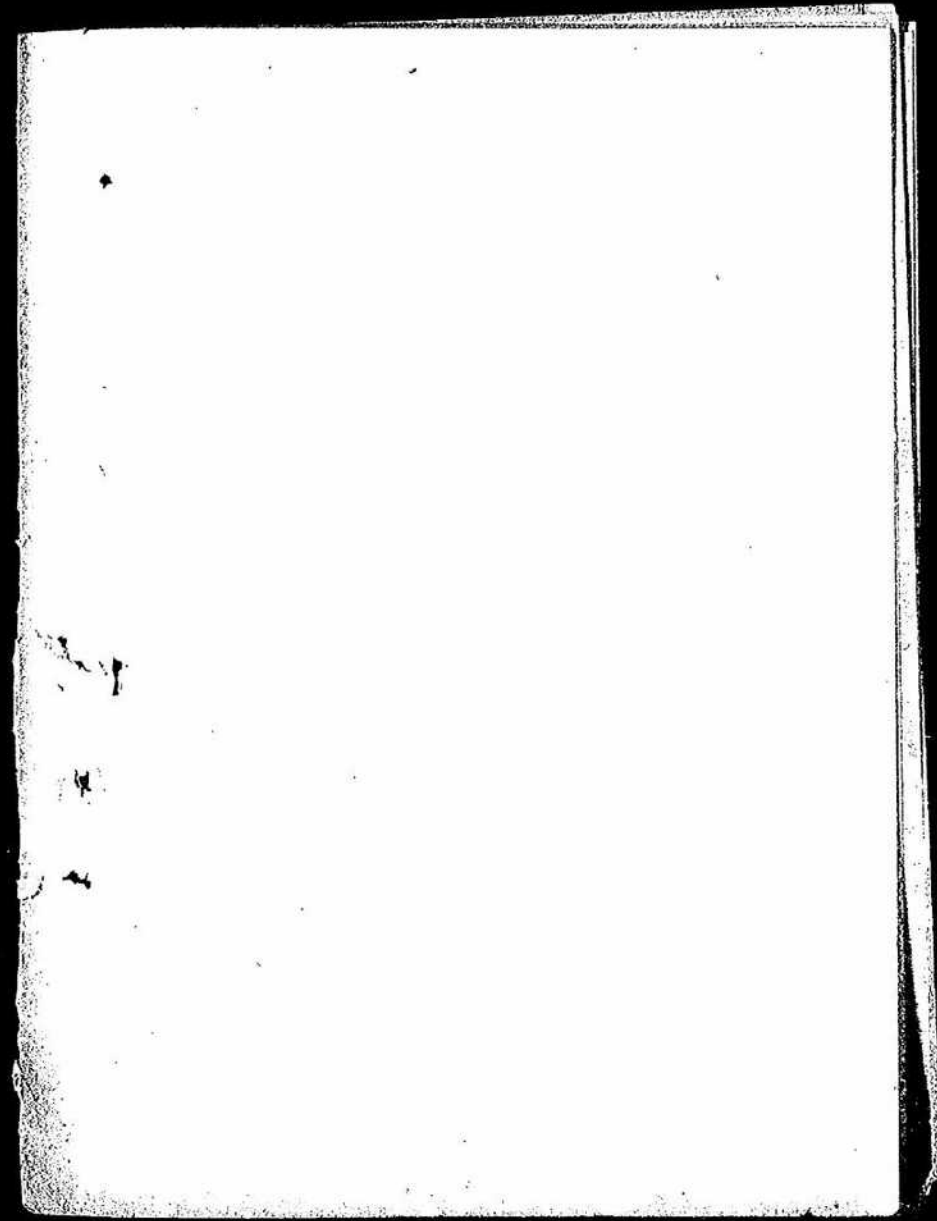
時局下扶掖ヲ要スル者ノ現状ニ鑑ミ方面委員制度ノ機能ヲ愈々發揮スベキハ勿論ナル處九月十日內務省訓令第十七號ヲ以テ部落會、町内會等ノ整備ニ關スル件訓令相成候ニ付テハ方面委員

ノ任務遂行ニ當リ部落會、町内會等ト常ニ緊密ナル聯繫ヲ保ツノ要アルヲ以テ之等部落會、町内會等ノ幹部組織ニ方面委員ヲ加ハラシムル等適宜ノ方途ニ依リ兩者ノ有機的聯絡ヲ圖ルニ萬遺憾ナキヲ期セラレ度

(代譯)

內務省地方局內

自治振興中央會



辰敷第228號

昭和十五年十月十五日

381802

各支廳長殿  
各市、區、町、村長殿  
各小學校長殿  
各青年學校長殿

東京府總務部長  
東京府學務部長  
東京府經濟部長

町會部落會及隣組整備運管ニ關スル件

本日府訓令第二十七號ヲ以テ標記ノ件訓令相成候處左ノ各項ノ要領ニ依リ之ガ整備運管ヲ圖リ其ノ實効ヲ收ムルニ遺憾ナキヲ期セラレタク尙既設ノモノニ就キテモ此ノ際其ノ組織運管ニ再檢討ヲ加ヘテ必要ナル改善ヲ施シ以テ洩レナク本訓令ノ趣旨ニ合致スル様措置相成度此段依命及通牒候也

町會、部落會及隣組整備運管要領

町會（町制施行ノ町ニ在リテハ町内會以下同ジ）部落會及隣組ノ整備ニ就テハ其目的ヲ充分ニ徹底セシメ住民ノ理解ト協力トヲ促シテ洩レナク之ガ整備ヲナサシメ形式的整備ニ墮スルコトナキヤウ留意スルノ外左ノ方針ニ據

1.

一

- 一 町會・部落會及隣組ノ區域ヲ定ムルニ當リテハ區域内ノ戶數其ノ他地理的經濟的關係ヲモ考慮スルコト
- 二 行政區其ノ他町内又ハ部落ヲ單位トスル各種團體ノ區域ヲ町會又ハ部落會ノ區域ト一致セシムル様整理統一スルコト
- 三 町會聯合會ハ市(東京市ニ在リテハ區)町村ノ區域内町會多數ナル場合ハ必要ニ應ジ組織スルコトヲ得ルモ市(東京市ノ區ヲ含ム)町村ヲ全區域トスル町會聯合會ノ組織ハ認メザルコト
- 四 町會及部落會ノ會長ハ區域内ノ指導的人物ニシテ其ノ運営ニ專念シ得ル者ヲ力メテ選任スルコト
- 五 町會又ハ部落會ノ區域ガ行政區ノ區域ト一致スル場合ニ在リテハ區長ヲ以テ町會長又ハ部落會長トスルコト
- 六 町會及部落會ニハ特ニ必要アル場合ノ外ハ役員ヲ置カザルコト
- 七 町常會及部落常會ヲ區域内隣組代表者ノミニ集合トスル場合ハ區域内戶數多數ニシテ全戸ヲ集會セシムルニ適當セザル場合ノミニ限定スルコト
- 八 町會、部落會及隣組ハ市區町村長ノ統轄下ニ之ヲ置キ市區町村ノ融合統一ニ留意スルコト
- 九 町會、部落會及隣組ハ其ノ本旨ニ鑑ミ區域内全住民ノ積極的協力ヲ促シ一部少數者ノ利用ニ委スル如キ事ナキ様注意スルコト

- 十 町會及部落會ハ市區町村ノ補助的下部組織トシテ市區町村トノ緊密ナル連絡ノ下ニ必要ナル任務ヲ遂行セシムルコト但シ之ガ爲メ其ノ事務的負擔ヲ過重ナラシムル事ナキ様留意スルコト
- 十一 町會及部落會ノ活動内容ハ産業・經濟・教化・警防・保健・衛生・社會施設・其ノ他時局關係事務等住民ノ共同生活ニ關聯スル各般ノ事項ニ亘ルモノナルヲ以テ必要ニ應ジ町會及ビ部落會ノ組織ニ部制ヲ設クル等ノ方法ニ依リ區域内各種團體ノ統合ヲ圖ルコト
- 十二 町會、部落會及隣組ハ時局下ニ於ケル必要物資ノ増産・供出・配給及消費ノ規正等統制經濟ノ運用ニ付キ必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト
- 十三 町會 及部落會ハ其ノ機能ヲ發揮スル爲メ常會ヲ設定シ毎月一回以上之ヲ開催スルコト
- 十四 町會、部落會及隣組ハ夫々常會ノ適切ナル運営ニ依リ始メテ其ノ使命ヲ達成シ得ルモノナルニ依リ常會ノ指導ニ格段ノ努力ヲ拂フコト
- 十五 市町村常會(東京市ニ在リテハ區常會以下同ジ)ハ町會長、部落會長又ハ町會聯合會長ヲ以テ構成シ尙各種團體代表者・關係官吏・市區町村會議員・學校職員・警察官及學識經驗者等ノ中ヨリ市町村長ノ選任シタル者ヲ加フルコトヲ得但シ其ノ範圍ハ成ルベク少數トスルコト
- 十六 市町村常會ハ市(東京市ニ在リテハ區以下同ジ)町村内各種團體相互間ノ連絡調整並ニ町會又ハ部落會ノ指導連絡ヲ圖ルニ之ヲ活用スルコト



- 十七 町會及部落會ノ指導力ヲ充實スル爲メ中堅指導者ノ育成訓練ニ努ムルコト
- 十八 町會及部落會ノ會計事務ニ就テハ自主的監督方法ヲ探ルト共ニ隨時市町村長ニ於テ必要ナル監督的措置ヲ講ズルコト
- 十九 市町村ニ於ケル既存ノ自治振興委員會選舉肅正委員會等ハ之ヲ廢止スルコト

四

◎東京府訓令第二十七號

自治制々定以來茲ニ五十有餘年府下市町村ハ克ク自治ノ本義ヲ體シ市制及町村制ノ條章ニ則リ之ガ經營ニ當リ殊ニ今次事變勃發以來隣保團結ノ精神ニ基キ汎ク町會・部落會及隣組ヲ結成シテ之ガ機能ノ發揮ニ努ム然レドモ時局ノ前途ハ遠ニ測リ難ク國內ノ新體制ヲ確立シテ大東亞ニ於ケル新秩序ヲ建設セザルベカラザルノ秋、町會・部落會及隣組ノ使命亦益重大ヲ加フ仍テ愈市區町村內全住民ノ組織ヲ整備シテ一圓融合ノ精神ヲ發揮シ上意ヲ下達シ下情ヲ上達シ以テ萬民翼贊ノ實ヲ舉ゲンコトヲ期セザルベカラズ

釐穀ノ下其ノ局ニ當ルモノ須ラク時運ノ推移ニ鑑ミ協心戮力左ノ要領ニ據リ其ノ整備運営ニ格段ノ力ヲ致シ以テ地方共同ノ任務ノ遂行ニ遺憾ナキヲ期スベシ

昭和十五年十月十五日

支 廳 市 役 所  
 區 役 所  
 町 村 役 場

東京府知事 岡 田 周 造

第一目 的

- 一、隣保團結ノ精神ニ基キ市區町村內住民ヲ組織結合シ萬民翼贊ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムルコト
- 二、府民ノ道德的鍊成ト精神的團結ヲ圖ルノ基礎タラシムルコト

三、國策ヲ汎ク府民ニ徹底セシメ國政萬般ノ圓滑ナル運用ニ資セシムルコト  
四、國民經濟生活ノ地域的統制單位トシテ統制經濟ノ運用ト府民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト

### 第二組 織

#### 一、町會及部落會

- (一) 市町村ノ區域ヲ分チ市街地ニハ町會(町制施行ノ町ニ在リテハ町内會トス以下同ジ)村落ニハ部落會ヲ組織スルコト
- (二) 町會及部落會ノ名稱ハ成ルベク地名ヲ冠スルコト
- (三) 町會及部落會ハ區域内全戸ヲ以テ組織スルコト但シ法人・學校・病院・工場等ニアリテハ管理者等ヲ代表者トシテ會員タラシムルコト
- (四) 町會及部落會ハ町内又ハ部落住民ヲ基礎トスル地域的組織タルト共ニ市區町村ノ補助的ノ下部組織トスルコト
- (五) 部落會ノ區域ハ行政區其ノ他既存ノ部落的團體ノ區域ヲ斟酌シ地域的協同活動ヲ爲スニ適當ナル區域トスルコト
- (六) 町會ノ區域ハ原則トシテ都市ノ町若ハ丁目又ハ行政區ノ區域ニ依ルコト但シ土地ノ狀況ニ應ジ必ズシモ其ノ區域ニ依ラザルコトヲ得ルコト
- (七) 必要アルトキハ適當ナル區域ニ依リ町會聯合會ヲ組織スルコトヲ得ルコト
- (八) 町會及部落會ニ會長ヲ置クコト會長ハ町又ハ部落住民ノ推薦等ノ方法ニ依リ市町村長ニ於テ之ヲ選任シ告示スルコト
- (九) 町會及部落會ハ必要ニ應ジ職員ヲ置クコトヲ得ルコト

#### (十) 町會及部落會ニハ左ノ要領ニ依ル常會ヲ設クルコト

- (イ) 町常會及部落常會ハ會長ノ招集ニ依リ戸全集會スルコト但シ區域内隣組代表者ヲ以テ區域内全戸ニ代ルコトヲ得ルコト
- (ロ) 町常會及部落常會ハ第一ノ目的ヲ達スル爲メ物心兩面ニ亘リ住民生活各般ノ事項ヲ協議シ住民相互ノ教化向上ヲ圖ルコト
- (ハ) 町會及部落會區域内ノ各種會合ハ成ルベク町常會及部落常會ニ統合スルコト

#### 二、隣組

- (一) 町會及部落會ノ下ニ十戸内外ノ戸數ヨリ成ル隣組ヲ結成スルコト但シアパート貸事務所等ニシテ五世帯以上ヲ收容スルモノモ隣組ヲ結成スルコト
- (二) 隣組ノ組織ニ當リテハ五人組・十人組等ノ舊慣中存重スベキモノハ成ルベク之ヲ採リ入ルルコト
- (三) 隣組ノ配置分合ヲ爲サントスルトキハ關係住民ノ意見ヲ徵シ市町村長(東京市ニ在リテハ區長)之ヲ定ムルコト
- (四) 隣組ハ町會又ハ部落會ノ隣保實行組織トスルコト
- (五) 隣組ハ何々隣組ト稱シ代表者タル組長ヲ置クコト
- (六) 隣組ハ第一ノ目的ヲ達スル爲メ常會ヲ開催スルコト
- (七) 必要アルトキハ隣組聯合組織ヲ設クルコトヲ得ルコト

#### 三、會費

町會及部落會ノ會費ノ徵收ハ合理的の基準ニ依ルコトトシ努メテ住民ノ負擔ヲ過重ナラシメザル様留意スルコト

#### 四、市町村常會

6.

- (一) 市町村(東京市ニ在リテハ區以下同シ)ニ市町村常會(東京市ニ在リテハ區常會以下同シ)ヲ設置スルコト
- (二) 市町村常會ハ市町村長(東京市ニ在リテハ區長)ヲ中心トシ町會長又ハ町會聯合會長部落會長及市町村內各種團體代表者其ノ他適當ナルモノヲ以テ組織スルコト
- (三) 市町村常會ハ市町村內ニ於ケル各種行政ノ綜合的運營ヲ圖リ其ノ他第一ノ目的ヲ達成スル爲メ必要ナル各般ノ事項ヲ協議スルコト
- (四) 市區町村ニ於ケル各種委員會等ハ成ルベク市町村常會ニ統合スルコト

四



381803 a

17片

昭和十六年三月

# 隣組常會の彙

東京市役所

隣組常會の葉

目次

東京市告諭  
 紀元二千六百年の帝都自治記念日に際し  
 七百萬東京市民諸君に告ぐ  
 東京市隣組常會指導方針  
 一 はしがき  
 二 常會の意義と目的  
 三 常會の意義  
 四 常會とは何か  
 五 常會の目的  
 六 時局認識—相互救化—隣保相扶の  
 美風の涵養—上意下達、下情上通—各  
 種團體の會合の調整  
 七 常會の種類  
 八 一般常會と特殊常會  
 九 一般常會の種類—市常會—區常會  
 十 町會常會—隣組常會  
 十一 常會の體系圖

四 常會の運営  
 一 日時—場所—出席範圍—司會者  
 二 進行順序—實施上の注意  
 三 隣組常會の開き方  
 四 運営の一  
 一 儀禮—通達報告—協議懇談—申  
 合せ—體験研究の發表—講話—和樂  
 因會  
 二 運営の二  
 一 開會前の注意—座席の作り方—常  
 會記録—經費  
 三 運営の三  
 一 開催度數—出席者督促—常會即實  
 生活—協議申合せは組員總納得—發言  
 上の注意—常會は淨會たらしめよ  
 二 常會の沿革  
 三 幸こち

七 結び

紀元二千六百年の帝都自治記念日  
 に際し七百萬東京市民諸君に告ぐ

東京市民が七百萬一心となり新體制の下に忠誠を捧げるには町會ならびに隣組の眞剣な奉仕が何よりも大切であります。幸に本市町會隣組は市民諸君の御協力によつて立派に整備され常會の開催も旺んになり市民親しく相會し友誼を厚くすると共に戦時下市民生活の實踐について篤と話し合ひ直ちに之を實行に移して日夜國策遂行に遺憾なきを期して居ります。ことは寔に意を強くするに足ります。

今や世局は日と共に急轉して皇國の地歩益々更張を要するの秋であります。全市一齊に町會ならびに隣組の常會開催を勵行し全隣歩調を揃へ榮譽ある帝都市民として大政翼賛の重任を完うすることが最大の務めでありませう。どうぞ此の際それぞれの情勢に應じて最善の工夫をこらし常會の發達に力を致されんことを切望いたします。

昭和十五年十月一日

東京市長 大久保留次郎



東京市隣組常會の指導方針

- 一、隣組常會は組員の皇道精神鍊成の道場としてその運営を期すること
- 二、隣組常會は上意下達下情上通の基底協議體としてその運営を期すること
- 三、隣組常會は帝都市民の日常生活に於ける公益優先隣保相扶の精神を昂揚醇化することを目標としその運営を期すること
- 四、隣組常會は隣組員の總意に基き申合せをなしこれを實踐躬行せしむる様その運営を期すること
- 五、隣組常會はこれを市民生活と融合一體ならしむる様運営を期すること

隣組常會の葉

市民局町會課

一 はしがき

事變以來町會隣組の活動は益々活潑となつて参りましたが、茲に近衛内閣によつて、新體制が樹立せらるゝや、曩に町會隣組の整備について、内務省の訓令が發せられ、新體制下に於ける國民組織の強力な最下部組織として、町會隣組の使命は愈々重要となつて参りました。そこで、此の町會隣組活動の推進力こそは、近頃漸く盛んになつて來た常會の力に俟たなくてはなりません。ここに、その常會の事について、以下順を追うて説明をする次第であります。

二 常會の意義と目的

常會の意義

——常會とは何か——

常會とは如何なるものか、既に御承知の如く、町會の人や隣組の人が、それぞれ集つて重要なことを相談し合ひ之を申合せの寄合ひのことでありますが、それは單なる寄合でなく、一定の日と時間と場所とを

定めて、定例的に行ふ會合のことです。

### 常會の目的

#### 時局認識

申すまでもなく、現時局は益々深刻となり、多岐複雑となつて來まして、國民は今までの様に、各自に思ひ思ひの生活をしてゐたのでは、到底この難關をのりきることが出来ません。其處で國民は是非共力を合せて、時局に對處して行かねばなりません。それには常會を開いて、國民の總意を以て事に當るために、町會や隣組の人達が、それぞれ一場に集まり、互に膝をつき合せて町會隣組内の事は勿論のこと、修養教化のことや、市區の自治を振興することや、生活刷新のことや、市民防空のことや、國民生活の刷新其の他國民精神總動員運動の全面にわたつて、何でも相談し合ふことが必要なのであります。

#### 相互教化

わたくし達は常に國民としての教養を積んで、自己を反省し其の生活を錬成して時代に遅れないようにして行かねばなりません。世の中が複雑多岐になればなるほど、わたくし達の生活は大抵その日その日に道はれ修業や智識の獲得があるそかになります。こうした生活の中にあつて、近所隣りが月一回なり二回なり集つて、わたくし達お互の實生活から得られた研究なり、體驗なりを發表し合つたり、心の糧となるべき話などを話し合つたりすることは、それだけわたくし達の物心兩面の生活の水準を高めて行くことになり、つまり常會はわたくし達の生活を錬成する相互教化の道場なのであります。

#### 隣保相扶の美風の涵養

次に、わが日本は家族國家であります。即ち國は一家、國民は一家族でありますから、町會が一家、町會員は一家族となり、隣組が一家、隣組員が一家族となるわけです。換言すれば、わたくし達の家族の延長が、隣組となり町會とならねばなりません。田舎の部落は、先祖代々その土地に住み、住民はお互に親しくしてゐますけれども、それでも仲々うまく行かないものです。殊にわが東京のやうな大都市の生活は、各地からの寄合所帯であります。端的に言へば、従來は隣に住んでゐる人ですら、會つてもお互が知らぬ顔してゐる、引越そばをくばつても、それは形式だけとなつて、無愛想な生活をしてゐる人が相當多かつたのであります。けれども、昨今は東京市には、隣組が生まれ、そこへ隣近所を結ぶ隣組同覽板が、廻るようになつてからは、皆様方の隣近所が一層親しみを増し、隣保相扶ける美しい精神が、燃え起つて來ましたが、之は誠に喜ばしいことでもあります。けれども町會や隣組が眞に家庭的な氣持になり家族的な協同生活をやつて行くには、どうしても更に一步進めて常會といふ魂が入らなければなりません。

#### 上意下達、下情上通

更にこれが上意下達下情上通の機關としては、政府の意志や國策については、常會によつて充分話し合ひ國民各個人が充分知らねばなりません。かやうにして、政府の意志を國民に徹底させることが出来ると共に、反面に於ては國民の事情を上通することが出来るのであります。

#### 各種團體の會合の調整

今日では、特に種々な團體が多くなり、夫々の目的のために、會合が非常に多くなつて參りましたが、是

等の會合を一元化し、調整して総合的な會合とする點から見ましても、常會が必要となつて参りました。

### 三 常會の種類

#### 一般常會と特殊常會

常會の種類を市常會、區常會、町會常會、隣組常會といつた一般常會と、役所や會社や工場などで職場を通じて開く様な特殊常會に分けることが出来すが、ここでは一般常會についてのみ述べることに致します。

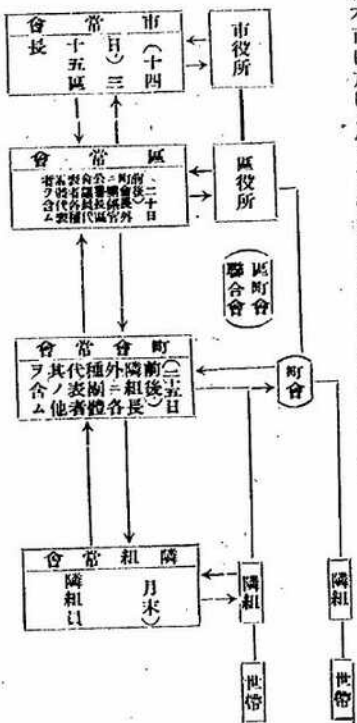
一般常會の種類 — 市常會 — 區常會 — 町會常會 — 隣組常會

先づ常會を、わが東京市では市常會、區常會、町會常會及隣組常會に分ち、常會の體系及開催規程を次のように定めたのであります。

- (一) 市常會 毎月十四日とし區長會を以て之に充てる。
- (二) 區常會 區長は毎月市常會の後二十日前後迄に各區に於て町會、長其の他の會合を催し、市常會で協議せる事項及其の區に於ける實施事項、市に申達すべき事項等につき協議す。
- (三) 町會常會 町會長は毎月區常會の後、二十五日前後迄に各町會に於て隣組長其の他の會合を催し、區常會にて協議せる事項、その町會に於ける實施事項及區に申達すべき事項等につき協議す。
- (四) 隣組常會 隣組長は毎月町會常會の後月末迄に各組に於て組員の會合を催し、町會常會

會にて協議せる事項、並その組に於ける實施事項及町會に申達すべき事項等につき協議す。

ここに本市に於ける常會體系を示せば次の通になります。



### 四 常會の運営

常會に前にも申しましたやうに、日時、場所を定めなければなりません。本市に於ては前述のやうに、市常會は毎月十四日、區常會は二十日前後、町會常會は毎月二十五日前後、隣組常會は毎月末に開く



といふようになつてゐますが、これは市常會で協議懇談されたことを區常會へ移し、更に町會常會、隣組常會へ順次に移して、之れを市民各自の明日の生活に實現せしめる様致して居るのであります。それに市常會、區常會と町會常會、隣組常會との間に、系統的に關係性を持たせ協議懇談によつて決められた事項を速に徹底せしむるには、餘りに日取りが遠くはつきりしてはけませんから、適當な日取りをきめて置くようにしたのであります。次に時間でありますが、夕食後の適當な時刻を見計らつて一時間乃至二時時位がよいのであります。然し始める時間は季節の關係もありしますので、適宜定めて置いて、時間が来たら、きちんと始める習慣にし、閉ぢる時間も厳守して二時間以上にはわたらないようにするのがよいのであります。日時をいつもきちんと定めて置くと、其の日、其の時は常會だからといふことにして、他にとられぬように豫め保留して置けますから、出来るだけ組の習慣をつけることに努力せられたのであります。

場所

常會を開く場所は、町會常會にあつては、町會事務所、學校、寺院、教會、寄席、興行場、浴場等の空いて居る時間に隣組常會にあつては、なるべく各戸輪番に持ち廻りて開くのが望ましいのであります。

出席範圍

出席範圍は、町會常會にあつては前述のやうに、町會長を中心として隣組長が集り、それに必要ある場合は、在郷軍人會、青年團、愛國婦人會、國防婦人會といふやうな團體の代表者を入れて開くのであります。隣組常會にあつては、各世帯から世帯主又は主婦が出席するのでありますが、已むを得ざる場合

は、家族内の話のわかる適當な人が少くとも一人は出席しなくてはなりません。雇人の出席は出来る丈避けて度いものです。

司會者

常會には會の進行とか協議懇談をまとめて行く座長の役目を果たす司會者が必要であります。町會常會にあつては、町會長が司會者となり、隣組常會にあつては、隣組長又は常會に熱心な世話人なるのであります。

進行順序

どんな會を開催するのにも、進行順序が必要であるように、常會にも進行の順序が必要であります。次にその順序の一例を示します。

- 一、開會の挨拶
- 一、遙拜
- 一、黙禱
- 一、國歌斉唱
- 一、市區の通達及報告
- 一、協議懇談申合せ
- 一、講話
- 一、和樂

### 一、閉會の挨拶

これは一例ですが、それぞれの事情に応じて適當に取捨選擇をいたします。

#### — 實施上の注意 —

次に會を進めて行く上の注意すべき點を述べてみます。

- (一) 常會の仕事は一人一役主義であり、一、二の幹部の獨占とならぬようにすること
- (二) みんな發言するようにして、婦人や老人にも心置きなく發言出来るように和かにすること
- (三) 時間を厳守すること
- (四) 常會記録を作成すること
- (五) 経費は簡単な茶菓の程度にとめ、出来るだけ費用はかけぬようにすること

### 五 隣組常會の開き方

以上述べました外特に隣組常會の開き方について、今委しく説明いたすことと致します。

#### 運営の一

##### — 儀 禮 —

司會者は前述の進行順序によつて、時候の挨拶やら、組員と親しく相會する喜びを兼ねた簡単な挨拶をいたします。

次に宮城遙拜、戦歿将士英靈に感謝、並皇軍将士の武運長久を祈るため黙禱を捧げ国歌斉唱等をいたしますが、かやうな行事は、本當に誠心を籠めてやつて貰ひたく荷くも形式に流れてうはの空でやつてはいけません。此の行事に依つて眞の日本臣民の心になり切ります。

##### — 通 達 報 告 —

その次には通達と報告であります。通達といふのは、諸官廳、市役所、區役所からの示達事項を來會者に傳へよく納得せしむることです。上意下達、とはそれを言ふのであつて、政府の方針や政策其の他を本當に國民の腹の底まで解るように説明することが、重要な事柄であります。報告といふのは、月々の國府市區の重なる出来事を一般に周知せしむることは勿論、組内の喜憂や前の月の常會から、このかた一ヶ月間の出来事を、みんな知らせるのであります。通達報告が終つたら、そこで簡単に疑問のある點について質疑應答をやつて、わからぬところがないようにすることが必要です。この目的で市からは常會の解説の資料として月二回「町會隣組常會通信」を發行して居りますから、充分に利用されたいのであります。

##### — 協 議 懇 談 —

通達報告が終つたならば、次にはいよいよ協議懇談に移ります。これが常會の行事の中で、一番中心となるもので、上位常會であります區常會や町會常會で協議された事柄に基いて協議することもありませう。町會や組内の大事なことありませう。又出席者から持ち出した事項を協議題目にすることもありませう。とにかくこの時の話し合ひはすべて物心兩面にわたる市民の實生活にかゝる大事なことばかりですから心を空しくして私を去り公明正大な氣持で懇談する氣風を作るように致したいのであります。

次にその協議懇談の事項を例記します。

- (一) 翌月中の行事日程の作成並に実施事項の實現方法
- (二) 隣組内に於ける當番並に擔當者の決定
- (三) 町會に對し若くは之を經由する報告又は申達
- (四) 官公署の命令示達並に町會の通知の傳達
- (五) 國民精神總動員運動の實踐
- (六) 修養心身の鍛錬並に智能の交換啓發
- (七) 日常經濟生活の刷新
- (八) 防空、防火、防諜、防犯、防疫、其の他の市民警防
- (九) 隣組内の慶弔
- (一〇) 其の他必要な事項

申合せ

色々な協議懇談が終りますと、今度はこれを纏めて何か實行することを申合せることになります。申合せは總納得に基いて、必ず行ふようにし、實行性のないものならば、はじめから申合せをしないことが大切な心構であります。

體験研究の發表

生活刷新の上からも、何か新しい研究や、珍しい工夫でもした人があつたら、その研究體験等を發表し

たり、組員相互の職場によつて得られた事柄等につき交換することも大切であります。例へば税務署に勤めてゐる人があれば、税金の話をするとか醫師の人があれば、流行してゐる病氣の話をするとか、或は最近旅行から歸つた人でもあればその旅行談を聴くのもよいことです。かうしたお互が智識を交換し合ふようにすることが大切なことでもあります。

講話

出席者の内に學識経験あるような人でもあれば、修養に關する講話とか、科學に關する講話とか、凡そ實生活と密接なる關係のある講話を聴いて明日への生活に資するものよいことです。

和樂

かうした行事がすんだら、相當永い時間話を續けたので、頭も疲れてゐますので、國民歌謡を組員全員で歌ふとか、新しい歌の練習をして見るとかお互に得意のかくし藝をやるとかすることも勧めたいことです。

閉會

司會者は必ず閉會の挨拶の中に、次回の日と時間と場所を明かに組員に知らせることを忘れてはなりません。

運営の二

開會前の注意

開會前には必ず出席をとるようにします。



— 座席の作り方 —

時刻が参りますと、組長や世話人が、司會者となつて、會を進めてゆきますが、その前に集つた人がどういふやうに座席を作るかといふことです。所によつては一樣に行きませんが、先に來た人から遠慮をせずに向の方へ座るところもあります。又圓陣を作る方法もあります。これは上下の差別がないのでありますから出席者が社會的な地位や名譽の段をぬいで、一組員として出席するといふ常會の精神に合致するものであり、常會は協議中心のものである性質上、話をする人の顔がみんな見える即ちみんなの顔を見て話が出来るといふ便利があります。大體この方法が一番よいと思ひます。

— 常會記録 —

常會を開催した場合は、必ず記録をのこす必要があります。日時、會場、出席者數、通達報告事項、協議懇談事項及其の結果、申合せ事項、研究體驗發表事項及發表者等を書きとめて置いて、是等を將來の種々の参考に供します。記録はあまり複雑になりますと、書くのが面倒になりますので、出来るだけ簡單なものにしておくようにします。

— 經費 —

常會には一切經費をかけないのが原則であります。常會といふものは組員の自發的に集る會合でなければならぬので、常會の世話人も全く奉仕的ではなくてはなりません。然し、簡單な茶菓子程度でしたら少しぐらいは持ちよるのもよいでせう。中には常會なり、隣組の會合費を一人を出して贈ふといふ人もありますが、これは嚴禁して一同の持寄りを原則としてやつて行きたいものであります。どんな場合でも常會

には酒や御馳走を出さないように習慣づけたのであります。

運 營 の 三

— 開 催 度 數 —

常會は日を定めて月一回開催することを原則とし、必要あれば、臨時に二回でも三回でもよろしいが、あまり回数が多くなるのは、その出席者を減する處があつて効果を失ひます。

— 出 席 者 督 勵 —

次に出席をよくすることあります。組員のお互が責任を持ち、一人でも缺席者の出ないようにすることが必要です。従來勤ともすれば、金持ちインテリ階級の出席率が悪いといはれて居りますが、今後の隣組はそんなことでは駄目でありまから、誰彼の別なく必ず各戸から責任ある人々の出席するようにしなければなりません。缺席した人には、必ず組内で夫々責任を定めて、出席の出来なかつた家庭に對して翌日必ず報告するようにすれば、責任を感じて次の回からは出席するようになります。

— 常 會 即 實 生 活 —

常會はわたしたち達の實生活の中に必ず織り込まなければならぬ重要な要素でなければなりません。常會はわたくし達市民生活の様式とならねばなりません。

— 協議申合せは組員總納得 —

萬民翼賛の意味から申ししても、協議申合せは組員總納得によること、大切であります。さうでない

と常會の中心であるこの協議申合せの生命を失ふこととなります。この點充分に注意せねばなりません。

#### 一六 發言上の注意

發言については常會出席者の一人一人が發言することを歓迎いたします。然るに若しも幹部の一人の獨占になるようなことがあれば、それでは一般の組員の方では厭きてしまひます。それから婦人や老人で遠慮がちな方の發言をし易く仕向けることが必要であります。

殊に時局下家庭經濟方面に密接な關係のある婦人の重要な使命を遂行するためには、婦人は今日大いに自己を反省して、意のある所を充分に述べるべきであります。そして其の尊い智識なり體験なりを隣組生活の内にとり入るべきであります。

#### 常會は淨會たらしめよ

われわれは誰れでも、日常生活の中に多少の不平をもつておますので、つい人が集りますと、不平を發散するのですが、常會に於ては、特にこの點注意して不平の樂場にならぬように、相互に注意しなければなりません。又兎角他人の談口や批評をしますが之は絶対に慎しませう。

### 六 常會の沿革

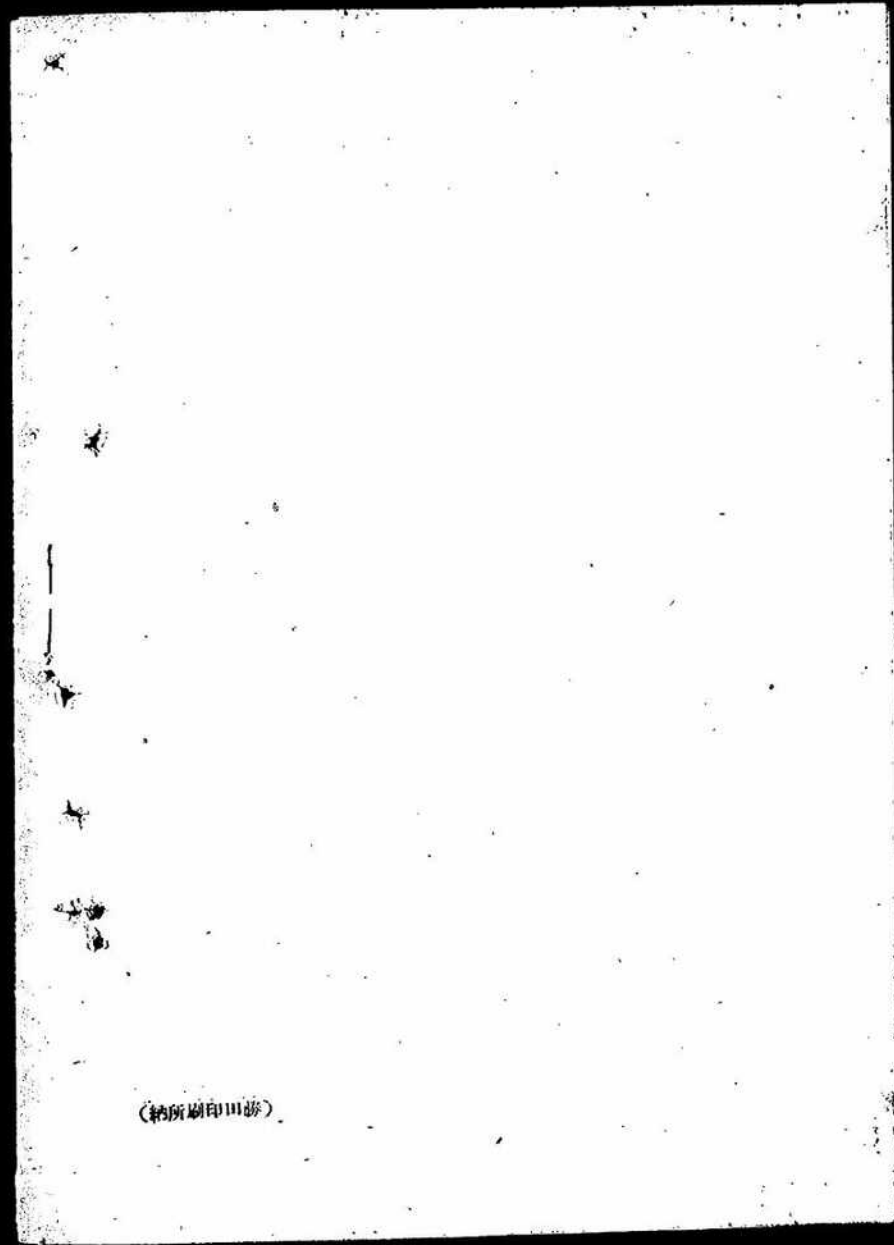
#### 一 芋

常會といふのは、定期的に集る會、即ち常例会、月並會のことですが、この會合は何時頃から、はじまつたものでせうか、我國では古く神代の昔におきまして、神々が天安河原とか、出雲とかにお集りになり

皇國を隆んにする爲に、色々な御相談をなされましたことが、古い書物の中にも見出されます。昔から三人寄れば、文珠の智慧と申してゐますが、何か事件のある時には協議懇談によつて、事が決せられてゐたやうであります。そこで茲に申すやうな意味の常會のはじめられましたのは、二宮尊徳先生であると申されてゐます。先生はこれを芋こぢを申されました。芋こぢと云ふのは芋を洗ふことで、里芋など洗ふ時に芋を桶に入れ、これに水を加へて榨を十文字に結んだのか、又は板切を入れてかきまはしてゐると芋が互に擦れ合つて、次第に皮がむけて綺麗に洗へますが、丁度このように心の皮が洗はれて、自己本位のみぐるしい心が綺麗になり、人間の本性に立ちかへりまして、この鍊成された相互扶助の精神を以てすれば、如何なる仕事でも出来るといふのであります。最近全國に普及しました常會も、芋こぢの原理から盛んになつたと言つてもよいのであります。

### 七 結 び

わたくし達は新體制の最下部組織である隣組、その常會の持つ重要性に鑑み、帝都の市民として之が強化運営に力を注ぎ、七百萬市民一心一體となり私を去り公につき、荆棘の道もきり拓き高度國防國家、東亞新秩序の建設、延いては世界新秩序の再建に邁進したいと思ひます。此のわたくし其の身近の組織を通して日本臣民としての誠を竭くす様今わたくし達は要望せられて居るのであります。相勵まし相率ゐて此の使命の達成に努力致そうではありませんか。



(印刷用紙)

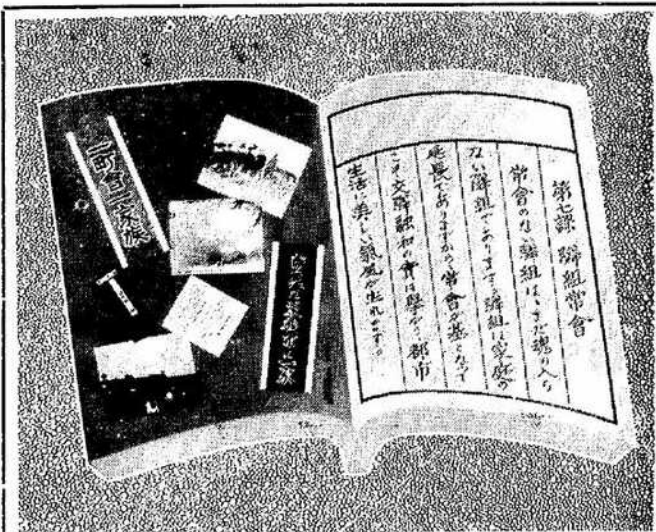
381803 B

35 pp.

# 隣組常會

東京市役所

隣組常會は近所つきあひの泉てあります  
組員は擧つて常會に出席し  
互に親しく交際致しませう



第二輯 [隣組叢書]

昭和十六年二月十日改訂

目次

- 東京市書誌
- 東京市町會大會の官督・申合せ
- 一 はしがき
- 二 隣とは何か
- 三 隣組活動の原動力は何か
- 四 市長常會に聴く現況報告
- 五 本年活動して来た町の生活に對する生命を見出した人々
- 六 隣組常會の開かれるまで
- 七 隣組常會と恒久的意義
- 八 隣組常會と知識層
- 九 隣組常會と婦人の地位
- 七 七すび

紀元二千六百年の帝都自治記念日  
に際し七百萬東京市民諸君に告ぐ

東京市民が七百萬一心となり新體制の下に忠誠を捧げるには町會ならびに隣組の眞剣な奉仕が何よりも大切であります

幸に本市町會隣組は市民諸君の御協力によつて立派に整備され常會の開催も旺んになり市民親しく相會し友誼を厚くすると共に戦時下市民生活の實踐について篤と話し合ひ直ちに之を實行に移して日夜國策遂行に遺憾なきを期して居りますことは寔に意を強くするに足ります

今や世局は日と共に急轉して皇國の地歩益々更張を要するの秋であります 全市一齊に町會ならびに隣組の常會開催を勵行し全隣歩調を揃へ榮譽ある帝都市民として大政翼贊の重任を完うすることが最大の務めでありませう どうぞ此の際それぞれ的情勢に應じて最善の工夫をこらし常會の發達に力を致されんことを切望いたします

昭和十五年十月一日

東京市長 大久保 留次郎

東京市町會大會申合せ

朝夕、京城を仰ぎ奉るわが東京市民は、この際、町會大いに強  
 化し、全市一家の實を擧げ、益々國家の強を致しませう。

一、町會はわが等の家庭の延長で、老若、男女、出身地は勿論、身分  
 や職業を超越して、一家族の様に和合するところに町會協力が發揮  
 されるのであります。

わけても隣組の健全な活動によつて、町んな市民生活は花み  
 出されるのであります。お互に親交を厚くして、町の風、市の風、  
 國の風に造りませう。

一、わが東京市の町會は、わが家、わが町の臨時生活の陣營を確  
 立し、何程の戦費でも喜んで負擔する「軍需で盛んに働き、うんと貯  
 蓄して國策に傾注せしませう。

一、いつ、どんな事があつても、不慮をたらぬよう防空防敵に災  
 害對策の準備と實力とを不間に及びませう。

一、戦線にはつとめて香粉と慰問品を、遠敵と留守宅には温かい心  
 やりを、而して皇軍將士の勞に報い、永く戦線勇士の英靈を慰めま  
 せう。

一、町會は進んで官公衛、各種團體等と歩調を合せ、帝都自治の發展  
 に協力して、眞に住みよしの建設に努めませう。

帝都の地位と時局の重大性とを鑑み、本市町會大會に於て以上の申合  
 せをなし、必ず各町會員の實踐を期しませう。

昭和十四年三月二十七日

東京市町會大會

宣 告

今や、世界の情勢は刻々と急變し、その傍らところを知らず、  
 我國は毅然として東亞の新秩序を建設し、興亞の大業を完成すると共に  
 世界恒久の平和確立に邁進しつゝあり。

この際、わが東京市民は、其に皇軍將士の勞苦を慰み、光輝あ  
 る國の大理想に基き、益々自治の根柢を固め、隣里協和、全市一家  
 の奮發を遂へ、益々興亞奉公の誠を致し、以て、強力日本建設の核心  
 たる帝都の礎りを充つせん爲、茲に市民必行の事項を申合せ、誓つて  
 皇業を扶成し奉らんことを期す。

昭和十四年九月十五日

興亞奉公東京市町會大會

申 合 せ

一、各町會は、益々隣里協和、全市一家の協力を固め、その内容を  
 擴充し、以て、帝都自治の根柢を築固にす。

一、國民精神總動員の一環に起つ帝都の町會は、益々興亞奉公の精  
 神を昂揚し公私生活の刷新を計り、臨時生活の奮發を遂へ、強力日  
 本の建設に邁進す。

一、國民貯蓄を勵行し、百億貯蓄の達成に向つて邁進し、時局の克服  
 に資す。

隣組常會

一はしがき

東京市市民局

「町會長から、常會開催の通知があつたのでお知らせに來ました。」  
 といつて、隣組長さんが來た時、町會は何だつて目標のない會合をやつ氣になつて、  
 我々にすゝめるのだらう、今夜は町會長が出席するなら質して見ようと思つてやつて來  
 ました。だが、只今會長さんのお話を承りますと、要するにその御趣旨は、  
 「常會の會合によつて、今まで、御近所合壁がただ一遍の儀禮や、御都合で暮して來た  
 空氣を一掃して、あたかも一家庭内の様な、こだはりのない氣分と、親しみ深い空氣を知  
 らず識らずの間につくり上げて、地元を明るく感じのよいものにするのが、私共銃後を

受持つてゐる者の、君恩、國恩に答へ奉ることではないでせうか」

といふことになりませうが、私は今まで、これ程筋の通つた事柄を考へ迷ひをして居つたことに氣が附いて、深く愧ぢました。實は私の息子が、いま大陸の戦線にあつて活躍してゐることを併せ考へるに及んで、私は一層深く自分の認識不足を愧ぢます。

銃後にあつて安穩な日々を過して居る自分達が、僅かに月一回、それも夜間二時間足らずの短時間、これが行はれないで、何んでもつと大きな問題にぶつつかつた時、國民としての義務をはたすことが出来ませう。

會長さん始め、町會役員や隣組長さん皆様のためまぬお骨折がよく解りました。今後この組の常會に付いて、御心配御無用です。必ず滞りなくやつて行きます。……

★

以上は足立區千住方面のある町會から全會員に出してゐる「隣組便り」に掲げられた隣組常會の實況報告の一節であります。

隣組の出来て以來、同覽板を廻すだけでは徹底しないといふので、常會を開くように

してから、漸く隣組がしつかりして来たといふ町會は次第に多くなつて、昨今では冒頭に挙げたやうな、實例は到るところに見出されます。また、

「隣組を完全に育上げて行くことは、今日の時代に最も大切なことである。これによつて今まで忘れられてゐたり、放任されてゐた隣人愛が拾ひ上げられ、いろ／＼な都市社會の缺陷が矯正される基礎工作が出来るのだ。」

といふ聲が盛んになつて参りました。

隣組を完全に育上げる途はといへば、勢ひ常會の開催なしには方法がないのであります。では、隣組常會の開催はどうしたらよいか、又すでに開始されてゐる常會はどうしたら持續し、盛んにして行けるか、更にその内容を充實し、強化して行くのはどうしたらよいか、といふやうな問題を解決しなければなりません。

要するに、是からの町會は隣組常會の強化によつて、一層強化されなければなりません。

## 二隣とは何か

### 隣組活動の原動力は何か

たゞ軒を並べて住んでゐるだけが隣ではありません。組員の地位・名望・資産・學識・年輩等々の差別を超越して衷心打解けた近所づきあひの出来る所に隣があるのであります。

例へば、どれ程外に出ては偉い仕事をして居る人であつても、自分の家庭に歸れば、一家の主人であり、親であり、兄でもあり、又親から見れば、子供であり、兄から見れば、弟であります。それだけ立派な家族を有つてゐる家は、自然立派な家庭であります。家庭はどこまでも家庭であつて、會社でもなければ、役所でもなく、議會でもなければ、また俱樂部でもありません。全家族が心置なく打解けて、親しみ相合して生活して行けるところが家庭であります。之と同様に町に住む人々は、どこまでも町の人で、お互に親和してこそ眞の隣同志であり、町會人であり、隣組員であるのであります。

近い例が、阿部内閣の成立した當時、阿部首相の任んで居られる、西大久保南部町會の方々が、阿部さんが總理大臣になられた。前内閣の平沼さんわれ等の町會員の一人だ。續け様に一つ町會から二人の總理を出したといふので、盛んに祝意を表したものであるが、出ては總理大臣閣下でありまして、町に歸つては、一人の町會員阿部さんであり、平沼さんであつて町の人々と呼吸のあつた親しみを以て迎へられてゐるところに、何とも言ひつくせない美しさ、ゆかしさ、なごやかさが横溢してゐるのであります。こゝに地位・名望・識見等を超越した町の生活といふものが保存してゐるのであります。

この美しさ、なごやかさを古來我が國の醇美な風俗として育てられて來た家族國家の眞髓であるのであります。この隣保協和の要求は、私共日本人の血の奥底に秘められて居る尊い傳統でありまして、隣組活動の原動力であるのであります。

やゝともすれば、大都市の人々が多忙な生活に追はれるのと、生活場所と職場とがかけ離れがちである爲めに、近隣づきあひは疎遠となり、親しみは薄らぎ易いので、特別に親睦を厚くする方法を講ずることが必要であるのであります。



### 三 組長常會に聴く現況報告

——永年酒濁してゐた町の生活に  
潤ある生命を見出した人々——

隣組常會が、都市生活にどんな影響をもたらせるかは説明してゐるよりは、實地にやつて見ることが近道であります。すでに東京市内の隣組で常會の開かれなところは、少くなつて来たことによつて見てもわかることとあります。京橋區横町三丁目町會で開かれた組長常會に出席して聴いた隣組常會の現況報告を紹介して見ることにいたします。

**秋田會長** 本日は、隣組運営の實際に就いて色々と話し會つていただき度いと存じます。手柄話ばかりでなく、失敗談なども他の参考となりますので、御話願へれば結構だと存じます。先づ清水さんからどうぞ。

**清水** 私は今の所に引越して来てから七年になります。今度隣組の常會を始める様になつてからほんとに自分の町と云ふ親しみを感ずる様になつて参りました。何しろ七年

間と云ふものは、近所づき合ひと云ふものは殆どなかつたと云つてよい位でした。朝夕顔を見合はす隣の小僧さんにしても、口をさくでなし、時に銭湯などで一所になつても挨拶どころかむしろ横を向いてしまふと云つた位でして、實にあじけないものでした。それが常會をやる様になりましてから、近所の様子ががらりと變つて道で會へば挨拶をするし、又隣近所で手不足の所は助け合ふと云つたなどやかな風が起つて來ましたのは誠に有難いことです。先日などは、組内に一人住ひの老人が病氣になりましたが、家族が無いので世話をする人がない事がわかつたものですから、近所の妻君達が替るがはる見舞つてやると云つた具合でした。こんなことは今迄かつてなかつたことでしたが、全く眞の隣保相助の實が擧つて参つたわけです。隣組の常會をやる様になつて全く近所づきあひの様子が變つてまゐりまして、眞から自分達の町と云ふ感じを持つ様になつて來ましたことは何んと云つてもえらい變化です。

**進藤** 私の組内には皆様の御承知の如く長い間、口もきかないと云つた仲の悪い家がありまして仲々常會を纏めるのに苦心致しました。所が面白いことは丁度此の前の常會



の時でしたが、そのうちの一人が後から来た爲他に席がなく餘儀なく二人が隣同志に座ることゝなつてしまひました。皆はどうなることかと思つたらしいのですが、元々仇同志と云ふわけでもないのですからぼつ／＼話し出し、歸る時分にはすつかり打合せ合つて長年の不愉快が一度に解消してその後二人が、大の常會議員者に早変わりしたと云ふわけです。皆様の御存じの三人だけに常會の取持の縁として御報告致します。

**安福** 常會を開くのには仲々其の題目がないのでつい開かないでしまふことがありますが、それが、それではならぬと先度は大した題目もなかつたのですが常會だからと云ふので集ることに致しました。所が組内に最近戦地より歸られた歸還兵の方が、その夜はその方から色々戦地の現況を話していただき非常にいい集まりとなりました。そこで皆やはり常會は開いてよかつたと云ふことになり、今後は必ず開かうと申合せをしました。又組内で出征者の方を慰問することを申合せました。

**星野** 町會長さんの組と合同致しまして通を挟んだ四組が一つになつて集りました。私の組には會社が二軒ありますが色々協力して下さいませ。常會をやつた結果、今まで

町會に殆んど關心を持たれなかつた方が積極的に町會の事を考へる様になつて來たことは大きな變化だと喜んで居ります。

**山本** 常會を開きまして懇親を主として行くことゝなり、會費を積立て、一年一度位家族本位のハイキングでもやらうじやないかと云ふことになり、それはよからうと云ふことになりましたが、組内に子供の五人ある人がありまして、私の所は子供が多いので全部参加するには仲々大変なもので云ふと、子供の方は組の負擔にすると云ふことゝなり一方子供のいない人がありましたが、時局柄産め殖やせよの國策に副ふ爲と、子無税などと考へられる時局に順應して、私の積立金は子供の並に取つていたゞいて寄附することゝ致します等といふ申出もあり、至極圓滿に話しが進んで居ります。從來私の組は御承知の通り學校の先生があり、通信社がありと云つた具合で、職業的には非常に差異があつた爲、從來は皆よそ／＼しい態度が多かつたのであつたが、常會が開かれる様になつてから組内皆が非常に仲よく了解出来る様になつて來て、境遇の差がむしろ御互に別の世界の話を話し合ふことゝなり非常に愉快に會が進められてゐます。

青木 私の組は全部で八軒で、事務所が一つありますが皆さんがよく隣組の常會の主旨を了解して下さつて協力して下さいるので非常にうまく進んで居ります。隣組の架を最初によく皆様に読んでいたゞいてから常會を開いたのがよかつたかと考へて居ります。組内から他所へ移轉された方がありましたが、さうした際に組で送別會を開いたなども常會が出来てからのいゝ思ひ出です。引越して來られた場合に歡迎會もやるつもりで居ります。

皆様は次の常會を待ち兼ねて下さる程に迄、常會が近所同志の楽しい集りになりましたことは、何と云ひましても今迄になかつたいゝ傾向だと喜んで居ります。

組内の親睦をかねてのハイキングは私の方でも計畫致して居ります。山本さんの組からの御申込もありましたので合同でやらうかと皆さんと話し合つて居ります。山本さんの組の御申込も色々とお體験談を面白く聞かせていたゞきまして有難う御座いました。

會長 皆さんから色々とお體験談を面白く聞かせていたゞきまして有難う御座いました。

常會をやるようになりましてから、色々皆の希望が町會に直接に反映致しましてそれが段々と實現致してまゐりますことは有難いことです。私の家の横丁なども長い間

の皆様の際で早く舗装したいと云ふことでしたが常會の御協力で先般完成致しまして大變便利を致して居ります。

常會を開く様になつてまゐりましてから、こうした町會事業に對する皆様の積極的な御援助が深い理解によつてなされてまゐりましたことは誠に有難いことと存じて居ります。色々有難う御座いました。

#### 四 隣組常會の開かれるまで

準備あるところに成功あり

どれだけ良い事柄でも、準備がなくては完遂されるものではありません。常會は良きそんなものであるから一つやつて見ようといふので、不用意に始めたために却つて、町の人々との間に溝が出来て、寧ろ何も知らずに、よそ／＼しくして居た時よりも具合が悪くなつて手を焼いてしまつた、といふ話を耳にしてゐます。けれどもそれは隣組常會そのものの罪ではなく、準備の不足が原因をなしてゐるのであります。

隣組常會は組員の心構を一つに取纏めて行くことから始められなければなりませんので、充分に組の人々の呼吸と相和するものでなければならぬのでありますから、親切に隣組の實情に即應した方法を工夫して立てなければならぬことは勿論であります。その上、一度や二度で感興の冷めてしまふやうなことはなく、會合を重ねるに従つて、次の會合が待ち遠しいやうな希望を持つ會合にしなければならぬのであります。それには町會がよく世話をして、町會内の隣組常會の模様を相互に紹介したり奨励したりする爲に、組長常會を開くこと、出来るならば「隣組便り」を出して連絡をはかることとあります。

【第一號より】——隣組の強化に付て

- 1 八月十七日午前十時より足立區役所會議室に於て、區長司會のもとに區内町會長會議が開催された。當日の數ある議案の内隣組強化が眼目であつた。
- 2 同二十二日隣町會幹部會は午後七時より中村副會長宅で町會長司會のもとに開催、同夜の重大議題である隣組強化運用の件に付ての左の二件が即決せられた。
- (一)隣組強化實行委員適任の件十八名選任 (二)隣組々長會議開催の件

3 隣組の強化は要するに大別して(一)二月一回の常會開催と(二)回覽板の運用につきるこれに附帯するいろいろの問題が起つて組長さんのお骨折りは一方ならぬものがある事と御察しする、どうぞ國民精神總動員下の態勢に順應して呉々も御健闘を願ひます。

隣組強化實行委員一同は皆様と協力して右二項目の達成を念願待機致して居ります。追而皆様方によつて力強く開催されようとする常會には實行委員は分擔してお邪魔をさして戴く心組で居ります。どうぞよろしく。

——快ニュース力強き隣組の胎動——

八月二十四、五日の兩日に涉つて隣組々長會議のあつた翌日重大な將來を約束された隣組の立場に深い認識と厚い理解を持たれた第四部第十四組長鈴木啓祐、第四部第十四組長吉村長池、第三部第十四組長西川茂七の三氏は早くも組員の會合を求めて組の發會式を挙げられた、その内容を向ふに大體左記三項目を主題とするものであつた。

- (一)組長會議の經過報告
- (二)常會費用の問題(持寄を十錢とし五錢を茶葉費、五錢を積立組内慶事費に充當)
- (三)常會日取と時間(開會閉會時間の勵行)

【第二號より】——組の記録簿へ前以て押捺する印——

常會開催當夜出席した強化委員は次の常會を開く日取を決定し、そのしるしとして認印す。

隣組の生命は常會と回覽板		組次の常會は	
月	日	員	化強
		印	認

【第三號より】——隣組常會の動向について——

この頃は町會の仕事も一際目立つて取扱件數に於て又仕事の分量に於て以前とは比較にならぬ激増で、その一



一つが東京市民である皆様方の合作なしには所期の成績を挙げて行かれない以上、皆様を煩す場面もかなり多くある事と存じますが、結局後の結果もこの邊から始まるのではないでせうか。こゝに認識を深められ町會事業の根幹である隣組常會の開催に付ては、最近強化員や組長さんのお骨折を待たず、組員さんが進んで申合せて滞りなく定められた日、定められた時間に常會の開催を勵行下さる様な空気が起りつゝあることは何と申しても心強い次第であります。還からず全町各組共隣組は全隣組員の自力で力強くやつて行くことを念願致して止みません。

### 五 隣組常會と臣道實踐

常會は隣組の生命である

昭和十四年末までに、全市二千四百有餘の町會全部に、町會長を委員長とする國民精神總動員實踐委員一萬數千名の委嘱をして、國・府・市を通じて一貫して精勵方策に従つて、其の區、その町會の實情に即して實踐計畫を樹て、時局認識の徹底・公私生活の刷新・國民貯蓄の實行・物資の活用並に消費節約に、勤勞の増進に熾烈な活動を持續した結果、新體制下の大政翼賛運動の實踐は、隣組の活動に待つほかはないものとして、朝野を擧げて期待を隣組にかけることと成つたことは、寔に慶賀に堪へない次第であります。

惟ふに、從來この種の國民運動で今なほ記憶に残つて居るものを擧げて見ますれば、大體次のやうな運動がありました。

- 民力涵養運動——大正十年代。
- 教化總動員運動——昭和初年代。
- 農村振興運動——同上。
- 選舉端正運動——昭和十年代。
- 國民消費節約運動——同上。
- 國民精神總動員運動——同上。

以上は何れも必要があつて生れ、相當な成績を擧げて過ぎ去ること風の如くに行つては居りますが、國民は依然として永遠の軌道皇國の進むところに向つて進行を續けて居ります。これ等の國民運動は、その折々にこの皇國の進む軌道に乗るべき國民の進行を或は矯正し或は促進して、何れも何等かの役割を果して居ります。これ等の諸運動の大成績合せられたものが、今日の大政翼賛運動であると思ふことも出来ず。その中核體として組織された大政翼賛會はこの國民運動の推進に當る機關であつて、運動は他くまでも全國民そのものの運動であるべきでありまして、この全國民運動を實踐するものは東京市にあつては、どこどこまでも町會であり隣組であり、その實踐上の協議話合ひを爲すものは常會で

ありまして、町會。隣組は普遍的、恒久的な、永遠の生命を有つた國民の團體であります。翼賛會は今日のこの時局下に於ける特殊な使命を以つて生れた時代の要求を充つた爲の會であります。永遠の東京を構成する町會、隣組は更にその構成分子の中に、これ等の大政翼賛會並その關係者を始め、政府當局の人々は、素より或は時局に關係する要路の人々をも包含する恒久にして、絶對なる存在であります。その人々が、出ては即ち各自の要道に於て公の職責を果す公生活を通じての臣節を盡すと共に、入つては即ち一隣組員として、又町會員として、一人の市民へして、國民としての臣民道に生きることによつて永遠の東京としての強さはここに存するのであります。

町會及隣組經營の局に當るものが、ただ自分の狭い量見だけで、町會や隣組の仕事を行かうとしては成立しません。この永遠の生命を有つて、無限に伸びて行く東京の將來に對する大きな抱負を抱き町會員並隣組員全體の總意をつねに汲みつつ、總勢の歩調を整へることに充分なる工夫を凝らさなければなりません。最後に戦争と東京の關係に於ても同様に考へなければなりません。日清の役も、日露の

役も健全なる東京の爲めには寧ろ大東京への躍進の機會となりました。今次のこの長期戦こそ眞に長期の東京——永遠の東京が、世界文化の最高座に向つて飛翔せんとして卵殻を割つて生れ出づる努力奮闘でなくてはなりません。

紀元二千六百年の東京は、すでに卵殻を割つて出て居ります。大いなる皇都の恢廓を大成するものは、われ等の町會隣組であります。飛翔に飛翔して、常會の宿に歸り、一同羽を納めては羽翼を整へ深き呼吸をあはせ共に勵まし合ひ互に誠め合ひつつ、又次の大飛翔に新たなる力を養つて、天壤無窮の皇運を扶翼し奉る前進を無限に続けようではありませんか。

### 六 隣組常會の恒久的意義

#### ——全市一家・自治の完成——

國と市と町會とは一體の全體と部分との關係にあるものであつて、之を切りはなして存在するものではありません。ことに我が國に於ける國と東京との關係、東京市の構成體

である町會及隣組が別個のものでないことは誰にも背かれる自明の理であります。にも拘はらず自治運行の制度と町會との發達には、自らその沿革の異なるものがあつた爲に、相前後しだり、しつくりしなかつたところが無いでもありませんでした。

★

市制の條章に基いて組織されてゐる東京市といふ公共團體は、現に整然たる陣容を以て三億數千萬圓の豫算をもつて、教育、交通、産業、厚生、港灣、水道等百般の近代都市計畫の粹を抜いて大東京の建設に向つて邁進しつゝあるものであります。この近代都市の完成と相俟つて必要なものは、この都市を舞臺として十二分に現代人の果すべき使命を完了することの出来る市民の自治活動を旺盛にすることでありませぬ。

この舞臺に上る人の問題を考へる時、どうしても、隣保團結の力が要望されるのであります。今日の世界は頭數よりは眞に有爲の人材を求めてゐます。個人々々の傑出した精神力、人格の力が要望されて居りますが、それだけでは駄目であります。總力の協和がより大切であります。協調性のない、單に孤立したずば抜けたものが、一人や二人あつて

も駄目であります。ずば抜けた多數の庶民が、協力して、うんと頑張つてこそ戦ひも勝ち、建設も出来るのであります。

この庶民の協力してやり通す力を涵養するところは、何といつても町會であり、更に之を掘下げて行けば隣りあひのよしみで結ばれた隣組の力でなければならぬのであります。これが今日新しく組織された隣組の活動に待つべき課題でありますけれども、その名稱は新しくても、この連軒數戸のもの隣保組織は人間社會の單位團體であり、社會の要因となるものであります。恐らくはこの種のものは何處の社會、いつの時代にも存在するものであります。この單位社會の健全である否とは、直ちにその全社會の健全であるか否かを決定する根本的要件であります。

今日、全市に澎湃として盛り上らんとしてゐる隣組の活動が充分に本格化される曉に、始めて、全市一家の態勢が整へられるわけでありませぬ。

若しも、どこかの町會に於て、この隣組の組織にも活動にも冷淡なところがあつて、全市のどこかに落伍部隊が出来たとしたならば、そこに缺陷を生じて、全市一家の健康狀

態は破られて、帝都自治の疾患を招来することは明かでありませぬ。

ところが、従来は、この数十年間といふもの、東京市の爲政者にしても、又町會の人々にしても、この大切な基本組織を顧みることもなく、置き忘れて来たかの觀をするのであります。それが爲に、眞の自治といふものが、直接市民の生活の中まで浸潤せず、浮き上つてしまつたのであります。これが爲に選挙なども本格的な選挙をすることの出来ないうやうな有権者が相當にあつて、選挙の肅正などといふ、不名譽極まる運動をこの輩殺のもとに在るわれ等の卑なる帝都に於ても叫ばなければならなかつたのであります。

★

ところが、時代の要求は、防空の施設を急激に必要とさせて、最下級の應急自衛團體としての隣保組織をもたせました。幸に今日に至るまで、その實際的な試練には遭遇することなく過して參つては居りますものゝ、いつ、どんなことが起らないでもないのではありませんから、最悪の場合に處しても遺憾のない準備だけはしつかりとして居らなければなりません。これが爲に、いよく防空に對しても最下級の自衛應急行動の基本組織として

は家庭防火群を改めて隣組を中軸にして、隣組防空群とするに至つたのであります。これで漸く隣組組織も本道に入るわけでありませぬ。

★

制度はどんなにでも理想的に考案することは出来る。頭のよいものが、あらゆる場合を擧げて考察して作れば、いくらでも立派な機構を編成することは出来る。だが、その機構の中に織込まれて、實際に之を活かして行く要素となつて働く人をつくることは、一朝一夕には行きませぬ。その上、人の和を得ることが中々容易に出来るものではありませぬ。この點が町會に新しい精神總動員の實踐計畫を立て、國民精神の動員を完うしていただかなければならぬわけでありませぬ。

今や、内外ともに仕事を嵩んでゐるのに、大切な人が足りないのではありません。ことに信頼して、任せきつてやつて貰ひたい仕事を安心して引受けてくれる人が餘りにも少いといふことであります。

帝都自治について見ますれば、今日の東京の町會にはまことに立派な信頼に價する方



々が、星の如くに算へられるのでありますから、大いに折込んで町の風教を旺にして、その自治の苑庭から人材の輩出するように工夫を凝らすことが何よりも望ましい事であり  
ます。

この多数の方々によつて結ばれる町の隣保融和の醇風によつてこそ帝都自治の根柢は鞏固にされるのであります。

★

町會精神は人にあります。従つて人を得ること、人を活かすことが町會精神昂揚の第一義であります。

町會は素よりどの隣組にも、必ず何かの道に於て一日の長と仰ぐべき人材が澤山に居る筈であります。その人々から引込んで居らずに出て貰いたいのであります。例へば一家の中で、少しでも何かに長じてゐるものが、何等のわだかまりもなく、私慾もなく、家族に傳へ、子弟を育てることに力を注いでゐると同時に、隣組常會なり、町會常會なりで、惜みなく自分の有つてゐる力を活用して、お互に奉仕しあふのが何よりもよい

奉公精神であると思ふのであります。

寶の持ちあはせのものは、黄金や、貯蓄の報國運動だけでなく、時間と、頭の報國運動を先づ隣から、町へ、而して全市一家の完成にまで進めて行かうではないかと提唱する次第であります。

この隣保協和、全市一家の方針を滞りなく實現することが出来る時に於て帝都の自治は本筋に這入るのであります。

★

隣組常會は、まだ全市一般に盛んになつては居りませんが、その勵行を促進することは決して事變に對處する爲めだけの目的ではなく、今日まで發達して來た公共團體自治の完璧を期して、眞にこの東京を理想的な「みやこ」として行きたいからのことでもあります。それには年々二十萬も増加する人口のうちで、外から流入する人口が大部分を占めて居ることでもあり、又各階層の人々が、各々心に描いてゐる生活理想も異なり、生活態度も相當に隔りがあるのでありますから、之を融和して、東京人としての共通の生活の味を有つ

ようにすることは町會乃至隣組に課せられた恒久的な宿題であるのであります。

★ 「東京」とは何か！

と問へば必ず、帝都であると答へませうが、奈良でも、京都でも帝都でありました。けれども昭和の今日の東京は、昭和の帝都であります。東亞の新秩序を建設し、世界の恒久平和を確立する中樞としての帝都であります。七百萬の市民一人一人が、何かの點に於てその大任を果す負擔者であるのであります。生くる限りは今日の肇國者の一人であることとを認識して、日常の生活を進めなければならぬのであります。この全員を一丸として公共のことに心から奉仕する精神を錬成するところが今日の「東京」であります。この大任は指導的地位にあるもの、特に心にかねなければならぬ大問題であります。然るに所謂知識階級といはれてゐる人々がこの重要な使命を有つてゐる町會や隣組運動に對して何れかと謂へば冷淡に見えることは遺憾であります。ところが隣組の仕事が活潑に行はれるようになった昨今では寧ろ從來何れかといへば町會のことなどに關心を持たなかつた相

當な知識層の人々が隣組の世話を以てされて、長足な進歩をしたり、新しい境地を見出して熱心に働いて、足元の社會から固めて行く希望に燃えてゐる向が少くないようになつて居ます。従つて町會や自治のことは從來餘りに縁遠かつた純文學や、藝術の方面にまで隣組の活動、常會の空氣などが取り入れられて來て居ります。この傾向によつて見ても制度に基づく公共團體の自治と、人心の奥底に流れてゐる隣保協和の慾求から湧いて出る自治とが巧に調和される時に始めて隣保團結の舊慣が存重せられ、發揮せられるのであります。この隣組常會によつて醸される醇風こそ恒久的な帝都自治の基本工作であるといふべきであります。

★

昭和十四年十月一日の東京市自治記念日に際して、大阪市の町會關係代表者の來訪を受けて、本市の町會關係代表者とが相會して懇談を交したことがあります。その際大阪側の有力な方から、知識層の人々の町會に對する關心の薄いことについて話題が提出されたに對して、板橋區の今井町會長から應答された經驗談は、この方面の消息を傳へて

餘りあるものがあるから、こゝに引用して参考に供することにいたします。

隣組 常會と知識層

大阪の方から「インテリ」の事に付いて御話がありました。其の事に付いて東京側として一言申上げ度と存じます。東京も非常に廣く御座いますので他の事は存じませんし又他の町會の事を申上げてはピンと來ないと思ひますので、自分の町會を中心として御話を申します。之は抽象的な現し方ではありますが、生活の現實から見ますれば、町會は各家庭が集つて成つて居ると言ふ事が出来る。國家も自體が町會を細胞とせらるゝと言ふ事でありますが、それは生活の現實に則して考へられる事になつた結果でありまして、少し過激な言葉で言へば國家生活或は自體の自治生活、さう言ふものは國民から本當の意味に於て現實的に始まるとさへ言ひ度様な氣持が致すのであります。抽象的に言ひ現せば町會は個々の會員から成つて居ると言ふ事は事實からは遠いのであります。家から成つて居ると言ふ事を我々の方針に致して居ります。

そこで、「インテリ」と言ふものゝ家は移動性を特徴に致して居ります。職業に應じて轉

々としたり、そうで無く共借家住居人等は「インテリ」の中でも非常に轉々とする性質が多いのです。「インテリ」は言はゞ根無草の如きもので御座います。根が生へて居ないので御座いまして従つて其の「インテリ」の入達は土地や團體に對する考へ方は何と申しまするか非常に冷たいものでありまして、其處で我々は「インテリ」の人々が本當に土地の生活に馴染んで本氣になつて土地の者になつた積りで其の生活に幾分でも力を致さうと言ふ様な氣分や認識が出て來る爲には、彼等の生活の本據である家と言ふものを町會に根を生やさせる様に圖り、根を付けてやると言ふ事が町會の役員の先以つて努力しなければならぬ點であらうと考へて居るのであります。健全なる家庭であればある程人々の生活の本據であると言ふ本質を非常に良く持つて居ります。従つて、其の生活の本據たる家庭が土地に根が生へて色々の點に於て世話になると言ふ様な感じを持つ様になりさへすれば、其の感謝の念は自然に起るのであります。さう言ふ事に對しまして、非常に神懸が動くものであります。「インテリ」の諸君の家庭生活をして土地に根を生させると言ふ事は「インテリ」を、町會員として本當に町會員たらしめる根本的な力であると思ふのであります。

私共の町内に於きましては隣組の組長が責任をもつて新しく来た移住の「インテリ」は勿論在來の人は尙更の事、良く家庭に立入つて即ち一人々々の家庭に立入つて先方が迷惑と思はない限りに於ては家庭を良く研究し人々の職業關係を良く吟味して何か固つて居る事はないか、人の助を求めては居ないか、其の様子を何時も隣組の組長が目をつけて居ると言ふ事に致して居ります。従つて只其處の町會員であると言ふ事丈でなく妻君を見、子供を見、下女を見、病人があれば病狀を見、甚しき場合は不良の子供が居るならば、其の不良の程度を見ると言ふ事を致して居るのであります。そして其處の家で何か助を求めて居ると言ふ様な實情にあるならば、それを町會の役員會の問題とする、其處の家の秘密に立入つて、それが非常に秘密な事ならば絶對秘密の條件の下に話して貰つて其の家の世話をする事に致してゐるのであります。急には中々うまうま行きませんが、五年十年と努力を重ねて行く中には自然とうまうま行くと言ふ事が實驗上明瞭にされて居ります。「インテリ」で俺は他の者と比べれば智慧がある、俺は別人種だ俺の家の構へを見ろと言ふ様な氣分はなくなつて常に武裝して出て働いて居る者があります。即ち今までの格式張つた

俺が根性をすつかり脱捨て、浴衣を着た氣分で附合ふと言ふ氣心が徹底して參つて居るのであります。一例を申しますれば陸軍大佐の町會員がありますが、始めは良く行かなかつたが近來は自分は痔があつて防空演習等には出られないか知れないが悪くない時には出やう、一兵卒として出やうと言つて軍服を着ては出ますが、肩章を外して一兵卒として働いて居ります。勿論一兵卒として出て一兵卒として取扱ふのではないが左様な氣分を幸に持つて來たのであります。

新しい人が入ると一寸は馴染まないが、全體の空氣がそうであるから馴染と言ふ事になります。之は我々の努力と言ふよりは幸にして徳川時代からの五人組の勢力が相當保存されて居りまして、本組と言ふ組が御座居まして其の中の隣保共助と言ふ事それから又私の處は最近農村から都會的に移りつゝあります。そう言ふ關係が近い過去にあつた事が良い手本です。彼等の家庭が何うなつて居るか、一人々々の人間が何んな氣分の人間か、從來の關係が何うか、職業の關係が何うか、村落的の生活は先祖傳來の事でも「ビン」から「キリ」迄分つて居り、其の間の相互關係が大變良く行つて居る、手本が有るからそれに近

付けて行かうと言ふ気分がある。町會も本組の本の字を振りまして町會の徽章として居ります。隣組は出来る丈小さくして十軒より多いのは無い様になつて居ります。之から先は何うなるか分りませんが、只今の處では非常に氣持の良い町會生活が出来て居るのであります。之は甚だ手前味噌を申上げて相済まぬのでありますが、一般的に其の様な原則で行くのでなければ「インテリ」の人々を眞の意味に於ける町會員として抱擁して行く事は出来ないのではないかと考へて居るのであります。(今井時郎氏談)

#### 隣組常會と婦人の地位

町會の活動が、隣組にまで掘下げられ、家庭の實生活の中にまで浸潤するようになるにつれて、婦人達が、町會の仕事に、たづさはる機会が多くなり、公けの働きに對して、大切な地位を占めるようになって参りました。現に、隣組の會合を催す時になると、在來、町の寄り合ひとか、公けの會合は傳統的に男子が集つて協議をすることが當然のこととされて來たにも拘はらず、此の頃の隣組の集りでは、どこかの會合に出て見ても、婦人の出席者がだん／＼多くなつて來て、或は男子よりも多いところもあり、殆ど婦人のみであるといつた向も少なくなつて居ります。

又、會合の席で協議をする實際について見ましても、さすがは實生活の鍵を握つて居るだけに、婦人の人々は眞剣に適切な考へ方を以て協議に與りますので、細かい點まで念を押して聞質すので具體的な協議が進められるようになって参りました。それに隣組といふ少數のものの中で、併かも比較的互に平素の生活態度の解る婦人たちの範圍で話しあふことでありますので、大講演會で、堂々と國策を論ずるといつた様な方法ではなく、國策は國策でも、それが直ちに家庭の日常生活の中に消化された、生きた、實踐上の國策であることが要求されるのであります。隣組に於ける婦人の地位は重ぜられるようになって來ました。

それならばどの様な働きが婦人に出来るであらうか。

ただ隣組の世話をするといつても、回覧板を廻したり、廢品を集めたり、貯蓄の取扱をするだけのことならば、隣組の中に少年少女の奉仕團を作つて、指導してやらせても濟むのであります。婦人の力に俟つところのものは、もつと大切な仕事であり、もつと根本

的な仕事であります。

先づ第一には、従来の個々別々な私経済本位の家庭生活を検討して、國家興隆を目標とする公經濟本位の國民生活への發展過程を推進させる力となることとあります。

第二には、生活刷新といつても、たゞ一家の家計をやり繰りするだけに止まらず、進んで一家の生活資料の中から、軍需物資と、輸出可能品を取除くことであり又、買物をするにも注意して第三國から輸入する品物を買入れないことであり、其の上生産力を増大して、時局によつて激増した需要に充てるものを働か出す生活を案出することとあります。

第三には四六時中の時間利用法を巧みに工夫して一家の計理を短かい時間で、てきぱきと片付けて、その上に外の奉仕の時間を上手に生み出すことがあります。時間尊重といふことは決して會合の時刻に遅れないように出席するといふだけのことでありません。もつと上手に時間の繰りあはせを附けて、何事にも手ぬかりのないようにして内外の仕事萬端を滞りなく運ばせて行く餘裕を作出すこととあります。

第四には、自分の家は勿論、同じ隣組から病人を出さないように、保健上の工夫をする

ことは、火事を出さない火の用心にも増して大切な用心であります。潑刺として時局の要求を満たして行く活動の源泉は健康であります。それを一人の病人を出せば經濟的に蒙る打撃ばかりでなく、その病者自身の活動力を損失するばかりでなく、それが爲に他の健康者の活動力を、看護なり、世話なり、見舞なりに奪はれることは決して少くありません。而して此の點では、その責任の大部分は婦人の手に委ねられてゐるのであります。

第五には、次の時代を見透して、子女の教養を高めることとあります。今日の時局を如何に處理するかは、今日の壯年期にある國民の直接責任であります。今日、其の後を引受けて、更に大展開をなす東亞の秩序を維持して行く恒久的な仕事の負擔者は、現に婦人の懷に抱かれて居る少年、少女であり、未だ胎内のうちに秘められて目に見えない次代の國民であるのであります。これ等の次代の國民が、今日の皇軍の努力以上の努力を以て、東亞の天地に活躍して、眞に恒久平和の大道を確立して行く識見と實力とを豊かに持つ爲めには、その母たるべき婦人は、それこそ、もつと一賢明となり、確りしなければならぬのであります。これ等の將來への大建設の爲めに、婦人の努力が要望されるのであります。こ

の努力は、とても一人や二人のものが家庭内で考へてゐたのでは、國の力となつて現はれるまでには行かないのであります。それには少くとも隣組常會の如き常例會で計畫的に、組織的に、全市の行事として勵行されるのでなければ大勢を動かすやうにはいかなないのであります。

隣組常會は勢ひその隣組の推進力となり、將來の希望を燃やす給油所でもあらねばならないのであります。

それに、婦人の出席を奨励することが必要であるばかりでなく、婦人部を特設して、各員一人一役の仕事を受持つて組の中の生活を刷新する事項を考へたり、實行にうつしての體驗を交換しあふことなどがよい方法となるのであります。左様にして、互に氣持が解けあひ、呼吸が一つの乗つて來る時に隣組はしつくりと行き、隣組常會は隣組の推進力となるのであります。

かくて、足は大地にしつかりと踏み締められて、隣組常會に於ける婦人の地位は確立されて行くのであります。

### 七むすび

隣組常會がやがては、東京人の生活の源泉となる日の來らんことを期してあらゆる努力を傾注したいものであります。

今日われわれの直面してゐる時局の拍車によつて時艱克服の努力を重ねるに従つて、舊來の個人主義・自由主義から、脱け出し、進んで協同主義・家族主義へと進み、行く行くは全市一家の力を強化して、皇都恢廓の皇謨を翼賛し奉る最高の理想に向つて七百萬市民の歩武を進むる動力となるまでに隣組常會を育て上げて行くことのであります。これを帝都に於ける、町會人の切なる念願であり、抱負であらねばなりません。全市二千百町會の幹部を始め十一萬の隣組長各位と全市民のためみな健康を祈つてやみません。

昭和十六年三月二日印刷  
昭和十六年三月五日發行

非賣品

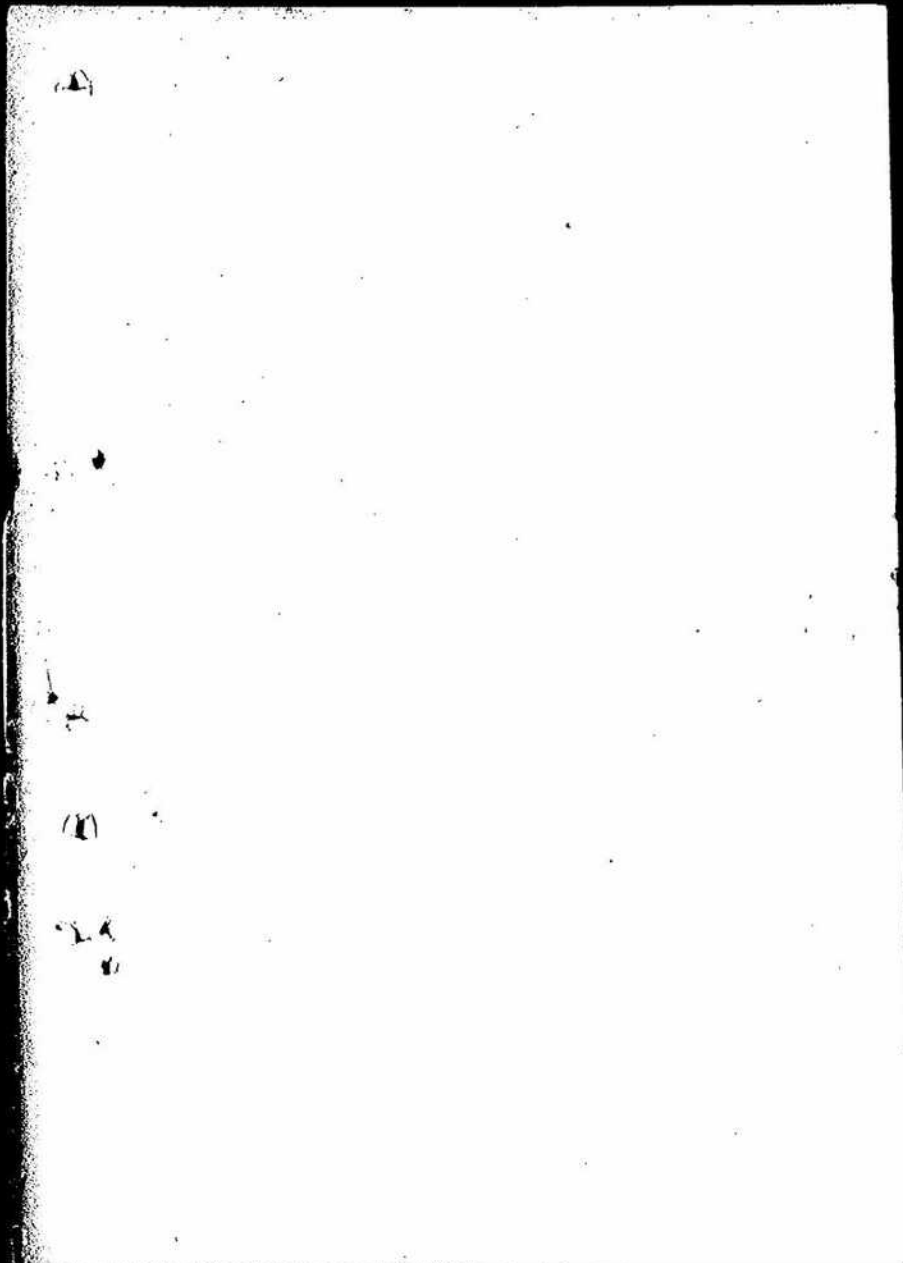
編纂兼東京市役所  
發行者 山田會  
寬雄

印刷者 杉田彌太郎  
東京市麹町區麹町五丁目

印刷所 杉田屋印刷所  
東京市麹町區麹町五丁目

電話九段(3) 四五七四・二〇三  
一九七五・二八四三





381804

70pp.

町會と隣組叢書第三輯

常會指導者講習會講習白録(一)

東京市役所



### 町會と隣組叢書第三輯

昭和十六年二月二十日發行

本講習録は東京府並本市主催の下に神奈川縣尾柄下郡箱根騮羅大雄山最乗寺別院に於て、昭和十五年十月三十日より十一月二十日迄の期間に四回に分ち三泊四日間の東京市常會指導者養成講習會を開いた講習の一部を本叢書第三、四、五輯に分冊輯録したものである。尙各區より選ばれた之が受講者は町會長、町會役員、隣組長等約四百名であつた。

#### 第三輯

緒言……………東京市市長 前田賢次

日本精神と常會の使命……………東京文理科大学助教授 加藤仁平

#### 第四輯

國民生活に於ける町會及隣組の必要性……………東京帝國大學助教授 今井時郎

皇都の恢廓と東京市の隣組……………東京市囑託 平林廣人

#### 第五輯

常會の生ひ立ちと其の運営について……………東京府社會教育主事 景山應造

#### 緒言

新體制下に於きまして、町會隣組の地位と云ふものは、非常に重要になつて参りました。新體制の基礎は町會隣組に置かれ、其の上に新體制が築上げられなければならないと云ふことは申す迄もありません。随ひまして町會隣組の運営如何と云ふことが、將來の新體制の良く行くか行かぬかと云ふ運命を決するのであります。町會隣組の運営に付きましては、常會の開催と云ふことが、特に必要に考へられて居りますことも是亦申上げる迄もありません。併しながら常會の開催と云ふことに付きましては、まだ東京市民は充分馴れて居りませぬ。東京市民のみならず恐らく日本國民全體が是は初めての経験ではないかと思ふのであります。勿論、從來常會と云ふ名前を以て、或は常會のやうな形を以ての會合はありましたけれども、此の新時代に於ける新しい理念を持つた、新しい行き方といふところの常會と云ふものゝ開催に付てはまだ経験がないのであります。随ひまして此の常會を東京市全體、或は全國に行はしめるに付きましては、どうしても良く之を指導しなければならぬのであります。それには良い指導者を得て正しく之を指導すると云ふことが、最も必要になつて参つて居るのであります。

東京市では豫てから町會の整備を企て、其の一つの項目と致しまして、隣組の組織をお勧め致しまして、現在では全市に亘つて約十一萬の隣組が結成されたのであります。今回の事變勃發以來總ての情勢が變つて参りました關係上、此の町會と隣組の活動と云ふものが非常に重要となり、又之を盛んにしなければならぬように相成つて参りました。それが爲に先程申上げたやうな町會隣組の常會と云ふものに付きまして、國としては是に着眼致されまして、之を全國的に組織立てようと云ふやうな考をもちまして、昨年の九月十一日に内務省から訓令が出たのであります。東京市に

於きましてもそれに基きまして、市の常會、區の常會をそれから町會の常會、隣組の常會、斯うした段階を持つた系統を立てまして、茲に常會と云ふものを全般的に組織立つた活動の下に置かうと云ふことで進んで居る次第であります。即ち常會に依つて町會並隣組の活動を完全なものにする、其の運営を圓滑ならしめると共に、此の常會を通じて國の政策を充分に徹底させ、實現させ、また、此の常會を通じて一般の國民の實情を政治に反映させる、詰り常會に依つて、一億一心の實を擧げようと云ふ所が其の目的であると存するのでございます。

斯うした非常な重要な使命を持つて居ります常會の將來の運命は一つに指導者の如何と云ふことに係つて居るやうに考へられるのであります。それが爲に内務省に於ても常會指導者の養成講習と云ふことを懇望されて居りまして、それに基づきまして、東京府、東京市共同主催の下に昨年十月三十日から十一月二十日迄の間、四回に分けまして講習會を開催致しました所、受講者の方々には御多忙の中を多數御参加を得、又講師の諸先生に於かれましても非常な御好意を以て、御協力下さいまして、是亦深く感謝致して居る次第であります。

此の常會の使命、また其の活動の方法に付きましての指導の重任におあたり下さる方々の御理解と御協力に資したいと存じまして、其の講義の一部を本叢書に分冊輯録した次第であります。

昭和十六年二月

東京市市民局長 前田賢次

## 日本精神と常會の使命

東京文理科大学助教授 加藤仁平

昨晚の座談會の御發表の一端、竝に昨夜及び今朝温泉の中で個人的にお話を伺ひました所から考へましても、皆様町會の爲に非常な貴い御體驗を重ねてお居になると云ふことを拜察することが出来ました。私共は深く敬意を表すると共に國家の爲に感謝に堪へないものであります。斯うした貴い御體驗を持たれた方々に私の未熟な研究の一端を聴いて戴くことは此の上もない光榮に存する所であります。

唯私の申し上げますことは、私の發表が下手なこと、もう一つは時間の不足の爲めに不徹底に終ることを恐れるのであります。若し私に一日七時間位の時間で三日間、それに夜の座談會を加へると云ふだけの時間を與へて下されば、必ず御理解して戴くことの出来るかと云ふ確信を持つて居ります。それから來月(十二月)の二日から東京府が主なる主催の立場

に立たれて横濱驛前の横濱新興俱樂部に於て二週間の指導者養成の講習會をなさいます。斯う云ふ種類の講習會は二週間で相當の點まで捉へ得ると思ひますが、若し是が一箇月であるならば、必ずそれをお受けになつただけの力で以て優れた指導者におなりになることが出来るかと云ふことを、是は全國三千人餘りの私共の同志のやつて居る所から確信を以て申上げることが出来るのであります。

勿論現在に於て既に指導者としてお居でになる譯でありませんが、温泉の中などで聴いて居りましても、今の問題に相當御苦心なさつてお居でになる。例へば炭の配給に付ても中々難かしい問題だと云ふことになる。所がさう云ふ問題を誠心誠意御指導なさる譯でありますけれども、眞心程貴いものはありませんが、併し其の眞心と普通の政治的な才幹と云ふや

うなものだけで解決してお居になりますと、其の時は解決出来るのでありますが、其の問題が解決したら又次の問題、又其の次の問題と——今は非常時であるからと云ふので割合指導し易い點もありますが、非常時だけでなしに、如何なる時でも、永久に指導を續けて行かなければならないのでありますから、千年経つても萬年経つても變らない所の透徹した原理を把握して下さらなければならぬ。さうして又其の透徹した原理を以て如何なる問題——自分の町會、隣組の中にはそれ／＼難かしい問題が次から次と起つて来る。相手に依つて皆變ります。町會に依つて違ふし、區に依つて違ふし、又市で違ふ。又國際情勢で動いて来る——さうした精神的經濟的な困難な問題を、どんな問題が起つて来ようとも、それを徹頭徹尾、天皇陛下の大御心を心としたと云ふ愛撫育成の立場に於て單なる手腕と云ふ意味ではなしに——國體、日本精神で以て解決して行くことが出来れば常會指導者としての本當の職責を果し得ると思ふのであります。

日本精神に付ては色々貴い説き方がありますがけれども、唯澄み凡つた空氣のやうなものであるやうに説いたり、或は肩を怒らして他を排撃するやうな日本精神の説き方もある譯であります。私が此處で申上げたのは、天照大神開闢の大

道は、天照大神と御一體であらせられる御歴代の、天皇陛下がすつと御繼承遊ばされたものでありまして、其の御教に依つて日本のみが今日のやうな發展を遂げて居るのであります。そして此の開闢の大道を、吾々のやうな平凡な者でも、それを實行することに依つて精神的並に經濟的な問題を解決して行けると云ふやうに分り易く説いて下すつたのが——他にも色々ありませうけれども——其の代表的なものとしては私は二宮先生と云ふ言葉を使ふと、そんなものは小學校の三年の修身に出て居るぢやないかと言はれる。所が其處には少年金次郎として子供時代の勤勉、儉約、親孝行でよく勉強すると云ふこと位しか出て居ないのであります。是は實に悉く貴いこととありますが、あれだけのことであつたならば、皆さんは既にそれだけのことは立派にやつてお居でになる譯です。尤も二宮金次郎さん程貧乏な家に生れなかつた爲に、あれ程の鮮かな孝行は出来なかつたかも知れないけれども、それに近いやうなことは皆やつてお居でになる譯です。あゝ云ふ二宮金次郎位のものならば世界に幾らでもある譯であります。私が三年前に秋田縣に参りました時、秋田縣の農林主事の方が斯う言はれました。小學校の教科書に二宮尊徳先生のことを入れることは止めて戴きたい。あんな幼稚なことを學校の

先生方が教へて居られるものだから、二宮先生の報徳を説かうと思つても、誰も眞剣に聴いて呉れないと云ふことを言はれたのであります。誠に尤な言葉でありまして、二宮先生の偉さは四十三歳以後にあるのであります。若し四十三歳以前に二宮先生が死んで居られたならば、是は神奈川縣並に栃木縣の郷土史に出て来るだけの人であつたと思ふ。四十三歳以後になりましてから二宮先生にはつきりした報徳と云ふものが分つて来た。報徳が分つて来ると、先生のやること、爲すこととは、何時でも成功するやうになつて行つた。教育教化の立場からものを考へますと、必ずしも其の人一代で成功しなくても、それを駄目だとは言へない。何百年後に成功しても宜いのであります。併し教を説き始めた人が、實行して成功しないと言ふ教よりも、其の人が事實やつて見て必ず成功すると云ふ教の方が、教としては更に高いと云ふことを考へなければならぬと思ふ。更に先生の晩年になりましてから仕法難形と云ふものを先生は作つたのであります。仕法難形は、簡単に申しますと、印刷物(附録参照)の第三章皇道報徳教育として書いて置きました。宇宙一元の大法に本づき、皇國開闢の大道に則り」と云ふ次に「勤勞、分度、推讓」と云ふのがあります。是が基本様式と言はれる二つの雛形であります。

ら出すのか」と聞いたら、「其の見舞金を分けて貰つた上それを出さうと思ふ」と斯う言つたと云ふのです。詰り自分が天災とか地變の爲に打ちのめされますと、救つて呉れるのは當然だと考へて、さうして運動をして餘計取りさへすれば取つただけ、得たと云ふ乞食根性である。斯う云ふやり方と云ふものは、結局眞面目に働いて居る人間の税金で働ける者國家が養成すると云ふやうな結果になつて來るのであります。救急——急場をどう云ふ風にして救ふかと云ふ問題は大きな問題であります。

二宮尊徳先生が之に對する場合は、自立生活の出来るまでを救ひます。詰り働いても食ふことの出来ない人間とか、食ふことの出来ない場合——働いても食ふことの出来ない場合と云ふのは、天災地災に因る数日間であり、是はどんな金持だつて食物がないと云ふ時が数日間あります。此の時は如何なる金持でも只貰つて食べて差支ないのであります。けれども一刻も早く自立生活の立つやうに上の方としては導きまして、後は働けば食べられると云ふ所まで行つたら、もうやたらに物を恵むとか只ではやらない。救急の場合には困つて居る者から先に公平に救つて行く、斯う云ふのが二宮先生の

雛形であります。例へば此の近所でありましたが、富士山麓を中心とした小田原十一萬三千石の領地に天保七年の凶作で四萬三百九十何人が餓死をしさうだと云ふことが起つたのであります。先生は野州櫻町に居りましたが、小田原の殿様から呼び寄せられて江戸へ來て、一千兩の金を救いて小田原へ駆け付けました。此の時先生は殿様から千兩の金を救くと同時に小田原のお城の中に米が澤山あるから、其の米倉を開いて人民を救へと命ぜられた。ところが先生が小田原に駆け付けて参りますと、小田原藩の重役達は、どうしたら宜いかと云ふ所謂小田原評定を毎日くり返してゐて、何時まで経つても話が纏らない。そこへ先生が駆け付けて行つた。さうして殿様の命令だから倉を開いて呉れ——と言つた所が、二宮の話を聞いて倉を開いて若し間違ひがあつたならば、自分達はどんなお咎を受けるか分らないから——と云ふので、二十里も距つて居る江戸へもう一度使を出して確めてから倉を開かうと云ふのです。そこで先生は割鐘のやうな聲を出しまして、「あな

た方は藩の重役として平生から殿様の御仁恵を傳へるやうに立派な政治を行つて、二年や三年凶作が続いたからと云つて人民に餓死をするやうな者が無いやうに準備して置くべきではなかつたか。それをあなた方の政治が悪いものだから、た

つた一年の凶作でこんなに人民は餓に瀕して來たのだ。今大病である所の殿様が、自分の病氣のことも忘れて人民のことを心配し、倉を開けと仰せになつたのに、それをすら疑ふと云ふことは、道でないではないか。斯う云ふ場合にはあなた方は先づ自ら責任を取つて、自己の責任の下に倉を開いて人民を救つた上で、此の事を殿様に御報告申上げて、獨斷で致しましたから存分に處分して救きたいと願つて出るべきではないか。一體あなた方は餓死し掛つて居る者を救はうと云ふ相談をするのに、飯を食べながら相談をして居るではないか。それだから貧乏人の苦しみは分らないのだ。是から私と一緒に、飯なんか食べないで相談しませう——と言つた。二宮先生は四十三歳の時成田の不動尊に参籠した際には、二十一日の間斷食を續けまして、満願の日に少しくお粥を食へた丈で櫻町から迎へに來た人の先に立つて、高足駄で二十里餘りの道を悠々と歸つて來られた。その時迎へに行つた人が草鞋履きで後から息せき切つて附いて來たと云ふ程の體力と意志力を持つて居りました。それで小田原の人達もその威勢と理論とに服しまして倉を開けることを許しました。そこで先生は倉番の所に駆け付けたのですが、重役の命令がないし、今日は開ける日ではない——と言つて反對しますので、又之に理由を

説いて開かせました。それから倉の中に米がどれだけあるかを調べた。さうして先生は千兩の金と倉の中の米の數で計畫を立て、十一萬三千石の領地に飛び込んで参りました。其の時は是は救急であります。今食ふに困つて居る人間を救ふのでありますから、困つて居る所へ先に行く譯です。小田原十一萬三千石で申しますと、富士山の雪解けの水の掛る所が冷害がひどいのですから、其の方向へ先生は飛んで行つて、其の近所の庄屋さんを集めて、此の近所ではどの村が一番困つて居るかと云ふ投票をさせる。さうして一番困つて居る所から救つて行く譯です。最初に殿様から救いた千兩の金を少しづつ分けて、是で先づ數日の命を繋いで居れ、お倉からお米が幾らでも出るから——と言つて待たせて置く。總て其のお倉のお米で之を救ふのであります。其のお金は殿様の御仁恵を説明した上で只やりましたけれども、お米の方は無利息で借してやるのであります。無闇に只ではやらない、只やることは餘程問題であります。唯々今の數日間の問題だけだつたならば只やつても宜いのであります。相當永く相當金額の物を只やると乞食根性を起させるものであります。先生としては困つて居る者を救ふ必要があるものでありますから、殿様のお蔭で命を繋ぐことが出來た。御禮の爲に眞剣に働いて、

之を五年間の年賦で返せと言ふのです。それから金持や地主に向つて、一お前達は赤の他人の乞食にだつて物をやるのであるから、今當分の間は此の村で乞食にものをやらなくとも、日本の乞食が皆死ぬと云ふのではない。乞食にやる代りに村の貧乏人を救つてやると思つてお前達は積立て、行け。さうして貧乏人も出し金持も出し合つて行つて、殿様から借りた物を全部返せ。斯うして四萬三百九十何人、悉く一人残らず救はれまして、而も借りた米の方は悉く返してしまふ。借りた物は返すと云ふさう云ふ道徳を此の地方の人に積ました譯でありまして、借りた物を返したことに依つて生活方法を體認する譯であります。返つた米を以て小田原藩では其の次の餓饉の準備をすることが出来ます。借りた物を返さしたら、今度斯う云ふ凶作にぶつかりましても、自分で立直る力がそこで出来て居る譯でありますから、返させることに付てもそれだけの教育をやつて行つたのであります。一つの村の問題では、村の中で記名投票をさせまして、一番困つて居る者から救ふと云ふやり方をして一票入つたら一票に付て米五升渡すと云ふ風にして、困つた者から救つてやります。是が救急であります。

其の次に復興であります。復興と云ふのは、一旦頽廢した

工夫しなければならなかつた。金を借りようたつて借りる所はない。家だつて造らなければならなかつた。何にもなかつたではないか。天照大神の御代に一體外國から金を借りたことがあるか餘所から補助金、助成金を貰つたことがあるか。天照大神が日本の國をお開きになつたのは無から有をお造りになつたのではないか。其の、天照大神の道に依つて日本は是まで發展して來た。それに比べたら、二宮の財産が無しになつても、家があるではないか、農業の道具だつてもう出来て居るではないか、だから「吾れ、天照大神の御代に生れけり」と決心すれば、もう現在の自分の方がどれ程金持か分らない、斯う云ふことに氣が付いて來たのであります。今日東京市内に於て轉失業問題に悩んで居る中小商工業者の中には、今まで勤澤な暮しをして居つたのに比べれば、今非常な打撃を受けて生きて行けない位に思つて居られる方も少なくないと思ふ。それは途中の繁昌した時代に比較すればさうなる譯です。併し一番の御先祖へ廻つて見たら考は變る筈です。全く武藏野の原であつた時、御先祖が武藏野を開かれた其の過去へ廻つて見る。もつと日本の、天照大神の頃まで廻つて見たら、確かに無一物であつたに違ひない。それを中頃の御先祖の榮え

のを救ひ上げる途であります。それですから働けばどうか斯うか食へる、斯う云ふ人間に向つては今度は指導の任方が變るのです。只やつたら駄目なのです。復興と云ふのは、借金が出来て居るとか、村が喧嘩をして居るとか、或る種の職業が衰へたとか、或る町内が駄目になつたとか、色々の頽廢があります。天災地災に因つて衰へたと云ふこともあり、社會的の色々の事情に因つて衰へたと云ふこともあり、それを建直す方法、是が復興であります。其の場合には矢張り物をやるのではなくて、貧乏人自身の内に立上り得る力がありますから、それを育て、行くと云ふのが二宮先生の方法です。二宮先生の言ふよりもそれが、天照大神の道なんです。さう二宮先生は考へたのです。二宮先生は二度も自分の財産である田地をあの酒匂川の洪水で流されたのです。さう云ふ風になつて衰へ果てた時、一體自分位ひい貧乏人が他に居るだらうかと考へた。考へて見てやつと先祖へくゝと廻つて行つたら、天照大神の古へまで廻つた。天照大神の時には無一物であつた。二宮の家よりもつと貧乏であつたではないか。一體日本中は野原であつたではないか。米や麥だつて雜草の中から探し出さなければならなかつた。農業の方法も自ら發見しなければならなかつた。農業の道具も自ら

て居た黄金時代だけ、或は自分の景氣の好かつた頃ばかりと思ひ出すものですから、世は未だとか、時代が悪いとか、どうしてもやつて行けないとか言ふのであります。其の又前の御先祖まで廻つて御先祖のやられた道を考へるならば、それに比べれば今どんなに有難いかならぬと云ふ事が分るのです。肚が据はつて其處から立上つて行けるのです。二宮先生は、天照大神開闢の大道まで廻つて行つて、此處から立上つて行かれた。其の復興の問題では、借金整理などと云ふ問題も實に鮮かな方法を二宮先生は澤山遺して居られます。それから開發と申しますのは、店を擴張するとか、工場を擴張するとか、耕地整理をするとか、土地を開墾するとか云つたやうな積極的に行つて行くものであります。救急と云ふのは眼の前に火の踏いて居るやうな苦しい場合復興は衰へたものを建直す、開發は更に積極的に行つて行くのであります。是で全體問題は解決するのであります。さう云ふ風にして盛んになつた所の村なり都會なり學校なり各種團體なり會社なり工場なりを永安——永久に安らかに進めて行くと云ふことをしなければならぬ。自分の財産だもの、自分が潰したつて構はない、俺の家だと言ふかも知れないが、吾々の家と云ふものは如何なる使命を持つて居るか。

天壤無窮の皇運を扶翼しなければならぬと云ふ使命を持つて居る譯です。自分の家だから自分が潰したつて構はないと言つたつて家を潰してしまふならば、一體誰が天壤無窮に發展する所の我が皇室をお護りすることが出来るか。我が國家をお護りすることが出来るか。だから家を榮えさせることは家だけの問題でなく、是は萬世一系の天皇をお護りする譯である。總て萬世一系の天皇を中心として大東亞共榮圈を確立し、進んで全世界を救ふ道である。さう云ふ譯で吾々の家をどうしても榮えさせなければいけない。其の永安であります。餘程の金持でも大抵三十年位で没落して行くのであります。東京の如きも今小賣商が二十萬と數へられて居りますが、關東大震災から以後で大變な變化をして居る。暖簾は其の儘であり、番頭さんは其の儘でありまして、御主人はどん／＼變つて居ると云ふ、有爲轉變が實にひどいのであります。天壤無窮の皇運を扶翼する爲には吾々の總てを永安たらしめなければならぬ。然らば永安の道はどうするか家を永久に榮えさせて行くにはどうしたら宜いか。是は二百先生の遺した——天照大神の教に基いたのであります。鮮かな方法が幾つも決められて居ります。

此の救急、復興、開發、永安で人間世界に於ける精神的並に經濟的な問題は悉く解決するのであります。之に付ては二宮先生が幾度も／＼實際やつて見て成功した——と云ふ理想案ぢやないので、斯うしたら宜いだらうと云ふやうな理想案だつたら、其の人がやつても出来ないかも知れぬ。さう云ふものは餘り役に立たないし、平凡な人間にはそれは出来ない。けれども、あそこで成功しここで成功したと云ふ、成功の體験から歸納して、誰が何時何處でやつても、此の通りやれば必ず成功すると云ふ、斯う云ふものを作り上げた。是が仕法雛形です。何種類も出来て居ります。而も救急、復興、開發、永安は、一人の力を以てしては十分に行きにくいのであります。そこで共同の力を要する。茲に組織と云ふことが必要になつて来る。組織は行政的に上から政府、府縣廳、市町村と云つたやうな上からの力と、下からの有志の結束に依る力であります。組織を持つことに依つて能率は著しく高まつて参ります。及び組織の様式を通じて、皇國臣民を統體育成し、進んで大東亞の諸國諸民族を教化啓蒙、漸次世界の萬國に普及し、聖旨奉體尊皇絶對一團融合生々發展以て天壤無窮八紘一宇の天業補弘を翼賛し奉る可し——是は私が書いて置いた文章であります。此の救急、復興、開發、永安は悉く組織の様式を通さなければならぬと共に、救急、復興、

開發、永安、及び組織の悉くが教育教化で一貫しなければならぬのであります。そこでこの教化の方法として一番中心になるのが常會であります。常會と云ふことは神代以來既にあるのであります。天照大神の御光を戴いて、八百萬の神様が「神集ひに集ひ神籙りに議ると云ふので、天照大神の大神心を實現しようとして御相談になつた。あれが常會の一番の元でありまして、今吾々は其の天照大神開闢の大道に基いて、天皇陛下の大御心を心として大御心に應へ奉らうと言つて相談し合ふ、是が今東京に行はれる所の常會であります。教育と云ふことは學校の中のみであると云ふやうな考を持つて居つたのは大きな間違ひでありまして、教育は總ての人が常會で繰返し／＼永久に續けて行かなければならぬのであります。さう云ふ譯で、學校の先生が教育家であると共に町會關係の皆さんは特に重大な教育家としての職責を持つて居られる。學校の内の子供を相手にする位は易しい教育であります。皆さんが對象として居られる所の町會員と云ふものは、學校の子供などと違つて、多種多様で、相當施毛曲りが居りまして、餘程お骨が折れるに違ひない。而もそれ等を悉く、天照大神の道に依つて、即ち、天皇陛下の大御心に依

つて救ひ上げて行かなければならぬのであります。徹頭徹尾町會のことは教育教化で一貫して行かなければならぬ譯であります。それで二宮先生は、最初申しましたやうに、四十三歳以後になると、先生自身がやれば何時でも成功するやうになつたのであります。更に晩年になりましたは、今申しましたやうな基本様式とか實施様式とか云ふ言葉で言はれるやうな斯う云ふ仕法雛形を作つて遺されたのであります。世界に偉人は澤山あります。二宮先生位の偉人は世界にも日本にも幾らもあると思ふ。唯二宮先生が他の偉人と違つて居る點は、仕法雛形を遺されたと思ふ。誰が何時何處でやつてもやれると云ふ方法を遺したと云ふことなのです。其の人ならば出来るけれども、吾々では出来ない、斯う云ふのが昔からの偉人でありまして、二宮先生のは、二宮先生がやつて出来るだけやなしに、私共がやつて、出来ると思ふ。此の仕法雛形が出来ますと云ふと、例へば福島縣の相馬中村藩六萬石の土地の復興の仕事、是は先生が相馬の殿様に頼まれたのであります。先生は忙しかつたので一度も相馬の土地を踏まないであります。門人を代理としてやり、足一歩も相馬の土を踏まなかつたが、幕末の理想境相馬中村



が藩出来上つたのであります。或は栃木縣日光東照宮の御神領二萬石の土地の衰へたのを建直す事は、幕府から命ぜられて先生は二十年計畫で引受けたのであります。四年目に病氣で死んだのであります。今から丁度八十五年前の今頃十月二十日、太陽曆に換算すると十一月十七日であります。そこで後は息子さんと門人とが受継いでやつたのであります。が、豫定の半分の十五年経つた時に徳川幕府が潰れて其の仕事は取止めになつた。其の時計算して見ると、三十年計畫して見ると、三十年計畫の豫定の半分を少し越した所まで成功して居つた。先生が行かなくても、先生が途中で死んでも、豫定通り出来ると云ふことがこゝで證據立てられたのであります。先生の遺された書物一萬冊、是が昭和七年二月までに出版完了されて三十六冊の二宮尊徳全集三百五十八冊ばかり(一時金にして三百二十冊)の書物になりましたが、之を見ますと先生の偉いことがわかる。何の何兵衛金何兩と云つたやうな名前と具體的な数字を以て村を救つて行つて、其の經濟更生の仕事が徹頭徹尾、御恩返しに精神で一貫して参りました。結果が鮮やかに經濟更生をして行く、驚くべき實績が各方面に現はれて居る。是が一萬冊の二宮尊徳全集の示す所であり

そこで、一體斯う云ふやうなことは二宮先生だから出来たのだらうか。又時代が時代だから出来たのだらうか。といふに静岡縣で昭和六年から一つの村でやつて見たのであります。其の村で其の通りやると其の通り成功したのであります。昭和八年からは一箇月半の講習會が始まることになりました。一箇月半の講習會を受けただけの人が各地に於てそれと同じやうな目覺しい成績を挙げ掛るやうになつたのであります。まだ東京府に於ては鮮かなものを見ることは出来ませんけれども、全國各地に於て、例へば富山縣、栃木縣、福島縣、埼玉縣、北海道、大分縣、鳥取縣、其の他全國各地にございませう。私は日本の教育史を専攻して居りました。日本の歴史に出て来る偉大な教育思想家を研究して居つたのであります。其の歴史に出て来るやうな偉人ではなくて、そこら邊の、例へば新潟縣西蒲原郡黒崎村と云つたやうな所の高等小學校を卒業した貧乏な風呂屋の亭主で村役場の書記に過ぎない、斯う云ふ人間のやつた世にも鮮かな成績に驚かされると共に、道の尊きと云ふものを強く考へさせられるやうになつたのであります。諸君皆様のやうな教養の高い、位置の高い方でなくても、高等小學校卒業だけである所の村役場の書記に過ぎない。人間でどれだけのことをやつたかと云ふと、

簡単に申しますれば、新潟から二里ばかり西の方に行つた所であります。信濃川の右岸、戸數にして約一千六百戸、人口は國勢調査で一萬三百五十人、其の中約一千戸が農村部落約六百戸が商工部落であります。此處で立憲政治になりましたから自由黨の代議士を出し始めまして、此の村だけで既に三人の代議士を出して居ります。それが二十年餘り前から民政黨が入り込みまして、民政四分政友六分と云ふやうな關係になりました。猛烈な喧嘩になつたのであります。一人の村會議員が立候補して二千回の運動費を使ふと云ふやうなことが現はれて来る。選挙毎に嫁や嫁の縁が始まる。隣りへ行く道を塞ぐ。買物は自分の黨派以外からは買はない。小學校の子供が政友組と民政組と別々に列を組んで學校に通學する。此の村會は喧嘩が激しくて面白いからと云ふので隣り近所から見物に来る。病氣を押して無理に見に来て途中で死んだ者がある。さう云ふやうなことをやつたのであります。議場に於て政友派の村會議員が民政派の村長を椅子でぶんなぐつて未決にぶち込まれる。斯う云ふやうなことをやつて居る内に村の有力な地主や金持達が段々財産が傾いて参りまして、村の田地が餘所の村に流れて行く。納税を催催致しまして、八十三%五とか六とかし上らない。學校の先生方の俸給も

決つた時には拂へないと云ふ状態であつた。之を昭和八年の十一月から十二月に掛けて一箇月半の講習を受けた一人の書記が、纏て反對派の中堅所を説きまして、其の反對派の中堅所が昭和九年の二月から三月に掛けて一箇月半の講習を受けた。此の力を以て協力して村を救ひ始めたのであります。諸君政友とか民政とか云ふ別々の立場でなく、天皇陛下の赤子であると云ふ立場、さうして朝から晩までの仕事、金儲けの爲に働くと云ふのではなく、天皇陛下への御恩返し、國家社會への御恩返し、爲と云ふので、仲好くして働いて、段々皆の心持を改めまして行つたのであります。纏て眞剣な報徳精神で湧き立つた所の部落が出来始めて、十一ばかりの部落に十一の報徳の結社が出来ると云ふ程になつて皆政友とか民政とか云ふ立場は其の儘持ちながらも、村のことは一切喧嘩をしない、村のことは一切仲好くして、金持も貧乏人も一軒の家と云ふ心持になつて、陛下の爲に御恩返しをしようとして云ふ譯で協力をして参つたのであります。遂にそこで黨派の争はなくなりまして、村長、助役と云ふやうなものは満場一致で決まると云ふことになり、黨争を村から排除する。五百十九軒の農家に七十四萬圓餘の借財を持つて居

つたのでありまして、而も大體年一割の金利に苦しめられて居つた。そこでその負債整理組合を作つたのです。是は農村のことに詳しい方はお氣付きと思ひますが、農村で負債整理組合を作りますと、多くの場合貧乏人ばかりが集りまして勝手な決議をする。さうすると今度は金持の方が怒つてしまつて、あんな恩知らずには一回の金も融通してやらぬぞと云ふやうなことを言ひ始める。負債整理組合を作り掛けたが、それで村が持ちも下げもならなくなつたと云ふことを講習會の體験發表の席上で苦衷を述べられる方がござりますが、一體借金整理などと云ふ問題は、損か得かと云ふやうな心持を持つて居る以上は、金持は負けてやつただけ損になる。貧乏人はもつと負けて呉れなければ損なんです。負けて呉れたらそれだけ飲んでしまふから、三年か五年経てば又元のやうに借金を作つてしまふものなんです。所が金持も貧乏人も一緒になつて、損か得かは忘れて一軒の家と云ふ氣持になつてお互が助け合ふと云ふ事になりますと、すらくと進んで行く。茲で此の村の負債整理組合は銘々の財産處分は極めて備かでありまして、元金を負けてやると云つたやうなことが大變現はれて参りましたし、更に無利息年賦金と云ふやうな條件緩和がすらく進んだのでありまして、斯くして處分出來ない

ものが十六萬一千七百圓になつた。之に對しては農林省で、お前の村の負債整理組合は、借金して居る者も金持も一緒に入つて居る理想的な組合であるからと云ふので、十六萬一千七百圓と云ふ、日本の何處の村でも未だかつて例のない程巨額な金を低利資金で融通して呉れたのであります。斯くして金利一割と云ふやうなことで惱み抜いて居つた人達が、借金の重壓から免れて、頭が軽くなつたやうな心持で働くと云ふことになつて來ました。一方常會に於て、御恩返し精神で働き且つ儉約せよと云ふことを教へて居ります。さうして又常會に農會の技術員を参りまして農業の指導も致しますので、成績がぐんぐん良くなつて参ります。何しろ喧嘩をする代りに御禮の心持で働く、而も借金の重壓から免れて、頭の軽くなつた心持で眞剣に働き始めたのですから、米の産額が著しく殖えて参りました。二割五分、三割と云つたやうにえらい増収を見るに至つたのであります。是は黒埼村の統計と新潟縣の統計と日本全國の統計とを昭和六年以來ずつと比較して見ますと、村の田地は一反歩も増して居ないに拘らず、此の村のみは生産額が著しいカーブを以て上つて來て居るのであります。それでは前に借金のあつたのを、無利息年賦金と云ふやうな條件緩和をしたが、是等に對してちやんと年賦金を拂

つて居るかと言つて、聴きますと、それが實に良く行つて行つて居る。あの時無利息年賦金などと云ふ情深い條件緩和をして戴いたお陰で自分の家はこんなに樂になつたと云ふので、決つた年賦金の外に僅かながらも御禮の金と云つて餘分の金を持つて行つた。さうするとそれに感激した方の呉服屋の主人が褒美にと云つて持つて行つた御禮の金よりも高い浴衣地を其の百姓の息子に呉れた。こんな美談も現はれて居りまして、總てが實に良く行つて居るのであります。納税の如きも税金を納めることを、陛下に對し國家に對し御恩返し氣持でやつて行きますから、皆眞剣に納めるやうになりました。八十三%五とか六とかであつたものが、遂に九十九%九を三年續けるやうになつて、最近の二箇年は百を續けて居るのであります。

此の村一つ御調査下さいましたも、それは實に驚くべきものでありまして、私に報徳と云ふものの味の分つたのは、丁度五年前に此の村へ二宮尊徳先生八十周年記念祭の當日講演を頼まれて行きました。世界的教育家としての二宮先生の偉大な教育精神を説いたのでありますが、私の話の村の人々が感激したのではなく、私が此の村に感激して歸つたのであります。是位の人間の力でこんな鮮やかなことが出来るものかと

思つて、其の時から私に報徳と云ふものが分り始めたのであります。最近愛知縣の教育課長から新潟縣の地方課長に轉任致しました或る法學士が、私の所へ轉任の通知を寄越しまして、それに對して「黒埼村の奇蹟を著す例々見ました。常會運動に馬力を掛けたいと思ひます」と書いてありましたが、轉任の地方課長が此處を見に行つて、黒埼村の奇蹟として感激して愈々常會運動に馬力を掛けよう、と斯う云ふやうな所まで向つて來て居るのであります。こんな風の、之に近いやうな實例は農村などに於ては幾らでもありますが、農村は救はれるのだ、大都會は困難なんだと云ふことは、各地で叫ばれて居る所のことです。けれども、都會で申しますと、例へば大分市の如きは常會では立派な働きをして居ります。特に大分は總務部長が斯うした道を持つて居りますので、縣廳の内が實に和やかに良く行つて居ります。

それから日本の都市として最も經濟的に發達すると共に、精神的に頽廢して居ると考へられるのは大阪であります。大阪のやうな所に於てでも、此の天照大神の道に依つて救はれて行くと云ふ實績を上げて居ります。是は昨年の十二月十四日に亡くなられたのでありますが、一人の初等學校長、小學校と同じ性質のものであります。其の校長の力に依つて

目覺しい働きをして居ります。大阪市立徳風學校がそれでありますが、大阪の今宮と云ふ貧民窟の子供達を集めて教育する、學用品一切支給、晝食を食べさせる、風呂にも入れると云ふ所でありますが、此の學校で眞剣に子供を教育したのであります。幾ら子供を良くした所が、親が良くないし同時に環境が悪いから、學校教育の成績が上らない。そこで親を救はなければならぬと云ふので救ひ始めた。それを救ふのには、天照大神の教で行くのです。貧乏人が可哀相だ、正月の餅もないだらうと云ふので、年末に餅を持つて行つてやると云ふやうな慈善事業が世間にあるのであります。そんな餅を食べて偉くなつたと云ふ人間は未だ會て聞いたことがない。正月の餅を持つて來て呉れると云ふことになりまして、來年の餅も又持つて來て呉れるだらうと云ふ氣になりまして餅の分だけは先にお酒で飲むと云ふやうになつて、結局餅を持つて行つた爲に酒を飲まして貧乏人をして愈々貧乏のどん底に陥らせると云ふ結果になるのであります。附録の第三章第二節二の六を御覽下さい。

極貧成る時得財寶事かたし、得而富事又かたし、彌富で猶施事かたし、施而令報事(又かたし)施不令報者貧(を)ころして富におどるが如し、

と云つて居られます。非常な貧乏な時には申々金は入らない。金が入つても、積立て置かなければ金持になれないから、金持になることは難かしい。愈々金持になると、けち臭くなつて人に物は施しにくいものだ。金持になつて、佛心が出来て、貧乏人に金や物を施すやうになつても、貰つた人間が、是程にして下さるのだから濟まない、どうしても家を建直して御恩返しをしなければならぬ、と斯う云ふ風に呉れた人なり更に國家社會への御恩返し的心持が起るやうにして金や物を施すことは難かしい。所が「施不令報者貧をころして富におどるが如し」或は「ほころが如し」——金なり物なりを貧乏人に施しまして、それで貧乏人は直ぐ喜びますが、唯喜んだだけでこんなにして下さるのだから濟まない、どうしても家を建直して御恩返しをしなければならぬと云ふやうな心の起るやうにして施したのは宜いけれども、其の心持を起させずに金や物をやるならば、尤もさう云ふ施し方を致しまして——大變世の中の爲に寄附すると云ふので藍綬褒章を貰ふとか、世間から、慈善家だと言つて褒められる譯です。併しそれは富に誇ることは出来るけれども、貰つた貧乏人はそれで殺される。貧乏人を可哀相だと思ふならば、貧乏人を本當に救つてやらなければならぬ。地獄に落ちやうな救

ひ方はいけない。是が二宮先生の教であります。斯う云ふことは皆さんが町會で御指導になつてお居でなつたり、或は實業をやつてお居でなつたりの方であつたならば、人を使つて居る時によくお氣付きになると思ふ。會社や工場が景氣が好くなつた。ボーナスを澤山やる。そこで店員や従業員が救はれるかと思ふと、却つて救はれない。人間が出来る。貰つただけ無駄使ひをする。身體を弱くする。人間が墮落する。物をやつたり、金をやつたりしたことに依つて、それで相手に直ぐ喜ばれるけれども、相手に喜ばれると云ふことは同時に墮落させることになる場合も少くないのであります。此處の所が大切なのであります。大阪の今宮の貧民窟などでは、木賃宿の——今朝程も是立區の或る貧民窟のお話を温泉の中で伺つたのですが、其處では大變家賃が安くて一日五錢とか十錢だと云ふお話でありましたが、大阪の今宮の貧民窟は、大體三層敷ですが、其の家賃が今日一日五十錢、六十錢と云ふ公定相場になつてゐて非常に高いのであります。今宮と申しますのは、西成區で、徳風勸業學校は其の今宮と云ふ貧民窟の中にあるのであります。

貧乏人を救ふ方法は、貧乏人に金をやるとか物をやると云ふ方法でなくて、貧乏人に國家の爲に寄附させると云ふ方法を採るのです。是が大事なのであります。町會長として何百人或は何千人の人間を御指導になる場合に、一々皆さんの力で行けり上げると云ふことは、それは出来ないことなのであります。特に經濟的に困つて居る者を救ひ上げる力は出来る筈がない。けれども、貧乏人だからと云つても人間としての貴い力は持つて居る譯ですから、それを育て、やりさへすれば宜いのです。身體の温みは蒲團や着物にあるのではないのです。着物や蒲團に温みがあるのならば、着物や蒲團の入つて居る質屋の倉からは火事の出通しの筈だ。所が火事が出通しでないと云ふことで、温みは身體自身にあると云ふことが分るだらうと二宮先生は云ふのです。身體自身にある温みを着物や蒲團で調節するから温みが溜つて行くのです。貧乏人は經濟機構が悪いとか、町會長が不親切だとか、金持が不親切だとか、親戚が悪いとか、先祖が悪いとか、皆責任を餘所へ塗り付けるそれは餘所にも責任はあるのですけれども、幾ら他所が良くても、内が良くならないことには、どれ程外から何萬圓の金を持つて行つた所が、其の身を滅す因にしかならない譯であります。責任は餘所にもあるけれども、餘所に責任を塗つて居る以上は、どんなにしても其の人間は立上つて行けないのです。立上り得る力は内にあるのです。佛教

で言ふならば佛性を持つて居る譯です。天皇陛下の赤子としての貴い力を持つて居るのです。ですから町會長さんが皆の持つて居る力を育てるやうにしさへすれば皆の力で立上つて来るのです。

二宮先生も此の點では苦勞されたのでありまして、先生が野州櫻町の貧乏人を救ひに行かれました。其の時は先生は自分の財産をありつたけ持つて行つた。三十六歳までに三町内外の田地が出来た。之を金にすることの出来るだけ悉く金にして、之を持つて救ひに行かれた。二萬人の家を興さんが爲には一人の家を滅す」と言つて、自分の家を滅して櫻町の人を救ひに乗込んで行つた。而も殿様から「野州といふところは長脇差を差して居る者の多い氣の荒い所で互に殺しあつても人之を怪しまないといふところであるが、お前はどうして皆を治める氣か」と言はれた時、「私は武士でないから劍術は知りませんが、百姓ですから大根を作ること知つて居ります。大根を可愛がつてやると、大根はこゝとして育つて参ります。私は櫻町の人間を救ひに行くのですから、まさか私に向つて斬り付けては來ないでせうから御安心下さい」と言はれた。兎に角直きに長脇差を抜くやうな氣の荒い、不良の居る所へ先生は自分の身を投出し、自分の財産を投出し

て救ひに行かれた。當時先生の最初の奥さんは、先生が餘りに世の爲に難し過ぎると云ふので無理に離縁して歸つて行つたのであります。次の夫人は中々賢夫人でありまして、先生が「名譽や利益を考へるならば一緒に連れて行くことは出来ぬ。女にはさう云ふことは分らないだらうから、若し分らぬならば今の内に離縁してやる」と言つた所が「水火の中も厭はぬ」と云ふ返事なので先生は連れて行かれたのであります。命と財産と妻をも抛つと云ふ氣持で、先生は貧乏人を救ひに行かれたのであります。さうして夜も四時間しか眠らないと云ふ心持を以て指導に没入されました。

何處へ行つてもさうであります。先生は村へ行くとき先づお宮やお寺の屋根普請を致します。經濟的に衰へて居る所は必ず精神的に衰へて居つて、國家の御先祖であるお宮様とか家々の御先祖をお祭りしてあるお寺を粗末にして居るのであります。お世話になつた御恩に報いる心持がなくなつて居る。是が窮乏になる原因でありますので、先づそれを修繕して心をひき立てさせます。次いで貧乏人の爲に屋根普請をしてやる。貧乏人の家は大抵下肥の糞は壞はれて居りますから、それを修繕してやる。是は大切な肥料であります。貧乏人の妻は加里肥料が足りないので轉びます。それで灰を取らぬ。下手に

灰を取ると火事を起しますから、灰小屋を造つてやります。道路を修繕する。溝を修繕する。橋を架ける。有ゆる精神的經濟的な方法を以て此の村の人を救ひ始めます。金のない者には金を貸してやる。種のない者には種を貸してやる。農業の方法を教へる。眞剣に之をやつたのであります。併し、先生が幾ら情を掛けても有難いと思はない人間がある。有難いと思ふ者もある。有難いと思ふ者は、先生が情を掛けてやると立直つて行く。此の心持の起らない人間は、情を掛けてやればやる程不仕合せになつて来る。情を掛けてやらない方が不仕合せの來ることが多い。斯う云ふ事實を先生は知つた。是は救つてやらない方が親切だと云ふことを先生は知つた。そこで先生はさう云ふ人間に對しては救ふのを止めるのであります。止めて滅びてしまつた後に、其の一族に眞面目な青年であつたらそれをもち立ててやる。同僚の役人たちは「二宮金次郎は貧乏人を救ふ役目を持つて此處に來ながら、貧乏人が滅びるのを見ても見ない振をする」と言つて殿様に訴へたと云ふことすらあるのであります。先生は斯う云ふ風に説いて行かれた。貧乏人は外から金をやれば貧乏が救はれるのではない。貧乏には貧乏になる譯がある。種から草を生やし、花を咲かせ、今此處に實を取入れて居るのである。富も亦其處から

來るのだ。して見ると金がないとか、物がなないとか云ふことが貧乏人の入つて居る半屋ではない。俺はどうせ駄目だと思つて、懶けて難談ばかりして、博打を打つたり大酒を飲んだり、金持の悪口を言つて金持の身上の計算をしたりして懶けて居る。是が貧乏人の入つて居る半屋なのです。半屋に入つて居る者に、お前は金がなくて可哀想だと云つて金をやつたら、乞食根性を起させるやうなことをやる譯です。だから、どんく地獄の底に落込んで行く。貧乏人は金持が金や物を貰はなくても自分の内に立上る力があるのです。だから其の乞食根性さへ取つてやつたならばぐつと立上れるのです。是は貧乏人をよく御觀察になりますと必ずお分りになると思ふ。農村の貧乏人と云ふのは高が知れて居ります。大都市の貧乏人と云ふのは實にひどいのでありますから、それを見るとき分ります。私は今一人大阪の貧民窟の子供を預つて居りますが、環境の影響は恐ろしいもので、是ぢやどうしても貧乏にならざるを得ないなアと思ふやうな道ばかりを辿りながら居ります。それでも報徳の道が入り掛つて居りますので、日に進歩して行きます。道の力は偉大なものであります。貧乏人に唯金をやつたり物をやつたりする位で救はれるものではないことは、是はよく御觀察なされば直ぐお氣付きになる

ことと思ひます。

そこで大阪の今宮でやつて居ることを簡単に申しますと、校長が貧乏人を尊くのに、昭和十年の六月十日に保護者會の總會をやつたのであります。是から報徳で導き始めたのであります。保護者を集めまして、是から保護者會の基本財産を一千圓作らう。學校の世話にばかりなつて居るのでは、保護者會はあつてもないと同然だ。一千圓出来れば、年三分として三十圓、子供の教育獎勵の道も付いて来る。あなた方が今日まで生きて来たと言ふことは、天皇陛下の御蔭を蒙りて居るのだ。國家社會の御蔭を受けて居るのだ。御先祖様の御蔭を受けて居るのだ。空気が吸つて居るのだ。日光にも當つて居るのだ。さうした澤山の御恩を蒙りながら、其の御恩に對して御禮をすることが出来ないと云ふならば、是は人間とは言へないのだ。一箇月に三錢でも五錢でも宜いから、御禮の爲と思つて——手近かに言ふならば、空気を吸つて居るのだから空気が、日光に當つて居るのだから日光代と思つて、三錢でも五錢でも宜いから保護者會の基本財産を積立て、貰ひたい。どうしても出来ないと云ふならば、是は必すやると決心して貰ひたい。是は、天照大神の御開きになつた開闢の道だ。之を實行する者が救はれて、悪人は後廻し

になるのだ」と云ふことを眞剣に説いたのであります。所が一回ばかりで誰も本當に實行する者はないのであります。其の翌月から常會を開いたが、今日働かねば今日食へない人たちがばかりですから總會の時に集つた十分の一しか来なかつたのであります。常會で二宮尊徳先生の苦心談を述べて、三年で貧乏を退治せよ、貧乏草を刈りとつて、眞剣に働いて國家社會に御恩返しをせよ」と云ふことを又懇々と説いたのであります。此の時一人立上つた人間があります。此の校長は小森俊一と云ふ方で、最初に立上つた人間が上野彌吉と云ふ人です。上野氏は長野縣の人ですが、金が入ると直ぐ使つてしまひたいのが癖でいつも貧乏ばかりしておました。自分みだいな不仕合せな貧乏人は生きて居つても仕方がないから首を懸つて死なうと思つて鹽尻の邊りで枝振りのいゝ木を探して居たのですが、丁度、明治天皇の御野立所と云ふ記念碑があつたので此處で、死んではお天子様に濟まないと思つて歸つたのであります。やはりそれだけの誠意のある男ですから一番最初に立上つたのであります。天子様に濟まないと云ふ心持があつたのですから、天皇陛下に御恩返しを説かれると奮ひ立つ譯です。首を懸るのを止めて家へ歸つたけれどもやはり生活が出来ない。そこで夫婦別れをしようと思

つたが、隣の屑物屋のお爺さんが「子供があるのに減多に夫婦別れなどするものではない。食物がなかつたらうちの麥飯を食へに來い」と言はれたので、夫婦別れを思ひ止まつた。總て東京へ出て來たが、是も不仕合せでありまして、それから大阪の今宮へ入つて、東京で謂ふバタ屋、大阪で謂ふ拾ひ屋を始めたのであります。あの塵箱の物を拾つて行くのです。女中には嫌がられる、二階からは嘲けられる、犬には咆えられると云ふので、嫌だけれどもそれをやつて居りました。掃除人足の下働きの口が出来ましたのでそれを止めて、若干の給金を貰つて毎日仕事をします。さうして一日働いては一日食べ、一日働いては一日食べる。先程申しましたやうに家賃が中々高い所でありまして、金を残すなどと云ふことは中々出来ないのです。斯うして五年の間階生夢死の面も苦しい生活をして居つた所が、時には饑ゑに迫つて、太郎様の縁日に一家むしろの上に乗つて参詣人のあはれみを求め、二十錢を得てやつと壽命をつないだといふやうな日もあつたと申します。校長先生の話を二度聞いたのです。二度目に一つやつて見ようと云ふ氣になつたのです。やるに付ては時々のお十錢の酒も止めよう。今掃除人足をやつて居るが、其の時間でバタ屋を始めよう。バタ屋をやつて入つた収入は

一つもないものと考へて別途に積立て、行かうと云ふので始めたのであります。けれども、やつぱり酒を飲みたくなるし餘分の仕事は嫌になる。所が校長さんは毎月常會をやつて居りますから、校長の話を聴いては感激し、御禮の爲に働かう御禮の爲に積立てようと思ふ心持になつて眞面目に始める。又嫌になる。又感激する。又嫌になる。斯う云ふことをやつて居る内におれんさんと云ふお内儀さんが眞剣になつて來たのです。「お前さんがこの頃のやうに眞剣になつて呉れると私も嬉しい。是から二人でしつかりやらうぢやないか」と云ふことになつて、お内儀さんは友達に三十町ばかり離れた所に新聞の夕刊賣の口を作つて貰つて雨の日も風の日も通ふ。斯う云ふ風に校長先生の話を聴いて感激して、天皇陛下に御恩返しを爲し、國家社會への御禮の爲に働くのだと云ふのでお禮の爲に働いて御禮の爲に積立てると云ふことに依つてこの年の十二月の末に十圓餘りの貯金を出來た。そこで家賃を一日一日拂つて居つたのを續けて拂ふことにした。そんな感心な人はないと云ふので家主や差配から褒められた。ほめられて嬉しかつたから昭和十一年の正月は三ヶ日も休まずに働いた。是から芽を吹いて來たのであります。一方校長は昭和十一年七月に小田原で開かれまして二宮尊徳先生誕生百五十年

記念の五日間の講習を受けまして、それを機会に昭和十一年の八月からは貧民宿の木賃宿の一つの部屋を借りまして一週間に三日ばかり其處へ泊り込みまして保護者の人達に道を説いて歩いたのであります。今日では學校が貧民宿の中に移りましたので、それからは校長も學校の作法室に泊つて父兄の家を廻つたのでありますが、當時は離れておりました。さて茲で眞剣に導き始めたのであります。町會長たる皆さんは唯事務を執ると云ふだけでなしに町會の方々を指導ひ上げて行かなければならない、町會の方々を陛下の赤子として萬民翼賛の道を行ひ得るやうに御指導にならなければならぬ、譯でありますから、お暇のある毎にお廻りになることが必要だと思ひます。

そこで第三節皇道報徳教育方法論の一、報徳教化法に、1 鶏辰回邑と書いてありますが、是が報徳の教化法の第一であります。町會長として皆さんにやつて戴きたいことも茲にあるのであります。徳風勤勞學校の校長がすつと父兄の家を廻つて歩いたと云ふのが是であります。鶏辰回邑といふのは詰り一番鶏とか二番鶏とかの鳴く時分に起きて村を廻ると云ふことであります。先程申しましたやうに二宮先生が乗込んで行かれました野州櫻町は、七十年、八十年の間經濟的に衰へて

居つた所でありましたが、經濟的に衰へて居る所は必ず精神的に頹廢して居るのであります。朝寝をする、夫婦喧嘩をする、大酒を飲む、博打を打つ、人の不仕合せを喜ぶ、人の仕合せをねたむ、僅かな利害で喧嘩をする、斯う云ふ所なのです。其處へ行つて、先生が教を説かうと思つても聴いて呉れない。お役人として乗込んで行つたのですから、法令を以て處罰することは出来ませんが、さうしたら罪人ばかりになるので、どうにも途がないのです。そこで先生は鶏辰回邑と云ふ方法を始められたのです。教へるのでもない、叱るのでもない。唯自分の目録として暗い内から村を廻つて一軒々々屋敷にまで入つて行つたのであります。朝寝をして居る人達は何も知らな

い。併し夜明け方になつて自分の屋敷まで入込んだ足音を聞くものがある。霜の朝など其の足跡を見ることがある。暗い内に用事があつて道を歩いて居た者が二宮先生にぶつかつた先生が暗い内から村を廻つて居ると云ふ噂が村に高まつて来た。今日もやつて来た、こちらへもやつて来たと云ふことになつた。さうなると、どれ程衰へた村でありましたも、中には頭の良い人間があるので、性質の良い人間もあるので、先生が暗い内から廻つて行くのですから、どうしてそんな物好きなことをやるかと思ふのです。さうして居る内に、それ

は先生が早起の手本を示すのではないか。吾々に勤勉の模範を身を以て示して居られるのではないか。先生は眞剣に村を良くしようとして居られるのではないか。先生がそんなに眞剣になつて下さるのに吾々がこんなことをして居つては相濟まない。自分達も眞剣に働かうと言つて一人立ち、二人立ち段々立上つて来る人間がありまして、是等が先生の言ふことを聴くやうになり、さうして段々櫻町が救はれるやうになつて来たのであります。

之を躬行示範以て著回盤水二と報徳の方では言ふのであります。金盥に水を入れまして箸で其の水を回さうと致しましても、金盥の水は逆つて決して箸と一緒に回らない。所が眞剣に回して居る内に水が回り始める。水が勢ひ良く回り始めた時に其の水の中に箸を投込むと、箸を水が引摺るやうになる。皆さんが町會長として町内の爲に眞剣におやりになる。今新體制運動の下部組織を固める途と云ふものは、町内の常會を固めると云ふこと、此常會を通して大御心を心とすると云ふ心持を湧き立たせ實行させる、有ゆる精神的經濟的に困難な問題を解決すると云ふ理想的な社會を造り上げなければならぬのであります。假りに大政翼賛運動が私共の念願して居る程鮮かに進んで行かないとしましても、結局大政翼

賛運動で造つて呉れる所の御輿を擔ぐものは市町村の常會でありますから、市町村の常會を徹底せる原理と完備せる方法を以て正しく發展させることが出来るならば、國家の將來は憂ふるに足らないと思ふのであります。さう云ふ者と信念の下に皆様が町會長として無報酬で眞剣にお働きになつて町内の方を御指導になるさうすると必ず反對する者があり、悪口を言ふ者があり、邪魔をする者があつた。あれは名譽心なんだとか、物好きなんだとか、何とか彼とか悪口を言ふ。悪口を言はれても怒つたりしては駄目です。私が報徳を説き始めた最初——自分の教室などで言ひ始めた時などは、或る學生は立上りまして、「先生、今の經濟機構に於て封建時代の二宮尊徳の教なんか駄目です」と言つて突つ掛つて来たものです。ところがその學生卒業論文として最初に報徳を取扱つて来ました。今日滿洲國で眞剣にやつて居て呉れますが、突つ掛つて来るのは敵ぢやないのです。悪いと思ふから反對するので、良かったらやらうと云ふ眞心があるから突つ掛つて来るのです。「それは結構でございますね、などと云ふ人間は實行しないのです。だから反對するとか突つ掛つて来るのは、それだけ近づいて来たのだと考へなければいけません。さうして是より外に國家を救ふ道はないと云ふ確信を持つて居れば、

誰が何と言つても眞剣にやれる。自分の名譽とか、利益とかそんなことは忘れてやるのであります。どんな反對があらうとも、さうして居る内に纏て純情な青年などが立上ります。東京だつて、皆様が眞剣になつて、千年でも万年でも續けて行つて間違ひのない原理と、如何なる困難な問題が起つてもそれを解決することの出来る方法を以て御指導をお始めになつたならば、半年か一年の内には必ず立上つて来る。今日までも相當の同志が出来になつたことと思ひますが、今後必ず目覚しく動いて参ります。此の講習會の等一回の時に偶然此處で會ひました一入の青年でありましたが、是は商業報國運動を始めて居る青年で、時々此處へ来て坐禪をしたこともあると云ふので、案を練る爲に幹部を連れて此處に來たのであります。二日ばかり泊ると云ふので参りまして、二時間ばかり私部の部屋へ来て話して呉れたのであります。今のやうな時には商人はどうしたつて闇をしなければやつて行けない。だから自分も闇を始めました。五六ばかり店員を使つて居る洋品店でありましたが、闇をやつて經濟警察に引掛つても、闇をやることは今日に於ては正義だと堂々と言つてのけるだけの確信があつて闇をやつて居つたけれども、良心の呵責には如何にしても堪へることが出来なかつた、それで泥棒の仲間如く

考へられて居る商人の中からも、本當に天皇陛下の爲に商賣をするのだと云ふやうな人間が立上るべきだ。さうした同志を餘所に求めることは出来ない。さうした人間も自分の家から作るべきである。それには自分の所の支出を減らす必要があると云ふので、住んで居る家を家賃の半分位の所へ引越して傳票に至るまで支出を半分にする目的で半分切つて使つて見た。それをやつて見ると二割八分切の節約が出来た。是ならば闇をならなくても立派にやれると云ふのです。是は眞剣な人でありましたが、さう云ふ人がやはり民間から立上らざるを得ない情勢に今の日本、今の東京はなつて居ります。さう云ふ時でありますから、皆様が何處まで進んで行つても間違ひのないレールを掴まなければいけない。罪なる情熱や辯舌だけで以て率ゐて参りますと、附いて來る人間は不安を感ずる、あの人は氣狂ひみたいだと思はれるのです。あれは地獄へでも飛込んでしまふのではないかと思はれるのです。次に

是は二宮先生のお話を門人が漢文で書いて置いたのであります。二宮先生が、天照大神の教を以て世の中を救ふことを言ふものだからそんなことは迂遠だと云ふのです。損か得か、自分さへ得をすれば宜いぢやないか、其の方が得ぢやないかと云ふのです。天照大神の教に依つて國家社會の爲に仕事をして行くと、結果に於ては國家社會の爲であると共に自分の爲になるのだと云ふことを説かれるのですから、そんなことは迂遠な道だと云つて悪口を言ふ者があつた。其の時先生が言つた、「我國存萬古而我道萬世不易」一體日本の國と云ふのは何千萬年でも續く所の國ぢやないか。「我道」と云ふのは天照大神が國を開かれた道であります。天照大神が國を開かれた道は萬世易らぬ所の道ではないか。「以存乎萬古之國而行乎萬世不易之道」吾々は之を知らなければならぬのだ。自分一代の成績如何と云ふやうなことに囚はれてはならない。「今也道之不行亦何憾」此の天照大神の道を守り易く報徳と云ふことで説いて居るが、申々行はれない指が十分に認めて呉れないが、そんなことは何も遺憾とするに足らない。何則天祖以來所行之道而是は、天照大神以來實驗済の道だ。二宮先生が始めた教と云ふならば、先生が生れて百五十四年、死んでから八十五年であります。だから二

宮先生の生れた時から始つた教であるならば、年限が短いのでありますから不徹底であります。天照大神以來實驗済の教で、此の趣旨に従へば必ず成功し、此の教に背いたならば必ず失敗して居る。國を興し民を安んずる之を害いて他の術るければなり。斯う云ふのが、天照大神の教である。二宮先生の教はそれを分り易く組織立てた所にあるのであります。町會員を御指導なさる方は、非常時が濟んで常時になりまして、何時までも人を指導することの出来る「我國存乎萬古而我道萬世不易」以存乎萬古之國而行乎萬世不易之道」と云ふもので以て指導して戴きたい。さうして居る内には必ず眞剣に立上つて來る人間がある。さうすると其の人間の爲にこちらが引招られると云ふやうになる。其の爲には指導者はどうしても其處まで漕付けなければならぬ。そこまで行つたならば、皆様が手を放しても他の人間がやつて呉れます。其の爲にはどんなにしても其處までは漕付けなければならぬ。其の點からは更に指導者の後繼きを養成すると云ふことに力を入れなければならぬ。「無學な後継だつて竹棒を二本準備するではないか。心掛のよい草刈女は鎌を二挺準備するではないか。後継でも一本棒が折れたら其の次を使ふ準備をする。草刈女でも鎌がこはれたら、刈らないで家へ歸ら

すに代りの鐘を持つて居てやつて居るのに、一國を興し村を救はうと云ふ指導者が、自分の一代だけやれば宜いと云ふ考でどうするか。何故後継ぎを養成しないか」と云ふことを二宮先生は言つて居られますが、是は皆様の後継ぎを養成して戴きたいと云ふことと共に、同志を養成してお置きになりますと、今皆様が仕事をなさるのに直ぐ役立つものなのであります。

話も元に戻しまして、小森校長も斯うした二宮先生の「鶏晨回邑」を始めたのであります。學校が済んだ時、或は始まる前に、木賃宿へ行つて、あの虱のたかつた布団の上で坐り込んで道を説いたのであります。「度々やつて煩い校長だ」と言ふ者もあるが、「こんな汚い所へ校長先生が来て下さつてどうも濟まない」と思ふ人間が出て来た。校長が廻つて来ますと、夏など大胡坐をかい裸になつて御飯を食べて居るお内儀さんが、校長さんが来たときと云ふのでびつくりして着物を羽織る。それだけ氣持が引緊つて来た譯です。何時校長が廻つて来るか分らないと云ふので、校長の来さうな時には皆氣分が引緊つて居て悪いことをしない。今日は校長は家で休んで居るから廻つて来ないかと斯う云ふ氣分の緩んだ時に首を絞つて死んだ者がある。又校長が東京に来て居る時に、三角關

係を悪く解決した者がある。校長が来ないと思ふと氣分が緩み、來るなと思ふと氣分が引緊まる。行つて指導するのでなく、唯廻るだけでそれだけ影響がある。「權兵衛が種蒔けば鳥がほじくる、三度一度は追はずばなるまい」と云ふ俗論は實に教化の上で貴い教なのです。權兵衛が種を蒔くと鳥がほじくる、其の時に廻つて行つて追つ柳ふ。さうすると悪いことをしない譯です。掴へると云ふ意味ではない。掴へる必要はないので、悪いことをしないやうに廻つて居る。さうして居ると彼等は悪いことをしない譯です。捕へて首を捻る必要はない。是が悪く行くと、面倒な細かい法律を作り出して、民を網すると云ふことになります。是も今日の如き統制經濟の場合には、止むを得ないので、之を作つたら、常會を通して皆を良く教化して、斯う云ふ法律には引掛らないやうに、又國家に對する御禮の心持で此の法律を苦かすやうに皆を教化すべきであるのに、教化の方は十分にしないで、細かい法律だけ作つて置いて、さうして本人は悪い事をしたとも思はないのに引掛つて、警察に引上げられてしまふ、或は刑務所にぶち込まれてしまふ。是は昔から民を網すると云つて、網を掛けて魚や雀を捕へるやうに、大事な天皇陛下の赤子を、陛下の御情を傳へるべき役人が集つてさうした罪

人を澤山作ることを以て手柄の如く考へることが今までは時々あつたのです。

二宮先生は其のやり方とは反對でありまして、良いことをするやうに常會で導いて行つて、さうして度々廻つて行つて悪いことをさせないやうに、仕掛つたら止めさしてしまふ譯です。ですから半屋にぶち込まれるやうな悪い事は一寸もしなくなる。さう云ふ風にして今度は良いことをした者を変めるやうな方法を講じましてどん／＼教化して参りまして、皆良いことをするやうになり、悪い事は一切せぬやうになつて三十何年の間野州櫻町は半屋が一度も要らなかつたのであります。それは悪いことをしないやうに、良いことをするやうにと云ふことを常會で能く教へて、さうして鶏晨回邑で村を廻つて歩いては、悪い事をし掛けた者は止めさしてしまふし良い事を褒めるやうにするのですから、悪い事をすることは皆忘れてしまつて、良いことばかりする。自然半屋にぶち込まれるやうな者はなくなりまして、使はないから半屋が腐つてしまつた。一度人殺しがあつて、びつくりして此の半屋を修繕した。此の人殺しは氣狂ひであつたのであります。そんな譯で本當の罪人と云ふものは三十何年の間一人も出なかつたのです。小森校長も鶏晨回邑で導いて参りますと、段

々眞劍になつて来た。學校の方では保護者會の常會をすつと重ねて参りまして、是が一年餘り續いて参りました。それから父兄の家を廻つて居る内に父兄が段々立上りまして、遂に校長先生の言ふ教に従つて報徳社を立てようと思ふやうな空氣が起つて参つたのであります。遂に茲で今宮報徳社と云ふものが出来た。報徳社と申しますのは、天皇陛下への御禮國家社會への御禮と云ふ心持を以て働き、其の心持でお互に僅かながら積立て、其の金でお互を救ひ世の中を救ふと云ふ、さう云ふ仕事をする教化團體でありまして、政黨派に全然關係のない――政黨に入つて居る人だつてその儘で差支ないのであります。政黨に入つて居る限りは政黨のことには全然超越すると云ふことになつて居るのであります。さう云ふ精神的な、教化的な團體であります。是が出来たのであります。是も最初は利己的な、何か是でも作つたら自分の得になりはしないかと云ふ人間が社長になつたりして、色々困難があつたのであります。總て校長自身が社長にならなければならぬと云ふやうな事になりました。校長は苦心しながら之を導いて行つた。之を導きます場合に、今度は熱心な人達ばかりの集りでありまして、月に三錢とか五錢とかではなく、もつと大きな金額にした、即ち毎日二錢と云ふことを言



ふのです。是は常會で導くのでありますが、現在でも常會を二回と研究會一回、都合三回繰返して居ります。是は常會に依る教化を繰返ししなればならない。溝を掘つたら、溝は埋まるのですから、絶えず溝浚ひを適當の時にやらなければならぬ。家は建築した瞬間から腐り始めるのですから掃除をするとか腐つた時の準備をして置かなければならぬ。人間の心と云ふものはやはり緩みが出来て垢が付きますから絶えず繰返し／＼垢を取らなければならぬ。それが常會であります。其の場合に普通だと云ふと、神様に御語りする佛様に御語りする、國旗を掲揚する、其の時は非常な好い心持になるのでありますが、其の心持になつた日本精神が、今度は月給で雇はれる時になると、月給は取るものと云ふことになるのであります。月給は取るものでなく、働くものなのであります。取ると云ふことになるには一寸道徳がないのであります。此の間の第一回の時の座談會で、日本橋の方ですが、「私共は、お早よう、どうです、儲かりますか」、斯う何時も言つて居る」と云ふお話がありました。さう云ふ風に商業營利事業であるかの如く考へる譯です。百姓が米を作ると云ふ場合だつて金儲けの爲に米を作ると言ふのです。實は金儲けの爲だけではないのです。商人の仕事だつて配給機

關として貴い仕事をやつて居るのですが、其のことを忘れてしまつて、國旗の掲揚をやつて日本精神を養ひながら、自分のやつて居る仕事に付ては、自分のやつて居る仕事の貴きを何も忘れてしまつて、金儲けの爲の商賣だ。金儲けの爲の場所だと云ふやうな賤しい考になるのです。是は道徳と經濟が二元的になるからであります。此處を常會で教化しなければいけないのです。木賃宿に泊つて居る貧乏人達でありますから、三疊敷に五人が普通であります。少し多いと思ふと三疊式に八人も住んで居る。じめ／＼した實にひどい所であります。さう云ふ人達は全く失敗した人達であります。斯う云ふ人達を導くのは一方で日本精神を説いても、食ふに食へない生活をして居る人達です。そんなことは救はれない。日本精神で經濟生活をさせなければ駄目なのです。それには金儲けの爲の商賣だなど云つたやうな賤しい考へ方だつたならば、一方に百萬長者があると云ふ時に自分はバク屋をやつて居る。さうして一日に僅かしか収入がないし、こんな汚い仕事だと思ふのです。此の今宮報徳社の人達は賤砂を賣る人だとか、喜司屋に手傳ひに行く人だとか、モール人形を作る人だとか、學校の小使さんなどと云ふのは成績の良い方でありませぬ。前

科三犯などと云ふ煙突掃除夫が居ります。相當程度のアナキストであつたが、轉向したのが二人ばかり居ります。掛か得かだつたら、あんな商賣なんですから、そんなことで誰も働かないのです。所があなた方が今日まで生きて来たのは、天皇陛下の御蔭を戴いて居るのだ。總てのものに御蔭を戴いて居るのだと云ふやうにして、中心に、天皇陛下を置くのです。此處では「忠孝報徳」を教訓にして居ります。勤勞學校の子供は、環境の悪い子供達であるに拘らず、便所が比較的綺麗です。それは何故か。御飯を戴く時、或は風呂に入る時、御禮をするのと同時に、「便所にお禮をいたしませう」といふ教育を受けて居るのであるから、便所を大切にしますので。便所の服物を掃へるのも、服物の御蔭を受けて居るのだからさう云ふ風にするので。小森校長が報徳社員を導く場合には「あなた方が今日まで生きて来たのは、天皇陛下の御蔭、國家社會の御蔭を戴いて居るのだから、毎日二錢だけ御禮の爲に餘計働いて呉れないか。澤山働いて呉れと言つても無理だから、二錢だけ餘計働いて呉れ——而も是は金儲けの爲に働くと云ふのではなく、天皇陛下に御禮の爲に二錢だけ餘計働いて呉れと云ふのです。日當の決つた方は餘計働いても収入は殖えませんが、さう云ふ方は、天皇陛下に御禮の爲に二錢

だけ餘計働いて下さい」と云ふのです。さうすると今まで金儲けの仕事だと思つて居つたのに、天皇陛下に御禮の爲に二錢、天皇陛下に御禮の爲に二錢で朝から晩まで仕事をします。かうなれば仕事をすることが報徳でせう。仕事をしながら報徳をして居る。國旗を掲揚して、或は宮城遙拜の時に感じた精神其の儘で仕事をします。御禮の爲に働き、御禮の爲に節約してさうして一箇月六十錢になります。此の金を報徳善種金——徳に報いる爲めに世の中を救ふ善い種の金として、詰り御禮の金であり世の中を救ふ金として之を今宮報徳社へ積立てるのであります。此の金は御禮の爲に出した金だから、自分の家へ歸ると考へてはいけません。と云ふことを言つて導いて参ります。さうして毎月の常會でお互にどうしたら、天皇陛下に御恩返しが出来るか、國家社會への御禮が出来るか云ふことを相談する譯です。其の心持で金を積立て合ふ譯です。丁度神様や佛様に御参りした時にお賽銭を上げるのと同じです。普通の場合ならばお賽銭の行方が不明です。さうしてお賽銭は廻らないのです。其の爲に僅かのお金で千圓儲りますやうにと云ふ風に、凡そ神様のお心と違つたことを神様にお願するやうになります。報徳の方の金は、天皇陛下に御禮の爲に、國家社會に御禮の爲にと思

つて皆積立て、行くのであります。此の積立てた金で世の中の爲に盡すと云ふことを始めるのであります。現在此の報徳金が三百圓ばかり出来て居ります。此の金で事變が始つてから今宮部内で應召する軍人があれば必ず金一封を持つて行くのです。金の方は僅かでありませんが、此の人達は働かざるを得ず持つて居りますから、出来るだけ暇を割いて世の中への御奉公と云ふことを相談しては協力して實行致します。昨年も攝原神宮へ勤勞奉仕に行つたとか、今年の正月元旦には今宮区内の道路の清掃をしたとか、此の間の秋季皇靈祭にはバケツとブラシを持つて大阪市内の郵便箱をすつと洗つて歩いたとか云ふやうなことをやつて居るのであります。ですからナキストであつて報徳へ變つた或る社員のおきも、別格官幣社阿部野神社へ何時も勤勞奉仕に参りまして、其の宮司からの感謝状には……

願ミレバ貴下昨年四月以來毎朝未明當社神前ニ皇軍ノ武運長久ヲ祈願スルト共ニ約一時間餘境内清掃奉仕ヲ日課トシ暑夏炎熱冬期嚴寒ヲモ屈セズシテ夜々トシテ倦ザル事既ニ一年有餘ニ及ブ眞ニ篤行ト云フ可シ憶フニ勤勞ヲ以テ神徳ニ報ジ忍苦ヲ以テ戰場ヲ偲フ其至誠ハ必神明ニ通ズ可キヲ信ズ餘職ヲ神社ニ奉ズル事多年勤勞奉仕者ヲ知ル事又多シ

ト雖會テ貴下ノ如キ誠意ノ人ヲ見ズ實ニ感服ノ至ナリ、依テ聊カ記念ノ粗品ト共ニ本狀ヲ呈シテ感謝ノ意ヲ表スと云ふ風なことがありますが、或は又ゴム靴の修繕屋さんなどは、自分の店が小さいので、お天氣の好い日には大道へ筵を敷きまして其處で商賣をやつて居るのですが、ボール紙に書いて、出征軍人遺家族の方、警察官の方に、ゴム靴及び地下足袋無料で修繕させていただきます、と云ふやうにして、先月の二十二日に参りました時にも、其の日に三人来て下さつたとやつて居りましたが、自分が僅かな勞力を其處へ差上げることに依つて、讓ることに依つて世の中の爲になることを樂みとするやうに皆眞剣になつて来て居ります。

斯う云ふ風に上野彌吉氏が一番先に立上りまして、厨物賣上代金二圓三十六錢を國防献金として朝日新聞を通して献納したと云ふやうなことから、斯う云ふことをやり始めますと自分だつて御國の爲になつてゐるんだと云ふ心持になつて、金持を羨んだ乞食根性を吹き飛ばすのでありまして、此處から立上つて来たのであります。上野氏が初めてありますが、今二十名餘りの社員殆ど總ては木賃宿から出て一軒の家とか二家族で一軒の家を借りると云ふやうにして、更生しまして本當に希望と感謝に燃えながら協力して此の仕事をやつて居

ります。さうして亡くなつた小森校長先生を神様と信じて居る。私の所に居る小さい女の子も、小森校長が報徳で私の家を救つて下さらなかつたならば、私は疾に餘所へ賣られて居つたに違ひない。校長先生の御恩を忘れられぬが當る」と云ふことを言つて居るのであります。さう云ふやうな譯で、環境が悪かつた爲に色々な悪癖を持つて居りますけれども、小森校長先生の徳に感謝し、報徳の道を知つて居ります爲に私共がそれを導いて行くことも出来るのであります。

それで私は本年の二月此處へ参りまして、皆と一緒に集つて常會をやつたのであります。遅くなつてから駆け付けて来た——是は大工さんを亭主に持つて人形を作るお内儀さんであります。子供を連れて來まして、斯う云ふことを言ひました。私は小さい時分から親に死に別れて苦勞しましたが小森先生の御蔭で段々仕合せになりました。小森先生は亡くなつたと皆さんは言はれますけれども、私には亡くなられたとは思はれません。苦しいことがある毎に口の中でお森先生、小森先生と祈りますと、小森先生が私を正しく導いて下さいます」と言つて泣き出したのであります。私は其の眞實に打たれて涙が止めどなく流れたのであります。私の側に居りました小森未亡人が感極つて泣き俯してしまつたのです。

翌日私が攝原神宮に御参りをすると云ふので、報徳社員が二人附いて來て呉れたのですが、別れる午後三時半まで殆ど總てが亡くなつた小森校長を讃へる話でありまして、或る一人のおきも、私は一年前から校長先生のお話を承るやうになりました。自分は極道をやつて、同時に不仕合せで貧民窟に流れ込んで居つたのですが、校長先生のお話を承つて、天皇陛下の爲に働き、御禮の爲に積立てる、之をやり始める自分の暮しがすつかり變つて來る。さうすると一年の間に五六十圓の蓄へが出来た。二も今日は百圓ぐらゐになつたさうであります。兎に角更生致しました。大阪市内の他の町に住んで居る見達も、今までは相手にして呉れなかつたが、私が更生したものですから喜んで迎へて呉れて、お前もそれだけになつたのだから今宮のやうな所に居らずにこちらへ來て働かないかと言はれましたけれども、私は小森校長先生に救はれたのです。だから御恩返しに爲に今宮に止つて報徳社の爲に盡力させていただきます」と言つて居りました。

米を納贈にするには、白の中米を入れて、あつちを搗いたりこつちを搗いたりするのではない、一所を搗いて居れば白の中米は皆納贈になる。是が二百先生の教であります。だから力をばら撒いてはいけません。例へば米なり麥なりをば

ら撤くと、それは小鳥の餌にしかならない。それを掻集めて五合とか一升となつたら、人の命を繋ぐことが出来る。だから力を集中しなければいけないと云ふことを何時も言つて居られました。

日本を救ひ上げる道は、東京、大阪と云ふやうな所に立上つて貰ふことが一番手近な方法であります。私共のやうな縁もゆかりもない、さうして微力な者は、大阪に對して何等働き掛ける機会はなかつたのであります。力もないのであります。唯昭和十一年の七月以來小森校長との關係で其の仕事を手傳はして貰つたのです。大阪市民三百三十萬大阪府四百萬民を救ひ上げると云ふやうなことは、力をばら撒いたら吾々の仕事では出来ない。けれども、二宮先生の教に依つて行くならば、何も力の足りないことを懼れるには及ばない。徳風勤勞學校と云ふ晝夜合せて三百六十名の生徒ですが、其處に居るだけの者を良くしてぐつと立上れば、總て外は附いて来るに決つて居る。斯う言つて激勵して居るのであります。此の社員の人達も其の言葉を其の儘信じて、其の積りで眞剣になつて居るのであります。さうして總て今宮報徳社の力に依つて大阪中を、天照大神の教に依つて教ひ上げる、其の時には大阪に報徳二宮神社を建て、小森校長先生を合せ祀りた

いと此の人達は念願して居るのであります。生きて居る内にお世辭を言はれることは幾らでもありますが、死んでからも小森校長を神様として信じて居る。さうして今日でも毎月命日には、往復四十錢ばかり掛る相當の距離の所でありながら小森校長先生のお宅へ社員が御参りに行くのであります。今は小森校長先生の息子さんが三週間の報徳の講習を横濱新興俱樂部で受けて眞剣にやつて居られますし、小森校長の後を承けて來ました校長が、初めは無理解でありましたが、此の頃は三週間の講習を静岡縣掛川町大日本報徳社で受けて眞剣にやつて居られます。新しい校長が熱心になるまでに續けて呉れたのは、専ら純眞な青年訓練の力でありまして、一初等學校の校長とか一青年訓練とか云ふ者の力の偉大なることに驚かされるのであります。大阪府國民精神總動員本部の方々が、本年六月二十五日に此の徳風勤勞學校の今宮報徳社の常會を見まして、是こそ眞の精進だ、大阪一の常會だと言つて稱へられました。是は六月二十六日の大阪の各新聞の市内版に出たのであります。府縣の役人の方々がお歸りになつた後、小森校長先生が生きて居つて下さつたら、どんなにか喜んで下さつたであらうと言つて聲を立て、泣き出した社員もあつたと云ふことでもあります。この學校の先生や今宮

報徳社員の中には、町會や隣組を指導して一團融合の好成绩をあげてゐる方も少くありません。本年の十一月三日には理容組合の人々によつて大阪金鶏報徳社が結成された外、今日では大阪府の學務課其の他が眞剣になり始めまして、此の徳風勤勞學校を中心として動いて行くこと云ふやうな勢であります。二宮先生の言はれるやうに、一所を良くすること以外が動いて來ると云ふことの實績が現はれ掛つて居ります。今年の九月二十三日に東京市葛飾區の住吉小學校の或る先生から私の所に手紙が來たのであります。二日ばかり休みが續くので、大阪の徳風勤勞學校を見に行きいからと言ひ越されて、歸つてからの手紙であります。

全くの荒地に血まみれになつて働いて居られるあの學校の先生方には全く頭が下りました。あの恐ろしい様なスラムを一日としてかゝさず回思なされる先生方の行爲は全く欲得では出来ないと思ひました。東京へ來てこちらの先生方が少しのことさへ不平を言ひ、骨をしみする様を見ると全くなすべきなと思ひます。私などもその一人ですが、これを機會に大いに反省して行き度いと思ひます。此の徳風勤勞學校の子供達は徳風少年報徳社を作つて、何とかして學校にお禮をしよう、先生方にお禮をしよう、國家社

會にお禮をしようと思ふので常會を續けて居ります。本年三月卒業しました子供達は一年ばかり前に常會で何とかして學校にお禮をして卒業したい。それには此の學校は報徳の學校でありながら二宮先生の銅像も石像もないから、せめて石像でも作りたいたいと云ふことを話しあひました。父兄の若干の者が之を聞いて起ち上りまして、三月卒業する子供の父兄を説いて廻り、毎月十錢づつ學校へのお禮として推譲することになりました。是は報徳社以外の人が相當多い譯であります。十錢づつ寄附すると云ふことは大事件であります。遂に此の金が八圓餘り出來まして、二宮先生の石像を建てました。之を建てるに付ては、其の努力奉仕を今宮報徳社の人達が致しました。小さな築山は子供達がバケツで一ぱいづつ砂を運んで作つたのであります。是は今其の學校の入口にあります。學校では何時も善徳金の積立と云ふことをやらせて居りまして、親の呉れる小遣ひの中で一日一錢でも二錢でも積立てさせることにして居ります。親は中々理髮屋に行く金もまとめて出しにくいのですが、此の積立てた金で理髮屋にも行く。或は父親が病氣で居る時に、父親の喜ぶ物を其の金で買つて行つて慰めたと云ふやうな美談もあります。二宮先生の場合には、百姓を相手に致しましたので繩を毎日一把



づつ綱へと云ふことで導いて行つた。二宮先生の時代は年利率二割位の時であります。さう云ふ時に、先生は金を儲ける爲に金を貸すのではない。世の中を救ふ爲に金を貸すのだからと云ふので、無利息年賦金で貸した。相手を救ふ爲めだから利息を取らぬ。其の代り、唯頼みに来たからと云つて貸してやつたら倒されてしまふ。一萬兩の金があつても唯貸してやつたら一萬兩以上の役割をしない。貸して倒されても一萬兩以上の役割はしない。是では金が死んでしまつて次を救ふことが出来ない。借りた人間も救はれぬと云ふことになる。金を貸しても借りた人間が救はれるのでなければ貧乏人に罪を作らせる譯でありますから、さう云ふことは先生はしない。金を貸して、借りた方は其の金で家を建直し、村を建直してお禮として年賦で返す。さうしたら又次へ直ぐ之を貸してやりさへすれば、百兩の金でも何年もの間には何萬兩の役割をする。太陽が世の中を照して世の中の物を育てながら自分が減つて行つたら、後は世の中は暗闇になる。太陽は物を育てながら自分は減らない。報徳會は太陽の如きものだ孔子様の云はれた「恵んで費えず」といふのは之だと云ふことを何時も教へられて居るのであります。さう云ふ譯で先生の所では、無利息の金を貸して呉れますし、又先生が手を掛けたら村で

も家でも救はれるに決つて居るのですから皆相談にやつて來るのです。先生が小田原領を救つて居た頃は、一日に多い時は帳面に記録されて居るのでも百三十人の面會があるのがあります。そんなにして先生の所に教へを求めに來、又救つて貰ひたいと頼みに來ます。所が先生は一々救つてはやらぬ。それに對しては、まあ村として協力してお前達の力でお前達自身を救ひ上げる方法をやつて見ろ。それには繩一把づつ綱つて見ろ。繩一把綱ふと云ふことは後家さんでも獨り者でも綱はうと云ふ心さへあれば麥飯の火を焚きながらでも綱へるものである。それを五文で賣つたとすれば、一日五文のものは天より降り來り、地より湧き出づるが如き金である。此の金を寄せ集めると、一つの部落五十戸として、一日五十把、それが一箇年では斯うなるではないか。之を二把づつ、又三把づつ、四把づつ、五把づつとしたら、積小爲で莫大なものになるではないか。だからお前達の僅かな無駄を削いで村を救はうと思つて綱ひ合つた其の金自らの力でも、お前達自身を救へるのだ。之をやつて見ろ。其の成績の好いものに對しては私が救ひに行く。是位のことが出来ない——毎日繩を一把位綱ふことが出来ないやうな人間やさう云ふ村は、幾ら救ひに行つても役に立たぬ。お前達の成績に依つて救つて

やるといつて懇々と教へられる。「鶏鳴まで御理解下され」といふ文章が残つてゐるのであるから時には徹夜で教訓されたと思はれる。そこでどの村もどの村も自力更生の意氣に燃え立つて立派な成績を擧げる譯です。その中で一番好いものから救ひ初める。百兩、二百兩の金を持つて行つて無利息で貸付け、一邑中善人は之を賞し、困民は之を撫育し、或は家を造り、或は屋を葺き、田圃を開き、道を作り、橋を掛け、用水を便にし、悪水を流し、凡そ、民の困苦するところ除かざるはなく、邑民の安息する所以のもの擧げざるはなし、朝には星を頼いで出で、夕には星を見て入り、邑中を安んずるの道を行ひ聊も其の勞を厭はず、故に村民之を仰ぐこと父母の如し」といふやうに教化して行きますから、村が三年、五年の間はすつかり變つてしまふ。かくて大小貧富を論ぜず邑民一人の困苦なきに至つて、其の次其の次へと成績の好いものからやつて行く。それで最初申しましたやうに、働いても食へないと云ふ救急の時には困つた者から先に救つて行きますが、働けばどうか斯うか活きて行けると云ふ復興とか開發と云ふやうな場合には、善いことをさせるやうに導いて行つて、善いことをしたら其の成績の好いものから褒美と云ふ心持で救つてやる譯です。するともう僅かなものを救

つただけで、次々と村で善いことをするやうになつて來る。村の中で貧富協力して積立てた金を貧乏人に無利息で貸してやると云ふことで貧乏人を救へます。是なども僅かな人間を救つて褒美をやることに依つて、村中を良くすると云ふ方法を採るのです。東京の七百萬市民を本當に良くしようとする場合には、市の御當局としては今度のやうな講習會をやつて、市全體に最初すつと公平に一度なり二度なりやる。是は全體に對して公平な責任がありますから公平にしなければならぬ併しあとはこんなことを繰返してばかり居つてはいかぬ。何處か眞剣な町會が起ち上りませう。其處を特に援助し激勵する。さうすると外の方が、あそこばかり援助して自分の方に激勵して呉れぬではないかと言つて來たら、元來公平にやつて居るぢやないか、それに對して其處が熱心だから其處に行くのであつて、あなたの方が熱心なら又行きますよ。詰り熱心な所から行く。市の力は經濟的にも、人間の數から云つても僅かですから、それで全體を引張るやうでは駄目です。米を撒いたと同じやうなものですから、公平に一度なり二度なりやつて、あとは眞剣な所にぐつと力を入れる。其處が良くなると外がすつとついて來る。町會でも全隣組にやる責任はありますから、最初はやはり全隣組に對して公平に指導し

て、あとは熱心な所を何處か一つ二つと力を入れる。一つ良くなれば外はついて来る。東京の方々に本當に起ち上つて戴きたいと云ふことを強く私が言へない羽味は、東京に此處を見て下さいと言へる一つの例がないからであります。大阪へ参りますと、先月二十三日に大阪の八百人の先生方に申上げたのですが、大阪は何もむづかしいことを言ふ必要はない。徳風勤勞學校を見て下さい。是れ一つ言へば宜いのです。行つて見れば驚くべき成績が擧つて居るのですから……。南海本線の秋ノ茶屋驛から二丁ばかりの所です。だから東京では外の町會が眞剣にならないと駄目だとか、或は區長が眞剣にならないと駄目だと云ふことで責任を互に擦り付けたら何にもならぬ。外は何でも宜い。自分の町會一つ、自分の隣組一つを本當に良くすれば、あのやり方で行けば良く行くのだなど云ふことが分れば外はついて来る。だから新體制になつて市長が大きなことをやることも尊いが、併し町會長として自分の二隣組を、天照大神の道に依つて、誰にもやれるやうな道に依つて正しくする。それが東京全體を正しくする。總ては大東亞共榮圈を確立させるやうな大きな手本となる。二宮先生は斯う云ふことも言つて居られます。割木を束に致しまして、幾ら力を縮めたつて緩んで居る。それに一本入れて叩き

込むと全體がぐつと引緊るではないか」と言ふのです。ですから、町會の中のどれか一つの隣組をしつかりさせる。或は東京の中の一つを良くしたら、東京全體がぐつと引緊つて来る。斯う云ふ譯であります。次に教化常會のことを申し上げます。芋こぢに付ては度々お尋きになつたことと思ひますし、此の頃は安井内務大臣の口からも度々言はれ、新聞に出て来ることであります。常會のやり方は、私は今は高い所に立つて講演ばかりして居りますけれども、斯う云ふのは常會としては失敗なのです。正しい常會をする、即ち芋こぢをする爲には、其の原理方法を知つて戴く爲に報徳の話を數回繰返す必要はあります。けれども常會其のものは、今私が申上げて居るやうな話し方は例へば二時間するならば後の半分で致します。前の半分は何處までも芋こぢで行かなければならない。芋こぢといふのは、私は農村の生れで子供時分能くこぢたものです。前の中に里芋と水を入れて、芋こぢ棒或は板で芋をこぢますと、芋と芋とぶつかつて綺麗になつて行く。此の場合芋こぢ棒で芋をこぢいたりすると傷が付く。芋こぢ棒で芋をこぢると芋と芋と皆綺麗になつて行く。是が常會のやり方であり、宮城道雄とか云ふやうな――報徳の方では普通、天照大神に二拜二拍

手一拜を致しますが――儀禮を行つて戴く。此の儀禮は、自分達の此の集りは利己的なことを相談し主張し合ふ爲に集つたのではないのだ、是は常會全體が一軒の家なのだ、一族なのだと云ふ心持が必要であります。其の心持を日本の國で申しますと、天皇陛下が代々萬世一系で御續きになつて、義は君臣にして情は親子と云つた無條件の愛を以て人民を御導き下さる。又臣民も、天皇陛下萬歳で何時でも命を捨て、飛込んで行けると云ふ、即ち、陛下と臣民との間は損か得かの關係でなく、損得を超越した無條件の敬と愛とを以て結び付いて居る。斯う云ふことが日本の一國一家族の國體、即ち日本精神であります。此の心持を小さくしたものがやはり一軒の家の家族生活の中にはある譯で、親が子供の病氣を心配する時、特に小さい子供が重態で母親がそれを心配して看病して居る時を考へて見れば、其處には損か得か、後になつてからどうかして貰ひたいと云ふやうな雑念は少しも入らず、唯もう可哀相で可愛くて堪らぬと云ふ無條件の愛を以て、自分の命を縮めてでも子供を育て、やらうと思つてこちらの力のありつたけを子供にやつて、子供が自分か本當に區別出来ない。一回融合、融け合つてしまふ。其處には打算的な何物もないので、唯無條件な愛を以て向ふの病氣を癒すと云ふこと

のみを以て力のありつたけを捧げ盡す。慈悲で子供を育て、行く。此の親の慈悲と云ふものを廣大無邊に大きくしたのが天照大神の大御心であり、天照大神の御位を御續きになられた代々の、天皇陛下の大御心であります。所が吾々はさう云ふ、陛下の御情を戴き、又それを受継いだやうな家族生活をして居るのに、中間組織に於ては損か得か、商賣は營利事業と云ふ風にすつかり崩れて居るのです。故に常會と云ふのは、一國一家族の心持がまだ家族生活の中には相當程度残つて居りますから、あの心持を隣組、町會、各種團體、學校と云ふやうな中間組織に伸ばして行かうと云ふのが仕事であります。だから五人組、十人組、或は又色々な學校の寄り合ひと同じやうなものだと申しましたが、それは形式は同じであつても、指導精神は何處までも、天照大神の大御心其の儘、天皇陛下の大御心其の儘の指導精神を持つた隣組なり町會を作る。さうでなければ、唯十軒集るとか百軒集ると云ふことは、何處の國でも何時でもやることであります。損か得かであるから問題が起つて来る。何時までも正しい發展をするに云ふのは、陛下の大御心を心とすると云ふ立場で行かなければならないのであります。其の心を湧き立たせる爲に、常會では必ず、宮城道雄とか二拜二拍手一拜をする譯

であります。報徳の方で二拜二拍手一拜をするのには、天照大神の軸物を掲げてありますが、是は或る宗教の立場を取らないのであります。報徳教とか報徳宗とか云ふことも明治の或る時代に言はれたことがあります。二宮先生の話を聞いて置いたと云ふ二宮翁夜話に一箇所出て居りますが、先生自身の手記に「一萬冊の中には未だ曾つて報徳教とか報徳宗と云ふことはないのです。報徳教、報徳宗と申しますと何か一つの宗教の如く見えますが、何處までも、天皇陛下を中心として大御心を心として世界を救つて行く——世界を救つて行く」と云ふ點から言へば、一つの宗教と同じだけの、或はそれ以上の強い信念を持たねばなりませんけれども、何か一つの宗教、信仰のやうに考へますと、それを信じない人は救ふことが出来ません。天照大神の教へと云ふものは、佛教が入つて来れば佛教を愛する、儒教が入つて来れば儒教を愛する、キリスト教が入つて来ればキリスト教を愛する、西洋の科學なり哲學が入つて来れば又之を愛する。だから印度に於けるよりも、支那に於けるよりも、西洋に於けるよりも日本に於て正しく發展出来ると云ふ力を持つたのが、天照大神の教へであります。天照大神の教へを分り易くしたのが報徳でありまして、尙ほ卑近な例で申しますと料理に使ふ味

の素のやうなものであります。味の素自身の味を言ふのぢやない。魚の味を出させる爲に味の素、野菜の味を出させる爲に使ふ味の素、斯う云ふのが報徳でありますから、何か宗教のやうなものですと外の宗教を信じて居る者は救へなくなる今佛教の中にも色々宗派がありますが、どの宗派の立場に於ても、佛教方面の方々が報徳を研究して下さいませうならば、別に報徳の名前を使ふ必要もないのであります。佛教の和尚さんだつたら、自分の眞言なら眞言、天竺なら天竺、禪宗なら禪宗の其の立場で宜い譯です。其の佛様のお慈悲を日常生活に具體的に現はす方法として報徳と云ふものを使つて下さいは宜い。報徳と云ふ言葉は使はぬでも宜いのであります。唯報徳の方法を活かして下さると、佛様のお慈悲が日常生活に容易に實現されて行く譯なのであります。神官の方が之を使つて下されば、氏神様のあのお恵みが氏子の借金整理にも店の建直しにも徹底して行く譯です。神様の御心で仕事をすることに依つて家が榮えて行く。斯う云ふ方法であります。どの宗教に對しても皆それでありまして、二拜二拍手一拜と云ふのは、一つの宗派の立場でなしに、日本で神社にお詣りをすると云ふ祖先崇拜の儀禮に依るのであります。是はどの宗派の人でも其の形式を探るべきですが、其の形式を探つ

たに過ぎないのであります。而も常會の御指導に行かれた場合などは、先づ其の空氣を早く正しく掴まなければならぬと思ふ。相當程度皆さんにも出来になると思ひますけれども例へば二拜拍手一拜の手の叩き方について見ても、是は長い間やつて居る内にビシヤつと手が合ふやうになります。けれども村の何處かに歸が入つて来た、心持の中に歸が入つて来たと云ふ時になると「パンヤ」となる。指導者は其處に氣付かなければならぬ。是は何か起つて居るなど、顔色なり手の叩き方で何處かに缺點のあることを知り、其の缺點はどうして直して行くか、何處に長所があるか。さう云ふ小さな所から二宮先生は氣を付けて行かれた譯であります。それで指導者は辛こぢの棒でありますから、辛こぢ棒で辛を突いてはいけない。あゝしなさい、斯うしなさいと指導者が命令、教訓ばかりを言つて居つてはいけません。講演式常會は常會として失敗で、成るだけ下から正しいよい意見の出るやうに辛をこちるのです。會の空氣を、唯自分達が自分達の家などの不平を言ふ爲に井戸端會議のやうに集つたのではない。本當に自分達はどうしたらお國の爲に盡すことが出来るか、自分達の出来るだけの範圍に於て、町會を通し隣組を通して、陛下への御恩返しが出来るか云ふことを相談し合ふやうにする

目に餘る悪い事をして居る人もあるでせう。けれどもそれを探して行つたら幾らもある。自分にも缺點はある。吾々は神の子ではあるけれども、神様ではないのですから自分にも缺點があります。小學校などに於てはよく自治會と云ふ名前です。善いこと悪いことを指摘したりしたことがありますが、兎もすれば自治と云ふ言葉が個人主義的なことに紛れて、さう云ふ心持を持つたものとして解釋される。すると悪口を言ふことも起つて来る。クラスの中でお互ひ悪口を言ふ。外のクラスの悪いことを見付けて悪口を言ふ。進んで来ると先生の悪口を言つたり學校の悪口を言ふ。お世話になつて居る先生の悪口を言ふと云つて向ふに研いだ及は自分を傷ける双です。町會などに於てお互に缺點を探し合へば修羅の巷です。人間はどんなものでも缺點のない者は一人もないのです。缺點があつてはいけないと云ふのであつたならば、悉く地球上から追拂はなければならぬ。背が高ければ高過ぎる、金があつたらあり過ぎる。けちを附けたらどんなものでもけちの附かぬものはない。人間はさう云ふ缺點のあるものである。神様ではない一つの現象であり、個性的存在ですから、利口なら利口過ぎる、馬鹿なら馬鹿過ぎる、宇宙間有ゆるものが缺點を持つて居る。此の本堂でも或は國家を亡ぼす相談も出来るで

せう。だからけちを附ければどんなものでもけちが附けられる譯です。所が又其の半面に於て總て長所を持つて居るので、短所の半面に於て悉く長所を持つて居る。悪人はいけなさと斯う言ひますが、悪に強いものは善に強いと云ふ力を持つて居る。親は青大将よりも善がある。けれども善にする時には青大将よりも強いのではありませんか。だから常會には必ず旋毛曲りの悪い人が居りますけれども、其の悪い人間が二つ魂を入れ替へたら、町會長さんにも出来ないやうな偉いものにならぬとも限らぬ。皆 陛下の赤子としての偉い力を持つて居る。不良少年、劣等児は其の長所が現在出て居ないけれども、總ては表面に出て伸び得る力を持つて居る。學校で一番とか二番とか、或は優良なる者に褒美をやる。劣等児などには褒美をやらぬ。是は實に不公平なことである。みんな 天皇陛下の赤子である。一番は一番として偉いけれども、びりは一歩よりも低い、何か何處かに長所が隠れて居て、過去に於てか現在に於てか將來に於てか其處を育て上げたから、一番の出来ないやうなことがきつとあると思ふ。不良の生徒でもきつとさうです。二宮先生は斯う云ふことを言つて居ります。二天天下唯我獨尊。天の上にも天の下にも唯我れ獨りが尊いとお釋迦様がお生れになつた時に言はれた。そ

れは尤もだ。併し是はお釋迦様だけではない。尤も 天上天下唯我獨尊、應も天上天下唯我獨尊、猫も杓子も天上天下唯我獨尊である。斯う言つて居られます。人間に悟りの道を授けると云ふ點ではお釋迦さまは世界に於て第一の偉い人です。併し鼠を捕へるのでは、お釋迦様よりか猫の方が偉い。御飯をつけると云ふことになると、お釋迦様よりか猫よりも杓子の方が尊い。有ゆるものが皆長所美點を持つて居る長所美點、之を徳と言ふ。第二節の八を見て戴きたい。天地人三才の長所美點(徳)に感謝して親心を以て之を愛撫育成(報)する事

三才の才と云ふのは働きであります。宇宙間の有ゆるものが長所美點を持つて居ると云ふのです。此の長所美點を徳と二宮先生は言つた。時計は時計として時を計る。着物は着物として、食物は食物として、天井は天井として、屋根は屋根、床は床、土臺は土臺として皆尊い役割を持つて居る。長所美點を持つて居る譯である。其の總てのものが掛替のない尊い徳を持つて居るのだから、其の徳のお蔭を吾々は過去に於てか現在に於てか將來に於てか直接間接に受ける譯であります。其の徳にお禮をする、お禮をすると言ふことは、唯お釋迦をただけでは駄目です。お禮の心持で其の相手のものを持つ

て居る長所美點を育てる。さうして感謝して親心を以て之を愛撫育成することを報と言ふ。報いと云ふのはそれを言ふのです。この講習會で食前に「箸とらば天地御代の御思ひ皇」と親との御恩味へ」といふ食事訓を合唱するのも單なる節米運動でなく敬米報徳の爲であります。

私の郷里の愛知縣の豊橋市には、印刷屋の主人などの熱烈なる報徳の士があらまして、殆ど毎晩の如く各地を廻つて常會指導をして居る尊い方がありますが、此の人達には私は横濱に於ける或縣主催の講習會に来ることを勧めた。勿論それは或縣主催でありますので、餘所の縣の者が正式に入ることは出来ない。私は何時でも講習會を受けに行くことを勧める時には、自分の郷里の方では、断られたら窓から覗きなさい、覗きに行つておめく歸つて来るやうな意氣地なしいではないかぬから、窓からでも覗きなさいと申して居ります。二宮先生の門人は皆さう云ふ態度であつたのであります。鳥山の天性寺の和尚圓應や相馬藩士富田高などは決死の覺悟ではじめて入門を許されたのであります。さう云ふ譯で、本年は横濱と掛川で三週間の教育家を中心とした講習會がありました。が、昨年の如きは掛川だけで三週間の講習會が、全國で六十人募集したら二百何十人の申込があつた。仕方がないから八十

人を許可したり、實際来たのは百三人、断つても来る。來たら追返すことも出来ぬ。それを或縣主催で行くと、却て上の役人の方は真剣になつても下の人が行かないと云ふやうな状態です。今度は東京府、東京市の主催で幾人良い方が集るか存じませんが、或縣主催では、却て其の縣から行かれる方、費用一切縣廳で出して呉れると云ふ所は案外しつかりした人は行かぬ。所が朝鮮あたりからでも自費でやつて來る私の所に今やつて來て居りますのは向ふの農民訓練所の主事でありまして、今年の夏行つて會つて、それから是非來たいと云つて、其の仕事に能くても半年か一年の間最低の生活が出来た金はあるから、妻は實家に歸して報徳の勉強をしたい助手にして仕事をさせながら指導して呉れと言つて飛込んで來たのであります。奥さんは承知して居るかと言つたら、奥さん自身の手紙も入れて頼んで参りましたので、今私の家の近所に下宿させまして色々仕事を手傳つて貰つて居ります。さう云ふ熱烈な同志と云ふものは全國に相當出來上つて居ります。話を戻しまして、前の豊橋市の印刷屋の主人なんかの場合でも私はさう云ふ風にして勧めた譯であります。それで横濱にやつて來た。來る時は奥さんはどうも家が忙しいのに一箇月も空けられちゃ困ると云ふので反對した。それが講習

を受けて、受けて居る間に氣持が變つてしまつた。人の悪口を言ふのでなしに、長所美點を探してお禮をする爲に育て上げると云ふことが報徳ですから、一箇月横濱に泊り込んで居ると、大して自分は仕事をすると思はないのに、蒲團を疊んだり部屋を掃いたり、そんなことも家では奥さんがやつて居る譯です。そんなことは有難いとも何とも思はなかつたものが、やはり家内と云ふものは中々役に立つものだと云ふことが分つて来た。家に歸つても、缺點を探して叱言を言ふ代りに長所美點を褒めようと云ふ心持で自分の奥さんを見た所が中々長所のあることが分つて来た。さうすると一番喜んだのは奥さんで、斯う云ふ講習會なら何回行つても宜い、報徳の爲めならどれ程骨折つても構はぬと云ふ程奥さんも眞剣になりまして、報徳の講習を勧めて呉れた私にお禮をしたいと云つて、其の後でした。私が向ふに參つて或る會で十一時頃まで二階で話を居りましたら、冬寒い時でしたが來られて私が下に降りるまで待つてをられ改めてお禮を言つて下さいました。見に角長所を育て上げる、是は皆様の町會に於て町會長として御指導になります場合は、短所を探さずことを止めて、朝から晩まで町會の中に何か善いことはないかと思つて探すのです。又皆に探させる。さうすると自分の町會には

驚くべき感心なことが續々出て来る。私の教室の卒業生で島根縣の女子師範學校長をやつて居る者がありますが、是が報徳のことで今眞剣にやり始めて居ります。職員會がありますと先生が策つて生徒の悪口を言ふ。校長は報徳などと餘り言はない内に其處から報徳を始めて行かうと云ふので、是からの職員會では生徒の悪口を言ふ代りに生徒の善い所を探して来てそれを報告して貰ひたいと云ふことを先づ手始めに言つたと云ふことでありますが、お互に長所を探し合つたら、善いことをすれば友達が見付けて呉れますし、善いことを褒め合ふやうになると一週に極樂のやうな世界が出來て来る。學校に報徳を入れますと、校長は部下の職員を監督する必要はなくなる。是は會社でも工場でも町會でもさうですが、町會長は町會の方々のお蔭で尊い義務が此の有史以來の非常時局に於て無事に勤まる譯なのです。だから町會の者の缺點を探して叱言などを言ふ必要はない。町内の人達の長所を探してお禮をすると云ふ心持で朝から晩までやつて居つたら、何時でも感謝に燃えながらにこ／＼してやつて行ける譯であります。學校などで申しますと、首席などはうちの校長はほんくらで駄目だと言ふ。町會でも町會長になりたい野心家が何とか彼とか言ふに違ひない。そう云ふ場合に、悪口を言ふ必要

はないので、學校の場合だつたら校長がほんくらなら自分が代つて學校をよくして、其の校長に功績を上げれば宜い、餘所から見れば立派な校長だと云ふことになる。さうして學校が能く治つて行く、功績を皆校長に上げたつて功績は消えるものではないのです。それを俺の力でやつて居るので校長は駄目だと云ふのでは、言ふ人間は必ず失脚する。此の點を三宮先生は何時も風呂の例で言つて居られた。特に先生は箱根の湯本の福住旅館——門人福住正兄の家であります。風呂の温泉に入りながら色々教訓をされたことがあります。風呂桶の中で水をどんなに慾深く自分の方に掻き寄せたつて體ては向ふに返つて行くではないか。又幾ら水に向ふにやつてもやはりこつちに返つて来るではないか。奪つたつて得にはなぬ。讓つたつて損にはなぬ。所が動物の手はこつちに掻き寄せることが出來ない。犬も穴を掘ることは上手ですが、埋めることは下手です。人間の手は掻き寄せることも出來、向ふに押すことも出來る。此の押すことが出來る所が動物と違ふ所だと言つて居ります。親が子供を可愛がる心持で長所を探し出して育てる。母親は餘所から見ると少しのろまと思はれる。子供でも、うちの子供は落着いて居りますと言つて最負目で見ると、馬鹿なら馬鹿だけに、弱いなら弱い

だけに何とかして善くして行かう、善い所を探して育て、行かうと云ふので子供は育つて行く。だからうちの町會の奴は駄目だと言ふのでなしに、町會の中の善い所を探し出して育てる。皆尊いものを持つて居ります。彫刻家が尊い佛像を刻む場合に、一刀三禮と云ふことを言ふ。一度鑿を揮ふ毎に三度つちお詣りして鑿を揮ふ。木材は金幾らで買つたと云ふやうな物質だとは思つて居ないのだ。此の木から佛像を祈り出さうと云ふ氣持、それで尊い何百年も人の信仰を集めるやうな佛像が出來るのです。ですから町會の方々にどんなに悪いものが見えても、實は皆 天皇陛下の赤子としての尊い力を持つて居るのです。皆其處には 陛下の赤子としての力。佛になり得る力、神になり得る力があるのですから、町會のそれ／＼の人から神様佛様を祈り出すと云ふ精神で町會長がみんなの長所を育て上げると云ふことでやつて行かれる。更に町會長さんの力だけでは足らないのですから、お互ひ同士が祈り出して育て上げると云ふことになつて来る。それが常會であります。だから常會は集つたらお互ひ同志の悪口は言はぬ。世の中の悪口も言はぬ。善いことを褒め合つて感謝し合ふ。どんなに肩をいからすやうな人でも、常會に行くと温泉に入つたやうで彼處に行くと氣持好くのんびりしたり、がみ



／＼した親爺も常會に行つた時だけはこ／＼して居ると云ふやうになつて来て、さうして何時でも、陛下の大御心を體すると云ふことになると、さう云ふ心持で町會の爲に考へ日本の爲に考へた良い考へ方を出す。而してそれが良い考へ方であつたら、どんな教養の低い人でも貧乏人の意見でも採用する。人の良い意見を出させるやうに導いて、其の良い意見を採用する。すると自分の意見が採用されて町會で行はれるやうになつたと云ふことになると嬉しくて堪らぬですから眞剣になつて町會の爲に考へるやうになる。町内の情勢に即しながら、良い意見が次から次へと出て来る譯です。良い意見を出させてよい意見を採用して行く。是が町會長さんの芋のこち方でもあります。時々飛んでもない、人の悪口を言ひ始めることが起る。さうしたら、是は人の悪口を言ふ爲に集つた會ではない。陛下の御恩に報いる爲に一軒の家となつて相談するのだから、あいつはいいけないと云ふことを相談するのでなしに、あれはどうしたら善くなるかと云ふことを相談しなければいかぬと云ふことで正しいレールの上に乗せて行くのです。

おのが子を恵む心を法とせば  
學ばずとも道に至らむ

それから

餌を運ぶ親のなさけの羽音には

四二

目をおかぬ子も口をあくなり  
斯う云ふ温い空気を作つて行くと言ふ善いことをする譯であります。  
芋こちであとの半分は色々生活の方法、指導原理などに付て話を致します。是は必ずしも報徳に關することだけではない時局認識の話でも、或は店の建直しの話でも宜いのです唯其の場合注意して戴きたいことは、斯うすることが得だ、あゝすることが損だと云ふ風に導いて行きますと、必ず損か得かと思ふ氣持が主になつて参ります。さうなつて来ると又大きな弊害を齎しますので、斯うして店を榮えさすことが國家社會へのお禮の道だ、斯うして貯金の澤山出来ること陛下への御恩返しのだと云ふ風に結んで戴くことが必要であります。それから隣の誰さんがやられたと云ふ體験談をする、こちらも同じやうな階級の人が、あの人が出来るなら自分だつて出来るぞ、斯う云ふ氣になりましてお互ひ同士し易くなる。芋と芋と擦れ合つて皆精進になつて行くのです。勿論親芋と子芋では親芋の方がどうも皮の剥け方が遅いですが、是は御指導になる場合にお含み置きを願ひたいと思ひ

ます。又芋をこちで居りますと桶から跳び出す芋があります拾つて入れてやらなければいけない。皆様が町會を御指導になると必ず町會長の悪口を言つたり、町會の邪魔をするやうな者が出て来る。あれが居なかつたら良くなるんだがと指導者が考へて居る限り絶対に良くならない。あいつがと言ふが、其のあいつがやはり、天皇陛下の赤子であります。さうした跳び出た芋のやうな人間こそ體て不仕合せになる人間です。何と云ふかして救つてやらうと云ふ温い心を以て時期を待つのです。急いぢやいかぬ。斯う云ふ人間は必ず悪い仲間が澤山ありまして、大急ぎに「そんな非國民的なことを言つてはいかぬではないか」と云ふと、「なに我」と言つて必ず害をするのです。榮耀が蓋を明けて居る時に、餘所から突くと塞いでしまふ頑固な人間を餘所から突くと戸を締めるのは當り前です。之を開かせるのを二宮先生は開拓の方法、開墾の方法と言つて居ります。山を開墾した場合に、大木が残つて居る。其の切株を一度に伐り取らうとすると鉄も鋤も壊れてしまふ。切株に少し疵でも付けて、切株のぐるりを開墾して畑にしてしまふ。三四年経つと根つこが腐つてしまつて、一寸觸つてもころりととれるやうになる。町會に於ては、旋毛曲りの悪い者が居つたら、悪い仲間を良い仲間の方に段々連れて行く。

悪い仲間が居なくなると其の大將は寂しく堪らなくなる。根つこが腐つてしまつたのです。さうした時に向ふの顔を立て、「まあ嫌やでせうが全體の爲めなんだから町内の爲に辛抱して入つて下さいませんか」と言ふと、「嫌やだけれども入らうか」などと言つて、肚の中では喜んで入つて来る。それが開拓の方法であります。  
次は積小爲大（善種金推讓）と云ふ問題であります。善種金推讓は先程申しましたが、此のやり方で經濟を道徳で行く日常生活を日本精神で一貫すると云ふことを此處で教へる譯であります。是は今宮報徳社の場合には一日二錢であります。一日二錢が出来ないならば一箇月一錢でも宜いのであります。例へば栃木縣足利市の小學校でやつて居りますのは、紀元二千六百年記念の奉仕貯金と致しまして、職員、児童並に有志の父兄が會員となりまして、會員は二千六百年記念事業として先づ第一期百計畫で毎月十一日に神社に参拜し、宮城を遙拜して皇室の彌榮を祈る。さうして無條件で金一錢を出す。此の金一錢を積立て、百年間之を續けて参ります。此の規則は百年間絶対に變更することを許さず、但し時勢の推移に応じて一錢を二錢三錢などに増すことは許すと云ふ條件であります。斯うして百年後に出来ました數十萬圓の金の

四三

半分は二千七百年記念事業費にするあとの半分は足利市の教育振興の費用に使ふ。さうして第二期百年間の計畫を立て、以て萬世に傳へると云ふのであります。毎月十一日と云ふ時に集つて神社に参拜し、宮城を遙拜して皇室の彌榮を祈ると云ふことは誰もやる譯です。又其の時にお賽銭一錢出すと云ふこともあり得る譯であります。それを纏めて百年間續けて行くとその百年間で大變なものになると云ふ、金と精神とを結びつけた譯であります。月一錢と云ふことは父兄だつたら何でもない。先生だつても何でもない。小學校の子供でも月に一錢だけ。天皇陛下への御恩返しとして儉約することは誰でも出来る筈です。それでやつて参ります。而もそれに依つて、金と云ふものは損か得かで扱ふものかと思つて居つた經濟觀念がなしになりまして、一錢だけは陛下への御禮として積立てるんだと云ふ、金で道徳を實行することを此處で教へる譯です。さうすると普通の經濟生活、日常の有ゆる生活と云ふものが道徳生活に變つて行く。道徳生活は向ふにあつて、自分達の日常生活は別の經濟生活だと思つて居つたのが、一元化して行く譯であります。足利の町は絹織物の盛んな所でありまして、三十年と金持が續くのが少い所ださうであります。之をやり始めたら父兄が言ひ出しました。「自分

の家と云ふものは潰せないものだ。潰したら紀元二千七百年の式に出ることが出来ないし、皇室の彌榮を祈ることも出来ない」と云ふことを言ひ出した。積立てた金は一錢でも陛下への御禮の爲にと云ふことで、而も結束して始めますと家を潰すことは出来ないと言ふ自覺が起つて来るのです。それから常會指導に付て御注意戴きたいことは、自分の町會の人達は皆駄目で、俺が良いものを持つて行つて教へてやるのだと、斯う云ふことでなしに、能く考へて見ると今の町會の人達は皆偉いのです。先程申しましたら日本橋の方が、二お早う、どうです儲りますか」と自分達は言ふのですが、報徳の話聞いて見るとどうも餘り良くないやうですから、何か良い言葉ありませんか」と御質問になつたのです。其の時一寸御返事したのですが、「あなた方はどうです儲りますか」と云つたやうな心持、即ち天皇陛下の爲に商賣するんだなんと言ふことは少しも考へずに、自分の利益の爲にとばかり考へて商賣なすつても、天皇陛下の爲に半分はなつて居るのです。さうでせう、時計屋さんは此の時計を口銭取る爲にと思つて私に賣つて呉れたとします。私を益しようとは思はぬ。時計を仕合せしようとは思はぬ。自分の利益の爲にとばかり思つて此の時計を賣つて呉れたと致

しまして、私は此の時計を買つたお蔭で時間を正確に計ることが出来る。僅かなる金を出しただけでどんなに仕合せになつて居るか分らぬ。時計としてもさうでせう。製造元には何百とあつてもさまでの役には立たぬ。それを商人が此處に持つて来て呉れるお蔭で時計は皆尊い役割を果すことになる。だから商人は金儲けの爲に商賣やつたと言ひ、自分で考へて居つても、實は時計をして尊い役割を果させるやうにし、時計を買つた私共——は、天皇陛下の赤子です——を救ふやうにして呉れる譯です。それですから、天皇陛下の爲めなど夢にも考へずに仕事をしたつて、半分は、天皇陛下の爲になつて居るのだ。それを、天皇陛下への御禮だと云ふ心持で仕事をし始めるならば、今度はやり甲斐があるし、やつたつて疲れないし、損か得かで動かされない。御禮の爲めと云ふのですから、實にやり甲斐のある尊い仕事になる。すると第一線將兵として向ふで戦争することも忠義であるが今商賣して居ること其のことがもう立派な忠義である。あなた方現在丁稚奉公と云ふ言葉を使つて居るのではありませんか。それは教育勸諭にある義勇公に奉じの奉公と云ふ言葉ですからそれを、天皇陛下への御奉公と云ふ意味を含めて、「どうです御奉公出来ますか」と云ふ風に言ひ合つたらどうです

か」と申上げた譯です。自分が今やつて居る仕事は世の中の爲になつて居る尊いものだと云ふことに、報徳が分ると先づお氣付きになる。特に皆様のやうな町會長として無報酬で町會の爲め、東京市の爲に活躍されて居る方は、自分のやつて居ることは實に尊いものだと云ふことにお氣付きになると思ふのです。百姓でもさうです。米一石假に三十圓か四十圓で賣つたと致します。百姓は三十圓四十圓の金を儲ける爲に一石の米を作つたと斯う言ふのです。所が百姓が一石米を作つて呉れたお蔭で、一人の人間が一年だけ命が續くのです。御位の高い方でも百姓の作つた米で命を繋いで居る譯であります。又、天皇陛下の赤子達が悉く百姓の作つた一石の米で一年間命を繋いで居る譯であります。其處ら邊の處から落ちた人間を一人救つたつて人命救助とか何とかで警察から褒美を貰ふでせう。百姓をやつて居る者は、天皇陛下の赤子、皇國の臣民の命を繋ぐと云ふ大きな仕事をやつて居るのです。だから三十圓とか四十圓とか云ふお禮が代金と云ふ名前に入つて来るのであります。之を三十四圓四十圓取ると云ふ思ふものだから、一方で股販産業があると思ふと馬鹿々々しくてやれるかとか、公定相場などを決められると、百姓はこんな商賣は儲けがなくて馬鹿々々しくてと云ふことになるのです。け

れども損か得かの問題でなしに、天皇陛下の爲になる、お國の爲になつて居る尊い仕事をやつて居るのだと云ふことを考へると、やり甲斐を感じ、生き甲斐を感じる。さうすると正しいことをやらうと云ふ氣持が強く起つて来る。月給生活者もさうです。月給を取ると云ふことを言ひます。月給を取ると云ふ氣持だから、一方で幾ら日本精神の修養をしたつて經濟生活に日本精神が入つて来ない。月給を取ると思ふと、此の頃の官公吏、教育家と云ふやうなものは、物價が上つても俸給は餘り上つて居ないですから事實月給をうんと下げられたと同じことでもあります。それで一方ぼろい儲けをして居る者があるとき聞くと、是れつばかりの月給でやつて行けるか、馬鹿々々しいと云ふことになるのであります。さう思つたら感々月給だけちや足らなくなつて来る。それを月給と云ふものは、減くものなんだ。だから今月給と自分とだけを取出して考へましても、此の月給を減くお陰で親を養ひ、妻子を養ふことが出来るのだ。だから今日の仕事はお禮の爲にと思つて仕事をしよう。月給貰ふ約束はちやんとして宜いのです。辭令を貰ふ約束はちやんとして宜い。それはお禮の爲に減くのだから減いて差支ない。併し約束したら後は忘れてしまつて、月給を取る爲に仕事をやるのちやない。朝から晩までお

禮の爲めと思つて仕事をしたら、時計ばかり見て早く歸りたいと云ふ氣持は起らぬし、仕事で肩が凝ると云ふこともない。朝から晩まで徳をして居ることになる。それでもちやんと月の末に入つて来る。それを貰はなければ長い間の御奉公は出来ないので、貰ふことは正しいのです。唯俺が一箇月骨折つたのだから俺が皆食へてしまふ。さう云ふのでなしに其の一部分を又お禮として差上げると云ふことをするので、天照大神のやられたやうな方法に依るので、天照大神が日本の國をお開きになる場合に最初一反歩の土地をお開きになつたとする。此の時、天照大神は此處で一つ地主になつてやらうとか金持になつてやらうとか云つてお開きになつたのではないのです。雜草の生え茂つて居る野原ですが、雜草を繁茂させる力は今は何の役にも立たないけれども、立派な田畑になり得る力ぢやないか。斯うお考へになつた。野原が纏て立派な田畑になれる力を持つて居る、徳を持つて居る。其の徳を持つて居るのだから其の徳を育て、やらう。天照大神は地主になる爲め、金儲けをする爲に開墾したのでなくて、土地の持つて居る徳を育てる爲に、親が子を育てるやうにこちらの方を向ふに捧げて向ふをお育てになつたのです。同時にそれを依つて人民を仕合せにしようとなつた。だから

天照大神の勤勞は、其處で何か儲けてやると云ふお勤勞でなしに、力を向ふに讓つて向ふの土地の徳を育て上げて、それに依つて人民を育てると云ふ讓りの勤勞であつたのであります。母親が子供を育てる爲に自分のありつたけの力を讓ると云ふあれを廣大無邊に大きくしたのが、天照大神の讓りの道であります。それで一反歩開いて一石米が獲れたとする。一石獲れた場合に、天照大神は俺が骨を折つたのだから皆食へてしまはうとなさらずに、此の内の一部分を又將來の爲に無條件の愛を以て子孫にお譲りになつた。例へば九斗だけお上りになつて、一斗だけお譲りになつたと致します。一石の米で一反歩開き得ると云ふ土地とします。さうすると六十年経ちますと二十七町歩餘りの土地が開けるのであります。二斗三斗四斗五斗と譲り方を増して同じ條件で六十年経ちますと、二十四億町歩の土地が開けるのであります。是は土地の開墾と云ふ問題だけでなしに精神的、物質的な文明文化悉くが、天照大神の讓りの道に依つて發展して来たのだ。外國から金を借りることなく、外國から援助を受けることなく、日本の力で日本を育て上げる。荒地の力で荒地を開くあのやり方で進んで来たのであります。是が天照大神の讓りの道なんだと云ふことを二宮先生は何時とも言はれるのです。

第二節二ノ一に

(報徳は)皇國固有天祖傳來の大道にして肉食妻帯暖衣飽食し、智恵賢不肖を分たす天下の人をして皆行はしむべし是開闢以來相傳の大道にして日月の照明ある限り、此世界有ん限り間違ひなく行ふ道なり。是は越後の人が二宮先生の所にやつて参りまして二越後に七不思議がある。昔越後の人が弘法様の來られた時に親切にして上げた爲に、越後の或所から石油——水油が出るやうにして下さつて、今尚ほ水油が出ます」と自慢した。それを聞いて二宮先生は「そんな教へは大して偉いことではない。弘法さんのやうな肉食妻帯を禁する云つたやうな苦しい修行をして、やつと越後の或所からだけ石油を出す云ふのは教へでない。俺の教へは「皇國固有天祖傳來の大道にして肉食妻帯暖衣飽食し、智恵賢不肖を分たす天下の人をして皆行はしむべし」利口な者でも馬鹿な者でも皆やること出来るのだ。「是開闢以來相傳の大道にして日月の照明ある限り、此世界有ん限り、間違ひなく行ふ道なり」斯う云ふ風に言つて居ります。其の次に、天祖以推讓立人道



天照大神は譲りの道をお立てになつた。  
故に全く荒野の原が豊饒の所となつた。

然後儒佛之學、亦裨補政教。  
儒教や佛教が外國から入つて來て日本の國の政治や教育を援けた。

既而其學蔓延、遂至湮滅天祖開國之道。  
儒教や佛教は日本の爲になつたんだが、其の教へが勢力を持つて來て本末顛倒して、天照大神の教へよりも儒教佛教が根本である如く誤解するやうになつた。或は儒教や佛教に伴つて來た迷信が多くなつて、天照大神の教へを滅すやうになつて來た。

譬如落葉積以滅山徑也。  
落葉が積んで山の小徑を分らなくしたやうなものだ。

嗟乎。天祖之道殆滅、而不見于世也久矣。  
天照大神を祀る神官は居るのです。けれども、此處が大切でありまして、二宮先生は其の當時の神官と云ふものは神様を祀ることだけしか知らなくて、神様の道をしらぬ。神様のお禮を配る者がぼろ／＼の着物を着て居る。天照大神の教へは貧乏を金持にし、野蠻を文明にする教へだ。其の教へを受け

た者がぼろ／＼の着物を着て居るのは神の道を修めないので、神の道を知らないからだと言つて居られる。神を祀ることを先生が尊んだことは最初に申上げた通りであります。神の道が分つたらどんな問題でも解決出來ると云ふことは、二宮先生が天照大神の道に於て發見した日本精神であります。

我披其落葉、觀察天祖開國之蹤跡、以設懇荒蕪興廢國之法。荷頼我法、則其學荒廢也不難。  
だから天照大神が豊原瑞穂國に無から有を造り出された其の天照大神の足跡に依つて自分は報徳と云ふものを組織立てたんだから、どんな貧乏でも救ふことが出來ると言はれたのであります。

故道につもる木の葉をかきわけて  
天照神の足あとを見ん

故道と云ふのは天照大神の道である。天照大神の道に外國から入つて來た積る木の葉或は迷信などが重つて來て、天照大神の道が分らぬから、積る木の葉を掻き分けて天照大神の足跡を見よう。天照大神の教へさへ分れば、どんな困難なことも解決が出来る。

天祖天孫以讓道治天下。其德過於三皇五帝而不滅也。

雖然我邦古昔、書傳故爲周孔所著、先賢惜哉。  
天照大神、瓊瓊杵尊様は譲りの道をお立てになつた。此譲りの道をお治めになると云ふことは、外國の人達は奪ひの道をお治めにしてはオランダであるとか英米であるとか皆あそこから採取しようと思ふ譯なのですが、日本の天照陛下の御仁恵があそこには傳はつて行く時には蘭印から採取すると云ふオランダに代ふるに日本を以てすると云ふのでなしに、日本の力を以て蘭印の天地人三才の徳即ち蘭印の地上の尊い力、或は地下資源、或はあそこに住んで居る民族、みんな尊い長所美點を持つて居りますから、其の長所美點を育て上げる。それはそれ等の尊い力を持つて居るのにお禮をする心持である。長所美點を教育する。従つて蘭印に住んで居る人達を本當に仕合せにし、生き甲斐のある生活をさせるやうにする。蘭印の地上地下の有ゆる尊い資源は大東亞共榮圈を確立するになくてはならぬ力です。さう云ふ徳を蘭印の天地人三才は持つて居るのですから、それを育て上げて、蘭印をして本當に其の所を得しめ、蘭印をして大東亞共榮圈の爲に、同時にそれを中心として世界の平和の爲に貢獻させる。其の爲に日本は力のありつたけを捧げて行く日本だけが利益を得る爲に其處から奪つて來ると云ふ外國の

眞似でなく、日本の力を向ふに譲つて向ふの天地人三才を育て上げて、それに依つて大東亞の確立をする。其の結果として日本も亦仕合せになれる。大御心は其の立場だと思ひます。天祖天孫以讓道治天下。何れも徳を以てなされた。其徳過於三皇五帝而不滅也。二宮先生の時は儒教が盛んでありましたが、あの支那の大昔の聖人達に優るとも決して劣るものではなかつたのです。雖然我邦古昔、書傳故爲周孔所著先賢惜哉。所が日本では、天照大神を始めとして御代々の譲りの道御聖徳を能く傳へて置かなかつたものだから、周公や孔子が斯う云ふ尊い人間の道を開いたかの如く日本の學者までが間違へて考へるやうになつたのだ。惜しい哉。

天日嗣は皇化宜しく四夷を覆ふべし  
先生は幕末鎖國攘夷の時代に出まして、外國が度々脅かして來るのは、外國の或るものは、極く地味の悪い所に住んで居るのだ。日本は地味肥沃で立派な穀が穫れたりするので、それを求めに來るのだ。太陽は如何なる貧乏なルンペンと雖も、壁に凭れて日向ぼっこすると云ふ場合には公平に照してやる太陽の御位を持ち続けられる所の天日嗣、日本の皇位は、太陽が如何なるルンペンをも嫌はずに照して温めてやると同様、日本人だけではない、世界の如何なるルンペン、野蠻人

をも救つてやるべきである。それで「天日嗣は皇化宜しく四夷を覆ふべし」だから日本は鎖國攘夷をすべきでなく、米を積んで外國に救ひに行くべきであると云ふことに付て、先生は方策を色々考へて残して居られます。門人が書いて居る。報徳外記にあります。斯う云ふ譲りの道で進んで参りました前へ戻りまして、積小爲大(普蘭金推遷)と云ふことは、之を積立てる、金を道徳で使ふと云ふことに依つて心が變り、慕し方が變つて参ります。すると必ず金が残るやうになつて來る。大阪の貧民窟の人達が國の爲に金を寄附をし始めると云ふと今の地位職業のまま財産が出來て來るのでありますから、現在中小商工業者が東京市内でどんな苦しい境地に陥りませうとも、あの心持で協力さへすれば必ず起ち上つて行ける譯なのであります。

次に舉直錯枉(記名投票)による善行篤行精業者の表彰であります。舉直は直しきを擧げ、錯枉は狂れるを錯く。語り町會には眞面目な正しい人間と不眞面目な悪い人間と澤山居りますが、其の場合に、悉く陛下の赤子として救ひ上げますけれども、先づ善い人間を探し出してそれをなすだけ役員にするのです。悪い人間を差延らせぬやうにする。さうすると善い人間も悪い人間も皆善くなつて來る。悪い人間に勢力を

持たせたら町會は悪くなります。直しきを擧げて狂れるを錯けば、狂れる者をして直しくさせると云ふのが昔からの聖人の教へであると共に、二宮先生が何時も採用した道であります。必ず善い人間がある。所が善い人間は隠れて居るのであります。斯うした講習會が開かれますのも、九月十一日に内務省訓令第十七號として「部落會町内會等整備要領」が出て、内務省で新體制運動の下部組織として市町村を固めて行かうと云ふ所から始つたことでもあります。斯う云ふことは六七年前から報徳の方では何時も言つて居つたことでもあります。そればかりでなしに、内務大臣の安井先生ほどの方面にも研究を進められた方でもありますけれども、報徳にも興味を持つて居られました。今年の七月九日まで私共は安井先生を中心にして横濱で報徳を以て國家を救ふ國策を懇談して居つたのであります。それで、云ふ形式になつて九月十一日に出て來た譯であります。其の最後の會は七月九日でありまして、此の時は神奈川縣知事の官舎で懇談したのであります。知事も非常な共鳴者であります。丁度近衛公が新體制を込めかして經井澤の山莊に立籠つて居つた時でありまして、其の時私は無遠慮に安井先生に質問したのであります。「近衛公は一體命懸けでやつて居るのですか」「それはやつぱり命懸けです。唯

吾々と違つて近衛公はおつとりして居るのです。と安井先生は言はれた。何と云つても家柄が家柄ですから、おつとりしてゐるのでせう。更に斯う云ふことを附加へられた。「世間では近衛公は据勝が好きだと云ふ。總理大臣になつて呉れと云ふかましく言はれて初めて總理大臣になると云ふので据勝が好きだといふが、併し世間の善良な人達も亦据勝が好きだ。斯う云ふ非常時局に於ては、近衛公一人の力に依つて新體制を作り上げることが出來ない。世間の善良な人達が協力して援助しなければならぬ。然るに善良な人達は、近衛公が立派な新體制でも作つて呉れたら其の時出て行つて援助しよう。それまでは出て行かない。傍觀して居る。善良な人達も亦据勝が好きで困る」と云ふことを言はれたのですが、此の新體制運動には右翼や左翼の人達が相當乗込んで行くに拘らず、全國の眞面目な正しい人達が却て消極的で、新體制が出來てからでなければ援助しないと云ふ態度を執つて居ることは事實だと思ふ。斯う云ふ譯で、何處の町内に於ても善い人間と云ふものは隠れて居るものです。女學校の先生なんかでも何時も言ふことですが、目立つてやる人間にはさう善い人間は居ないので、本當に善いお嬢さんは初めの内は先生の目に目立ちにくい。さう云ふ者に却て善い人間があると云ふこと

を言ひますが、町内でもやはりさう云ふ善い人間で下に沈んで居るのが澤山あります。二宮先生は百姓を指導されたのですが、土地を開墾して平たくする場合に、例へば沼地があつたりすると其處には實に肥えた土がある。其處を公平に均してしまふとそれを知らずに埋めてしまふことになる。下に却つて善いのが隠れて居るのだから、さう云ふのを出して來て上に擴げると土地が肥えて來る。斯う云ふことを言はれた。町内の善い人間を探し出してさう云ふ人の上に立たせると云ふことにすれば町内は善くなる。斯う云ふのが舉直錯枉であります。それならば善い人間をどうして探すかと言へば、記名投票による善行、篤行、精業者の表彰と云ふ方法に依るのであります。小學校でも先刻申しましたやうに不良とか劣等だとか云ふ者が表彰して貰へないと云ふのは不公平な譯で報徳では斯うするのです。或縣でもやつて居るのですが、毎月十日々々に一回づつ常會をやつて行く。つまり月に三回常會をやつて、どうしたら家の爲め、學校の爲め、親の爲め、陛下の爲に盡すことが出來るか相談して體験談を話合ふ。善いことをすることが段々分り合つて來ます。さうして月の末に善行、篤行、精業者の表彰をすると云ふ記名投票をさせるのです。無責任な無記名投票でない。記名投票で誰さんがどう云

ふ善いことをしたと云ふことを書く。さうして 天照大神の前の報徳投票函の中に入れる。實に神聖な選挙を致します。學校でも毎月三回の常會で善いことをお互に相談し合ふ。さうすると段々善いことをすることが上手になります。而も學校の生徒同志で、悪いことを探したつて投票にはならないのですから悪いことを探しても駄目、善いことを探さなければ投票が出来ないので、一生懸命に善いことを探さす。さうして責任ある記名投票で投票する。それが出て参ると、或る學校でカード型の賞状をやるのです。どうせ大して善いことではない、小さな善いことですから、カード型のものをやる。是が五枚になつたら中型の賞状をやる。それが又五枚になつたら大きな本當の賞状を出す。或る學校では銀棒の賞状をやる。三つになつたら金星に金棒の賞状をやる。斯う致しますと、生れつき優良な子供は毎年褒美を貰へる。不良だと言はれる者でも善いことをすれば友達が見付けて呉れる。善いことをすればお互ひ見付け合つて居るのですから、見付けて呉れて投票に出ると其のカード型の賞状なり金星が貰へる。是が重つて行つたら褒美になる。小を積んで大となる。だから不良と云ふ者でも眞面目にさへすれば、三年に一度、四年に一度褒美を貰へることになります。成るべく善いことをして

褒美を貰へるやうにして、それが練習になりまして皆善い兒になる。學科の方は先生が見る目が正しいですから先生が付けます。是も或時或る學科が良く出来た時にはカード型の賞状をやるやうにして激勵してやると劣等兒は劣等兒なりに優良になつて来る。又不良と言はれる者も漸次善くなつて行く斯うして皆も優等生にし、皆を優良兒にする云ふのが報徳の方法であります。是が先刻申しました徳風勸業學校などですと、夜學も入れて三百六十人じかないのですから、お互ひ同士能く分つて居る。誰の長所でも見付けたら、クラス単位でなしに、それも學校から紙をやる云つても紙のない時ですから、何でも反古に書いて、庭に掛けてある。報徳投票函に入れる。それを見るとき些細な善いことでもありまして、便所の履物を掃へたとか、或は家で能く仕事をして居つたとか云ふやうなことでありますが、是でもやはり善いことをすれば褒められると云ふことになればみんな善いことをし合ふことになつて来る。皆様の町會に於ても、悪口を言はせ合つたら一遍に町會は地獄になるのですが、お互に協力して長所を探し合つて、それを褒め合つて育て上げようと云ふ空氣を作つたならば極楽になります。私の郷里で私は此の間青年に話したので、二千六百年記念事業としてやつて見たらどうだ

この町の人間で今年中に善いことをしたら片つ端から一例へば欲深でも能く見たら一遍だけ善いことをしたと云ふことがあるかも知れないから、其の人間の長所を眞剣に探して、之を清書して學校に残し、一つは伊勢の皇大神宮の御文庫に奉納したらどうか。こんなことを言つたのですが、今青年は報徳運動を眞剣にやつて居ります。お互に長所を探して褒め合つて行くと云ふやり方、是が大人の場合には、二宮先生は日本の國體に基いた。普通選挙を致しましたので、後家さんでも世帯を持つて一票を持つ。青年では十八九歳以上の世帯主ならば一票を持つ。斯う云ふ意味の家を單位とした婦人参政權、普通選挙であつたのですが、善種金の推議で村に相當金が出来ます。さうしたら此の金で村の中の貧乏人を救つてやらうと云ふ仕事を始める。無利息年賦金として貸してやらう。其の場合に唯貸してやつたり、貧乏な者から先に貸してやつたら倒しますから、記名投票に依る善行者の表彰と云ふ此のやり方をする譯であります。投票をさせる場合には能く話をして、天照大神の代りになつて選挙するのだから、不公平なことをしちやいけない。斯う言つてするので、子供の場合は常會を度々やれば言ふことを聴きますが、報徳精神の徹底しない。大人はそれを胡麻化しますから、一等か

ら五等までは商人なら商業の道具、百姓なら百姓の道具を褒美として差上げます。若し一等等と云ふやうな成績の好い者で貧乏なものなら、其の村の報徳社の積立てた金を、借金の整理とか店の建直しのために年賦金として貸して上げます。其の代り記名投票です。そのから、投票した人は保証人になるのです。若し本人が返さなかつたら、頭割で責任を持つのです。之を能く言つて置くのです。さうすると五十錢や一圓で買収されると云ふことはなくなりません。此の場合其の町内——今までは農村が多かつたのですが、其の部落の方々が能く分つて居る仲でないといけません。是は東京市内の千何百戸と云ふ町會では一寸出来ませんから、もつと細かくして、何時も町會に集つて居ると云ふ所でないといかぬ。農村では五六十戸單位にしますから出来ませんが、學校の中でも良く行くのです。例へば東京市の視學の青木さんが前に京橋商業學校の教務主任をやつて居りました時に、自分の擔任して居るクラスでやつたのですが良く行くのです。地方ばかりでなしに、東京の中等學校でも良く行きます。大人の場合で申しますと、お互に能く知つて居る中で選挙させる。それから部落の幹部の人は無利息の金を貸して貰ふ必要のない人でありますから、成だけ早く貧乏人に褒美をやつて救くことが

必要で、皆様のやうな指導者は選挙する権利だけを持続けま  
して、被選挙権は遠慮するのです。さうすると團票の背比べ  
になる。團票の背比べで、いざとなつたら保証人にならなけ  
ればならぬやうな責任のある選挙は出来ないと云ふかも知れ  
ない。この時には豫めみんなに教へて置く。誰さんはどう云  
ふ善いことをした、誰さんはどう云ふ善いことをしたとすつ  
と考へて御覧なさい。一番数の多い人を投票したら宜いでせ  
う。そこで投票します。愈々開票になりまして、縣廳のお役  
人なども臨席して居り、女房子供も見て居る晴れの場所で、  
自分のやうな者にもそれ程責任を以て部落の人が一等にして  
呉れたかと思ふと、有難くて、褒美を貰ふ時には泣き出して  
しまふと云ふ事實が多いのです。褒美を貰ふ時に得意になる  
と云ふのは、選挙其のものが本當に日本精神に合して居らぬ  
やり方である。策を弄して居つたから得意になる。それが有難  
くて堪らなくて泣き出してしまふのです。さうして指導者は  
それに對して、今日一等二等になつたことは部落の方、村の  
方のお蔭ですから村の方に禮をしなければならぬが、禮をす  
ると云ふのは今までのやうに善行、篤行、精業に勵むことで  
す」と教へて置く。併しそれだけではちつとして居れぬ程に  
なつて、朝早くから自轉車に乗つて鐘を叩いて朝起を勤めて

五四

廻ると云ふやうなことをするやうになる。二等三等の者が聞  
きつけて仲間に入る。誰か夜の中に道普請して居るものがあ  
つた。やがてそれは一等の者であつた。すると、二等三等が  
其の仲間に入つて行つたと云ふやうなことでありまして、こ  
んなことで模範青年などが簇出して来る。村の借金整理とか  
色々な問題が鮮かに解決されて行つて居るのです。此の選挙  
に於て、幹部の方々は選挙して貰ふ権利を自ら遠慮したと云  
ふことで尊い陰徳を實行した譯です。お互ひは選挙すること  
に依つて人の長所を發見する練習をしたと云ふことになりま  
す。それで一等二等は褒美を貰つたばかりでなしに、無利息  
の金を貰つたとします。此の場合、こちらが貧乏だ、向ふに  
金があるから貸したとなると乞食になります。所が金持も澤  
山出したらうけれども、自分も亦僅かながら毎月五十錢づつ  
自分の所に還らぬ覺悟で出して居るのです。其處に金持が澤  
山出したと云ふことはあつても宜い。金持指導者はさう云ふ  
時に寄附するのですよ。二宮先生は何時も斯う言つて居るの  
です。みんなに繩を一把縛はせるとしても、それが眞劍  
に湧き立つて来るやうになつたならば、指導者はそれに對し  
て激勵する意味で援助してやれ。斯う言ふのです。貧乏人が  
眞劍になつて立ち立つて来た時には、其の成績を見てそれを

援助してやる。先程申しました徳風勤勞學校の小森校長も、  
皆が五六十錢積立てる、それに對して校長は三圓づつ手傳つ  
て居つた。僅か三圓ばかりとも言へるのですが、皆がお禮の  
心持で五六十錢積立て、居る所に校長が三圓出して居ると校  
長一人で五六人分位と思ふから、誰もが實に有難いと思ふ。  
金持が貧乏人を救ふ爲に金を出すことは必要だ。その出し方  
が、慈善家が唯褒められるやうな出し方では貧乏人を墮落さ  
せるからいけないが、貧乏人を本當に起つやうにさせれば救  
へる。皆が努力しようとして居る時に金持が澤山呉れますと  
愈々みんなは勵む譯です。太陽は芽が出て来たなどの葉もど  
の葉も照してやる。だから村の人間がみんな眞劍になつて働  
いて来たなら、僅かながらも光を與へるやうに援助してやれ。斯  
う言ふのです。さう云ふ譯で今の積立金は貧乏人も皆公平に  
少しづつでも出して居る。其處に金持が、村が眞劍になつた  
から澤山出すと言つても、それは誰をも墮落させない金です  
それを記名投票に依つて善行、篤行、精業者として投票され  
て一等二等の褒美として貸して貰つたのですから、借りたこ  
とに依つて乞食根性は起らぬ親戚一統、年寄り子供に至るま  
で光榮と感じて、喜び勇んで立ち上つて来る。すると何とか  
して一刻も早く金を返さう。働いて家を建直して借りた金を

返さうと云ふことになるし、又指導者、選挙した人は責任を  
以て返させるやうにするのです。二宮先生はどうしたつて貧  
乏人の種を播いて居るのだから、金持になれる種を播かせて  
やらなければならぬ。金持の種を播かせてやると云ふことは  
陰徳を積ませることである。隠れて何か善いことをして置い  
て、後から新聞に知れて大きく出されると云ふ弊害を伴ひ  
易い陰徳でなく、「陰徳は隠し行ふものにあらず」としてなす  
べきことをするのが陰徳だと教へてをります。田の草を取る  
肥料をやる。是が陰徳で、秋の實りが良いと云ふことが陽徳  
です。貧乏人を救ふにも陰徳を積ませなければならぬ。貸し  
て貰つた金を眞劍に働いて返すと云ふことが陰徳でありませ  
返つた金は次の人間を救ふものだから、陰徳が重つて行く  
のです。それで家が建直つたら、有難くて堪らぬからと云ふ  
ので僅かながらもお禮の金を出すやうに導いて行くのです。  
さうして出すと、是は約束以外の金ですから實に尊い金で、  
是で又次の人を救へる。斯う云ふ風にして幾つも陰徳を積ま  
せて立派な人間にするやうにするのです。其のやうにして記  
名投票に依つて段々導いて行く。而して一等二等になつた人  
は、其の次の選挙には選挙して貰ふ権利を讓るやうにする。  
さうして次々にと良いものから救つて行く。社會主義は貧乏

五五

人が結束して金持を引摺り下さうとしたのに對して、報徳では金持も貧乏人も一緒に協力をし、貧乏人に善いことをさせるやうに教化して、善いことをした者から救つて行く即ち貧乏人の引上げ運動、是が報徳運動の立場であります。貧乏人も金持も一緒に貧乏人を引上げる、一人残らず悉く仕合せにしていつまでも一家の如く睦み合ひながら、天皇陛下の爲めに御奉公すると云ふのが報徳の立場であります。

聲もなく香もなく常に天地は昔かざる經をくり返しつゝ、斯う云ふ風に天地が眞理を吾々に示して居るものだ。宇宙と云ふものを先生は

大極渾沌。一圓一元。不生不滅。不増不減。

或は

不止不轉。因果輪廻。不斷の展開。一圓融合生々發展

斯う云ふものとして考へて行つたのです。宇宙と云ふものは廻つて考へると何時始つたと云ふものでもない。不生不滅だ無限の過去から始つて無限の未來に續いて行く。時間的にも空間的にも無限の長さで大きさを持つた唯一のものである。だから宇宙は一圓一元である。斯う云ふ大きい考へ方です。斯う云ふ大きい考へ方は、實は日本の歴代の詔勅集を一貫する

ものでありまして、天照大神が天壤無窮の神勅を下された、是がやはり宇宙は永久に續いて行くものだと云ふ考へへの下に出て居る御言葉であります。神武天皇が八紘一宇の詔りを賜つた。世界中を一軒の家としようと云ふ考へは、宇宙全體が無限の大きさを持つた唯一のものであると云ふ考へを持つて居られるからであります。だから宇宙は時間的にも空間的にも無限の長さで大きさを持つた唯一のものであります。之に付ては今時間がないので申上げられませんが、私が歴史觀として言ひたいことは、天壤無窮、八紘一宇を理想としておいでになる日本の皇室、萬世一系の皇統、是が日本の歴史の中心である。さうして日本は今や東アジヤと一元化しよう。日本が東アジヤにまでならうとして居る。總てはアジヤ全體、總ては世界全體となつて進んで参るのであります。末廣がりの圓錐體のやうに、日本を中心とした世界の歴史が進んで行くものと思ひます。隨て日本の歴史の中心が萬世一系の皇統であると共に、總ては世界の歴史の中心が萬世一系の皇統であり、宇宙は人類を生み出したことに依つて宇宙間の値打を發揮することになつた、宇宙の魂と云ふべきものは人類でありますから、人類の歴史の中心である萬世一系の皇統は宇宙の歴史の中心になつて行くのだ。斯う云ふ風に

私は考へて居るのであります。さうして一圓一元の立場——國家全體で申しますれば、天皇陛下を中心とした一軒の家が一圓一元であります。一つの町會で言ふならば、町會長を中心とした一軒の家、學校ならば學校長を中心とした一軒の家、隨て市の御當局が市内を御指導になる場合には、各都と各局とか課に於て總れがあつてはならぬ。何處までも、天皇陛下の東京市であるのだと云ふ一元の立場で行かなければならぬ。昨晚も一元化を要求されましたが、徹頭徹尾一元化して行かなければならぬ。さう云ふ點に於て大分縣などが好く行つて居るのは、大分縣の縣廳の中は報徳の常會で一元化して居るからであります。是は市役所とか府廳とか云ふものが本當にそれで湧き立つて來なければならぬのであります。又内閣其のものが本當に一元化して來なければならぬ。天皇陛下の御財産、國庫豫算を分ける時に豫算の分捕りをやると云ふ此の心持が根本的に間違つて居る譯であります。天皇陛下の御財産である。隨て今日百億なら百億の豫算があるならば、現在の日本の國際的情勢に於ては何處に一番金をやつて、其の次にどうする、是が和氣齋々の裡に、一軒の心持であつたならば相談出来る筈なのです。それを自分の方へだけ餘計取つて來た者が腕のある大臣である如く個人主義的に考

へられて居ることが、豫算分捕りの考へが大御心と違つて居る足らない點であります。一圓一元の立場に立たなければならぬのであります。それから宇宙の有ゆるものは原因結果の關係に依つてぐるぐる廻つて行くのであります。例へば春夏秋冬で廻る如く、作物で言ふならば種から草となり、草から花となり、花から實となり、實から選擇されて種となると云ふ風に廻つて行きます。因果輪廻でぐるぐる廻ります。此の廻ることを貧乏金持に付ては斯う云ふ風に廻つて行きます。



貧乏ならば勤儉節約をやる。勤儉をすれば富みます。富めば惰り奢ります。惰り奢れば貧になります。斯う云ふ風に廻つて参ります。それは嘘だ、うちの隣の車挽きは年柄年中貧乏して居ると言ふが、朝無一文で出掛けて、一日二圓なり三圓なり儲けて、歸りに一ぱいひつ掛けて、寝る時分には贅澤し



てすつからかんになる。一日輪廻と云つて輪廻が早かつたのであります。月給を取ると云ふ考への人、月の末には懐ろがなくなつて、翌月半ば頃にはビイ／＼になるから一月輪廻であります。百姓、商人の中には半年輪廻、一年輪廻を繰返す者があります。それから一代成金などと云ふ一代輪廻も返す者があります。それから三代目、四代目は三代輪廻であります。宇宙の廻つて行くことは春夏秋冬の如く已むを得ませんが、人間は神の子として萬物の靈長としての力を與へられて居ります。天業翼賛、萬民翼賛の尊い使命を吾々は與へられて居りますが、之をするには衣食住がきちつと備はらなければ職分奉公は出来ないのであります。さう云ふ點から申すと、人間として與へられた力を發揮する爲には、輪廻するのは已むを得ないが、富の方を廻る時には緩り廻つて貰ふ必要がある。勤儉、富には緩り廻つて貰つて、惰奢、貧と云ふ所は大急ぎで小さく廻つて貰ふ。又勤儉の方で緩り廻つて貰ふ。天災地災のことがありますが、貧の方に來ることは仕方ありませんが、此處は大急ぎに廻つて貰ふ。さう云ふやうに廻つて貰ふことが人間の尊い使命を果す上に一番大切なことでもあります。だから輪廻は已むを得ない。唯輪廻に對して、自然の儘の輪廻でなしに、少しでも

人間の天から與へられた徳と尊い力を發揮するやうな輪廻にする必要がある。即ち輪廻を變へる必要がある。勤儉の方で緩りして行けば少しばかり惰奢の方に來ましても僅かで喰止められますから、永久に天壤無窮に仕合せで行ける譯です。どうしたら此の勤儉、富の方で緩り出来るが、是が、天照大神の始められた譲りの道であります。奉ひの道であつたならば豊臣秀吉であつてもナポレオンであつても潰れてしまふ。譲りの道で世界全體を一軒の家とすると云ふ温い。天照大神の道で來られたばかりに、日本のみが斯うした發展をして居る日本でも時々は墮落して、弓削道鏡が出て來たが和氣清盛が大急ぎで喰止めたりした。又足利尊氏が出て來たが楠公遠が喰止めた。大正の時代に共産思想が出て來たが、是も亦喰止めた。關東大震災も已むを得なかつたが、是も喰止めた。日本でも時々墮落、貧の方に來ることがありますが、天照大神の大御心を心として之を喰止めることが出來たのであります。此の道に依つてやつて行けば何千年でも榮えて行く。此の道で努力さへすれば、天壤無窮に日本の國を發展させることが出来る譯であります。一つの村に付ても、一つの家に付ても斯うした心持、即ち、天照大神の道を守り易く説いたのが報徳の立場であります。例へば普通の模範村は大抵三十年で滅

びるのであります。静岡縣麻原郡杉山村の如きは今年六十五年になりませんが、隆々として榮えて居る。是は徳川末から明治九年まで貧乏のどん底にあつたのが救はれた村であります。山形縣の本間家の如きは五百年續いた。財産家として世に開えて居るが、是は報徳に近い生活をして居られます。斯う云ふ道を以て立てば何時までも續くと云ふことは、皇冠、國家に於て立證されて居る譯であります。さう云ふ譯で、自然の法則に吾々は従つて行くのですが、それだけでは駄目なのであります。勤儉の方で緩りするには、自然の法則に従ふと共に、天照大神の教へを基にしなければ吾々は家なり社會なり國なりを永久に榮えさせることは出來ないのであります。二、四、融合生々發展」と云ふことは、種から草になる場合に付て見ますと、種には必ず水分とか熱と云ふものが全體に融け合ふと云ふことにならなければ草にはならないのであります。町會を本當に生々發展させようとする爲には、町會長がどんなことをしたつて一人だけでは立派にならないのであります。町會長と町會の人とが融け合つて一軒の家になる時に一、四、融合生々發展するのであります。

古くは歴代萬世に至まで、天地相和して萬物を生じ、男女相和して子孫生ず、貧富相和して財寶生じ國用足る。詰り天地が仲好くして生物が發展して行く。又男女が仲好くして子供が生れるのだ。夫婦が仲好くして子供が立派に生長するのだと云ふことは誰も考へる事實なんでありませう。だから貧富相和して財寶生じ國用足るで、金持は金持の持つて居る長所を出し、貧乏人は貧乏人として持つて居る其の長所を出した所に兩方が仕合せになつて行くのであります。金持も永久に榮え、貧乏人も幸福になつて行きます。孟子見梁惠王曰、上下交々征利而國危矣と謂り、その人情今に離れ難し、智者は利欲を恣にして身を恣し、忽ち驕奢に陥り窮するもの多し、貧者は素より窮す、是を以てこれを見れば、智者は奪ふ、富者は奢り、貧者は羨む此煩悩を去らずんば、村柄立直し榮榮の道無之。一智者は奪ひ、富者は奢り、貧者は羨む一智慧のある人間は自分の智慧を利用して智慧のない人間から搾取する金持は陛下の御財産をお預りして居るのだ國家社會の財産だ、御先祖のお蔭を受けて居るのだと云ふことを忘れて自分一人で使はうと奢る。貧乏人は金持を羨んで自分は懶けて居る。此の

煩惱を去らずんば村柄繁榮の道之れ無し此の煩惱を去れば智慧のある。人間は朝から晩まで學問なり智慧を以て町會の爲め、東京市の爲め、日本の爲めと考へる。さうして良い考へを出して貰ふ。金持は自ら儉約するだけでも貧乏人にやけを起させないやうになる。金持が儉約して世の中に出せばいよ／＼世を益することが出る。又貧乏人は悪口を言つて居る暇に働き得るのですから、それを出し合つて一回融合して行けば町會は生々發展する。此の言葉は、天皇陛下が昭和五年大日本報徳社に行幸の砌り、佐々井副社長が申上げた際陛下には深く御感動遊ばされたといふ天覽の文獻と言はれて居るものであります。

其の次は、

ちうちうと歎き苦む聲きけば

鼠の地獄猫の極樂

或は又

きうきうと歎き苦む聲きけば

蛙の地獄蛇の極樂

とも言ひますが、一方は命を取られて泣いて居る、一方は旨いものを掴んで喜んで居る。斯う云ふ片樂ではいけない。報徳は相互全樂の道なり。

夫婦が仲よくしてそれで子供が生れて育つて行くと言ふ風に

報徳至忠

雖盡忠不知罰非忠、雖盡忠知有罰至忠。  
第一線將兵として戦地で活躍して、「天皇陛下下萬歳」で死んで行つた場合には忠義は徹底したのであります。所が武運目出たく凱旋をした。向ふでは命懸けでやつた。あれ程忠義を働いたから金鶏勳章が来さうなものだと思つてゐるのに、思つた程の金鶏勳章が来ないで、巧く上官にお世辭を言つたものが却つてよい金鶏勳章を貰つた。なんだあんな奴が、と言つたならば、それはもう忠ではなくなつて居る。なんだあんな奴に、と言ふあんな奴でも、天皇陛下の赤子です。町會長として無報酬で是れ程働いたから、市役所で認めて呉れさうなものだ、町會の人だつて感謝しさうなものだ。さう云ふ氣持が起つて来る。さうして感謝されないと、眞劍にやつたのになあんだ馬鹿々々しい。もう其の時には町會長として忠でも何でもなくなつて来て居る。「盡忠勳思道理可也」町會長として盡すべきだから皇國臣民として眞劍になるのだ。さうすべき道理だからと云ふのなら結構だが、自ら喜んで飛び込んで行くだけの熱が足りない。「盡忠勳思報徳至忠」先祖代々何千年間、天皇陛下の御恩を戴いて来たのであります。だから自分が町會長として仕事をすることは、天皇陛下

皆仲好くする。商賣するならば、賣つて喜び買つて喜びと云ふやり方でありませう。お客さんの爲になるやうに商賣をして賣つて喜び又お客さんの方も買つて喜び。斯う云ふ立場で商賣をやつて榮えて居る所が小田原の山丸呉服店であるとか、福島縣の大善呉服店とか、名古屋南園町の丸丸呉服店、是は皆報徳をやつて榮えて居る店であります。金ならば貸して喜び借りて喜びと云ふやり方、是は皆報徳の精神で行けば出来る譯であります。

一圓融合すれば生々發展する譯ですが、それにはどうしたら宜いか。それが次でありまして、「指導原理としての報徳」となる譯であります。

天地の神と皇とのめぐみにて

世をやすらふる徳に報へや

天地の神と、天皇陛下との御恵みで毎日世を安らかに暮して居るのだから、其の御恩返しに爲に働いて行かう。

おもへたゞ天竺學びする人とても

我身をめぐむこの日の本を

天竺の學問、支那の學問、西洋の學問をやる人も、日本の國の恵みを感じせよ。其の次が大事であります。

盡忠勳思至善非忠、盡忠勳思道理可也、盡忠勳思

下の廣大無邊な御恩に報いる爲に忠義を盡すのだ。報いる爲に町會長として仕事をすると云ふことになつたならば、どれ程町會長として眞劍にやつたつて、まだ是でやり過ぎたと云ふことはない譯で、幾らやつても宜い譯であります。「雖盡忠不知罰非忠、雖盡忠知有罰至忠」何時も例に引くことですが、東郷元帥のやうな誠心誠意を以てあのやうな大きな手柄を立て、國難を救ひ、生きて居る時から尊敬され死んでから神社となると云ふのはよく／＼お仕合せの好い方でありませう。皆様が町會長として東郷元帥と同じ様な精神を以て本當に町會の爲にお努めになつても、あゝ云ふ結果が来ると考へてはいけません。「雖盡忠不知罰非忠」忠義を盡しても、却つてそれが爲に罰を受けると云ふことを承知して居るのでなければ忠義ぢやないと云ふのです。町會長として誠心誠意、陛下の爲に、社會の爲に盡すにも、其の爲に悪口を言はれひどいことを言はれることを承知してやるのが本當の忠義であります。菅原道真公でもさうです。あれだけ誠心誠意を盡して、忠義を盡しながら誤つて讒言に遇つて太宰権師に流された流された。流されたから不平を言ふかと云ふと、又陛下に對してお怒り奉るやうなことをするかと云ふと、さうでなしに、恩賜の御衣を捧持して毎日餘香を拜して

皇恩の無窮なるに感泣して居られた。是ではじめて忠義が何時までも續いて行く。どんなにひどい目に遇つたつて、陛下の御恩に感泣して行く。大槪公の如きはもつと徹底したものである。親子とも討死し、數百年の間逆賊として扱はれて居つた。忠義を盡す爲に自分は死ななければならぬ。忠義を盡す爲に何百年間逆賊として扱はれることを承知してやつて居る。是で日本一、世界一の忠臣になられた譯である。だから 天皇陛下への御恩返しのためだと思つて町會長の仕事をやられて、それに依つてどんな悪口を言はれ、又どんなひどい目に遇つてもかまはず努力を重ねて行けば忠義は徹底し

町會はやがて正しく發展いたします。斯う云ふ風に色々ございますが、大變時間を過しましたから、家の中の分度を立て方などの重要な問題に付ては遺憾ながら省略します。外と違ひまして、東京市内に 天照大神開闢の大道、即ち 天皇陛下の大御心を心とする立場に於て立派なる町會や隣組が出来上りますと、是は日本中なり、大東亞共榮圏を本當に救ひ上げると云ふ點に於て一番好い手本になると思ひますから、どうかさう云ふ點に於て大いに努力して欲しいと思ひます。大變時間を過して失禮致しました。(拍手) (昭和十六年正月元且蓮記録校閲)

## 附 録

左記は右講演の際テキストとして使用せるものに、少しく増補訂正を加へたものである。第三章第一節二、七は十一月十九日講演終了後、箱根湯本、福住旅館に於て福住正兄翁の眞蹟より發見したる一節であるが、國運輪廻によつて盛衰を免れざるも、日本の國體は天壤無窮なることを力説したもので「三宮先生語録」二九と共に確乎不拔の信念を述べたものとして注目に値すると思ふ。(昭和十六年正月元且)

## 新體制と常會の運営

### 第一章 大御心的世界觀と新體制

- 一、大御心的世界觀に本づく世界の新體制
    - (一) 九月二十七日詔書
    - (二) 日獨伊三國條約前文
  - 二、大御心的世界觀に本づく大東亞の新體制
    - (一) 日獨伊三國條約第二條
    - (二) 皇化の雛形としての内鮮一體
    - (三) 日滿兩國の一徳一心
    - (四) 日滿華共同宣言
    - (五) 大東亞共榮圏の育成
  - 三、大御心的世界觀に本づく日本國內の新體制
    - (一) 大政翼賛會實踐要綱—今や世界の歴史の轉換期に直而し、八紘一字の顯現を國是とする皇國は一億一心全能力を擧げて 天皇に歸一し奉り、物心
  - 四、大御心的世界觀に本づく市町村の新體制
    - (一) 國民組織の根幹たるべき部落町會等整備要領 (内務省訓令第十七號)
    - (二) 部落會町内會等整備に關する件依命通牒 (内務次官)
    - (三) 全皇民の錬成と常會指導者養成の急務
- 一如の國家體制を確立し、次で光輝ある世界の道義的指導者たらんとす。茲に本會は、互助相誠皇國臣民たるの自覺に徹し、率先して國民の推進力となりつねに政府と表裏一體協力の關係に立ち、上意下達、下情上通を圖り、次で高度國防國家體制の實現に努む(前文)
- (一) 新體制達成の捷徑は國民組織の確立と翼賛精神徹底の教化に在り

五、大御心的世界觀に本づく教育家の任務

- (一) 國民學校、青年學校、中等學校等に於ける大國民の育成
- (二) 職員常會青少年常會の運営
- (三) 部落常會町内常會指導に對する教育家進出の急務

- 1 神武復古(王政復古)即明治維新
- 2 皇道と西洋文化の長所美點との一圓融合による生々發展

第二章 萬世一系の 天皇を中核とする日本世界史の發展

一、天照大神開闢の大道

- 1 天壤無窮 八紘一字
- 2 肇國宏遠 樹德深厚(教育の淵源)
- 3 無上絕對普遍的眞理たる國體を信仰し、歴代詔勅を奉體し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す。(一、臣道の實踐に挺身す)

- 3 日本教育史と大東亞教育史との一元化
- 4 大東亞の共榮體制を完備し、その興隆を圖るとともに、進んで世界新秩序の確立に努む。(二、大東亞共榮圈の建設に協力す)
- 5 國體精神に基き雄渾、高雅、明朗にして科學性ある新日本文化を育成し、内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む。(五、新文化體制の建設に協力す)

二、東亞に興起せる皇國日本

- 1 皇道と儒佛の長所美點との一圓融合による生々發展

- 6 皇國文化の世界史的使命の發揚(日本を中心とする世界史)

三、亞細亞の大國としての皇國日本

五、皇道亞細亞の開闢と教學の刷新

- 1 復古即維新
- 2 皇國開闢の大道と皇道報德教育
- 3 日本教育史と大亞細亞教育史との一元化
- 4 皇國文化の世界史的使命の擴充

組織の様式を通して皇國臣民を錬磨育成し、進んで大東亞の諸國諸民族を教化啓蒙、漸次世界の萬國に推及し、聖旨奉體、尊皇絕對、一圓融合生々發展、以て天壤無窮八紘一字の天業恢弘を冀贊し奉る可し

第一節 皇道報德教育の基礎論

- 1 復古即維新
- 2 皇國開闢の大道と報德教育
- 3 皇國文化の世界史的使命の徹底

- 1 一、宇宙一元の大法(天道)に基づき
- 1 聲もなく香もなく常に天地は書かざる經をくり返しつつ(三才獨樂集)
- 2 大極渾沌。一圓一元。不生不滅。不增不減。(二宮尊徳全集第一卷原理)
- 3 不止不轉。因果輪廻。不斷の展開。一圓融合生々發展。

第三章 翼贊常會運營の原理方法としての皇道報德教育

宇宙一元の大法に本づき、天照大神皇國開闢の大道に則り、勤勞、分度、推讓、之を貫くに至誠眞實の報德精神を以てし天地人三才特に神德皇德國恩に報いんが爲め、日夜至尊の彌榮を念じつゝ救急、復興、開發、永安、及び

- 4 新形態の發現は二物以上の一圓融合による。
- 二、天照大神皇國開闢の大道(人道の根元)に則り
- 1 (報德は)皇國固有天祖傳來の大道にして、肉食妻帯暖衣飽食し、智愚賢不肖を分たず、天下の人をして皆行はしむべし。是開闢以來相傳の大道にして、日

月照明ある限り、此世界有らん限り、間違ひなく行はるゝ道なり。(福住正兄編「二宮翁夜話」八)

2 天祖以推讓立人道故茫茫荒原爲富饒之邦然後儒佛之學亦裨補政教既而其學蔓延遂至溷滅天祖開國之道譬如落葉積以滅山徑也嗟乎天祖之道殆滅而不見于世也久矣我披其著葉觀察天祖開國之際跡以設樂荒蕪興廢國之法苟賴我法則其學荒廢也不難。(齋藤高行編「二宮先生語錄」二)

3 故道につもる木の葉をかきわけて天照神の足あとを見ん

4 天祖天孫以讓道治天下其德過於三皇五帝而不滅也雖然我邦古昔沒書傳故爲周孔所著先鞭惜哉。(語錄「八三」)

5 天日嗣は皇化宜しく四夷を覆ふべし(齋藤高行著「報德外記」)

6 我國存乎萬古而我道萬世不易以存乎萬古之國而行乎萬世不易之道安可比之於自己一世以爲迂

遠哉今也道之不行亦何憾何則天祖以來所行之道而興國安民舍此而無他術也。(語錄「二九」)

7 凡そ物天造あり道も又然り天然の道あり人爲の道あり天造の物は萬古不易なり人造の物は時あれば破壊す是自然の理なり。獨り物のみならず道も又然り天然の道あり人造の道あり本朝の君臣の道は天造なり外國君臣の道は人造なり本朝の道は天造なるが故に天壤無窮なり外國の道は人造なるが故に無窮なる事能はず此理をしらず漫りに道を論ずるは誤也(福住正兄筆記「如是我聞録」)

第二節 皇道報德教育の理想論

一、一億一心即ち一回融合による生々發展

1 古今歴代萬世に至るまで、天地相和して萬物を生じ、男女相和して子孫生ず、貧富相和して財寶生じ國用足る。(相州片岡島大澤氏家株永安相續法讓定書)

2 孟子見梁惠王曰、上下交々征利而國危矣と謂り、

その人情今に離れ難し、智者は利慾を恣にして身を富し、忽ち驕奢に窮するもの多し、貧者は素より窮す、是を以てこれを見れば、智者は奪ふ、富者は奢り、貧者は羨む、此煩惱を去らすんば、村柄立直し繁榮の道無之。(難村取直相續手段帳)

3 ちうちうと歎き苦む聲きけば鼠の地獄猫の極樂(片樂)

4 報德は相互全樂の道なり(二宮翁夜話「四二」賣つて喜び、買つて喜び、貸して喜び、借りて喜び。(教へて喜び、教へられて喜び)

二、指導原理(信念)として至誠眞實の報德精神(人道の極致)

- 1 天地の神と皇とのめぐみにて世をやすらふる徳に報へや
- 2 おもへたゞ天竺學びする人とても我身をめぐむての日の本を
- 3 盡忠勤思至善非忠盡忠勤思道理可也盡忠勤

思報德至忠。

雖盡忠不知罰非忠雖盡忠知有罰至忠。(全集第一卷)

(念佛信者の稱名念佛するが如く、兼隱武士の殿様々々と念じたるが如く、日夜、天皇陛下の彌榮を念じ続け奉ること。)

4 孝問、曰事父母無我也。

孝問、曰以父母之愛爲我愛、以父母樂爲我樂、如此者父子一體也。(全集第一卷)

5 父母もその父母も我身なり我を愛せよ我を敬せよ(皇宗も皇祖も今のみかどなりをろがみ奉れあきつ御神をすめらみことを)

6 極貧成る時得財寶事かたし、得而富事又かたし。彌富で猶施事かたし。施而令報事(又かたし)施不令報者貧(を)ころして富におごるが如し。(佐々井信太郎編「二宮先生眞筆選集」)(教へて報いしめざるは人を殺して學にほころが如し)

7 父母根元在天地命命、身體根元在父母生育、子孫相續在夫婦丹精、父母富貴在祖先勤功、吾身富貴在父母積善、子孫富貴在自己勤勞、身命長養在衣食住三、衣食住三在田畑山林、田畑山林在人民勤耕、今年衣食在昨年產業、來年衣食在今年艱難、年々歳々不可忘報德

8 天地人三才の長所美點(德)に感謝して親心を以て之を愛撫育成(慈)する事

9 おのが子を恵む心を法とせば學ばずとも道に至らむ

10 報恩は口にていふ如し、報德は品を扱ふ如し。(豐田正作編「報德教林」我が道は至誠と實行のみ。(一夜話))

1 鷄晨回邑(躬行示範、以答回盤水)

2 教化常會(幸こぢ、開拓)

3 積小爲大(善種金推讓)

4 學直錯枉(記名投票による善行篤行精業者の表彰)

二、萬民翼賛生活の基本様式としての勤勞、分度、推讓の教育

1 天つ日の恵みつみおく無盡藏欲でほり出せ鎌でかりとれ

2 身をつとめ分をおのおの譲りなは本かたまりて邦の安さよ

3 昔より人の捨てざるなきものをひろひ集めて民にあたへん

4 受得たる德をおのおの譲りなは四海のあひだ父子のしたしみ

5 作業推讓としての勤勞(愛育の精神を以て)創意と能力と科學を最高度に發揮し、翼賛精神に基く綜合的計畫經濟を確立し、次て生産の飛躍的増強と分

一、常會運営法としての報德教化法

第三節 皇道報德教育の方法論

配の公平)を圖り、大東亞における自給自足經濟の完成に務む。(四、翼賛經濟體制の建設に協力す)

6 分度生活(分内、分外、他讓、自讓)の訓練と分度袋並に分度盆(翼賛理念)に基き、新時代を推進する理想を氣餽を養ひ、忠孝一本、國民悉く一家族の成員として、國家理想に結集すべき科學性ある生活體制の樹立に努む。(六、新體制の建設に協力す)

三、職分奉公、與國安民の實施様式としての救急、復興開發、永安の教育

1 救急、天災の豫知、防止、準備、救護練習救急より復興へ、自力生活の道の立つまでの救済、限度の査察、救済物件の種類、分量

2 荒撫を開くに荒蕪の力を以てし、衰貧を救に衰貧の力を以てす何ぞ財を用んや(富田高慶著「報德記」卷一)

(不良少年は不良少年自身の力により、劣等生自身のもつ個性的長所美點によつて起ち上り得る。)

3 天壤無窮皇運扶翼の修練と長期建設(皇記二千六百年記念永安)

四、報德教育の組織

1 行政式(經濟、文化、生活を翼賛精神に歸し、強力なる綜合的翼賛政治體制の確立に努む。(三、翼賛政治體制の建設に協力す))

2 自治式(市町村の新體制)

3 結社式

参考文献

1 二宮尊徳全集三十六卷(大日本報德社)

2 二宮翁夜話(福住正兄編)

3 報德記(富田高慶著)

4 國民更生と報德(佐々井信太郎述、平凡社)

5 常會の組織とその運営(同、中央教化團體聯合會)

6 二宮尊徳傳(同著、日本評論社)

7 新興報德教育(拙著、同文書院)

8 二宮尊徳と皇道報德(同、弘文堂書房、教養文庫)

昭和十六年二月十七日 印刷  
昭和十六年二月二十日 發行

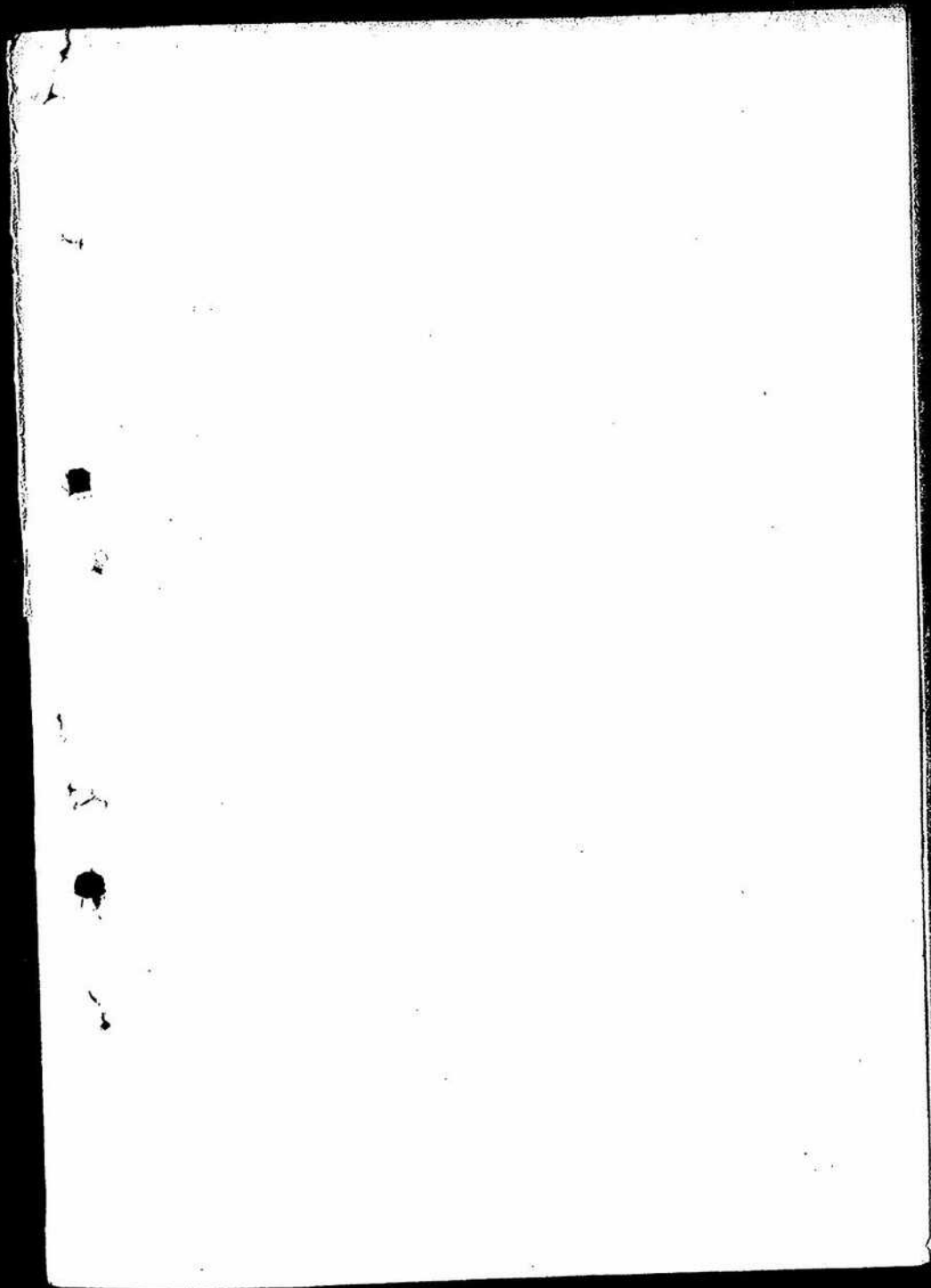
非賣品

編輯兼 東京市役所  
發行所 市民局町會課  
山口 寬雄

印刷者 東京市麹町區麹町五丁目  
杉田 彌太郎

印刷所 東京市麹町區麹町五丁目  
杉田屋印刷所

電話九段(33) 〇五七四・二〇三  
二九七五・二八四三





381805

38pp.

町會と隣組叢書第四輯

常會指導者講習會講習目錄(二)

東京市役所





町會と隣組叢書第四輯

昭和十六年二月二十五日發行

本講習録は東京府並本市主催の下に神奈川縣足柄下郡箱根強羅大  
 雄山最乗寺別院に於て、昭和十五年十月三十日より十一月二十日迄  
 の期間に四回に分ち三泊四日間の東京市常會指導者養成講習會を開  
 いた講義の一部を本叢書第三、四、五輯に分冊輯録したものである。  
 尙各區より選ばれた之が受講者は町會長、町會役員、隣組長等約四  
 百名であつた。

第三輯

緒言……………東京市市民局長 前田賢次  
 日本精神と常會の使命……………東京文理科大学助教授 加藤仁平

第四輯

國民生活に於ける町會及隣組の必要性……………今井時郎(一)  
 東京帝國大學助教授  
 皇都の恢廓と東京市の隣組……………平林廣人(二)  
 東京市囑託

第五輯

常會の生ひ立ちと其の運営について……………東京府社會教育主事 景山鹿造

## 國民生活に於ける町會及隣組の必要性

東京帝國大學助教 今井時郎

町會關係の皆集りでありまして、私も仲間として寄せて  
載く積りで参つたのであります。東京の邊陲板橋區の其の又片隅の  
中新井と申ふ所で私もさうやかな町會の町會長をさせられて居り  
ます。甚だ高處からお話を申上げるのは恐縮でありますけれども、  
務く御清聴を煩したいと思ひます。

私に課せられて居る題目は、只今御紹介の通りの「國民生活に於  
ける町會及隣組の必要性」と云ふ問題であります。第一に國民生活  
なるものが如何なるものであつたか云ふことを少し考へて見たいと  
思ふのであります。此の概念はもう常識的にも分り切つたことの中  
うに思はれるのであります。能く考へて見ると、必ずしも明にな  
つて居ない。殊に世の中がこんがらがつて來たりしますと、益々色々  
意見が出て來てはつきりしなくなつて來る心配の多いものでありま  
す。さうして此の問題は非常に國民生活の上に重要な一と言ふよ  
り寧ろ根底的な問題であるだけに、是が社會生活組織の上にはつき  
りして居りませんと、更角國民生活の上に動搖が起つて來ると云ふ

ことにもなる譯であります。吾々は子供の時分から修身の話や國語  
の時間に我が國體の世界無比であること、さうして其の中核的な事  
實は皇統連續として千百年に一貫して居ると云ふ此の社會事實を中  
心として、吾々國民は家族的な氣分で此の國家を建て居る所にあ  
ると教へられて來て居るのであります。然るに實際の世間を振返つ  
て見ますと、甚だ多い話でありますけれども、其黨派の連中が跳び  
出して來まして國體をあれれ言つてみたり、吾々が播きなき國家  
だと思つて居る國家が如何に非常時だといつても内部的に動搖、今  
更のやうに新憲制と云つて騒がなければなくなつたりして、吾々の  
國民生活が、案外實際に於ては必ずしも教へられた通り通りの安定性を  
常に持つて居るものでない云ふやうな事實に出會して來るのであ  
ります。さう云ふ場合に、此の國民生活と云ふことに付てはつきり  
した認識を持つて居ないと兎角吾々の考へ方や行動がぐらつかざる  
を得ないと云ふことにもなるのである。隨つて此の國民生活の細胞  
的存在である町會とか隣組の方も、其の意味が自然くついで來る

云ふことになり、又其の經營の方針も二三になつて来ると云ふやうにもならざるを得ない譯であります。であります故に、一寸考へるとも百も承知のやうでも、どんな場面にぶつかつても迷はないやうに、斯う云ふ考へ方より外に考へ方はないのだと云ふ意味のはつきりした體格を持つて居ることが必要だと云ふ體格から私に斯う云ふやうな題目が與へられて居るのだと思ひます。時間が餘りありませんから詳しいことを申し上げる暇はないと云ふことになりますけれども、極く肝腎と自分が思ふ部分だけは残さないやうに、極めて簡單に愚見を申し上げたいと思ひます。

吾々の社會生活が多くの人に依つて結成される促進力は一體何處にあるか。是も色々な説があるのでありますけれども、吾々日本人に一番ピンと来る考へ方は斯う云ふ考へ方より外にないと思ひます。それは一つは血縁的な情緒であります。其の二つは性的情緒であります。吾々が生を此の世に穿くるのは、無論母から産んで貰ふからであつて、母と子供との間に於ける血縁的な情緒と云ふものは凡そ人間の血縁の中で最も強いものである。是は説明するまでもない次いで、父と子供との間の血縁的な情緒、同胞關係の血縁的な情緒、更に親類一族の間の血縁的な情緒、斯う云ふものがあつて、自ら好むと好まざるとに拘らず、自然に吾々は他の人間と結合する理由を持つて居ります。總て此の血縁的な關係は、池の中に石を投げ込むと波が段々と周囲に擴つて馳まるとやうに、遠くに行くに従つて弱つて参りますけれども、擴つて民族の親しみとなり、又民族の親し

みとなつて参ります。民族あたりになりますれば、無論人々がどう云ふ風に自分と血縁が繋つて居るなると云ふことはお互に連るべきものがないのでありますけれども、兎に何れも吾々の自覺としては、血が通つて居ると云ふことを考へる仲間であります。我國に於きましては、上は天皇陛下から下は末々の端に至るまで斯様な意識で繋かれて居る特殊な關係があるのであります。是は西洋人が見て非常に驚く所であります。即ち、天皇陛下から——對比して甚だ畏多けれど、乞食の果に至るまで、日のくり玉は等しく眞黒な色をして居り、皮膚の色から髪の毛の色も、體のこなしよりも皆同じだ、實に驚くべき國だと云ふことを痛切に感ずるものやうであります。是と又反對に、吾々が西洋に行くとき又驚いてしまふ。御案内の通り目の色でも空色をして居るものもあれば、褐色をして居るものもあるし髪の色も種々雑多で、吾々のやうな黒いものもあれば若くは大江山の酒類童子は斯くも思はれるやうなものもあれば、皮膚の色も色々ありますし、眉と目の間が迫つて居るものもあれば、背の低いものもあれば高いものもあつて、實に種々雑多な人間が住んで居ると云ふことに依つて、吾々は如何に西洋の國家なるものは、血縁的な關係に於てお互ひ様の薄い人間共が集つて國家を成して居ると云ふことを感ぜしめられるのであります。

之に對して、もう一つ人間を結合する情緒と云ふのは、言ふまでもなく人間を大きく別けた二種類、男女兩性を結合する性的情緒であります。此の性的情緒と云ふものは、血縁的な情緒とは全く敵對的

な關係にある情緒であります。縁の強いもの程がさう云ふ情緒に於て強いと云ふ傾向を持つて居ります。無論無暗に強過ぎればいけませんけれども、血縁的な情緒は血の類似が濃厚であればある程親しみが深い。縁りが強ければ強い程と云ふのと反對に、縁りが薄ければ弱い程其の情緒が強いと云ふ傾向を持つて居ります。此の性的情緒は異質のものを結合すると云ふ情緒であります。血縁的な情緒は同質なるものを結合すると云ふ意味の人間の本能であります。兩方其本能であります。全くカテゴリーが違ふのであります。それであるが故に、同質であればある程血縁的な情緒は濃厚であるが、異質であればある程性的情緒が強いと云ふことになる。が一體人間の世界は其鳴共感、同情し合つて行くことと云ふことが一つの原理であります。血縁的な情緒は其の方に役立ちまして、似た者同士がお互に理解し合つて行くことと云ふ方の推進力になつて居ります。同時に又世の中は非常に遠つたものが澤山ありまして、それらが分業をして行く色々遠つた特性を發揮して行くことと云ふ方面も持つて居なければなりません。此の方面は異質的な人間なるものの關係であります。其の異質的な人間に其の極端なもの即ち男女を結合して一緒に仕事をさせて行くことと云ふ推進力が性的情緒であるのであります。

此の二つの情緒は、東洋と西洋を較べて見ますと、東洋殊に日本に於きましては血縁的な情緒を基礎にした社會構造を特長として持つて居り西洋諸國の方は比較的に言つて性的情緒を基礎にした社會構造を餘計に持つて居るのであります。風俗習慣、言語、宗教、さう云

ふものを一寸御覽になつても能く分ります。一體西洋人の方では非常に性と云ふことをやかましく申します。言葉の上でも男性女性中性があり、それに従つて言葉の語尾の變化が起つて来る。英語は例へばまだ潔白でありますけれども、フランス語、ドイツ語は段々ひどくなつて来る。ロシア語とか更に遡つて昔のラテン語、ギリヤ語などになると、性の區別が徹底的にやかましくなつて参ります。普段の風俗に於きましては、道路を歩いて居る人間の風俗で直ぐに分ることは、世界の果の果までも西洋人は大體夫妻提攜しまして御酒徳利のやうで揃つて歩いて居ります。獨りで歩いて居るのは日本人だけだと云つても宜い。西洋に駐在して居る色々な調査研究員或は官吏と云ふやうな人は一人で行つて居るのが普通ですが、西洋人はそれを不思議に思ふ。どうして女房を通れて来ないのか、彼目て来て居るのだから女房は連れて来ないと言ふと、不思議に思つて居る夫妻提攜して常に影が物に隨ふが如くにならなければをかしいことだと西洋人は思つて居る。之に反して吾々の中では、夫妻手を携へると云ふ場合も無論ありますけれども、多くの人は、お祖父さんお祖母さんを作つて芝居を見せに行つてやるとか、或は今日は郊外散歩だと云ふと、女の子や男の子の手を引張つて行く。大體女房はお留守居役を仰せ付けられる。さう居ふことが長しとせられる所に社會的な基礎があるのであります。詰り前のセネレリオンから現在のセネレリオン、將來のセネレリオン、世代から一代へ血縁が繋つて行きますが、其の血縁の繋つて行く歴史的な縦の形に



於て道徳が認められて居るのであります。それを大事にして行くことが社會生活の上に最も必要だ。斯う云ふ建前になつて居ります。之に反して西洋は横の繋がりが大抵だ。同じセネレーン、即ち半分の女と半分の男の人間、是が手を携へて横に協力をして行く。子供は餘り大事にしないで宜い。年寄も餘り大事にしないで宜い。餘力があつたらしてやると云ふ考へ方です。自然お祖父さんお祖母さんの扱ひはお粗末になる。其の果は養老院に行く。西洋には養老院が澤山ある。日本では多くの方は養老院が何處にあるか御存じなく住んで居る。又西洋には孤兒院が非常に多い。子供をお粗末にすることが即ち孤兒院が多いと云ふことになりす。普通の家庭でも一番手の掛かる赤ちやんを、赤ちやん部屋に入れてふんだんに襁褓で抱いてビンと錠を下して夫婦は別の部屋で寝てしまふ。翌朝赤ん坊部屋で始末してやる時には實に慘憺たる始末です。それで授乳時間もきちんと何時置きと云ふことが決つて居る。お醫者さんに斯う云ふことを言つたら叱られるかも知れませんけれども、私は飯を食ふのに時間を決めたり分遣を決めたりすることは大體に於て不自然だと思ひます。殊に活動する人間に付ては不自然だと思ふ。生々した人間に取つては、非常に動かし難い時に非常に腹も減ります。だから其の時には澤山も食へるし、早目に食へても自然の要求だから私其の方が宜いと思ふ。けれども餘り體を使はなかつた場合に於ては、飯時が来たつて腹が減らずに食慾がない譯ですから食へない方が宜い。三杯と決つた飯でしたら一杯で止めて置く方

居ります。それが故に、我國の民族構成は血統的であり、血統的に繋つて居る團體と云ふものは時間を通じて非常に安定性を持つて居る。前の代から今の代、今の代から子の代、斯う言ふ風に世代から世代に通じて、團體生活の生命が健全に持つ安全に傳つて行くこと云ふことに於て、非常な特長を持つて居る。是が即ち我國 皇運萬世一系たるの根據であります。我が皇室に於かれましては、歴史に於て二千六百年であるが、ブリーヒストリックな時代に於て何百年あるか分つたものではない。非常に長い間皇統連続として居られる。詰り世代から世代へ——皇室の世代から世代へ何處までも繋つて絶えることがない。是が血統的を建前にして居る日本民族の大本家である。分家は大本家に少しも動搖があつてはならぬと考へる。又大本家であられる御皇室は非常な矜持を御持ちであり、現神に在ります御皇室の建前を實に能く御自らに於て養つて來られた結果であると斯う云ふことになる譯であります。だから日本の民族生活に於てきましては、易姓革命などと云ふことは本能的に考へられないことでもあります。理窟の上ではあれは理窟を言ふ奴があつたつて、それは表面的なものでありまして、民族の生命と云ふものに革命なんとなふものは凡そ性が合はないものになつて居る。之に反して西洋の方で行きますと、性的情緒の方が建前になつて居りますから、是は横に繋つて行く原理であります。縦に伸び行く原理ではない。さうして所謂デモクラシーは之を基礎にして居るから、當然さうならなくてはならぬ。デモクラチックにお互に平等に手を携へて何處ま

が宜いと思つて居る。自然の生命を培つて行くべき食物であり、食物を攝る時間でありますから、自然の生命が合理的に要求する時間に合理的な分遣を食へることが一番合理的だらうと思ひます。何時に何杯食へると云ふことをきちんと決めて置くことは、人間の命を極めて靜的に考へたものである。即ち病院に入つておつたやうな状態を標準にしたもので、生々した活潑なものを標準にしたものではないと思ひます。それを無理にさうすることは、世話焼く人の便利を考へたものでありまして、時間を決め、分遣を決めてあるのはさう云ふことの爲めでありす。日本のお母さんは始終赤ん坊に附いて居りまして、腹が減つたと思へば適宜に飲ませますし、腹が減つて居なければ無論飲ませません。さうしていつ何時でも小用が出れば夜中にでもちやんとさせてやりますし、成べく襁褓を汚さぬやうに實に親切な方法を講じて居る。即ちネキスト・セネレーンに對する世話が能く行届いて居ると同時に、前のセネレーン・お祖父さんお祖母さんの方法を世話をすることも今のセネレーンとして中々粗く、働かざる者食ふべからずやと云ふことは言はぬ。御膳居でも食ふなど居ふことは申しません。前に働いて、大きな經驗を以つて吾々のバックになつて呉れる。ちつとも働かないで炬燵にあたつて居つても、一番上等のものをお祖父お祖母さんには差上げる。お母さんは假令ごま切れを食つて居つても、年寄には良い所を食はせる。是が日本的なものであります。斯様な譯で血統的行動を基として社會の構造が出来て居る。それが又道徳的であるとされて

でも繋つて行く。終ひには擴つて大英帝國にもなつて來る。さうして締りが付かなくなつて來ると云ふ所までも擴つて行くものであります。さうして異質的なものの結合でありますから、色々な變つた民族を包含して、其の中にちや／＼色々な奴が居て手分けして色々働く、其の長所を言へば、非常に文化が發達して起る。非常に變つた色々な奴が現れて、色々なことを考へて寄せ集めて文化を建設して行きますから、中々濃密たる文化を造ると云ふ長所はあります。併しながら其の弱點を言ふならば、餘り變つた者同士でありますからそりが合はない、お互に喧嘩をする。西洋の歴史を見ると、實に深刻な喧嘩をしてゐる。無論日本にも喧嘩はありますけれど、兄弟喧嘩のやうな喧嘩で、さう無暗な喧嘩をしません。又さう無茶に殘忍なことはいけません。けれども、西洋人の喧嘩は徹底せる喧嘩をやる。是は異質的なものの喧嘩ではさう云ふことになる。末の末の問題であつてもさうなります。例へば人を殺すと云ふ手段を言ひますと、日本人同士互に喧嘩をして殺し合ふと云ふことをやりまして日本人の中での殺し合ひと云ふものはさう無暗に殘虐なことをしない。殊に刑法なことをしてはならぬと云ふことです。加藤清正と何とやら將監の討合ひのことを昨日子供の雑誌の中に讀んで來ました。鐵棒を以て加藤清正に向つて來る。鐵棒で拂ひ掛つて自分の馬の脚を拂つてしまつた。馬が倒れて落ちた。さうした所が清正は其の落ちた馬を狙つて突くと云ふことは武士の爲すべきことではない、早く其れを起さる、尋常に勝負しろ、と起ち上るのを持つて居



た。其の相手が頗る感心したと云ふやうなことが書いてあつた。さう云ふことが武士の情誼になつて居る。刑を執行するにも、自ら腹を切らせてから首を刎ねる。相當仁義と云ふものがあります。所が西洋のやり方は實に其處に遠慮會通がない。ギロチンに掛けて上からガチャントと機械が落ちて来て、スポンと首が横に飛ぶ。或は一艘の船に何百人か東にして乗せて、キングストンを抜いてぶく／＼沈める。或は釜の中に捕虜を入れると共に炭を入れて下から焚く。鼠は堪らぬから人間の體に觸ると稍／＼冷いと云ふのでまだ生きて居る人間の腹を食ひ破つて腹の中に鼠が潜り込んで来る。其の人間がヒイ／＼と言つて苦しむ。それを見て周りに居る人間はウラー(驚嘆)を叫んで居る。是はシベリヤ出兵の時、私が直接現地で聞いた話であります。西洋人にはさう云ふことは日常茶飯事のことであり、細々しいことを言つて居る暇はありませんが、兎に角異質的な結合と云ふことを建前にして居る西洋のことであり、それに應ずる長所と短所がありまして、横に展開する方の長所があり、縦には巧く纏繞して行かないと云ふ缺點を持つて居るのであります。是があるが爲に、縦の纏繞は屢々断たれるのであります。餘所から来てぶつ潰されることもあれば、自ら自壊作用を起して革命で潰れることでもあります。

斯う云ふやうに二つの型を民族の生活の上に分けることが此の中の血縁的な情緒に依つて保證せられた證の體性の強い日本民族と云ふものが我が國民の内容を成して居ります。日本國民と云ふのは

直ぐ短刀を抜いては喧嘩する。命を粗末する連中です。旅人などもコーカサスは一人で旅をすることはならぬと云ふ説になつて居る所であります。其處で銀へられたあのスターリン(鐵)の人と云ふ意味であります。是が親玉であります。其の周りに色々少数民族がくつ付いて居ります。又比較的少数民族でないかと思ふと、ユダヤ人が深山くつ付いて居ると云ふやうな状態であります。さうして其の外には一般民衆が居る譯ですが、それはスラヴで、スラヴも大ロシア・スラヴと小ロシア・スラヴ、それから白いスラヴと云ふやうな小分けがあります。又其の中にも、あゝ云ふ廣い國でありますから、宗教信念から言つて幾つも分れて居ります。宗教は元來國教と云ふ意味で立てられた宗教であります。日本で言ふ修身の教へと宗教の教へを合體したやうな形のロシアであります。それが違ふと云ふことは其の人生觀ががらりと違ふと云ふことであります。民族の中にも相當さう云ふ意味の對立がある。さう云ふやうな所を典型の一つとして探ることが出来ませんが、其の外ドイツでもフランスでも、或はイタリーにしても、日本と較べれば民族的な構成は中々複雑であります。翻りが悪い。而して其の一つ／＼の民族の結合の原理は、先程申しましたやうな異質結合の原理——情緒を本能的基礎に置いて居る異質的なものが結び付いて行くと云ふ傾向に重點を置いて居る民族構成でありますから、兎角中は能く纏らない。さうしてさう云ふものが深山集つて國民の内容を成して

大和民族と云ふことと同じでありまして、國民の内容と大和民族と云ふ一つの民族の内容とが一致して居る所に日本の國民生活の特長があり、同時にそれは日本民族の特長であると言ふことが出来るのであります。然るに西洋の國民生活を見ますと、國の中には種々多様な民族が入つて居ります。ロシアの如きを例に取つて見ると、今親玉になつて居るスターリンと云ふのはコーカサスのグルジン族の出身であります。コーカサスと云ふ所は非常に民族の複雑な所でありまして、數十種類の小さな民族が集つて居る所でもあります。どうしてさうなつたかと云ふと、面白いことでもあります。要するにそこは東洋と西洋との丁度目の邊に當つて居ります。西で敗殘の運命を擔つた者がふら／＼と東に逃げて来る。草臥れた所に向ふを眺めると、遙か遠方に聳るるコーカサスの山々が招く。あそこに一服して行かうではないか。行つて見ると安全地帯である。東の人間が食ひ詰めてふら／＼と西に行くと、又もやコーカサスに招かれてあそこに入ると云ふ譯で、敗殘せる少数民族が、古來千年の間に歴史の上でだけだけのものが入つたか分りませんが、結果から見ると種々多様なものがあそこに入つて了つてゐるのです。外から比較的安全の所やうでありますけれども、中に於ては中々完全どころではない。安全の積りで行つて見ると、先客が居て、それ等の者が種々多様な目色で目を三角にして居る。未だにあそこではヤンチャリと云つて鋭い短刀を帯に差して居ります。敢てコーカサスのゴツクばかりではない。それが喧嘩早いので有石であります。

居ると云ふことであれば、國民の内容と云ふものは甚だ不安であると云ふことにならざるを得ない譯であります。斯様な意味に於きまして、日本の國民生活と西洋一般の國民生活と云ふものは、可なり本質に差があると云ふことを考へて宜い譯であります。以上のやうな、凡そ民族と云ふものの本質の比較、又民族と云ふものと國民と云ふものとの構造上の比較を頭に入れて置きまして、其の上で尙ほ一段先のことを一言申上げたのであります。それは如何なる民族が理想の民族であるかと云ふならば、申上げるまでもなく、今申したやうな縦に血縁の繋る同質的なものが、親から子、子から孫と伸よく行きて、それに準ずるやうな血縁者がお互に手を携へて、一家、一族、民族伸よく協力して行くと云ふ其の協力の強い一つの民族性とそれからもう一方の異質相率の隨て又同性的な中でも違つた種類のものが相親しみ、異質のものが左右に手を携へて各々特長を發揮しながら働いて行くと云ふ方の結合、之に押進められて居るやうな民族性とが、恰も縦糸と横糸と云ふやうに組合はされて、さうしてがつちり布を織り上げて居るやうな形になつて居るのが一番民族性として優秀な民族性であります。縦の原理と横の原理が極めて好くバランスが取れまして——縦の原理は協力の原理であり、横の原理は分業の原理でありして、協力を分業が巧く均衡が取れて、肩の表と裏の如きであるならば、是が最も優秀なる民族性でなければならぬと云ふことになり、原理は原理とし、實際上にさう云ふ民族があるかと言ひますと、凡そ人類の歴史の

上に於て、優秀なる民族と云ふものは多かれ少かれ種族な性質を持つて居るのでありますが、我が大和民族の如きは其の典型的なものでありまして、多く説明を必要と致しません。要するに大陸系統の諸民族、海洋系統の諸民族が大八洲の國にブリーヒストリックな時代に於て長い間に非常に多に流れ込んだ模倣であります。左様なものが其の後の歴史時代になりました。あちらこちらからも色々なものを補給しながら、可なり長きに亘つて此の大八洲を埋め立ててくらし、煮られまして、一つの大和民族と云ふ民族に化成されたのであります。恰度それは刀剣に於て、一枚々々の多少づつ質の違つた鐵板が束ねられて、それがとんかち／＼叩かれながら火の中を潜つたり、水の中に入れられたりして居る内に自然に一つの刀になつてしまつた。さうして其處には思ひ掛けないやうな驚くべき切れ味と、想像も出来なかつた刀の匂ひと云ふものが生れて来る。それは十枚の鐵板が束ねられた時には、素人にてんで豫期することが出来なかつた性質のものであります。民族の運命も、色々多様なものがちや／＼集められまして、それが巧く環境の條件が揃ひます限りに於きまして、適當に鍛錬に鍛錬せられて一本の名刀の如き民族になり得る可能性があるのであります。世界に名だたる名民族と云ふものは、多かれ少かれ斯う云ふやうな名刀のな合成民族であります。金屬で言へば合金的な民族であります。我が大和民族は其の最も優秀なものの一つである言つて宜しいのであります。でありますから、吾々の血の中には能製の血も入つて居ればアイヌの血も入つ

て居るだらうし、ネグリトの血も入つて居るだらうし、インドネシアの血も入つて居るだらうし、天孫民族の血も入つて居るだらうと思ひます。元を繰れば數十枚の鐵板である。名刀を分析して見れば、さう云ふ數十枚の鐵板の成分は何れも若干づつ合んで居る譯であります。吾々の遺傳質の中には種々多様なものがあつて、さうして結局一人の日本人と云ふものに抱ね上げられて居るであります。又大きく東洋と大和民族を考へても、是が一つの名刀のやうなもので、其の中には色々な種類の系統のものが、幾千年の間の儘では残つて居りませんけれども、其のエッセンスとしては遺傳質の中に残つて居る。吾々の細胞の中の遺傳單位の中にちやんと入つて居ると云ふやうな形に於て、一つの合成せられたる日本人である、合成せられたる大和民族である云ふことに於て、縦に血縁的な形に依つて我が大和民族は非常に協力的な結合に恵まれて居ると同時に、此の民族の昔を温めて、其の展開して来た過程を考へて見ると、其の中に種々多様な成分が入つて居ると云ふことに依つて、今度は異質的なものが結合されて居るのだと云ふさう云ふ分業的な長所の方も含まれて居る譯です。さうして打つて一丸となつて大和民族と云ふ一つのものになつて居る限り、是は實に同質異質の其の性質を揚棄しまして、其の一段上の渾然たる一つの理想を成して居る。斯う説明して宜い譯であります。我が大和民族が世界無比だと云つて褒められても宜い——自分で褒めるのは宜しくありませんが、人から褒めて貰ふのは結構であります。又此の中ではさう云ふ自負を持ち終

持を持つて行くことは尚ほべきこととありますが、それに似ひする性質はさう云ふ所から根本的な條件を供給されて居る譯であります。無論其の歴史の何千何百年の間には色々なことがありまして、色々なことが附け加つて来ては居りますが、それは要するに添加物でありまして、根本的問題は其の問題であります。自分のことばかり云つて居て、餘所のことを云はなくては意味を成しませんから、それでは世界中を見渡して自分と似て居るやうなものがあるか、どの程度似て居るか云ふことを比較して初めて自分の世界的價值がどの程度優ぶべきかと云ふことが分る譯であります。吾々の相手として最も典型的なものを云へば、イギリスの國民であるアングロ・サクソン民族であります。此の名稱が族にアングロ・サクソンとなつて居るやうに、是は合成民族であります。イギリスの歴史は今更申上げるまでもありませんが、要するにローマの古代あたりから大分歴史の中に顔が出て参りまして、ブリトン人、アイリッシュ、スコッチ、アングロサクソンだとかラテン系も入つて居るし、ゲルマン系も入つて居る。さうしてノルマン人の混血なども入つて参りましてイギリスを極端して、上層階級をノルマン人で占めたこともありまして、色々な歴史を纏まして、種々多様な民族があつた中に流れ込み、さうしてあの島國を埋めし恰度大和民族のやうに煮られまして、さうしてアングロ・サクソンと俗に云はれる民族を合成して来たのでありますから、あの島國に住んで居る限り——それから出て行つて植民地に住んで居る者もありませんが、

兎に角あの島國を根拠として居るアングロ・サクソンと云ふ四千五百萬の人間は可なり優秀であつて、我が大和民族とどつちとも云へない位の優秀性を民族としては持つて居ると云つて宜いと思ひます。でありますから、何かをする時にアングロ・サクソンは却々しぶとい。もうそろ／＼降参しても宜いと思ふのに、却々降参しないしぶとさを持つて居る。併し國民と云ふことになりまして、イギリスは非常に驕傲を持つて居ります。四千萬ちよつとの其のアングロ・サクソンだけは優秀でありますけれども、イギリスの全國民の人口と云ふものは約四億あるわけでありまして、其の約八分の一にしか足らない人間だけは優秀ではあります。あとの八分の七は與太者が揃つて居る譯であります。三億はぐうたらなインド人、あとの五六千萬はあちこちの植民地の色とり／＼な春の花園のやうな、長く云へばさう云ふ賑かさを持つて居る農民族が包含されて居る。さう云ふ内容を持つて居るイギリス國民でありますから、其處にイギリスの風味があるのであります。收拾頗る困難なのです。殊に現下の状態は實に收拾出来ない困難を呈して居るものであります。此のイギリスがどう云ふ場合に於て土崩瓦解するかと云ひますと、此の四億の異質的なお互に融和しない連中が喧嘩面を睨み合つて居るやうな有様ですから、唯イギリス本國の經濟力、政治力、文化力、殊に軍事力が睨みを利かして居る間は仕様がなから温和しくして居るがその睨みが愈々利かなくなつた時がイギリスの土崩瓦解する時です。今我國の國民生活の現状がどうなつて居るか云ふことがそれと極



めて密接な關係に置かれて居ることは私が申上げるまでもありません。全面的にイギリスと運命上正面衝突の地位に日本が否が應でも置かれることに向ひつつあります。宣戦こそは布告しませんが、脱み合ひの状態が益々深刻になりつつあることは御承知の通りであります。何故さうなるかと云ひますと、人類の地球上に於ける生活が今までの生活原理と全く打つて變つた別の原理に依つて統制せられなければならぬと云ふやうな傾向に一大轉換をなしつつある時であるからだと云ふことになる譯であります。近來、國際聯盟が出来ましてから特にあります。其の前から世界を打つて一九とするやうな一つの聯合組織を作らうと云ふ意見は度々出たことがありますが、何れも架空な議論で、實現が不可能であると云ふやうなことで實際上實現はされなかつた。最後の國際聯盟なども理論的に不可能であるのみならず、實際的には尙尙目であると云ふので潰れてしまひました。是から作られやうとする一つの世界的な組織と云ふものは理論上可能であり、又實際上も明瞭に可能である筈を現に示しつつある。さう云ふ意味に於て今は非常に轉換期であるのであります。而して日本は其の立役者の一人と今現になつて居る譯であり、西の方ではドイツとイタリが我國の相棒となつて居り、ソヴェトも或る程度の相棒になつてゐる現状であり、あと弱小國もそれに付いて段々此の金平糖は大きくなりつつある。然るに其の向ふ側に反對國として現狀維持を固守して居るのは云ふまでもなくアメリカとイギリスの二國であります。是はどうして現狀維持の側に起

つて居るか云ふと、今まで世界に生きて来た原理が彼等に於ては一種の特殊性を持つて居る。其の特殊性は何かと云ふと、東西に手を擲けて眞實なものを結び付けて行く所の、大植民國として起つて行く植民地的色彩に於て非常な特色を持つて居る國々であります。何故そんなものが出来たかと云ふと、ユーラシア大陸の上で外の有力民族國家共に相撲を取らせて夢中になつて他を顧みない餘地のないやうにさせて置いて、自分は其の南を狙つて、氣の付かぬ間に大洋を駆け廻つて深山の屬領、植民地と云ふものを作つて、非常に賢い策略を用ひてあのイギリスの大帝國が出来たのであります。又アメリカはイギリス程の質の悪さはやらないけれども、モンロー主義と云ふことで自分達が善ければ外のものには構はぬと云ふ極端な利己主義を採りまして、別天地としてあの帝國を成して来た譯であります。斯様な連中が現狀維持を欲する。是までやつて来たやうなことで今後もやつて行きたい。今まで得たものは是から先も持續けて行きたい。今築いて居る生活が一番理想的生活である。變化すれば悪い方に變化するより外にない。だから現狀維持だと云ふのは何等不思議はないのであります。而してユーラシア大陸で閉つて最後に其の中でフイツェットとして残つた所の日本、ドイツ、イタリ、ロシアなどに取りますと、積つて見ると今まで思慮なきしい喧嘩をお互ひにして来たものだ。氣が付いて見れば良い所はイギリス、アメリカが占めてしまつた。こつちが氣が付いて見ると進出して行く所がない。是は飛んでもないことをした。こんなやうな状態であ

つたが故に、人口が殖えても食ふものが充分にない。働いて住むべき地域も不充分である。悪い所ばかりで、暖い所がないと云ふやうな惨めな状態に置かれて居る。物質的に云へば持たざる國であります。精神的に云へば、伸びく出来ない民族であり、國民である譯であります。だから是からはどうしてもお互ひに喧嘩は止めて、さうして現つて提議しながら北半球から赤道を突破して南半球の方に手足を伸して行つて南北を通する一つのプロットを作らう。斯う云ふ形勢になつて来たのであります。而して南北と云ふのは緯度を異にし氣候を異にし、物質が違ひます。さうして其處に住んで居る民族も可なり違つた民族共であり、違つた民族共であると云ふことが文化の度に於て可なり又同時に違つて居ります。文化の質に於て違ふのみならず、文化の度合に於ても違つて居る。即ち赤道から南洋の方に掛けて可なり文化の低いものが居るし、温帯地方は文化が高いと云ふ違ひがあります。併し此の南北を通じてお互に民族が融和して行く可能がある。即ち力の強い者は率ゐて行き、力の弱い者は率ゐられて行くこと云ふ意味に於て、東西相闘いだと云ふのは違ひまして融和性がある。而して生活程度も文化國は技術的に進んで居り、野蠻國は進んで居りませんから、技術の方に原料を提供する。こつちが技術で練り上げたものを返してやると云ふことでお互に融和する關係にあります。斯様な場合にして南北相提携して融和したる一つの大きなプロットを作つて行く。是が吾々に與へられた運命打開の唯一の方法であると云ふことで、軸を立ててやつて居ることにな

ります。日本は所謂東亞共榮圈、ロシアはロシアで肚の中では印度を嚔て頂戴する考へで居りますし、ドイツ、イタリは無論此の頃は盛んに新聞にも出て来て居りますが、アメリカを含んでのヨーロッパ、アメリカ、プロットを作るし、アメリカも氣が付いて来るに従つてあちこちから手を看始めたが、南北中來を通じて本來のモンロー主義に基く一つの大きなプロットを作ることに結局は落着くのであらうし、又周りのものも落着かせなければならぬ。世界の爲に、又アメリカの爲に落着かせなければならぬことになつて居ります。斯様な場合にして南北に伸びる四つのプロットが出来まして、さうして此の四つのプロットが横に相提携する所に眞の意味に於ける平和な國際聯盟が出来ます。前の無意味に東西を連ねて推へた國際聯盟などと云ふものは意味はない。先づ南北にがつちりプロットを連ねて、それを横に東ねれば國際聯盟になります。それでも尙て其の國際聯盟が今度はプロットで喧嘩を始める時があつては本當の安定が行きませんから、それが適當な安定を得まして南北に結合し、又東西に安定的な結合をする。東西南北を又效に揚棄致しまして、世界を打つて一丸とした理想的な有機的構造を持つやうになりました。時は地球の最も平和を持ち來すことになるだらうと思ひます。是は唯社會學上の理論でありまして、それが實際に現れるのは數十年の後であるのに相違ないので、吾々が生きてゐる内には間に合はぬと思ひます。さう云ふやうな方向に向つて今の世界が動き始めたこと云ふ意味に於て、今は非常な全世界的な轉換期



である譯であります。

斯様な非常な轉換期に於て、社會的動搖が強いと云ふことは是は當然のことでありまして、其の當然の部署に當つて居る舞臺である東西洋を通する國際生活が驚くべき激變にあることは云ふまでもありません。其の中に採まれてゐるものとすれば、國內的にも非常な動搖が来なければならぬことは當然であります。物質生活の上にも動搖が来る。精神生活の上にも動搖が来る。又政治生活の上にも動搖が来る。何處の國でもそれを経験しつつある譯であります。結局斯様な動搖は必至の運命であり、必然性を持つて居る運命でありまして、避けようと思つても避けることの出来ないものであるであります。此の運命を立派に凌ぎ切つて國際的新體制に適應することが出来、或は國際的新體制をリードして行くやうな力を發揮する者が適者として残存し、世界に號令する國になり、號令する民族になるのであります。左様な民族、左様な國民の中で、質的に云つて又量的に云つて、最も優秀なるもの一つは云ふまでもなく我國であることは、是まで御説明申上げた所で充分であらうと思ひます。量的に云ひましても、日本の國民は二億を數へるやうになつて居りますし、年々九十萬位づつ新らしく人口が殖えて行く。量的上で大國であると同時に、又質に於ては先程申しましたやうな優秀性を持つて居るのであります。ドイツは偉いと云ひますが、ドイツ人の中核を成す人口は六千萬位しかありません。段々殖えては居りますが、あとは寄せ集めが若干ある位です。イタリーは四千萬もない位です。

さう云ふ基礎の中にあつて、日本は兎に角一億と云ふやうなことで又一致團結して同じ地域に固つて居ると云ふことの強味を持つて居ります。

斯様な時運に押捲られて居るイギリスの方は、世界中に東西に跨つて日の没するを知らずと云はんばかりに元氣が衰へたが、今となつてはどうにも斯うにも收拾の付かぬ程大きく過ぎて困つて居る今や四つのブロックが出来やうとして、何れも北から南へ擴つて行かうとして居る場合に、それを一手に引受ける形になつて到底防ぎ切れるものではない。此の間にあつて、一番今イギリスの運命に向つて、直接的に危害を與へて居るのは無論ドイツであります。ドイツの狙ひ所はイギリスの一番困る所を狙つて居るのであります。イギリスを獲ると云ふことは、實はイギリスの餘り困らないことなのであります。獲られてもカナダへ行けば宜い。こんなものを必ずしも急いで獲らうとは思つて居りません。新聞にも何時イングランドを取るのだ取るのだと云ふことを大問題のやうに掲げつつありますけれども、恐らくドイツ—ヒトラー總統ばかりではありません。今すぐ獲らうなどと云ふことは殆ど問題にして居ないだらうと思ふのです。寧ろ私共の考へでは、あれを獲らないで置いて、さうしてあの本國を維持せんが爲に非常な船が物を輸送して來、又艦隊が之を保護して居りますのを爆撃したり、或は潜水艦で沈没したりしてどん／＼船をやつて行く方が宜い。昨日の新聞で見ますと、イギリス島を中心として英國の是までに船を失つた数は八百萬噸

に及んで居ります。驚くべき數であります。時はイギリス本土があるからであります。あそこに首領部があるから、それを襲つて行く爲にどうしても色々のものを持つて行かなければならぬ。だからそれをやつつける。同時にあそこが首領部でありますから、其處から色々の高級な資材を持つて行かなければならぬし、命令を下さなければならぬ。經濟的な大きな綱が其處を本據として末々に出て行く。或は精神文化關係も其處を中心にして行く。其處から色々なものが船で運ばれて行く譯であります。入つて來るに船が澤山要るし出て行くに船が澤山要る。其れを狙つて「フカン」／＼と沈めて居る段々沈められる度に血の廻りが悪くなつて來る譯であります。終ひには中氣のやうな工合になつて來て、放つて置いたつて本國は委びてしまふし、植民地との連絡はなくなつてしまふ。植民地が自分の足で以て自分の足でないやうな氣持になつてしまふ。其の勢ひを促進する爲に又地中海と云ふ非常に都合の好い所がある。あそこにドイツ、イタリーが盛んに活動して居りますが、地中海の既成勢力を失ひたくないし、又印度への一番の連絡を断たれたくありませんから、あそこを確保する爲にだけ海軍、陸軍の勢力を地中海に集中して居るか、思ひ半ばに過ぎるものがあります。此のイギリスの大艦船を澤山に地中海に持つて來て居ることを見透して——只今も大分明になつて參りましたが、此の數日の情勢ではスネル・スペイン外相がヒトラーに會つて居ります。總てシブラルタルで以てピンと口を抑へることが相當重要な一項目になつて居ると思ひま

す。其のシブラルタルをスペインが取つて抑へると、其の大艦船といふものが外に出られない。それから東の方から印度に逃げて行かうとすれば、スエズ運河を爆撃でもすれば、スエズ運河は容易ですから、爆撃の十も落せば通行禁止になつてしまふので向ふにも逃げられぬ。さうすると非常なイギリスの海軍力世に海軍力といふものが地中海の網の中に捕へられてしまふ。此の時が即ちイギリスの大植民地帝國の網が外れた時でありまして、土崩瓦解の時といはなければならぬのであります。それを私は狙つて居ると思ひますが、さういふ運命に陥るだらうと思ふ。併し簡單にさうも行きませんから、色々曲折のあることは當然でありますけれども、落ち行く先は先づさういふことだらうと思つて居ります。

國際情勢は左様に今動いて行きます。之を何處までも吾々は左様に動かして行かなければならぬ。吾々が南洋の方に進出するのは其の意味に於て進出しつつある譯であります。さうして左様な大きな仕事は、相俟があるといつても、それを展開する爲には内に力を充分に蓄へて行かなければならぬ譯であります。新體制といふものが其の力を整備して行く爲の組織として今樹てられて居る譯であります。此の組織が如何様に樹てられて行くかといふことはまだはつきり分りません。右往左往色々な考へ方があるのでありますけれども、根本的な問題として、社會構造上先程の原理的なものを出でないと思ふのであります。即ち一方に於ては同質的なものを結合する原理、他方に於ては異質的なものが結合する原理、此の



二つの原理を縦糸横糸にしまして、しつかりした布を織り上げて行く。縦糸ばかりでは布になりません。横糸ばかりでも布になりません。唯列べただけでは駄目だ。之を織らなければならぬので、織り込んで立派な強いものを拵へ上げるといふことが新設制の精神でなければならぬと思ふのであります。それを經濟の方面、政治の方面、精神文化の方面、又地方々々の特殊な特長、さういふものを斟酌しながら具體的の姿は色々と分れて行くものであります。其の具體的な姿は色々と分れて行くとしても、根本的な問題としまして新設制に於て一番大事なことは、全體と部分——國民生活といふ全體と國民の部分々々の生活體といふものが全體と部分の關係に於て有機的な存在をしなければならぬ。是はいふまでもないことであります。それが第一前提であります。其處に町會、隣組當會といふものが現れて来る譯であります。吾々の母體は五臟で附から四萬八千の毛孔に至るまで、大きい小さい色々な部分がありますが、それが全體として纏められて有機的な存在となつて居り、全體の統制が部分に及び、さうして部分の色々な報告が全體の方に及び、全體の統制が部分のピリツと善きにつけ悪きにつけ響く速力の速いこと、即ち吾々の體は上意下達、下情上通といふことに於て、實に有機的な存在をして居ることは生物體の中では最も優れて居るといはなければならぬのであります。吾々の國家生活といふものは斯様な有機體に較べることは出来ませんけれども、原理的にいひまして、斯様なものに近付いて行くことは理想とされて宜いことでありまして、今更

斯ういふやうな新しき理想的な體制といふものが相落に整頓せられるやうになりますと、今まで色々と世の中に各種のものが存在して居りますが、それが漸らしい力を以て蘇つて参ります。例へば昔からいつて居ることであり、吾々の國家生活に於て根本的な民族性であり國民性であるとせられて居る所の忠君愛國などといふ問題も斯ういふ新設制が出来て来ると新に見直されて来る。即ち此の細胞的な町會や隣組といふものに於て、其の構造上可なり血縁的な親しみといふものが出来る。遠い親類たりも近い他人、他人であつても親類附合といふことが町會では能く行はれて居りますが、さういふやうな情緒と、それから職業的に色々と通つた連中が異質的に構つて共同作業をして行くといふことが此の頃町會などで非常に盛んになつて参りました。さういふやうな仕組の間に於て、實力のある者に對して自然と尊敬を拂つて行く。さうして是が統制の地位に就いて貰ふといふことが整つて参ります。町内の人材を集めて、其の中の最も有力なる者が最も有力なる地位に就く。整はない町會になりますと、兎角有力な者が引込んでしまつて、道徳的に餘り良くないやうな彌次馬とか、或はそれを地盤にして何か自分の利益を圖らうといふ肚に一物ある者が町會で牛耳を執るやうになり勝てて居りますが、それは新設制に於ては許されざることであると思ひます。適當に色々な階級から立てらるべき人が立てらるべきであります。さういふ風な意味に於きまして、理想型が出来て参ります。さうして上の者に對する尊敬の情といふものが健全な形に於て整へられる

のやうに上意下達、下情上通といふやうなことが唱へられて居る譯であります。是はもう凡そ生活體といふものに於てはA B Oなのでありまして、ちつとも珍らしいことでも何でもない、吾々の身體を見れば直ぐそれが判るのであります。左様なことが不思議なことに今まで徹底して居なかつた。斯ういふ常識的なことが却々巧く行つてなかつたのが事實でありまして、二三年前に自治五十年といふ祝典がありましたけれども、さう申しては甚だ失禮だけれども何を祝すべきか吾々には分らなかつた。自治の名はあつたが實はなかつた。然るに近年皆様の御盡力に依つて、國民組織の細胞であります町會とか隣組——隣組は漸らしいものやうに思ひますけれども、昔から隣組はあつたのであります。斯様な細胞的な構造が非常に能く整へられて、お上の方でもさう問題にされない時から、もう既に是が健全に生ひ立つて行かなければ日本の國民生活は健全に活きることが出来ぬとして相當活動して見えた譯であります併し幸にして非常時局になつて上下を擧げて此の意識に集中することが出来まして、お上の方も亦吾々の方からも、率ある者と率ある者との兩方の側から此の町會、隣組の問題が自熱的な熱度を上るることになつて参つたのは、國家の爲に非常に慶賀すべきことであります。而して新設制に於て、上部構造の方も之に即應しまして下の者を如何に率へ行くかと苦心憔悴れる準備の最中であられるやうでありまして、上下相應しまして新しき日本の力といふものが整頓せられることになつて参つたのであります。

やうになるならば、其の心が段々伸びて行きました忠君といふ氣持が本當の意味に於て一層強められることになつて来ると思ふのであります。觀念的に忠君といふことは吾々持つて居り、又本能的に忠君といふ情は吾々日本人は持つて居りますが、兎角近年に於てはさういふやうな情緒が前に較べたらどうか知らんと思はれ、殆ど進歩發達しつつかあるとはいひ兼ねるやうな疑問を多少懐かざるを得ないやうな情ない氣持を持つて居りますが、本當の意味に於ける新設制が出来て来るならば、其の細胞に於ける新設制に依つて、新らしい上位者に對しては敬愛の情が打働てられて來、其の健全なる敬愛の情が積み重なりまして、上御一人に對する敬愛の情は、今まで本能的に持つて居つたといふばかりではなく、意識的にも、理想的にも、道徳的にも一層強められて、忠君の情といふものが日本民族の中に勃然として強くなつて來るだらうと思ふのであります。又愛國とか祖國愛とかいふやうなことがあります。是は都會地などでは殆ど地を拂つてなくなつてしまつて居る。向ふ三軒南隣、何處から來たか分らぬやうな人が集つて居りまして、何時まで住んで居るか分らぬといふ氣持で一時的に住んで居るので、土地を可愛がるといふ氣持はなくなつて居りますが、それが新設制に依つて、一ヶ月でも二ヶ月でも、一年でも二年でも住む限りは、其の土地に住み好く住むのが宜いに決つて居りますから、合理的な組織形態が出来まして町會や隣組の有難味が分り、町内の人が住み好いといふ感じになつて來るならば、都會地にも郷土愛といふ氣持が湧いて参ります。其の郷

士愛の氣持が日本全國に町會や隣組を通じて新しい意味に於て油然と起つて来れば、此の新しい意味に於て祖國愛も、或は日本に對する愛國の情も強烈になつて来ると思ふのであります。

町會、隣組といふものは、要するに吾々の肉體に於ける細胞組織のやうなものでありますから、新體制といふものの今現に問題にされ、而して國際場裡に於て我が國民生活は良い意味に於ての危機に瀕して居る。巧く此の危機を突破すれば驚くべき光明ある將來が来るといふ意味に於ての危機に瀕して居るのであります。非常に重要な社會的意義を持つて居ると考へなければならぬのであります。さうして御同様——私も隣組に附しまして町會とか隣組とかいふもの運營の責任を若干負はされて居る者として、非常に働き甲斐があり、又國家國民生活の寄託を受けて居るといはなければならぬ。

一六  
らないのでありまして、何の天の寵遇か斯様な時期に生れ合せたといつても宜い時期であるので、私も皆さんの隣尾に附しまして、斯様な大事な時期に際して自分の責任を少しでも餘計に果たすことが出来るやうにと念願して居る者であります。

今回府市の御主催で、斯様な恵れた環境に東京市内の優れた方々がお集りになりまして、御研究會をお開きになる機会が設けられた際であります。如何なる幸か私の如き者も其の中に加へて戴きまして、何等かの役柄を演じさせて戴いたことは甚だ光榮の至りであり、將來町會、隣組の爲に、又之を通じて國家の爲に、お力をお盡し下さるやうにお祈り申上げまして、私の拙い話を終ることに致します。(拍手)

### 東京市隣組常會の指導方針

- 一、隣組常會は組員の皇道精神練成の道場としてその運營を期すること
- 二、隣組常會は上意下達下情上通の基礎協議體としてその運營を期すること
- 三、隣組常會は帝都市民の日常生活に於ける公益優先隣保相扶の精神を昂揚醇化することを目標としその運營を期すること
- 四、隣組常會は隣組員の總意に基き申合せをなしこれを實踐履行せしむる様その運營を期すること
- 五、隣組常會はこれを市民生活と融合一體ならしむる様運營を期すること

## 皇都の恢廓と東京市の隣組

東京市囑託 平 林 廣 人

私の講義は「皇都の恢廓と東京市の隣組」と云ふ題でございます。私共が永い間待ち望んで居りました二千六百年の記念すべき年ももう既に餘す所幾旬日もなく暮れようとして居ります。紀元二千六百年の最後の東京市の事業としても考へられる此の講習會の、又最終の組にお加はりを願ひました皆さんと共に此の問題を中心にして考へて見ますことは、決して無意味ではなからうと存じます。

二千六百年を記念する爲に多くの事業が計畫せられまして、或は萬國博覽會の計畫もありましたけれども、是は事變の爲に中止になつて居ります。事變の爲に中止になつたと云ふよりは、今日の流行言葉で申せば、寧ろ發展の解消を爲したと考へても宜からうと思ひ

ます。此の度の事變こそ、是は造られたる考へられたる記念事業ではなく、計畫せられたる記念事業ではなく、寧ろ夫より與へられた所の世界的な、歴史的な要請が、昭和の現代の吾々一億の大和民族に課せられたる大記念事業であるとして宜からうと存じます。生きた記念事業であると申しても宜からうと存するのであります。此の生きた記念事業が皇紀二千六百年の今日俱に生を享けて居る吾々の手で行はれつゝあると云ふことは、洵に感激此の上もない私共の生涯であると存じます。殊に其の中にありまして、外ならない皇都に吾々は今生を享けて居ることは、感激に満ちた中にも更に大きな感激を持つて私共の生涯の一日々々、一時々々、吾々の思を回らす所の一つの考へ方、一つの行動、總て之に關係して居ると思ふことを考へますれば、私共の生涯と思ふものも亦意味なきを得ないのであります。

此の時に當りまして私共帝都に於ける記念事業としては、或は宮城外苑の聖域を整備申上げる所の勳勞奉仕の事業もございませう。其の他各方面に於て、或は一戸の家に於て、或は町會に於て、或は廣に於て、或は各種の團體に於て、各種の記念事業が計畫せられて居るだらうと思ひますけれども、之を靜かに顧みますれば、私共が百年千年の後に遺し得る所の記念事業は、蓋し町會並に隣組の新しい動きであるとして宜からうと存じます。是は改めて記念事業として起したのであります。

神武天皇御食都ノ詔

我東ニ征キシヨリ茲ニ六年ニナリヌ。皇天ノ威ヲ...

せんけれども、恰も此の施設が生きた世界的...

ついて聴かれたことがございまして、私は其...

しい言葉よりも「でかくなる」と云ふこと...

りまして、前者の居る所は都府であります...



て居ります。

お手許に差上げてある印刷物の二番目に、史實の地理學的觀察と云ふことを書いて置きました。地理學的と云ふ、是は大體新しい最近の學問の言葉を使ひましたので、耳觸りのお方があるかも知れませんけれども、從來の言葉で云へば地理學的に——自然地理學的に考へるのではなく、我國の言葉で考へるならば、無論の立場に於て地理を見る、是が地理學であります。斯う云ふ立場から高天原時代から現代に至るまでを通過して見ますと、高天原時代が何千年続いたか、是は到底今日の歴史學では測定することは出来ないものでありますけれども、相當に文化の高い時代が續いて居つたと云ふことが考へられます。何となれば、畏多しことであり、高天原時代から、御皇室に傳へられてあります所の三種神器に付て考へて見ても、既にあの御鏡あの御劍、あの御玉が製作されて居つたと云ふことは——文化史上から云へばさう古い問題ではありますまいけれども、其の時代に於ては日本民族は最高の文化、最高の技術を持つて居ります。

つて居つたと云ふことが出来るのであります。日本は瑞穂國である、農木の國である、農業の國である、吾々は最近に至るまで教へられて居りましたけれども、此の御實のこと考へて見ますと、決して日本は粗放な農業國だけであつたと云ふことが考へられます。今日の我國の重工業にしても、或は輕工業にしても、或は精密工業にしても、それは日本人に取つては珍らしいことではありません。既に高天原時代に於て吾々の先鞭はさう云ふ點に於て最高潮に達する所の技術を持つて居つた。其の上に精神文化も持つて居つたのであります。其の時代に於て世界に於ける最高の技術と文化を持ち、さうして之を以て世界を本當にしらしめされるに當つて、一體何處に根據地を置いたら世界を總論するに最も宜しいかと云ふことを考へられたのが、此の高天原神話に現はれて居る高天原時代の祖先の意圖であります。それで結局何處に大和民族が定着して世界を總論するに足る土地を置くべきかと云ふことが、高天原時代の國土相定の遍歴時代であつたと申して宜からうと思ひます。

す。是が都を置くべき地盤を相する爲に遍歴して居つた第一時代であります。續いて吾々の現に日本と稱して居る此の國土に、即ち太平洋の西、世界の大きな大陸の東の此の塊の地に於てこそ世界總論の根を据へべき場所であると云ふ御相定から致しまして、あの國讓りの神話、詰り又天孫降臨の一大事業が行はれたのであります。是が都の第二期でありまして、即ち現今のこの日本國土に定着致する準備期であります。今日の南九州に於ける所の高千穂峰を中心としてあの地に於ける時代でありまして、此處で準備が整ひまして、後に應々、神武天皇の都にならせられましてから、桓武天皇の山城に都を御移しになるまでの第三期であります。この期間は大陸大和を中心としての時代であります。此處にお移りになつた。其のお移りになるに當りまして、神武天皇を祀す所の用意周到なる日本書紀修史者の構想に依れば、神武天皇は「東に美地有り、青山四周……余謂ふに、彼地は必ず當に以て天孫を依りて天下に光宅るに足りぬべし、蓋し六合の中心か……何ぞ就きて都ら

ざらむや」と仰せられて御東征に御出發あらせられました。機嫌するや洵に電撃的に御出發あらせられて、土地の者がお祝の餅を搗いて贈る暇がなかつた。それをつこみ併と云つて今もあの地方に残つて居りますが、機嫌すれば電撃的に大勢御進發あらせられた。是は敵前上陸ではなくて、寧ろ行くべき地方に向はれる意圖であつたのであります。

斯くて六年の後に、只今奉讀致しました如く都を御定めあらせられた。即ち都を御定めあらせられると云ふことが、神武天皇の御事業であらせられた。以來此の大和に於て、或は推古天皇の御經綸を御進め遊ばされんとする飛鳥京、或は孝徳天皇に在はせられては難波に向はせられた。難波に都を御移しなされた時は大化の革新を成就せられようとする時で、やはり都を新にせられて居ります。天智天皇は大津に都なされ、持統天皇は藤原京を御定めあらせられた。遂に文武天皇の御懿徳に依りまして、元明天皇の時に燃然たる平城京が大成せられました。此の時代は大和の文化の消化せられた時代であります。いよ

く都が固定すると共に大陸文化が呑み込まれ、消化されて、あの奈良長朝の文化が建設されたのであります。それから後には奈良京、或は長岡京、そして第四期には平安京に至つてあの隆盛を見ました。一時福原に都を移されようと思はれましたけれども、又平安に戻られた。此の時代は内に於て備有の日本文化を育成されようとした時代であつたと思ひます。

遂に明治の初めに於て武蔵時代、即ち我等の東京に御尊都あらせられた。此の御尊都は如何なる意義を有するかと申しますれば、大陸の文明が熟して今日の日本文化が出来たやうに、泰世の文化を収めて、斯くて兩翼相俟つて世界的な日本の文化が醸成せられました。が故に、其のものを以て天下に光宅する、即ち世界の經綸に臨む時代までに漸く準備が整つたのでありますから、吾々の東京こそ都の本當に大成せられた時である。唯吾々は二柱めば都一の都を造つて其處に定着するだけの都でなくして、實に世界を總論する所の都が日本の都でありますが故に、昭和の御代の今

日所謂八紘一宇の時代が茲に開けて參つたと云ふことは自然の勢であると共に、吾々の日本歴史が此處まで成長し、所謂大きくなつて即ち恢廓せられて、或は之を皇國の恢廓とも申します。神武天皇は日向を御立ち遊ばす時に仰せ出された所の「必ず當に以て天孫を依りて天下に光宅るに足りべし」天孫を恢廓するの道が、一時の足踏みもなく、搖ぎもなく、今日まで斯く成長して參つて居るのであります。

然らば都は如何に行くべきかと云ふことに付ても亦此の、神武天皇の詔の中に吾々は御教を受くること出来るのであります。いや教を受くると云つたやうなさう云ふ生易しいものではありませぬ。私共が此の中からして繼承すべきものがあるのであります。吾々の血の中に流れ、吾々の行動の中に實踐せられなければならぬ所の御遺言があるのであります。吾々をして爲さしむべき所のもが此の中にはつきりとお示しを蒙られて居るのであります。今日多くの方々が愛國行進曲を歌ふと同様に八紘一宇を申します。八紘一宇と

云ふ今日の人々に非常な感奮を興へる所の四字は「八紘ヲ掩ヒテ宇ト爲ム」ト亦可カラズ「ヤ」を四字に割めたのでありませうけれども是は一般的な一億國民全部の者の目標でありませんが、特に私共東京に居る所の——即ち都に居る所の七百萬市民の特殊な立場に於てはもう一つ其の前に御覽し遊ばされてある所の「六合ヲ兼テ以テ都ヲ開キ」と仰せ出され居る所の此の御言葉は吾々は見逃してはならないのであります。若し私共が之を注意致さず、此の事をぼんやり致して居りますならば、東京に在る所の私共に與へられた日本人としての使命をかなぐり捨てて居るものであると申しても宜からうと思ひます。若し之を考へないならば、空疎なる所の八紘一字を吾々はお關子に乗つて叫びつゝあると申しても宜からうと思ひます。何故であるかと申しますれば、「六合ヲ兼テ以テ都ヲ開キ」と申しますことは、此の文字と「八紘ヲ掩ヒテ宇ト爲ム」と云ふことは對句になつて居る、唯言葉の文である云ふ風に取るべきものではありませぬ。尤も訓詁流の日本書紀の講義をし

て居られる先賢の方々の解釋を幾冊讀んで見ましても、幾人の方にお聴き致しまして、此の點が餘りはつきりしたものが無い。率直なる言葉で申せば、開闢れない説明が付いて居るのであります。けれども、若し斯う云ふ風に解釋したらどうでございませう。「六合ヲ兼テ以テ都ヲ開キ」と申しますことは、「六合」は——學者でもない者が訓詁者流のことを申しますことは少し簡越かも知れませんが四方上下であります。四方上下を兼ねて以て都を開くと云ふことは如何なることかと申しますれば、四方とは、東は太平洋あり、アメリカ大陸がある。西には吾々のアジア大陸があり、ヨーロッパがある。南にはオーストラリアもあれば南極まで到ることが出来る。北は、豫てロシアも参りましたし、今も尙ほロシア、アメリカに備ふる——と言ふよりはあります。最は極めて具體的な申し方でありませうけれども——何も、神武天皇はそんなことを今私共の言ふやうな言葉では仰しやらないでせうが、更に吾々の此の四邊である。

即ち人智の及ぶ所の四方の全部である、と云ふことを申しますればそれは世界であります。全世界の地域を申すのであります。地域的なものであります。「六合」の四方は分りましたが、上下は、是は上下でありますから、立體的に宇宙の全部である。空間を申すのであると云ふ人もあるけれども、最は寧ろ上は過去であり、下は將來であつて、時間の全部を申すのであります。言換へれば、左様なものを今日纏めて居る所のものは歴史であります。四方は地域であります。地理であります。地理と歴史の上に現はれて居る所の全體が六合であります。それを「兼テ」とは何かと申しますれば、それを綜合することでありませぬ。綜合することであるけれども、唯其處にモザイクのやうに纏めて持つて居る。百科彙集にしたり、或は書物にして知つて居ると云ふ意味ではありませぬ。「兼テ」と云ふことはそれ等のものを合せて、それを操る所の人全部が關子好く動く所の肝腎なるものを悉く茲に集めて、操る所のものを歴史と地理との上に總てのものを此處で操れば全部が操れると云

ふ風に、茲に集めて一つに持つて居る中心であります。であるから、天皇のいよ／＼東に御出まし遊ばれる時に仰せ出された御進發の詔の中に「六合の中心か」と仰せられて居ります。六合の中心か」と云ふ文字が日本書紀には用ひられて居るのであります。其の中心だも此處に都を開けと云ふ、即ち此處に神居まし給ふ所の都を開け——神とは何か、之を支配する所のものであります。天地宇宙を支配する所の神の居ます所、即ち都であります。是が日本の都であり、是が「六合ヲ兼テ以テ都ヲ開キ」と云ふことでありますから、言換へれば此の前半は、是は求心力であります。「八紘ヲ掩ヒテ宇ト爲ム」と云ふ後半は、是は遠心力であります。十分なる求心力と遠心力との相互に相保つ所に初めて平衡を得て秩序を得るのであります。故に遠心力のみを備へて求心的な方面が若し忘れられますならば、到底是は成就するものではありません。此の意味に於て八紘一字の大理想を成就せんとするに當つては、内新秩序を成立せしめなければならぬと云ふ、所謂新體制運動と云ひ、

大政翼賛運動と云ふものに依つて、一億一心の力を茲に整然たるものに仕上をして行かうとする所の大政翼賛運動を考へて居られる方々は正しい行き方を持つて居られるものと考へて然るべきであります。斯う云ふ風に考へます時に、東京市は此の「六合ヲ兼テ以テ都ヲ開キ」と云ふ文字を何とが八紘一字に相對するやうに致したいと云ふ考から、二千六百年記念事業部に於ては六合開都と申して居ります。此の六合開都と云ふ文字は、私が此處に書いて見ますれば、或は寄與に感じられる方があつても存じませぬが、あの富城前の奉仕隊の心得書にも此の文字を使つて居ります。其の外に市長も此の文字を使つて居ります。六合開都と云ふ求心力があつてこそ八紘一字と云ふ遠心作用が全うせられる、斯う申して宜からうと思ひます。斯う云ふ意味が吾々七百萬市民は綜合文化を造り出さなければならぬ。それは如何なる綜合文化かと云へば、世界の文化を綜合して——唯從に密集した所のモザイクを造るのではなくして、世界を跨る處の文化資料を集め

て、渾然として茲に綜合せられた所の完全なる一つの世界文化を吾々東京に於て造り出すことが、吾々東京市民の天より課せられたる課題であると申して差支ないものであります。是あつてこそ初めて「八紘ヲ掩ヒテ宇ト爲ム」所の實行に吾々は掛り得るのであります。是がないならば、世界の誰か一體日本人の爲すべきものに承服する者があるでございませうか。斯う考へます時に、私共七百萬市民の一人々々が如何に於て此の事に與りつゝあると云ふ精神を確立することこそ吾々の町會、隣組の務であるのでございませぬ。そこで第二の「東京の隣組」の問題が考へられなければならぬのであります。それには世界に於ける都市の發達史を一瞥して見る必要があると思ひます。今まで私は東京が、言換へれば我國の都が如何に恢復せられつゝあるか、即ち大きくせられつゝあるかに付て申して参りましたけれども、世界の都がやはり悉くさうではないかと言はれるかも知れませんが、其處にさう云ふ問題を引出す爲に古代と近代と現代に於ける代表的の都市を擧げて

考へて見ることにいたします。

古代に於て最も大きく素晴らしい文化を持つて居たものは恐らくペビロンであつたらうと思ひます。西暦紀元前三千年頃から紀元前三百年頃までのアレクサンダー大王に遂に滅されてしましたけれども、鬼に喰ひ尽されず、我々が今日二千六百年と申しますけれども、ペビロンの歴史でも、滅びるまでに二千六百年を超えて居ただらうと思はれる。彼のナグリス・ユーフラタスの河畔に於て發達して居りました。アラビヤ或は印度に近い方面からトルコ方面の一大文化の中心を成して居た。或る者は我が大和民族もペビロンを經由して來たと言つて居ります。ペビロンは或は經由して來て居るかも知れませんが、兎に角彼等は僅か三十代のあのアレクサンダー大王に屠られて居ります。このペビロンを研究して見ましても、是は都市と云ふ問題に對して面白い問題が残ると思ひますけれども、既に滅びた所の彼等の持つて居た幾多の文化は後代の人類に繼承されて居ります。又西暦紀元頃盛んであつた古代のローマも、やはり地中海を中心と

して、天下の道は悉くローマに通ずると云つたやうな世界的な大都市を成して居つたが、是も滅びた。それからお隣りの支那の古き都長安も、西域から入つた文化と東洋の文化の燃然たる花を開かした大文化都市であつた。さうして大和時代の日本の内部が相當に建設せられた時に此の長安の文化が日本に入つて來て、其の粹と其の精神を以て建設せられたのが平安京であると思ふことを考へれば、古代の都市文化も何等かの形に於て吾々の日本文化の中に流れ込んで居る。其の遺つたものが、正倉院の、今世界にない所の、千年を超えたあの美しい、がつちりとした、緻細な洗練せられた文物が吾々に遺されて居る。さうして其の時の文物、の文字を吾々は讀むことが出来る。是は實に世界にない大きなものであります。そんな永い生命のある文化を持つた國が一體世界の何處にありませんか。

又近代に付て申しますれば、清朝の北京は是は支那の最も榮えた、而も歐洲の文化をも取入れて、或は天文學が出来る、或は百科全集が出来る、或は大辭書が出来ると思つたやうな文化を持つた世界最大の都市であつた。あのナポレオンの全盛期に於て凱旋門の出來たパリ、其の覇權を握り、産業革命に依つて近代都市を造り出す先驅を爲した近代のあのロンドン、それ等のものを悉く學んでロシアのペトロ大帝の建設したペテログラードそれ等のものとは相互交渉を有せず、知らな

今綜合して、極く最近な言葉で申しますればものに、しよとす所の中心地であります。是と相對してヨーロッパに於ける廣域經濟圏即ちヨーロッパ、中部ヨーロッパからアメリカに掛けての一大經濟プロットを擧げようとして居る所のベルリンとローマ、及び或は其の衛星的位置に立つかも知れない所のロンドン、ソ聯と西部アジアに連なる所の一つの廣域經濟圏の中心を成すモスコ、さうして兩アメリカ大陸を結ぶワシントン、等の此の四つの世界經濟圏のうちの一つの東部の中樞を成す最も重要な一つの都市、即ち東京に吾々は現に住んで居ると云ふやうな考へ方だけではいけない。吾々は東京を預つて居るのであります。吾々七百萬市民は——國民もでありますけれども——此の東京を、斯う云ふ意味での東京を一體何處に持つて行くか、即ち何處まで吾々は之を押し廣め、大きく育て上げて行くかと云ふことが吾々に懸された問題であります。

今日此の四つのプロットの中の一つが、即ち東京中心時代でありまして、此の東京中心時代に於て東京を中心として吾々は如何なる經濟を施さんとすかと云ふことを考へます時に、是はどうしても國土計畫の問題に至らざるを得ないのであります。此の國土計畫を立て、之に即應した所のものが進められなければならないのであります。此の國土計畫は何を標準として立つべきかと申しますれば、六ヶ合開都と云ふものを現代的に申しますれば是は人文交流の中心としての都市であります。人文交流の中心としての都市が即ち都市の眞面目である。唯多くの人が集つてワイワイ騒いで居る、唯其處に活動寫眞がある、唯其處に物見遊山の材料が多い、唯其處に面白い物が多い、唯其處に面白いものが多い、其處で幸樂をして、住めば都であると思ふだけが都ではなくして、人文交流の中心として立つて居る所に生命がある。極めて卑近な例を取つて申しますれば、毎日吾々が何回かラジオで聴いて居る所の全國天氣情報と全國氣象通報であります。吾々は今日ラジオがある爲に今日

は滿洲がどんな天氣であるか、上海がどんな天氣であるか、今日の夕方は晴か雨か、明日はどうであるかと云ふことを知ることが出来ます。到る處の湿度を感ることが出来ます。氣壓の變動を感ることが出来ます。けれどもそれを吾々が聴くまでには、各地の氣象に關係して居る者が全部力を併せて、さうして其の報告が中央氣象臺に集つて参ります。即ち求心力であります。之を集めただけでは喰ひ違ひが出て居る。其の複雑な有ゆるものを集めて氣象圖の上に盛り、さうして判斷をして、斯くて何處に此の低氣壓の中心は動くか、何處の氣象の配置は斯くであるか故に、次に來るべき氣象は斯くであるか故りと云ふことを判斷致しまして、新しい綜合せられた所のものに依り、新しい一つの見地に依り、その結論を以て今一度放送されま



放散してやる所の中樞が都市であります。吾々は其の何れかに従事して居ると云ふことを考へねばならないのであります。

だから其の次に掲げてあります素材の集注であります。素材の集注と云ふことも、是は物ばかりではありません。人の集注、文化の集注であります。東京に集りました各種類の物を仕上り品として出してやるのが東京に居る吾々の仕事であります。色々の人が東京に集つて参ります。集つて来た者をして、一旦東京に來たならば、東京に來た以上何か變化を受けて歸つて行かせなければならぬ。東京に有ゆる文化が集注する。集注した文化は何か變化を受けて仕上り品として出で行かなければならないのであります。さう云ふ機會を與へてやるのが吾々東京に住む者の仕事であります。如何なる製品たるかと云へば、是は其の物の本然の用途に立つて使へるものとして出してやるのが必要であります。人は其の人の本然の自覺と使命を帯びて各地に歸つて行かせるのであります。文化も亦本然の文化を吾々は造り上げて出してやるのが當

然であります。是は抽象的な言ひ方でありませうけれども、今までの——ナポレオン戦争以來、或は正確に申しますならば産業革命以來の、此の近代の吾々が今將に通る過きんとして居る時代の製品は、古代に於て道はローマに逆じて居つたと同じやうに、ロンドンに向つて居つたのあります。ロンドンと銘を打つた物、即ちメイド・イン・イングランドと銘を打つて出る物が世界の製品の最高に位して居つたのであります。今後はメイド・イン・トウキョウ——東京製品が世界を風靡すべき時代とすることが、今日の吾々の、或は今日以後の吾々の見孫に課せられて居る事業であると申して宜からうと思ひます。過去に於てメイド・イン・イングランドばかりでなく、メイド・イン・ユナイテッド・ステーツ・オブ・アメリカ——U.S.A.と云ふのは一つの製品のマークでありましたけれども、それは何れかと云へばやはりロンドンであつた。ロンドンの歴史であつた。即ちヨーロッパ型であつたのでありますけれども、今後は東洋型、東京型と云ふものが茲に新たに造られなけれ

ばならないものと考へるのであります。之を吾々が造り出すことを東京人の一つの課題であります。

次に文化でありますけれども、多くの文化と云ふものは、何れかと云へばメイド・イン・チャーマニーであります。今日の多くの日本人の頭が、何かと云ふとナチス張りの——所謂力戦と云ひましても、是も此の前の第一次の歐洲戦争の後にドイツに於て發明せられ計畫せられ、準備せられ、さうして現に動いて居る所の、此の度の競争に處する途として講せられた方針を吾々は總力戦と云ふ日本語にして使つて居りますけれども、是はドイツから拜借したドイツ文化であります。併し八紘一宇と六合開都と云ふことは日本のものであります。吾々は飽までも之を科學に於ても文藝に於ても、或は社會組織に於ても爲さねばならない。其の社會組織の中の一つは何かと云へば、吾々が今日創作し、吾々が今日既に發見して居る所の隣組であります。是こそ總力戦以上のものであります。

内地だけで申しますと、今日皆様が何處に

行つて見ましても恐らく斯う云ふことを感じられると思ひます。此處に來ましてはどうか存じませんけれども、私は此の間是と同様の講習會があつて北海道の各地を廻つて居りました。ずつと北東の方の釧路市に参りました。其の時に私は尋常五年生になつて居る一人の孫がありまして、是が附いて行くと云ふので連れて行きました。そして私が講義して居る間北海道の方の御案内を願つて町を見物して、もう此處から歸るのだから何か東京へお土産を持つて行かうと云ふので、デパートや商店に行つて見た所が—子供の眼は單純なものであります。お祖父さん、何處へ行つても東京の物ばかりで、本當に東京へ持つて行く物はない。唯熊の彫物だけは珍しいと思つて……それだつて丸ビルの二階に行つたら何時かあつたよ。一つとして持つて行く物はない。特別な物は何かと云つたら、昆布のお菓子だと云ふ。其の昆布のお菓子の砂糖はと言つて聞いたら、是だけはあそここの工場で出來ると言つて居りました。あそこにはシニガー・ピート(砂糖大根)から出來た砂糖があります。

是だけは此處で出來る物であります。けれども是も皆東京へ行つて居る。東京で御用間に言へば直ぐ持つて來る物である。どうしても此處でなければならぬと云ふ物はない。結局其處の圖書館員が書いた本を一冊買つて來ました。本屋に行つて見れば皆東京出來の本である。恐らく日本語で書いた物は、何處から何處まで行きましたも東京出來である。京都、大阪の人のお書きになつた物でも東京で出版される。東京で出版されて初めて賣れるさうであります。東京で出版しなければ賣れないさうです。是何であるか。東京が文化の本當に仕上る場所であることを意味する。

東京市の有元書記が先般旅行されて、哈爾濱まで行つて來られた。哈爾濱まで來てもトントントンカラリが流行歌だつた。店を覗いて見れば、悉く東京出來で、大阪出來は「よういはんわ」と云ふ言葉が流行つて居るだけだ。是は關西の言葉ですが、有ゆるものが東京中心であると云ふことを言はれて居ります。今申しましたバビロンの築えたメソポタミヤ

方面は、今日は億圓を超える所の日本製品の得意先でございます。今は違ひましたでせうけれども、マンチエスターの綿織の職工が日本のメリヤスを着て仕事をして居たと云ふ時代がある。是がイギリスが驚きを感じ、どうしても日本の勢力を驅逐せねばならぬと考へた大きな動機になつたのであります。けれども、彼等が何をしようとも、日本人なればこそ爲し得る、日本人なればこそ仕上をいただける、日本人の手で仕上をした物を使はなければ、日本人の手で仕上をした物なくして眞の文化なしと云ふ程までに、吾々は此の交流作用の中心にならねばならない。人も世界から寄つて來る。文化も世界から集つて來る。集つて來るものを唯集めただけではいけない。仕上をして、世界の文化として、世界の人のして、世界の物として、言葉へれば其の所を得せしむる、即ち本然の使命に之を生かしてやることを日本の仕事であるとして宜からうと思ひます。

然らば昭和の今日東京は如何なる地位にあるとか云ふと、曾ては消費都市であつたらう



所の都市が、今日は生産都市に打つて變つて居る。満洲事件や支那事變以來は確かにさうなつて来て居ります。之を契機として、或は言換へれば、震災を契機として東京は消費都市から生産都市にスタートして居ります。震災の都市復興は、あれは多くの資料を要し八億何千萬圓の復興費を食つてしまつたやうに見えますが、之に依つて東京は生産の試験を受けたのであります。さうして其の試験に合格したのが故に、天は満洲事件の處理を吾々に命ぜられたのであります。此の試験に合格したが故に、支那事變の處理を託されたのであります。支那事變未だ収まらずと雖も其の前半に於て既に其の試験に通過し得る所望がある。相撲であれば、「勝負見えた」が故に今度は對世界の新秩序建設の重大な役割を吾々に課されたものとして宜からうと思ひます。又斯う云ふ次第であります。消費時代には共食であつた。即ち個人的に競争して居つた時代である。共食ですから、限りある物は、人が食へば俺が食へない、俺が食つてしまへば人が食へないのであります。だからどうしても競争、競争の時代であつたのであります。今日はそんな時代ではない、協力一致して、團體行動を取つて、各々の部署に著いて吾々の生活を支持して行くべき時代が茲に出現したのであります。是なくては到底やつて行くことは出来ないのであります。大變長い時間を掛けましたが、是が私の東京の隣組と云ふものを立派に仕上げなければならぬと云ふ考を持つた根本の理由でございます。

此の故に、次の百年間に於ける東京市の仕事として爲すべきもの即ち、紀元二千七百年を目掛けて進むべき斯様な使命を持つて居る東京市民をして眞に此の負荷に堪へ得る所の組織と實力とを完成せしめなければならぬと考へる時に、是は個々別々なバラバラな力では此の大使命を貫徹することが出来ないものであります。故に、どうしても三千の町會の強化、更に其の内部を整備致しまして隣組の完成を圖る外はない。それも唯力を合せるだけ寄合ふだけではない、各々の分に従つて負擔をばつたり持つが故の組であります。此の

事なくして組はございませぬ、是が隣組であります。隣組でありますから、之をリンダのリングミだのと仰しやられては困ります。俺までもトナリグミであります。字は成程隣保の隣と組織の組です。支那文字を假りにお借りして使つて居るけれども、俺までも日本語であります。隣組でもなければ隣組でもない、俺までも隣組であります。隣組と云ふ本當に吾々の持つて生れた日本語で以て出来たが故に、説明を加へないでも、定義を下さなくても、わかるのであります。隣組と云ふことそれ自身が、日本人が血の中に持つて居る所の、隣保相親しみ、隣り同士、向ふ三軒向隣りが、遠い親類よりは近い他人が本當に結合する所の實を擧げることが出来たと思ふのであります。日本語は生きて居ります。借物は借物であります。生きて居るから有ります。俺までも私共がさう云ふ風に純粹の日本の物を以て立つ時に、新聞も雑誌も喜んで國體的隣組だと言ふ。或は何か爲すにも同僚板——同僚板と云ふ字は成程日本語ではありませぬけれども、極く通俗な言葉になつて參つ

て居ります。併し肝腎なことは、やはり都と云ふ言葉と同じに、是は隣りであり、隣組であります。此の隣組が古い時代の五人組の嫡直しだと言ふ人があるかも知れませぬ。さうして五人組の精神を取入れると云ふことを力説する人もあります。中には當會はあゝ云ふ教がなければ崩れてしまふと仰しやる方々があります。何れも一理ありますけれども、是は徳川時代の社會機構やあの當時の情勢に於ての五人組でありまして、昭和の今日はそれより時代が展開した、大きくなつた、大きなスケールになつた。即ち今日の時代は東京の經濟圏を處理する其の中心に立つ東京の求むる所のものであるが故、是は五人組に囚はれるべきものでない。一脈相通するものがあるけれども、より現代化された、より大きくなつた、より深い、より大きな意味を持つ所の隣り同士の一つの組合せであります。であるが故に是は俺までも隣組であつて、五人組ではないと云ふことはつきり認識して御指導を願ひたいと思ふのであります。

か。昭和の隣組の活動は掛つて當會の運営に依つて其の使命を全うすることも出来れば、或は隣組が唯名前のだけのものにもなるのであります。それで當會の脚に付て是から充分な御了解を願ひたいと存じます。當會と云ふことを今日私共が盛んに申述べますけれども、之に付ては其の前に僅かな時間を費しまして、東京市の町會の發達の程を一つ呑み込んで戴きたいと思ひます。前申しましたやうに、東京を本當の軌道に乗せて行く爲にはどうして町會を強化しなければならぬと云ふことが考へられますが、一體私共はものを考へるのにやゝ動もすると性急になる結果、何事も同時に造り上げてしまひたいと云ふ焦り氣味があるものでありますけれども、凡そしつかりしたものと云ふものは、さう焦つては駄目です。天は日本を造られるに當つても、數千年を掛けて今日をあらしめて居ります。神武天皇の詔の中にも、ちやんと今日のことを仰しやつて居られるにも拘らず、二千六百年の今日吾々が今其の事實を實踐し實行すると云ふまでに、天は發育を待つて居ります。先づ昭

和の私共は、十三年の四月十七日を以て町會整備の市長の告諭が發せられました。此の中には全部を網羅して居ります。けれども此の日に之を發表するまでには——私共は町會を新たに作るのではない。大阪がしたやうな工合に、今までのものを御破算して別個に他のものを作り、さうして今頃又御破算してやり替へださうであります。東京市の町會は此の時に市長の告諭は出ましたけれども、法制化は致しません。強固は致しません。さうして明治の以前からずっと繼續して居る町會もあれば、途中から出来た町會もある。日露戦争後出来たものもあれば、震災後出来たものもある色々ありますが、それ等の皆様の町會其のものを完成し、ものが育つて行くやうにして、唯其の向ふ所の目標をお示ししたのであります。附らぬ目標はお示しにならぬのであります。であるから、目標をお示ししたことに依つて皆さん御自身が或る目標に向つて努められ、ば宜いのであります。別に新たに製造するものではございませぬ。けれども第一に此の時に町會は地域團體であつて

ことをはつきりしました。さうして、先づ地  
域を整備することに骨を折りました。是は地  
域整備と云ふ言葉で申しますと、よく圏と云  
ふ字を使ふ、共存共榮圏などと申しますが、  
即ち地域圏であります。東京市内に於ける區  
よりももう一つ狭くなつた所の社會生活圏と  
云ふものが社會の基礎を成すのであります。  
だから町或は丁目と云ふものは一つの其の圏  
に與へた名前であります。其の地域整  
備と云ふ言葉が起つて来る。即ち圏を確立す  
る、是が地域整備と云ふので――随分皆さん  
には暇の時には何をやつて居るのだかと云ふ  
やうなことがおありになつたやうであります  
けれども、昭和十四年度に於て力點を置きま  
したものは、其の圏の中の體制を確立するこ  
とであります。細部即ち隣組であります。是は  
此の時から既に隣組を徳勵して居りましたけ  
れども、隣組を完成する爲に今年の三月まで  
と云ふものは、隣組、隣組、隣組で参りました。  
隣組を完成する爲に一つの手段として同窓板  
を差上げました。同窓板がドントントンカラ  
リト廻るやうになつて初めて隣組の活動がは

つきりと見へるやうになつて來ました。其の  
隣組の同窓板に持つて來ましてあの三翼綱を  
ちやんと擧げて居ります。隣組は近所附合の  
親睦團體である。隣組は町會の實踐團體であ  
る。町會の實踐團體であつて飽くまでも孤立  
した、獨立したものではない。是は町會の細  
胞でありますから手なら掌が町會であれば指  
が隣組であります。それを指ばかりでやつて  
掌がないと云ふことになつて、町會を忘れる  
ならば、それは隣組ではありませぬ。それは  
細胞ぢやないのです。から、親指一本が其處  
らをバラ／＼歩いて、是は何にもなりません。  
切離されたばらのものでない。町會と云  
ふものに纏められてこそ隣組である。町會に  
於て其の生活圏に於ける方針が立つてそれを  
實踐するのですから、若し町會の役員が、隣  
組が餘り發達してしまつたらば、町會の役  
員は浮いてしまつて、もう何も仕事をすること  
がないと言ふ人があるならば、それは一體  
隣組のない時分には其處までやらねばならな  
い。其處までやつて來たけれども、町會は隣  
組が爲すべき所の參謀本部でなければならな

い。其の參謀本部の役員が、まだ昔の隣組の  
なかつた時代のやうな實踐事項まで自分でや  
つて、それを取られると俺は浮いてしまふな  
どと云ふのではなく、是は隣組の仕事まで會  
てやつて居つたのであるが、それは隣組の方  
にやつて貰つて、役員は其の町會に於ける所  
の參謀本部として、司令官として、推進力と  
して一つの指導力がなくてはならない。若し  
是がないならば浮いてしまひます。深くのは  
當り前です。是はしつかり持つて置きたい。  
ですから制度が悪いのではなくして、役員が  
若しうっかりして居て足を抄はれたら、それ  
はこつちが何處か爲すべきことの手が行つて  
居ないと云ふことになりすから、それは一  
つ充分な御考慮を願ひたいと思ひます。  
そこで、同窓板は十四年度末の三月までに  
は確に行渡つたと思ひますが、同窓板が廻り  
ましても、十五年度はどうするかと云ふと、  
同窓板が廻るだけではまだ隣組になつて居り  
ませぬ。それは唯廻る所だけであつて、組で  
はない。組と云ふのは、何かちやんとした爲  
すべきことを各自に働かすとして、それが

組み合せられて、指なら指が動くやうになら  
なければなりませんから、さうする爲にはど  
うしても密合ふことが必要である。それで十  
五年度に於ては常會の開催と云ふことに重點  
を置くことにして、今日は常會を德勵し、常  
會を完成して行くことと云ふ時代であります。十  
六年の三月までには少くとも常會を本物にし  
て置きたい。本物にして置く此の階段まで來  
たのですから、常會を開催して之をやつて行  
くにはどうすれば宜いかと云ふと、東京には  
どうしてもこんな印刷物では駄目です。是に  
は中核となり推進力となる所の人の問題であ  
る。其の人を得なければならぬ。其の人は  
如何なる人でなければならぬかと云ふこと  
を考へる時に、此の講習會がどうしても必要  
になつて來るのであります。故に各區に於け  
る中核となり推進力となる爲に、各區の十  
人位の方々にお忙しい時でありますけれども  
斯うしてこんな所まで御出張を願つて、區役  
所の方々と又町會の先輩の方々と御参加を  
願つた譯であります。是が十五年度でありま

然らば十六年度は何處に進むべきものか、  
斯う云ふことが考へられる。其年の三月まで  
に常會はどうしても完成致したのでありま  
すが、十六年度は何處に行くかと云ふと、是  
は内容の充實であります。内容を充實すると  
云ふことは如何なることかと云ふと、先刻申  
しました所の市民生活を本當に擴充すること  
であります。今までは個々の個人生活はあり  
ましたけれども、市民生活と云ふものはまだ  
ないのであります。皆さんは今までは個人生  
活を立派にして行かれた、家庭生活までは行  
つて居りましたけれども、其の家庭生活を擴  
大した所の市民生活は――日本人と云ふ方は  
八紘一宇の方で一般的でありますけれども、  
吾々は六ヶ開都の中の七百萬分の一の何處か  
を擔當して居るのです。其の七百萬市民總か  
かりの前進が即ち新しき東京の新秩序であり  
ます。其の新秩序の何處かを吾々は満たして  
居る。私は今東京市民として斯く在る、私は  
今此處に文字を書いて居るのも、是は東京市  
民として皇都休戚の何處かにお役に立つこと  
である。之を通して大政黨等に願望するのだ

と云ふものを持つて、是が市民生活でありま  
す。  
私は數年來――今は忙しいのでお断り致し  
ましたけれども、電氣局のバス或は電車の運  
轉手と車掌の養成所に出て倫理の講義をして  
居りました。倫理を申しまして實踐倫理で  
あります。其の實踐倫理を講義して居る時に  
あの娘さん達の來る時には自分は何處か働  
かなければならぬから先づ此の仕事を選ん  
だのだ。さうして月に三十圓なり四十圓買つ  
てそれで生活を支へて行くことが出来る。即  
ち前賃にあり付くと云ふので志願をしてあそ  
こに入つた、さうして教育を終つて出ます時  
にはそれが變つて行きます。どう變るかと云  
ふと、私が「宮城前」でございますと言ふ時に  
は皆様が御隣をなさる。「宮城前」でございます  
と云ふ言葉、或は切符を切つて差上げる  
ことも或は呼掛ける言葉も、是は東京の聲で  
ある、東京の手である、斯う云ふ風な氣持に  
變つて來ます。多くの人々が電車に乗つて居  
りまして、事業の「次は宮城前でございます」と  
と云ふ聲を聞くと、ハツとしてお隣をしよう

りとする。それを厭いやうな腔をして「次はあが城前でございませう」と言ふのと、同じ「次は城前」でありまして、言ひ方に依つて聞く人の心持がはつきり變つて来る。そして何か間違ひがあつた時でも「何ですか、それは」と言つて従来の人々は何かお客さんを詰るやうに言つたものであります。恐らく今日詰るやうに言ふ女車掌はありますまい。お客さんの方が間違ひしても、それはこちらが若し悪かつたらばと云ふ氣持と、決して乗つて居る人に悪い氣持を起させない云ふ風にして居ります。朝電車に乗つた人が、電車の中で若しお前達から何かむしやくしやくした言葉で「自分でなくて、隣りのお客さんに言つて居るのを聞いて居ても、其の日の仕事の能率にも變りがあるし、氣持にも變りがある。それを親切にして上げたならば、好い氣持で仕事をなさる。歸つて行くにも、お歸りなさい、有難うございましたと言はれて歸つて行くならば、さうするとあなたの方の腔に依つていそ／＼と家に歸つて行く。若し切符が違つて居るぢやありませんかと、同じ

違つても突強に言はれますと「何をッ、此の娘が」と云ふやうな氣持になつてむかついて来る。此のむかついて来る氣持を少しも起させないやうにして行くこと、即ちあなた方は電車やバスの車掌をして居る、或は運轉をして居ると云ふだけでなく、毎日乗つて下さる百八十萬の人の氣持をコントロールして居る車掌である云ふことを考へられたならば、あなたの方の一日の仕事と云ふものは國家の爲にお役に立つことである。

是が皆さんが積柄であつて、給料は四十圓だから四十圓の仕事をするれば宜い、斯う考へれば是は稼人である、けれども今日は東京市バス或は電車の車掌は、稼人ではなくして、市民の中の斯う云ふ風なことを擔當して居るのだと云ふことを考へるのだ、斯う云ふやうに申しますと非常によく分ります。さうして前のさう云ふ風な考へ方ではなかつた時代には一通り一人前に覺えてしまふと、後は實にもう何をしても面白くなつて、唯食ふこととさうして少しも前職化すること、暇の男の車掌共と巫山戯ることであつたのであります。

それから先には望がなかつた。所が斯う云ふ風にしますと、どうしたら皆様に本當に心行くまで利用して戴けるか、どうしたら本當に氣持よく乗つて戴けるかと云ふ所の氣持で行きますので、顔面神態の動き方までが違つて行きます。即ち様子が變つて行きます。是は皆様はきつとお氣付だらうと思ひます。其の事の始まる今から三年か四年前は、大概の投書は電氣局と云へば非難の投書でありました。所がさう云ふことが始つて以來の投書はどうかと云ふと、感謝の投書であります。さうして滑稽な娘があつたと云ふので金一封を送つて来る云ふものが澤山あります。是はどうでせうか。是も洵に簡単なやうでありますけれども、此の心持が、即ち今までの個人の生活を市民生活にもつて行くといふ考へ方であるのであります。

市民生活は斯うして作られて来るのであります。まして全市民の生活態度を斯う云ふ風にまで持つて行くことが吾々の十六年度の事業であると考へてゐるのであります。斯う云ふ風に――是までのことは申せば簡單であります。

私が僅か五分か十分でお話の出来る事柄であるが、それを愈々東京市民のものとして實踐に移すには、十三年、十四年、十五年、十六年と云ふ風に年代を掛ければなりません。是が恢復の道であります。

それで斯う云ふことの爲には吾々は常會をどう運営して然るべきかと云ふことを考へますれば、さうするのにはどうして全市を一貫した組織と活動がなければなりません。常會の方で仕事がない、仕事がないと仰しやる方があるけれども、考へて見れば、仕事がないどころではない、却て仕事があり過ぎて困るのであります。北砂町の半島から来て居る自由労働者の主婦の方で、此の方が組長ですか、途中で嫌になつてしまつた。私にはもう種がなくなくなつてしまつたと云ふので町會の役員の方の所へ組長の御返上に行つた。所が役員の方から斯う言はれた。「あのね、あなたが何でも自分ばかりで考へたことや、自分の智恵だけで隣組を引張つて行かうとするから、それで種切れになつてしまふのです。さうではないのです。隣組の常會は、隣組の暮らし

みんなで相談すれば宜いのです。隣組は生活だ。斯う考へれば幾らでもあるぢやありませんか。銘々の者がみんなの考へを持寄りなさい。それを唯あなたが世話をするだけで宜いのです。それを上手に世話して居りさへすれば宜いのです。今度常會をする時には、みんなの言ひたいこと、やりたいこと、隣組の中でみんな何をしたら宜いでせう。何かありませんかと云ふので次の隣組の常會をさう云ふ風にやりました所が、皆の者が私は斯う云ふ考へがある。私は斯うだ、私は斯うやつたら宜いと思ふ、と銘々に言ひ出して来た。それを纏めることに依つて隣組の常會はどん／＼伸びて来ると云ふことを其の指導者から聴きました。又さう云ふ例は幾つも見えて居ります。唯是は代表的なものとして、世間で申しますれば、餘り知識もなささうな方であつても、其の事に當れば是が出来ると云ふことの例に申した譯であります。

さう云ふ風に一つ／＼が活動出来るやうになつて居る。けれどもそれは個々に一つ／＼

の所で考へたのでは拙いからして、東京市は之を系統的に考へて居ります。之を系統常會と云ふ名前を付けて行くことが出来ると思ひます。即ち十四日に市常會、市常會は市長が中心となつて各區長の集る會である。二十日が區長が中心となつて町會長の集る所の常會であります。二十五日が町會長が中心となつて隣組長の集る所の常會であります。それから月末までには隣組長が中心となつて各世帯が集りますから、是は隣組常會であります。市常會は一つである。是で二つに統一されます。區常會は三十五であります。町會常會は二千四百であります。隣組常會が大體十一萬であります。さうして行かれた方が各家庭で家族が集つた時に家族常會を開かれますならば即ち百四十萬世帯の全部に是が一貫して行渡るのであります。ですから一貫した所の常會があつて、さうしてそれを流して行くものが町會であり隣組であります。之を一つ充分に御理解願ひたいのであります。であるが故に法制化しないのであります。今日では細かい所まで法制化しない。協力して充して行



くべきものである。大骨が出来て居つて、さしうて其のものの儘ではいけない。従來の市制や町村制にあるやうに、是で自治が行はれたと考へるが、此のバラツク建みだいなもので、建物が出来ても裝飾が出来て居ない。塵もないやうなものである。さうして外から見れば立派な建築であります。併しながらそれを充たして行く所の骨組があつて、それに對して肉付けをもつて行く、血肉を興へて行くものこそ此の隣組である。それを生かして活動させて行くものが常會であります。斯う云ふやうな立場から御指導を願はなければならぬと思ひます。

それで國も遂に之を認めまして今日では町會及び部落常會を完成することを内務大臣は訓令を以て全国的に懇望して居ります。是は訓令であつて内務省令ではありません。即ち國家は之を今日は完全に認めて其の活動を要望して居りますけれども、細かな所まで規定して斯うしろあしろとは言つて居ない。何となれば是は自發的に充たして行くべきものであるから、そこで吾々が爲さねばならぬ

て今度は町會隣組常會通信が出るやうになつたのであります。隨て常會通信は隣組回報の項目の番號に合せて同じものがずつと載つて居ります。隣組回報の事項を更に細かく解説したものでありますけれども、それ以外に此の常會通信のトップに出て居るものは、此の通信が配布せられた月に來る所の常會共通の話題を此處に擧げてあります。是は全市民の中心話題であります。ですから是の前の第二號には系統常會のことが出て居りました。ですから隣組で常會を開いて居る。けれども是は隣組の常會ではない。是にはちやんと市から區に、區から町會に、町會から隣組と、ずつと脈の通つた、一貫した所の問題が此處の所で讀まなければならないのであります。深くお考を願ふやうになつて居ります。今度の是には「市民生活の科學會議とせよ」常會の新體制」是は先程此處で申述べました市民生活と云ふものに感々行かうとする所の準備でありまして、是は此の十二月から正月に掛けて一つ市民生活に飾を入れて貰ひたい。其の飾を入れる所のは何かと云ふと

所のものである。家の設計を見ましても、設計をする時にあそこどう云ふものを掛けることと云ふことまでは致しません。出来上つたものをどう云ふ風に使ふかと云ふこともありませぬ。それを本當に充たして生かして行くものこそ町會であり隣組であります。故に、町會、隣組は其の構造の全體を知らねばならぬ。即ち日本の行くべき所の全體の經緯、國策と云ふものを知らねばならない。けれども一々近衛さんから言はれなければ出來ないこと云ふのでは、是は町會でも隣組でもないのではありません。町會、隣組は飽までも吾々のものであり、吾々の力で運営して行かなければならないと云ふことを私は力説するものであります。若しそれが出來ないやうなことならば、是は是も最後の手段として、自由意思も人格も認めず、右に向け、左に向けと言つて號令を掛けるより外はない。號令を掛けるもいけないれば、罰則を付けて、罰ふことを聽かない者はふん縛るより外はありません。是は吾々の非常な恥辱であります。帝都市民の面汚しであります。是は帝都市民たるの心

今まではやれ節約せよ、やれ貯蓄せよ、やれ科學的に生活せよであつた。節約するに於ても必要なものは必要である。けれども、物と云ふものが段々制限されて來る。其の制限された所のもの少い所の物を最も有効に最も適切に使つて行く工夫をして行かうではないか最も有効に最も適切に使ふことに依つて、今までは、あり放題に使つて居つた物を、一つ飾を入れようぢやないか、是が科學生活であります。斯う云つたものを此の暮から正月に掛けての常會の話題に入れて戴きたいと思ひますから、斯う云ふ一つの話題を提供する譯であります。さう云ふ譯では出來て居ります。其の都度市長が何か市民の方々に申上げるやうなことがもう一つ出て居ります。ですから常會通信の内の方の事情は回報にあることの説明であるが、回報の説明をする以外に、市長さんは斯う云ふことも言つて居ると云ふことを其處で之を中心にお話を願ひたい。今度の常會通信には何が出て居るか云ふと「紀元二千七百年の帝都市民に贈るの辭」百年の後の帝



の所に、「お宅のガスの使用方に無駄はないか？」と云つて1から4までの事項が手に取るやうに掲げられて居ります。其の前にもガスの節約の注意が123と出て居りますし、又燃料の節約に付ても1から5まで出て居ります。斯う云ふ風に此の諸語を取上げて皆様に當會でお話を願ひ御指導を願ふならば、其の當會と云ふものは板に付いたもの、さうして生きてものになつて來ると思ひます、それぢや、之を回覧板に付けて廻してしまへば宜いぢやないかと仰しやるかも知れません。それで彼にならぬのでありますから、どうしてでも是は付けて過さずに置いて、之を基礎にして進んで戴きたいのでございます。

そこへさう云ふことが次から次に起つて來るでせう。今でさへも色々な註文が洪水のやうに寄せて來るのである。さうして筋の通らないことは當會でやれないではないかと云ふやうな御疑念が起るかと思ひますが、是はずつと御めから申しましたやうに、少くとも私共は當會を通して指導者の皆さんから東京人としての氣概を作つて戴きたい。東京人としての氣概、東京人としての誇りを持つて立つやうに御指導が願ひたい。然らば東京人としての氣概、東京人としての誇りを何處に持つべきものであるかと云ふことを考へますれば、申すまでもなく色々な階級は既に持ちものことであり得るけれども、極く分り易い所では——私今日此處に回覧板を持つて來て居りませんけれども、皆さん御存じのことだと思ひますから先に申し上げますが、回覧板の紙をめぐつて戴くと、其處に印刷してある三綱領であります。理想團體としての團體、實踐團體としての團體、自衛團體としての團體、此の三綱領であります。あの三綱領を當會の度に一つ／＼檢討して戴いて、是はどうでせう、是は俺の所でやるだらうか、やつて居るか、完全か、斯う云ふ風に檢討して戴いたならば、あれが何時でも問題の中心にしてお話し願へると思ひます。あれの終ひの方の自衛團體と云ふ所に斯う云ふことが書いてあります。火災、盗難、疾病を豫防致しませうと云ふことが書いてあります。火事と盗難と病氣を豫防しよう、それには火事に付てはちやんと消防隊が出來て居ります。それから各所に

と消防隊が出來て居ります。それから各所に派出所があつて、いざと言へば駆け付けて呉れます。けれども、先程申した通り町會、隣組と云ふものは、さう云つた本格的消防隊の補助であります。その及ばざる所のものを充たすのでありますから、さう云ふものが取付け付けるまでの應急策は、是はどうしても自衛的に致さなければならぬのであります。けれども、既け付けられるよりも先に駆け付ける必要のないやうにするのが皆さんの仕事であります。盗難に於てもさうであります。交番に届出をするよりも先に、交番に届出する必要があるやうにすることにあります。けれども、いざ仕方がない時には交番に届出て、お巡りさんに來て戴く處置は皆さんがやらなければならぬのであります。同様に疾病に付てもさうであります。成程醫者はあります。防疫官が醫務所にもあります。傳染病院もあります。それ等の所に收容して貰ふまで、醫者の手に掛けるまでは、皆さんが向ふ三軒兩隣で見られるべきものであります。さう云ふ所に皆さんの自衛的なものがあります。けれども、さう云ふものと共に火災とか地震とかか云ふやうな非常に大きなことが起きました場合に

は、是はもう到底今のやうなこんな設備では間に合はなくなり得ます。そんな機關では間に合はないことは災害の時に既に経験して居ります。どんなに消防組があつても駄目です。さう云ふ場合には一切の施設も制度も機關も止つてしまひます。其の時でも皆さんが踏み止つてやつて居れば、佐久間町も助かり、浅草の御曹様も助かり、或は月島の御馬も助かつたのであります。若し今の町會や隣組のやうなものがある時に完成して居たら、あんなことにさせずに済んだらうと思ひますけれども、是は致し方ありません。あの時の教訓が今日のものを置いたとするならば、今一度萬が一にもあつたらうなことが發生したならば、どれだけ残るであらうと云ふことは、町會及び隣組の完成して居る今日は問題であります。疾病に付て申しますれば、是は私共日本國民の生活を科學化する云ふ問題に付て——此の事は其處にはまだ書いてございませぬけれども、力説願ひたいことであり得ます。日本は今日算教育が發達し、理科が教へられ、算数が教へられ、さうして家政が教へられて居るにも拘らず、世界の文明國に比較して東京程こんな妙な傳染病の蔓延して居る

所があるでせうか。赤痢者でもチフスでも、こんなにある所は世界の文明國にないので、ドイツでも、或は北ヨーロッパでも、こんなものはないと誤認してしまつてゐるのです。斯う考へれば皆さん、もつと内にあつて之を本當に立派なものに仕上をして、さうして非文明的な疾病が皆さんの所に絶無になるまで町會隣組は努力しなければならぬのであります。斯う云ふことを考へても、私共は此の一本だけで町會、隣組の當會に於て全市民の反省を促すべき事務があると思ふのであります。大變長時間に亘つてまだ話足りないのではありませんが、時間が参りましたので遺憾ながら私の講義は是で終りと致します。時間には制限されて、本論の結論を述べた後があまりありませんでしたので左に往年皇都大東京市民道三則として草してあつた稿本を附記して、結尾に代へることにします。

皇都大東京市民道三則  
一、光輝ある皇都、大東京市民たるの本分を完了せんとす。  
吾等は、樞原皇都の詔に則り、光輝ある皇國二千六百年の歴史を繼承し、東京皇都の宏願に邁ひ、眞に海内一家、東西同視の府たる皇都の恢廓に參し、以て繁榮の下なる大東京市民たるの本分を完了せんとす。  
一、大いに東西文化を融合し、進んで、皇國文化を大成すべき源泉を涵養せんとす。  
吾等の先達は、二千年來東洋文化の粹を鑄て進んで東方文化の素地を固くし、近々數十年にして泰西文明の長を採り精を極めて燦然たる明治大正の文明を育成し來れり、昭和の東京に生を營む吾等は、この光輝ある傳統を繼承し、卓越せる日本民族の精魂を打ち込み更に進んで教育、養育、科學、商業、經濟、社會團體等百般の部門に涉りて優秀なる實力を涵養し、以て皇國文化を大成すべき源泉を涵養せんとす。  
一、明朝開港の都、世界の大東京を實現せんとす。  
興隆して想むことなき東京は、今や世界最大の人口を擁して方に列國大都市の首班に立たるを以て、よろしく諸般の經營を擴大強化し、こゝに安住の都大東京を實現し、以て明朝開港なる日本人未來の面目を發揚すると共に、廣く萬邦諸族の仰望來往の府たらしめんことを期す。  
(昭和十一年九月十五日稿)

昭和十六年二月二十二日 印刷  
昭和十六年二月二十五日 發行

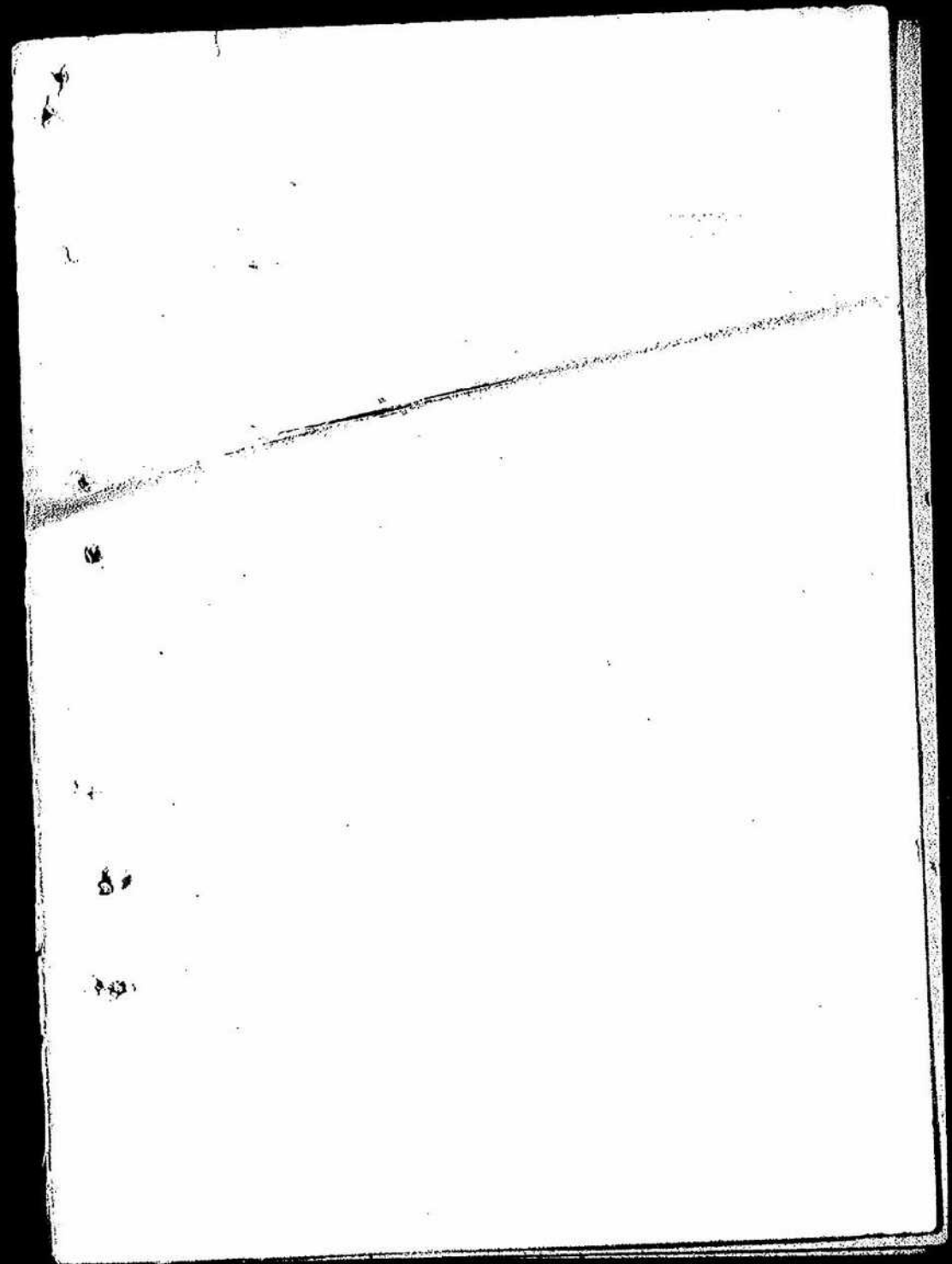
非賣品

編輯兼 東京市役所  
發行所 山民局町會課  
山口 寬 雄

印刷者 東京市麹町區麴町五丁目  
杉 田 彌 太郎

印刷所 東京市麹町區麴町五丁目  
杉 田 屋 印刷所

電話九段區 二九七五・二八三三



146

381806

東京 14pp  
市役所  
町會規程

昭和十八年四月

東京市役所



東京市告諭第一號

告 諭

東京の町會はその由來するところ極めて遠く市民共同生活の根柢に培ひ都風の作興に資し來つたのであります支那事變の直前更にその組織の強化を圖り爾來時局の進展に伴ひ目覺ましき舉市奉公の實を擧げつつあることは寔に御同慶の至であります

然るに時局日と共に緊迫せる今日新しき世界の運命を左右すべき皇都町會隣組の使命に鑑みますれば未だ現状を以て満足するわけには行きませぬ

この際この緊迫せる情勢に即應する爲本市は茲に東京市町會隣組戰時體制確立強化對策を立案致し急速に之が實現を期し以て光輝ある本市町會隣組の飛躍的發展を圖り飽くまでも戦ひ抜く態勢を確立するこゝまなりました

就いては全市の町會隣組一致協力してその目的を達成する様格段の御協力御奮勵あらんこゝまを要望致す次第であります

昭和十八年四月六日

東京市長 岸 本 綾 夫

目次

東京市町會規程	.....	1
第一章 總則	.....	1
第二章 事業	.....	1
第三章 役員及隣組長	.....	2
第四章 部	.....	2
第五章 隣組	.....	4
第六章 常會	.....	8
第七章 會計	.....	9
第八章 簿籍	.....	9
第九章 監督	.....	10
第十章 附則	.....	11

東京市町會規程

(昭和十八年四月六日東京市告示第一二二號)

第一章 總則

- 第一條 本市ノ町會及隣組ノ組織及運営ニ關シテハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本規程ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 町會ハ隣保團結シ萬民翼賛ノ本旨及舊來ノ相扶連帶ノ醇風ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行シ市民生活ノ刷新充實ヲ圖ルト共ニ國策ノ徹底ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本市民ハ總テ町會及隣組ノ構成員トシテ都風ヲ作興シ共同目的ノ遂行ノ責務ヲ擔フモノトス
- 第四條 町會ノ區域ハ町、丁目ノ地域ニ依リ市長之ヲ指定ス
- 前項ノ地域又ハ其ノ地域内世帯數大又ハ小ニ過グルトキ其ノ他必要アリト認ムルトキハ市長別段ノ區域ヲ指定スルコトアルベシ
- 第五條 町會ハ其ノ名稱中ニ地名及町會ナル旨ヲ表示スル文字ヲ用フベシ
- 第六條 町會ハ其ノ區域内ノ全世帯ヲ以テ會員トシ世帯主ヲ以テ代表者トス
- 町會ノ區域内ニ在ル官公署、法人、學校、病院、工場、倉庫、營業所、事務所其ノ他之ニ類スルモノハ世帯ニ準ジ會員トシ夫夫代表者ヲ定ムベシ
- 第七條 町會ハ町會常會ノ協議ニ依リ町會規約ヲ定メ市長ニ届出ヅベシ其ノ變更ヲ爲サントスルトキ亦同ジ
- 第八條 會員ハ町會ノ目的達成ニ協力シ町會規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ經費ヲ負擔スルモノトス
- 第九條 町會ハ其ノ事務所ノ所在地ヲ規約ニ定ムベシ
- 第十條 市長ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ町會經費ノ一部ヲ助成ス
- 第十一條 市長ハ左ノ事項ニ付告示スルモノトス

- 一 町會ノ名稱
- 二 町會長ノ就任及退任

第二章 事 業

- 第十二條 町會ハ概ネ左ノ事業ヲ行フモノトス
  - 一 敬神、崇祖及祭祀ニ關スルコト
  - 二 隣保團結及相互扶助ニ關スルコト
  - 三 國策及自治行政ヘノ協力實踐ニ關スルコト
  - 四 經濟生活ノ安定及貯蓄強化ニ關スルコト
  - 五 軍事援護ノ強化ニ關スルコト
  - 六 防衛、警防及衛生ニ關スルコト
  - 七 敬老、慶弔及獎學ニ關スルコト
  - 八 健民、厚生ニ關スルコト
  - 九 官公署トノ連絡ニ關スルコト
  - 十 各種團體ヘノ援助協力ニ關スルコト
  - 十一 其ノ他共同福利ノ増進ニ關スルコト

第三章 役員及隣組長

第十三條 町會ニ町會長ヲ置ク  
 町會長ハ町會常會ノ協議ニ依リ町會構成員中ヨリ推薦セラレタル適任者ニ付市長ノ承認ヲ經テ就任スルモノトス  
 町會長ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨グズ

町會長ハ會務ヲ掌理シ町會ヲ代表ス  
 町會長ハ第一項ノ協議ニ依リ後任町會長適任者ヲ推薦ヲ了ヘタルトキハ直ニ市長ノ承認ヲ受クベシ

第十四條 町會ニ副會長三人以内ヲ置ク  
 副會長ハ町會長ヲ輔佐シ町會長事故アルトキハ豫メ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス

第十五條 町會ニ總代八人幹事若干人ヲ置ク  
 總代ハ町會長ヲ輔佐シ幹事ハ總代ヲ輔佐ス

第十六條 町會ニ會計監事三人以内ヲ置ク  
 會計監事ハ出納其ノ他會計ノ監査ヲ爲シ會計報告ヲ審査ス

第十七條 副會長、總代、幹事及會計監事ハ町會常會ノ協議ニ依リ隣組長ノ中ヨリ推薦セラレタル適任者ニ付町會長之ヲ指名ス但シ特別ノ事由アルトキハ隣組長以外ノ町會構成員中ヨリ之ヲ推薦スルコトヲ得

消費經濟部幹事ハ町會構成員及町會ノ區域ヲ配給區域トスル配給業者(之ニ準ズル者ヲ含ム以下同ジ)中ヨリ指名シ町會構成員中ヨリ指名スル幹事ノ數ト配給業者中ヨリ指名スル幹事ノ數トハ成ル可ク同數ト爲スベシ  
 健民部役員中ニハ當該方面地域ノ方面委員ヲ加フルコトヲ得

副會長、總代、幹事及會計監事ノ任期ハ一年トス但シ重任ヲ妨グズ  
 會計監事ヲ除クノ外兼務ヲ妨グズ

第一項本文ノ規定ニ依ル役員ハ隣組長ヲ退任シタルトキハ其ノ資格ヲ消滅ス  
 町會長ハ副會長、總代、幹事及會計監事ヲ指名シタルトキハ區長ニ届出ヅベシ

第十八條 町會ニ顧問ヲ置クコトヲ得  
 顧問ハ町會常會ニ諮リ町會長之ヲ委囑ス  
 顧問ハ町會長ノ諮問ニ應ジ町會常會ニ出席シ協議ニ加ハル

第十九條 左ニ掲グル者ハ町會長、副會長、總代及會計監事タルノ榮譽ヲ擔フコトヲ得ズ

一 貧困ニ依リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者

二 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

三 刑法第二編第一章、第三章、第九章、第十六章乃至第二十一章、第二十五章又ハ第三十六章乃至第三十九章ニ掲グル罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ期間五年ヨリ短キトキハ五年トス

ル後其ノ刑期ノ二倍ニ相當スル期間ヲ經過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間五年ヨリ短キトキハ五年トス

四 六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ前號ニ掲グル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

五 租稅滯納處分中ノ者

六 外國人

第二十條 町會ニ總代会ヲ置ク

總代会ハ町會長之ヲ主宰シ副會長、總代及會計監事ヲ以テ之ヲ構成ス

總代会ハ會務ニ關シ協議ス

第二十一條 町會ハ隣組ニ隣組長ヲ置ク

町會ノ事情ニ依リ隣組班ヲ設ケタルトキハ隣組班長ヲ置ク

第二十二條 役員及隣組長ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十三條 役員及隣組長ハ總テ無報酬ニテ率先垂範スルモノトス

第二十四條 町會ニ必要ナル職員ヲ置クコトヲ得

職員ハ町會長ノ指揮ヲ承ケ町會ノ事務ニ従事ス

### 第四章 部 制

第二十五條 町會ハ處務ニ便スル爲左ノ部ヲ設ク

庶務部

消費經濟部

貯蓄部(又ハ貯蓄納稅部)

軍事援護部

防務部

健民部

婦人部

青少年部

第二十六條 各部ノ擔任スル事項概ネ左ノ如シ

庶務部

一 敬神崇祖及祭祀ニ關スルコト

二 敬老、慶弔及篤行表彰ニ關スルコト

三 隣組及常會ノ振興ニ關スルコト

四 町會ノ庶務人事ニ關スルコト

五 豫算決算ノ調製ニ關スルコト

六 金錢物品ノ出納及會計ニ關スルコト

七 市區政ヘノ協力及官公署トノ連絡ニ關スルコト

八 市民世帯票ニ關スルコト

九 各部トノ連絡ニ關スルコト

十 翼賛壯年團トノ連絡ニ關スルコト  
十一 他ノ部ニ屬セザルコト

消費經濟部

- 一 配給機關トノ連絡ニ關スルコト
- 二 切符制、通帳制、登録制其ノ他割當配給制度ノ運用ニ關スルコト
- 三 消費及配給ニ關スル啓蒙訓練ニ關スルコト
- 四 消費生活ノ合理化ニ關スルコト
- 五 戰時農園ニ關スルコト
- 六 資源回収ニ關スルコト
- 七 生活必需品ノ消費數量調査ニ關スルコト

貯蓄部(又ハ貯蓄納稅部)

- 一 貯蓄ノ増強ニ關スルコト
- 二 國債、債券ノ消化ニ關スルコト
- 三 納稅ニ關スルコト

軍事援護部

- 一 應召、入營、歸還、退營等ノ歡送迎ニ關スルコト
- 二 軍事協力ニ關スルコト
- 三 軍事援護ニ關スルコト
- 四 在郷軍人會トノ連絡ニ關スルコト

防務部

- 一 防空、防火其ノ他非常變災ニ關スルコト
- 二 防諜及防犯ニ關スルコト
- 三 隣組防空ニ關スルコト
- 四 警防及交通ニ關スルコト
- 五 警防團トノ連絡ニ關スルコト

健民部

- 一 保健衛生ニ關スルコト
- 二 勤勞動員及心身鍊成ニ關スルコト
- 三 健民及厚生ニ關スルコト
- 四 方面委員トノ連絡ニ關スルコト

婦人部

- 一 家庭生活ノ刷新充實ニ關スルコト
- 二 婦人ヲ中心トスル事業ニ關スルコト
- 三 婦人團體トノ連絡協力ニ關スルコト

青少年部

- 一 男女青少年ヲ中心トスル事業ニ關スルコト
  - 二 青少年團トノ連絡協力ニ關スルコト
- 第二十七條 各部ノ事務ハ總代之ヲ分擔ス  
幹事ハ各部ニ二名乃至五名分屬スルモノトス但シ消費經濟部幹事ハ十四名以內トス
- 第二十八條 部ニ部會ヲ置ク部會ハ部總代及幹事ヲ以テ之ヲ構成ス

部會ハ其ノ擔任事項ニ付協議ス

第二十九條 消費經濟部ハ物資別ニ配給相談會ヲ置ク

配給相談會ハ町會長之ヲ主宰シ消費經濟部總代、幹事(當該物資ヲ取扱ハザル配給業者タル幹事ハ之ヲ除ク)及當該物資配給業者ヲ以テ之ヲ構成ス

配給相談會ハ物資配給ニ關スル具體的事項及配給業者ト消費者間ノ連絡協調ニ付必要ナル各種事項ヲ協議ス

### 第五章 隣組

第三十條 隣組ハ隣保親和ノ精神ニ則リ交隣相扶ノ實ヲ舉ゲ市民組織ノ基底タルノ重大責務ヲ有スルト共ニ警防、配給等ヲ始メ隣組内ニ於ケル町會事業ノ實踐ニ當ル

第三十一條 隣組ハ町會ノ區域ヲ分テ隣接スル十世帯内外ヲ以テ之ヲ設クアバト、貸事務所其ノ他之ニ準ズルモノ亦同ジ

第三十二條 隣組ノ廢置分合又ハ區域變更ヲ爲サントスルトキハ關係アル隣組ノ意見ヲ徵シ町會長之ヲ決定シ區長ニ届出ツベシ

第三十三條 隣組ノ名稱ハ一連番號ヲ附シ何町會第何隣組ト稱ス

第三十四條 隣組長ハ隣組常會ノ協議ニ依リ隣組構成員中ヨリ推薦セラレタル適任者ニ付町會長之ヲ指名ス

隣組長ノ任期ハ一年トス但シ重任ヲ妨グズ

第三十五條 隣組ニ副組長又ハ當番ヲ置クコトヲ得但シ隣組長町會役員ヲ兼ネタルトキハ必ず副組長ヲ置クベシ

副組長ハ隣組長ヲ輔佐シ隣組長事故アルトキハ之ヲ代理ス

副組長ノ任期其ノ他ニ付テハ隣組長ニ同ジ

當番ハ各世帯輪番トシ隣組長ノ指示ヲ承ケ組内各般ノ事務ニ當ル

第三十六條 隣組長ハ副組長ヲ決定シタルトキハ直ニ町會長ニ報告スベシ

第三十七條 町會ハ便宜上隣接數隣組ヲ以テ隣組班ヲ設ケルコトヲ得

第三十八條 隣組班長ハ班内ノ隣組長ノ協議ニ依リ推薦セラレタル適任者ニ付町會長之ヲ指名ス

隣組班長ノ任期ハ一年トス但シ重任ヲ妨グズ

隣組班長ハ町會及班内隣組間ノ連絡ニ當ル

### 第六章 常會

第三十九條 町會及隣組ハ毎月一回以上一定ノ日時ニ於テ夫夫町會常會及隣組常會ヲ開催スベシ尙必要アルトキハ臨時ニ之ヲ開催スルコトヲ得

第四十條 常會ハ夫夫町會及隣組運営ノ爲必要ナル各般ノ事項ヲ協議シ上意下達、下情上通ニ努ムルモノトス

第四十一條 町會常會ハ役員及隣組長出席ノ上之ヲ開催ス但シ事宜ニ依リ町會關係諸團體ノ代表者其ノ他ノ者ヲ参加セシムルコトヲ得

隣組常會ハ隣組内ノ會員出席ノ上之ヲ開催ス

第四十二條 町會長及隣組長ハ夫夫町會常會及隣組常會ノ座長トナル

常會ノ協議ハ懇談ノ上座長之ヲ決ス

第四十三條 左ニ掲グル事項ノ協議ハ役員及隣組長三分ノ二以上出席ノ町會常會ニ於テ之ヲ爲スベシ

- 一 歳入出豫算ヲ定ムルコト
- 二 歳入出決算ヲ承認スルコト
- 三 役員ノ選任及推薦ニ關スルコト

- 四 會員ノ負擔ニ關スルコト
  - 五 不動産ノ取得、管理、處分ニ關スルコト
  - 六 基本財産、積立金穀等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト
  - 七 規約ノ改正ニ關スルコト
- 座長ハ前項ノ協議整ハザルトキハ多數ノ意見ニ依リ之ヲ決ス

第七章 會計

第四十四條 町會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十五條 町會ノ經費ハ會費、助成金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第四十六條 町會ハ一切ノ收入ヲ歳入トシ一切ノ經費ヲ歳出トシ歳入歳出ハ之ヲ豫算ニ計上スベシ

豫算ハ年度開始前決算及會務報告ハ年度終了後二月以内ニ町會長ヨリ町會常會ニ提出シ其ノ承認ヲ經ルモノトス

前項ノ承認ヲ經タルトキ町會長ハ遲滞ナク豫算書、決算書、財産書及會務報告書ヲ區長ニ提出シ且之ヲ會員ニ周知セシムルモノトス

第四十七條 會費ノ徴收標準及徴收方法ハ規約ニ之ヲ定ムベシ

第四十八條 會費負擔ハ特別ノ事由アルトキハ町會常會ノ協議ニ依リ之ヲ減免スルコトヲ得

第四十九條 庶務部總代ハ町會長ノ命令アルニ非ザレバ收入支出ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十條 町會ノ收入支出ハ傳票ニ依リ總テ證據書類ヲ以テ之ヲ整理スベシ

第五十一條 町會ノ財産及現金ノ保管方法並ニ條件附寄附金ノ收受ハ町會常會ノ承認ヲ受クルモノトス

第五十二條 庶務部總代ハ帳簿ニ依リ常ニ收支事務ヲ整理シ毎月町會長ニ經理狀況ヲ報告スルト共ニ隨時之ヲ町會常會ニ提出スベシ

第五十三條 他ノ團體等ヨリ經費徴收、寄附金募集等ノ委託ヲ受ケタルトキハ町會ノ會計ト區別シ其ノ收入支出ヲ明確ナラシムベシ

第八章 簿冊

第五十四條 町會ニハ市民世帯票ヲ備付ケ區域内ノ全會員ニ付常ニ調査整備スベシ

第五十五條 町會及隣組ニハ左ノ帳簿ヲ備フベシ

- 一 會員名簿
- 二 金錢出納簿
- 三 物品出納簿
- 四 財産彙帳
- 五 常會記録簿
- 六 其ノ他必要ナル帳簿
- 隣組ニ備フベキ帳簿
- 一 隣組員名簿
- 二 常會記録簿
- 三 其ノ他必要ナル帳簿

前項ノ帳簿ハ會員之ヲ閱覽スルコトヲ得

第九章 監督

第五十六條 町會ハ第一次ニ區長第二次ニ市長ノ監督ヲ受クルモノトス

第五十七條 市長又ハ區長ハ隨時吏員ヲシテ町會ノ會務及會計ヲ検査スルコトアルベシ



第五十八條 市長又ハ區長ハ町會ノ事業其ノ他ニ付報告ヲ求ムルコトアルベシ

第五十九條 市長ニ提出スベキ文書ハ區長ヲ經由スベシ

第六十條 役員及隣組長更迭シタルトキハ遲滞ナク事務引繼ヲ行フモノトス

區長ハ前項ノ事務引繼ニ際シ其ノ指名シタル者ヲシテ之ニ立會ハシムルコトアルベシ

第十章 雜則

第六十一條 第四條ノ規定ニ依リ町會ノ區域ヲ指定シタルトキハ左ニ掲グル區分ニ依リ指定セラレタル日ヨリ一月以内ニ本規程ニ定ムル諸般ノ手續ヲ完了スベシ

一 從來ノ區域ヲ町會ノ區域トスル町會ニ在リテハ町會長ハ町會常會ノ協議ニ依リ之ヲ爲スベシ

二 市長ノ指定スル區域ニ依リ新ニ町會ヲ設クル場合ニ在リテハ其ノ區域内ノ從來ノ町會役員、隣組長及學識經驗者ノ中ヨリ區長ノ指名シタル町會隣組戰時體制強化委員ヲ以テ構成スル準備委員會之ヲ爲スベシ

前項ノ期間ハ市長必要アリト認メタルトキハ之ヲ變更スルコトアルベシ

第六十二條 區長必要アリト認ムルトキハ別ニ特定ノ者ヲ指名又ハ任命シ所定ノ手續ノ執行ニ當ラシムルコトヲ得

第六十三條 第六十一條ノ規定ニ依ル町會長又ハ準備委員會方所定ノ手續ヲ期間内ニ完了セザル場合ニ於テハ

區長ハ市長ノ指揮ヲ受ケ直ニ適當ナル措置ヲ講ズベシ

第六十四條 町會ノ區域ニ變更ヲ生ズル場合ニ於テハ從來ノ町會ニ屬スル財產、事業及權利義務ハ成ル可ク之ヲ新ニ設ケラルベキ町會ニ引繼クベシ

財產ヲ有スル町會ノ區域數町會ニ分割セラレタルトキハ其ノ財產ノ所有及管理ノ爲區域内ノ町會ヲ以テ聯合會ヲ設クルコトヲ得

町會ノ區域ニ變更アリタル場合ハ從來ノ町會ノ決算ハ引繼期日ヲ以テ之ヲ行ヒ關係町會員ニ周知セシムベシ

第六十五條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

附則

第六十六條 本規程ハ昭和十八年五月八日ヨリ之ヲ施行ス但シ町會ノ區域ノ指定及其ノ實施準備ニ關スル規定ハ昭和十八年四月六日ヨリ之ヲ施行ス

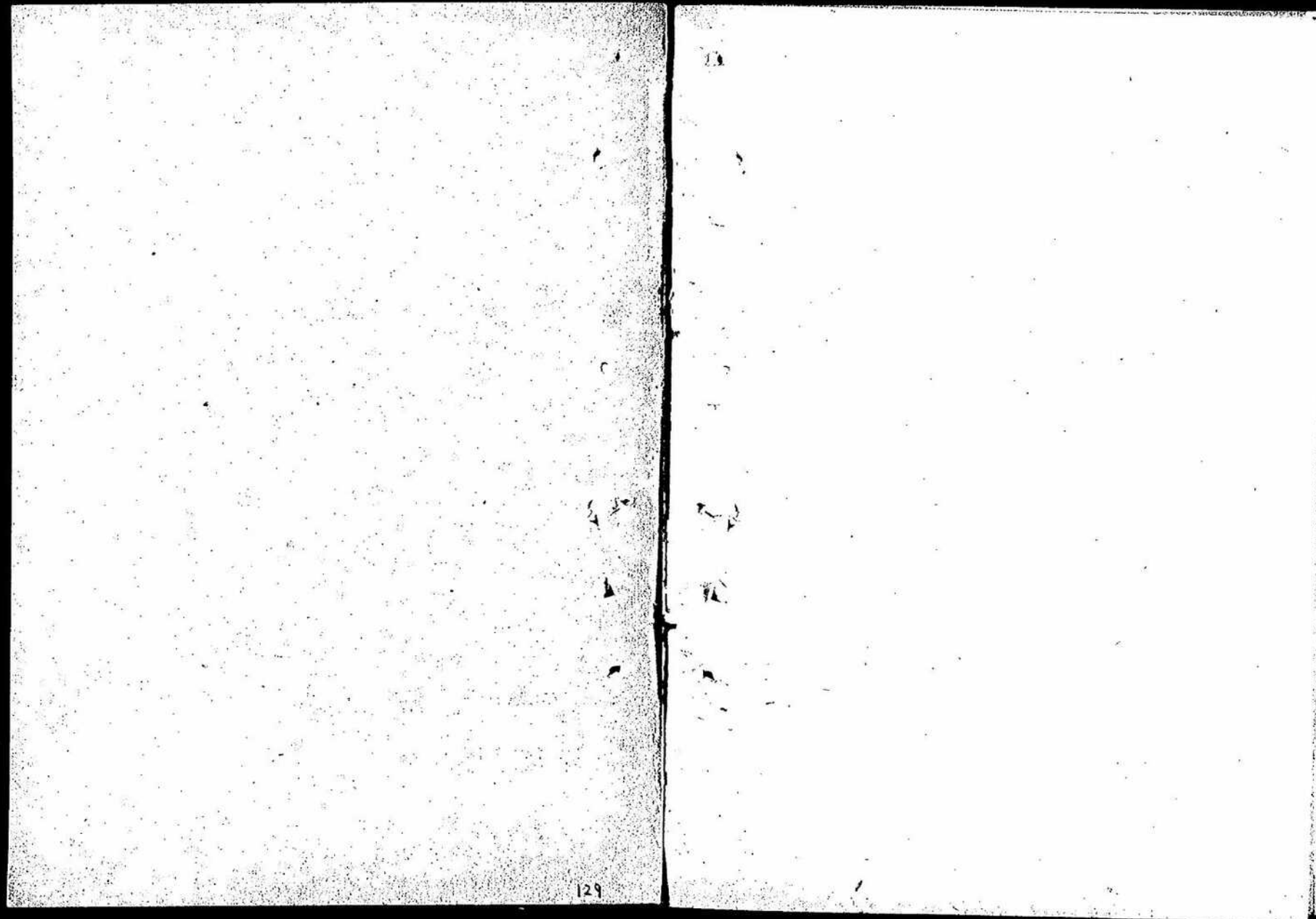
第六十七條 東京市町會規程及東京市町會規約準則ハ之ヲ廢止ス

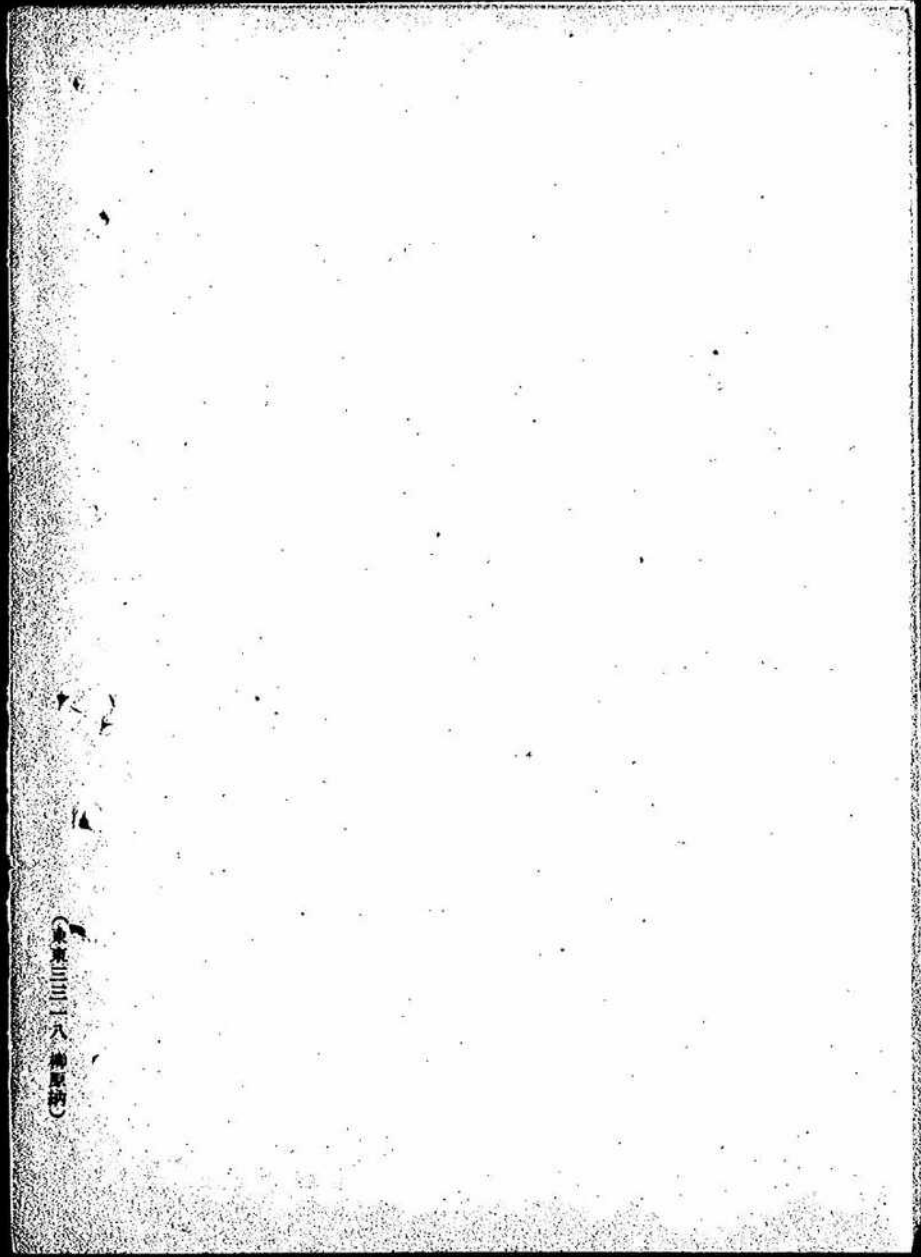
第六十八條 本規程施行ニ際シ第四條ノ規定ニ依リ新ニ區域ノ指定ヲ受ケザル町會ノ區域ハ仍從前ノ例ニ依ル

第六十九條 從來ノ町會ノ役員及隣組長ニシテ本規程ニ依ル町會ノ役員及隣組長ニ就任シタル者ノ任期ハ從來ノ任期ノ殘餘期間トス

第七十條 町會及隣組ノ防衛ニ關スル町會防衛長(町會長)、隣組防空群(隣組)及隣組防空群長(隣組長)ノ稱呼ハ當分ノ間仍從前ノ例ニ依ル







東京三十八番

内務省地方局調査(昭和十九年九月現在)

381807

38 pp.

町内會部落會等ニ關スル訓令通牒

内務省地方局内

自治振興中央會

(以印刷代厚紙)

町内會部落會等ニ關スル訓令通牒

目次

一、部落會町内會等整備ニ關スル訓令.....	一頁
二、部落會町内會等ノ整備指導ニ關スル件依命通牒.....	四頁
三、常會ノ社會教育の活用並ニ指導ニ關スル件通牒.....	七頁
四、隣保班ト家庭防空隣保組織トノ關係ニ關スル件通牒.....	七頁
五、方面委員制度ト部落會町内會等トノ關係ニ關スル件依命通牒.....	八頁
六、部落會及部落農業團體ノ調整ニ關スル件依命通牒.....	九頁
七、町内會長部落會長等ノ選舉運動ニ關スル件通牒.....	一〇頁
八、部落會町内會等ノ會費徵收ニ關スル件通牒.....	一二頁
九、部落會町内會等ノ財務其ノ他ノ監督ニ關スル件通牒.....	一三頁
一〇、常會定例日ノ設定ニ關スル件通牒.....	一五頁
一一、常會定例日設定要領中一部變更ニ關スル件通牒.....	一六頁

- 一二、常會徹底事項ノ調整方策ニ關スル件通牒……………一七頁
- 一三、常會徹底事項ノ通達ニ關スル件通牒……………一九頁
- 一四、大日本婦人會ノ支部設立ニ關スル件通牒……………一九頁
- 一五、町内會消費經濟施設整備ニ關スル件通牒……………二二頁
- 一六、部落會町内會健民部ノ整備ニ關スル件依命通牒……………二四頁
- 一七、町内會部落會納稅部ノ整備ニ關スル件依命通牒……………二五頁
- 一八、地方制度ノ改正ニ關スル件依命通牒……………二七頁
- 一九、大政翼贊會町内會部落會指導委員ノ設置ニ關スル件通牒……………二九頁
- 二〇、町内會部落會等ノ運營指導ニ關スル件依命通牒……………三一頁
- 二一、部落整備費助成ニ關スル件通牒……………三二頁
- 二二、市區町村綜合指導費補助ニ關スル件通牒……………三五頁
- 二三、町内會部落會中堅人物養成費補助ニ關スル件通牒……………三七頁

一、部落會町内會等整備ニ關スル訓令

内務省訓令第十七號

廳 府 縣

隣保團結ノ精神ニ基キ市町村內住民ヲ組織結合シ萬民翼贊ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムル爲左ノ要領ニ依リ部落會町内會等ヲ整備セントス仍テ之ガ實績ヲ舉グルニ努ムベシ

昭和十五年九月十一日

内務大臣 安 井 英 二

## 部落會町内會等整備要領

### 第一目的

- 一 隣保團結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ萬民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムルコト
- 二 國民ノ道德的鍊成ト精神の團結ヲ圖ルノ基礎組織タラシムルコト
- 三 國策ヲ汎ク國民ニ透徹セシメ國政萬般ノ圓滑ナル運用ニ資セシムルコト
- 四 國民經濟生活ノ地域的統制單位トシテ統制經濟ノ運用ト國民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト

### 第一組 織

#### 一 部落會及町内會

- (一) 市町村ノ區域ヲ分チ村落ニハ部落會、市街地ニハ町内會ヲ組織スルコト
- (二) 部落會及町内會ノ名稱ハ適宜定ムルコト
- (三) 部落會及町内會ハ區域内全戸ヲ以テ組織スルコト
- (四) 部落會及町内會ハ部落又ハ町内住民ヲ基礎トスル地域的組織タルト共ニ市町村ノ補助的ノ下部組織トスルコト
- (五) 部落會ノ區域ハ行政區其ノ他既存ノ部落的團體ノ區域ヲ斟酌シ地域的協同活動ヲ爲スニ適當ナル區域トスルコト
- (六) 町内會ノ區域ハ原則トシテ都市ノ町若ハ丁目又ハ行政區ノ區域ニ依ルコト但シ土地ノ狀況ニ應ジ必ズシモ其ノ區域ニ依ラザルコトヲ得ルコト
- (七) 必要アルトキハ適當ナル區域ニ依リ町内會聯合會ヲ組織スルコトヲ得ルコト

- (八) 部落會及町内會ニ會長ヲ置クコト會長ノ選任ハ地方ノ事情ニ應ジ從來ノ慣行ニ從ヒ部落又ハ町内住民ノ推薦其ノ他適當ノ方法ニ依ルモ形式的ニハ尠クモ市町村長ニ於テ之ヲ選任乃至告示スルコト
- (九) 部落會及町内會ハ必要ニ應ジ職員ヲ置キ得ルコト
- (一〇) 部落會及町内會ニハ左ノ要領ニ依ル常會ヲ設クルコト
  - (イ) 部落常會及町内常會ハ會長ノ招集ニ依リ全戸集會スルコト但シ區域内隣保班代表者ヲ以テ區域内全戸ニ代フルコトヲ得ルコト
  - (ロ) 部落常會及町内常會ハ第一ノ目的ヲ達成スル爲物心兩面ニ亘リ住民生活各般ノ事項ヲ協議シ住民相互ノ教化向上ヲ圖ルコト

#### 二 隣保班

- (一) 部落會及町内會ノ下ニ十戸内外ノ戸數ヨリ成ル隣保班(名稱適宜)ヲ組織スルコト
- (二) 隣保班ノ組織ニ當リテハ五人組、十人組等ノ舊慣中存重スベキモノハ成ルベク之ヲ採リ入ルルコト
- (三) 隣保班ハ部落會又ハ町内會ノ隣保實行組織トスルコト
- (四) 隣保班ニハ代表者(名稱適宜)ヲ置クコト
- (五) 隣保班ノ常會ヲ開催スルコト
- (六) 必要アルトキハ隣保班ノ聯合組織ヲ設クルコトヲ得ルコト

#### 三 市町村常會

- (一) 市町村(六大都市ニ在リテハ區以下同ジ)ニ市町村常會(六大都市ノ區ニ在リテハ區常會以下同ジ)ヲ設置スルコト
- (二) 市町村常會ハ市町村長(六大都市ノ區ニ在リテハ區長)ヲ中心トシ部落會長、町内會長又ハ町内會聯合會長及市町村内

各種團體代表者其ノ他適當ナル者ヲ以テ組織スルコト

(三) 市町村常會ハ市町村内ニ於ケル各種行政ノ綜合的運營ヲ圖リ其ノ他第一ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル各般ノ事項ヲ協議スルコト

(四) 市町村ニ於ケル各種委員會等ハ成ルベク市町村常會ニ統合スルコト

### 一、部落會町内會等ノ整備指導ニ關スル件依命通牒

(昭和十五年九月十一日內務省發地第九一號)  
各地方長官宛 內務次官依命通牒

本日內務省訓令第十七號ヲ以テ部落會町内會等ノ整備ニ關シ訓令相成候處之ガ整備並ニ指導ニ付テハ左記各號ノ事項ニ留意シ其ノ實效ヲ舉グルニ遺憾ナキヲ期セラレ度

#### 記

一、部落會、町内會及隣保班整備ニ付テハ其ノ目的ヲ充分徹底セシメ住民ノ理解ト協力ヲ促シ形式的整備ニ墮スルコトナキヤウ留意スルノ外左ノ方針ニ依ラシムルコト

(一) 既ニ部落會、町内會又ハ隣保班ノ設置ヲ見タル場合ト雖モ其ノ區域、構成等不適當ナルトキハ所定ノ方針ニ從ヒ必要ナル再編成ヲ爲スコト

(二) 部落會、町内會及隣保班ノ名稱ハ適宜ナルモ少クトモ其ノ本旨ヲ示スモノタルコト

(三) 部落會及町内會ノ區域ヲ定ムルニ當リテハ併セテ區域内ノ戸數ヲモ考慮ニ加フルコト

(四) 行政區其ノ他部落又ハ町内ヲ單位トスル各種團體ノ區域ヲ部落會又ハ町内會ノ區域ト一致セシムルヤウ整理統一スルコト

(五) 町内會聯合會ハ市(六大都市ニ在リテハ區)町村ノ區域内町内會數多數ナル場合必要ニ應ジ組織スルコトヲ得ルモ市(六大都市ノ區ヲ含ム)町村ヲ全區域トスル町内會聯合會ノ組織ハ之ヲ認メザルコト

(六) 部落會及町内會ノ會長ハ區域内ノ指導的人物ニシテ其ノ運營ニ專念シ得ル者ヲ力メテ選任スルコト

(七) 部落會又ハ町内會ノ區域ガ行政區ノ區域ト一致スル場合ニ在リテハ區長ヲ以テ部落會長又ハ町内會長トスルコト

(八) 部落會及町内會ニハ特ニ必要アル場合ノ外ハ役員ヲ置カザルコト

(九) 部落常會及町内常會ヲ區域内隣保班代表者ノミノ集會トスルハ區域内ノ戸數多數ニシテ全戸ヲ集會セシムルニ適セザル場合ノミニ限定スルコト

(一〇) 隣保班ノ組織ニ當リテハ地理的關係ノ外住民ノ職業關係ヲモ併セテ考慮スルコト

二、部落會、町内會及隣保班ノ運營ニ付テハ左ノ方針ニ依ラシムルコト

(一) 部落會及町内會ハ市町村長ノ統轄下ニ之ヲ置キ市町村内ノ融合統一ニ留意スルコト

(二) 部落會及町内會ハ其ノ本旨ニ鑑ミ常ニ區域内全住民ノ積極的協力ヲ促シ一部少數者ノ利用ニ委ヌルガ如キコトナキヤウ注意スルコト

(三) 部落會及町内會ハ市町村ノ補助的の下部組織トシテ市町村トノ緊密ナル連絡ノ下ニ必要ナル任務ヲ遂行セシムルコト但シ之ガ爲其ノ事務的負擔ヲ過重ナラシムルコトナキヤウ留意スルコト

(四) 部落會及町内會ノ活動内容ハ産業、經濟、教化、警防、保健衛生、社會施設其ノ他時局關係事務等住民ノ共同生活ニ關聯スル各般ノ事項ニ登ルモノナルヲ以テ必要ニ應ジ部落會及町内會ノ組織ニ部割ヲ設クル等ノ方法ニ依リ區域内各種團體ノ統合ヲ圖ルコト

(五) 部落會、町内會及隣保班ハ時局下ニ於ケル必要物資ノ増産、供出、配給及消費ノ規正等統制經濟ノ運用ニ付必要ナル機

能ヲ發揮セシムルコト

- (六) 部落常會及町内常會ハ少クトモ毎月一回之ヲ開催スルコト
- (七) 部落會、町内會及隣保班ハ夫々常會ノ適切ナル運用ニ依リ始メテ其ノ使命ヲ達成シ得ルモノナルニ因リ常會ノ指導ニ格段ノ努力ヲ拂フコト
- (八) 部落會及町内會ノ指導力ヲ充實スル爲中堅指導者ノ育成訓練ニ努ムルコト
- (九) 部落會及町内會ノ會費ノ徵收ハ合理的基準ニ依ルコトトシ徒ニ住民ノ負擔ヲ過重ナラシメザルヤウ留意スルコト
- (一〇) 部落會及町内會ノ會計事務ニ付テハ自主的監督方法ヲ採ルト共ニ隨時市町村長ニ於テ必要ナル監督的措置ヲ講ズルコト
- (一一) 部落會、町内會及隣保班ニ對スル各種行政ノ趣旨徹底ニ當リテハカメテ平易ナル周知方法ヲ講ズルコト
- 三、市町村常會(六大都市ノ區ニ在リテハ區常會以下同ジ)ノ設置ニ付テハ左ノ方針ニ依ラシムルコト
  - (一) 市町村常會ノ構成員ハ市町村長(六大都市ノ區ニ在リテハ區長)ニ於テ之ヲ選任スルコト
  - (二) 市町村常會ノ構成員ハ部落會長、町内會長又ハ町内會聯合會長及各種團體代表者ノ外關係官公吏、市町村會議員(市制第六條ノ區ニシテ區會ヲ設クルモノニ在リテハ區會議員)、學校職員及學識經驗者等ノ中ヨリ選任スルコトヲ得ルモ其ノ範圍ハ成ルベク少數トスルコト
  - (三) 市町村常會ハ市(六大都市ニ在リテハ區以下同ジ)町村內各種行政ノ綜合的運營ニ必要ナル企劃及實行上ノ連絡、市町村及市町村內各種團體相互間ノ連絡調整並ニ市町村ト部落會又ハ町内會トノ緊密ナル連絡ヲ圖ルニ之ヲ活用スルコト
  - (四) 市町村常會ハ少クトモ毎月一回之ヲ開催スルコト
  - (五) 市町村ニ於ケル既設ノ自治振興委員會、選舉肅正委員會等ハ之ヲ廢止スルコト

### 三、常會ノ社會教育的活用並指導ニ關スル件通牒

(昭和十五年十月十五日發社第三九五號)  
各地方長官宛計書 警保地方各局長通牒

今般內務省訓令第十七號ヲ以テ部落會、町内會等ノ整備ニ關シ訓令相成タル處各種常會ノ活用ハ社會教育ノ組織網トシテ社會教育ノ徹底ヲ圖ル爲最モ有效適切ナル方途タルノミナラズ常會ガ常ニ潑刺タル自發性ト實踐性トヲ保持シ其ノ本來ノ機能ヲ全ウスル爲ニモ常會内ニ於ケル相互教化ノ精神ヲ常ニ確保昂揚スルコトヲ必要トスルヲ以テ常會ノ社會教育的活用並ニ指導ニ付テハ今後一層關係方面トノ聯絡ヲ緊密ニシ其ノ實ヲ舉ゲラルル様御配意相成度  
追而右ハ內務省ト打合濟ニ付爲念申添フ

### 四、隣保班ト家庭防空隣保組織トノ關係ニ關スル件通牒

(昭和十五年十一月五日計第六三七二號)  
各地方長官宛計書 警保地方各局長通牒

本年九月十一日付內務省訓令第十七號「部落會町内會等整備要領」並ニ同日付內務省發地第九一號「部落會町内會等ノ整備指導ニ關スル件」依命通牒ト客年八月二十四日付內務省發書第一〇八號「家庭防空隣保組織ニ關スル件」依命通牒トノ關係ニ付テハ左記ノ通取扱方針決定相成候條御了知相成度

記

一、家庭防空隣保組織ハ今回ノ內務省訓令第十七號(以下單ニ訓令ト稱ス)隣保班ノ組織ニ統合セシムルコト但シ防空活動ニ關



シテハ「家庭防空隣保組織ニ關スル件」依命通牒（同日付計第五四五號防空課長、警務課長通知ヲ含ム）ニ依リ指導スルコト

- 二、隣保班ノ組織ニ當リテハ特ニ防空活動ニモ支障ヲ生ゼザルヤウ考慮シ既存ノ家庭防空隣保組織中適當ナルモノハ之ヲ存置シ不適當ナルモノハ再編成ヲ爲スコト
  - 三、隣保班ノ名稱ハ訓令ノ趣旨ニ依リ適宜之ヲ定ムルコト
  - 四、防空ニ關スル隣保班ノ育成ハ訓令ノ趣旨ニ基キ成ルベク市町村長之ニ當ルコト
- 家庭防空隣保組織要綱第四第一項但書ニ依リ警察（消防）署長隣保班ノ育成ヲ爲ス場合ニ於テモ市町村長ハ隣保班ノ一般の統轄ノ立場ニ在ルヲ以テ總括的事項ニ付テハ關係市町村長ト連絡協議シ之ヲ爲スコト

### 五、方面委員制度ト部落會町内會等トノ關係ニ關スル件依命通牒

（昭和十五年十一月七日發社第一六五號）  
各地方長官宛厚生省社會局長、內務省地方局長依命通牒

時局下扶掖ヲ要スル者ノ現状ニ鑑ミ方面委員制度ノ機能ヲ愈々發揮スベキハ勿論ナル處九月十一日內務省訓令第十七號ヲ以テ部落會町内會等ノ整備ニ關スル件訓令相成候ニ付テハ方面委員ノ任務遂行ニ當リ部落會、町内會等ト當ニ緊密ナル聯繫ヲ保ツノ要アルヲ以テ之等部落會、町内會等ノ幹部組織ニ方面委員ヲ加ハラシムル等適宜ノ方途ニ依リ兩者ノ有機的聯絡ヲ圖ルニ萬遺憾ナキヲ期セラレ度

### 六、部落會及部落農業團體ノ調整ニ關スル件依命通牒

（昭和十六年二月十七日內務省發地第二九號）  
各地方長官宛、內務、農林兩大臣依命通牒

首題ノ件ニ關シ今般內務農林兩省間ニ於テ左記ノ通決定相成候條御了知ノ上右趣旨ニ依リ部落會及部落農業團體ノ整備ヲ圖リ部落活動ノ一元的強化ノ爲兩者ノ圓滿ナル調整ニ付萬遺憾ナキヲ期セラレ度

記

部落會ハ部落ノ全住民ヲ構成分子トスル地域團體トシテ市町村ノ下部行政組織タルモノトシ部落農業團體ハ部落ニ於ケル農家ノ自主的團體トシテ部落ニ於ケル農業經濟ノ實行組織ナルヲ以テ互ニ代用關係ニ立ツコトナク夫々整備ヲ行フコトトスルモ兩者ノ圓滿ナル協調聯絡ヲ圖リ部落活動ヲ一元的ニ強化スル爲兩者ノ關係ハ組織上及活動上左ノ如ク之ヲ調整スルコト

- 一、純農村部落ニ於テハ出來得ル限り部落會ト部落農業團體ノ區域ヲ一致セシメ役員等ノ人的結合ヲ圖リ部落常會ト組合例會ヲ共通ナラシムル等ノ方法ニ依リ兩者ハ事實上一體トナリテ部落活動ニ遺憾ナカラシムルコト
- 二、純農村部落以外ノ部落ニ於テハ部落會ニ農業部等ノ部門ヲ設ケ部落農業團體ノ代表者ヲシテ其ノ任務ヲ擔當實行セシメ兩者ノ緊密ナル聯繫ヲ圖ルコト
- 三、部落農業團體ノ活動分野ハ農業經濟活動ノ範圍ニ之ヲ限定スルコトトシ部落會ノ事業中農業經濟ニ關スル事項ハ部落農業團體ヲシテ之ヲ實行セシムルコト從ツテ農事實行組合ニ設ケラレタル社會部、婦人部、青年部等ハ右趣旨ニ沿ヒ之ヲ夫々部落會ノ各部ニ改ムルコト

備考 本件ハ將來農業團體ノ整理統合ノ實施セラルル場合ヲ考慮外ニ置キタル暫定的措置トシテ諒解シ置クコト

七、町内會長部落會長等ノ選舉運動ニ關スル件通牒

(昭和十六年五月三十一日 警保局防發甲第一八號)  
各廳府縣長官宛(除北海道廳、警保地方兩局長通牒)

首題ノ件ニ關シ北海道廳ヨリ別紙甲號ノ如キ照會有之候ニ付別紙乙號ノ通回答致候條迄御參考及通報候

(甲號)

已情秘第七〇二號

昭和十六年四月十六日

北海道廳警察部長

泉

守

紀

內務省警保局長 橋本清吉殿

選舉運動ノ疑義ニ關スル件

昭和十五年九月十一日付內務省訓令第十七號ヲ以テ部落會、町内會等ノ整備ニ關スル件訓令相成木道ニ於テハ同年十一月二十日付北海道廳令ヲ以テ町内會、部落會ニ關スル規則ヲ制定公布ノ上施行中ナルガ本規則ニ依リ從來ノ市町村ニ於ケル區長及其ノ代理者ノ事務ハ町内會長及部落會長ニ移行セラレタル爲是等町内會長、部落會長ノ關係區域内ニ於ケル選舉運動ニ對シテハ當然衆議院議員選舉法第九十九條第二項ヲ適用取締スベキモノト思料セラルルモ現行選舉法ニ別段規定ナク取締上ノ疑義有之左記事項及別添廳令(北海道廳令第一百十一號町内會部落會規則ハ記載省略)ヲ御參照ノ上何分ノ御指示相煩度此段稟申候也

記

一、北海道各市町村ニ於テハ市制第八十二條、町村制第六十八條(北海道一級町村ニ準用)及北海道二級町村制第七十一條ノ規定ニ基キ區長及其ノ代理者ヲ設置シ市町村事務ノ一部ヲ擔當セシメツツアリシヲ以テ是等ノ關係區域内ニ於ケル選舉運

動ニ對シテハ衆議院議員選舉法第九十九條第二項ヲ適用シ取締ヲ爲シ得タリシガ前記ノ通町内會部落會ニ關スル北海道廳令ヲ公布實施セラレタルニ付從來ノ區長及其ノ代理者ノ市町村ニ於ケル擔當事務ハ本則ノ規定ニ依リ町内會長、部落會長(町内會、部落會ニ各部ヲ設ケ部長ヲ選任、部長ハ其ノ屬スル區域内ニ於ケル事務ニ關シ會長ヲ補佐スルヲ以テ市制及町村制ニ依ル區長代理ニ該當ス)等ニ移行セラレタル結果區長及其ノ代理者ハ法律的ニハ現存シ居ルモ實質的ニハ自然消滅シ事實上ノ事務ハ町内會長、部落會長(部長ヲ含ム)ニ於テ擔當シ居ルヲ以テ事實上ニ於テハ市制及町村制ニ依ル區長及其ノ代理者ト同一法條ヲ適用シテ取締ルベキモノト思料セラルルモ現行選舉法ニ是等ノ關係區域内ニ於ケル選舉運動ニ對シ適用條項ナキト雖モ此ノ儘放任センカ依ツテ來ル弊害甚大ナルヲ以テ現ニ執行豫定ノ管下各市町村會議員補缺選舉ニ當リテハ自肅ニ關スル協定中合ニ依リ當該町内會長、部落會長其ノ他ニ對シ關係區域内ニ於ケル選舉運動ヲ爲サシメヌ様取

締中ニ有之

(乙號)

警保局防發乙第八六號

昭和十六年五月三十一日

內務省警保局長、內務省地方局長

北海道廳長 官殿

選舉運動ノ疑義ニ關スル件(回答)

本年四月十六日付已情秘第七〇二號ヲ以テ貴道警察部長ヨリ照會ニ係ル首題ノ件ハ現行選舉法第九十九條第二項ノ適用ナキハ當然ノ儀ニ有之候ヘ共町内會長、部落會長等ノ選舉運動ヲ其ノ儘放任スルニ於テハ町内會、部落會等ノ實情ニ鑑ミ將來其ノ運營上弊害尠カラザルヲ豫想セラルルノミナラズ之等ノ者ト町民部落民等トノ間ノ特種事情ニ依リ稍モスレバ選舉犯罪ニ觸ルル者ヲ多カラシムル虞アルヲ以テ其ノ關係區域内ニ於ケル之等ノ者ノ選舉運動ハ自發的ニ之ヲ爲サザル様可然御指導相成様致度右及回答候

八、部落會町内會等ノ會費徵收ニ關スル件通牒

(昭和十六年七月二十四日地發乙第三三七號)  
各地方官宛、地方局長通牒

標記ノ件ニ關シ愛知縣知事ヨリ別紙甲號ノ如キ照會有之乙號ノ通回答致候條爲念

追テ右回答ハ官公署、學校等ハ所在ノ部落會町内會等ノ活動ニ積極的ニ協力スベキハ勿論ノ儀ナルモ其ノ性質上會費ヲ徵收スルガ如キハ不適當ト被認趣旨ニ有之候條右ノ趣旨御含ミノ上指導上遺憾ナキヲ期セラレ度特ニ申添候

(甲號)

振號外

昭和十六年六月二十四日

內務省 地方局長 殿

愛知縣知事

部落會町内會等ノ會費徵收ニ關スル件照會

標記ノ件ニ關シ實施上左記事項疑義相生シ候ニ就テハ至急何分ノ御指示相煩度此段及照會候

記

一、官公署、學校、官公署ノ出張所、駐在所又ハ之ニ準ズベキモノ等ニ對シ部落會、町内會費ヲ賦課スルモ差支ナキヤ

(乙號)

地發乙第三三七號

昭和十六年七月二十四日

內務省 地方局長

愛知縣知事 殿

部落會町内會等ノ會費徵收ニ關スル件

客月二十四日付振號外ヲ以テ標記ノ件ニ關シ御照會相成候處官公署、學校等ヨリ部落會町内會等ノ會費ヲ徵收スルハ適當ナラザル儀ト被存候條御了知相成度尤モ此等施設内ニ世帯ヲ有スル者ヨリ會費ヲ徵收スルハ當然ノ儀ト被存候

九、部落會町内會等ノ財務其ノ他ノ監督ニ關スル件通牒

(昭和十六年十一月一日地發乙第四一三號)  
各地方官宛、內務省地方局長通牒

時局ノ推移ト共ニ部落會町内會等ノ任務ハ愈々複雑多岐ニ亘ルノ情況ニ有之從テ近時其ノ事務ノ増大ト經費ノ増嵩ニ伴ヒ部落會町内會等ノ財務其ノ他ニ關シ時ニ多少ノ紛議ヲ惹起スル向モ有之哉ニ及聞候處部落會町内會等ノ任務ノ重大化ニ從ヒ一層其ノ指導監督ヲ嚴ニシ之ガ社會的信賴ヲ高ムルト共ニ財務ノ運用ニ付テモ極力戰時國策ニ順應セシムルハ寔ニ緊要ト被認候ニ付右ノ趣旨ニ沿ヒ左記ニ依リ部落會町内會等ノ指導監督ニ萬全ヲ期セラレ度

記

一、部落會町内會等ノ財務ノ運用ニ付テハ特ニ左ノ事項ニ留意シ指導監督ヲ加フルコト

(一) 時局ニ鑑ミ極力經費ノ節約ニ努メシムルト共ニ時局下真ニ必要ナル事業又ハ施設ノ擴充ニ要スル經費ニ付テモ成ルベク既定經費ノ按配工夫ニ依リ支辨セシメ徒ニ會費ヲ増徴シ又ハ寄附金ノ募集ヲ行フガ如キコトナキヤウ住民ノ負擔過重ヲ

極力防止スルコト

(二) 集會所又ハ事務所等部落會町内會等ノ用ニ供スル施設ニ付テハ資材勞力不足ノ際努メテ既存ノ適當ナル施設ヲ利用スル

等ノ方法ニ依リ其ノ新設ヲ抑止スルコト

(三) 道路工事、學校建築又ハ相當規模ノ防空施設等本來市町村ノ經費ヲ以テ支辨スベキ事業ニ付キ其ノ負擔ヲ部落會町内會等ニ轉嫁スルガ如キコトナキヤウ留意スルコト

(四) 會計事務ノ取扱ニ付テハ一府自主的監督ヲ徹底シ經費ノ嚴正ヲ期セシムルト共ニ豫算、決算、會費ノ負擔共ノ他重要財務ニ付テハ必ズ部落會、町内會等ニ協議セシムルコトトシ苟モ住民ノ疑惑ヲ招クガ如キコトナカラシムルコト

二、部落會町内會等ニ於テ會費ヲ増徴シ又ハ寄附金ヲ募集セントスルトキハ豫メ市町村長ノ承認ヲ要スルモノトスルコト

部落會町内會等ヲ通ズル各種團體等ノ寄附金募集(後援會名義等ニ依ル寄附金類似ノモノヲ含ム)ニ付テハ豫メ市町村長ノ指示ナキ限リ部落會長、町内會長等ハ協力スルヲ得ザルモノトスルコト

三、市町村長ヲシテ定時又ハ隨時ニ部落會、町内會等ノ會計監査ヲ勵行セシムルコト

四、部落會町内會等ノ役職員ニシテ苟モ其ノ地位ヲ利用シ又ハ權限ヲ濫用シ延テハ部落會町内會等ノ信用ヲ失墜シ住民ノ觀感ヲ招クガ如キ所爲ナキヤウ指導監督ヲ加フルコト就中左ノ事項ニ留意スルコト

(一) 役員ノ選任又ハ推薦ニ付テハ特ニ慎重公正ヲ期セシムルコト

(二) 物資ノ配給等住民生活ニ至大ノ關係ヲ有スル事務ノ運用ニ付テハ特ニ嚴正公平ヲ期セシムルコト

(三) 住民ニ對スル自治的制裁手段トシテ除名又ハ物資ノ配給事務ノ取扱停止ヲ爲スガ如キ越權の所爲ハ嚴ニ之ヲ戒ムルコト

### 一〇、常會定例日ノ設定ニ關スル件通牒

(昭和十六年十一月二十日地發乙第四三〇號  
各地方長官宛 內務省地方局長通牒)

現下ノ時局ニ即應シ常會ヲ通ジテ迅速且計畫的ニ國策ヲ徹底セシムルコトハ極メテ緊要ナルモノアルニ鑑ミ別紙「常會定例日設定要領」ニ依リ常會ノ定例日開催ヲ勵行セシムルコトト致度ニ付テハ左記ニ依リ之ガ適切ナル實施方可然御配意相成度

記

一、各常會定例日ハ之ヲ劃一的ニ同日ト爲スコトナク指導上必要ナル相當ノ期間ヲ設ケタルヲ以テ其ノ設定ニ當リテハ之ガ趣旨ヲ充分尊重セシムルコト

二、隣保常會ハ毎月一日ノ興亞奉公日トノ關係ヲ考慮シ其ノ前後(部落常會又ハ町内常會終了後ヨリ毎月五日迄)ニ定例日ヲ設ケルヲ得ルコトトセルモノナルモ興亞奉公日ニ於ケル隣保常會ノ開催ハ強制ニ亘ルコトナキヤウ留意スルコト

三、常會定例日設定ノ上ハ官公署、各種團體等關係各方面ニ對シ之ガ周知徹底ヲ圖ルト共ニ定例日ノ積極的活用ヲ徹底シ以テ戰時下ニ於ケル事務能率ノ合理下ニ資セシムルコト

四、本要領ハ之ヲ十二月二十日以降ニ於テ開催セラルベキ市町村常會ヨリ實施スルコトトスルモ從來ノ慣行其ノ他地方ノ實情ヲ斟酌シ漸次本要領ニ準據セシムルヤウ指導スルコト

(別紙)

常會定例日設定要領

常會定例日ハ夫々左ノ期間内ニ於テ之ヲ設定スルコト

市町村(六大都市ニ在リテハ區以下同ジ)常會

部落常會及町内常會

隣保常會

備考

自毎月二十日至毎月二十五日

自市町村常會終了後至毎月五日

自部落常會又ハ町内常會終了後至毎月五日

一、部落常會及町内常會ノ定例日設定ノ終期(至毎月五日)ハ隣保常會ヲ開催スル場合ニ在リテハ當然之ヲ繰上グ別ニ適當ナル終期(例ヘバ至毎月末)ヲ定ムルコト

一、町内會聯合會又ハ隣保班聯合組織ニ於テ常會ヲ開催スル場合ハ右ノ期間内ニ於テ前後常會定例日ノ連絡ヲ考慮シ適當定例日ヲ定ムルコト

一、土地ノ事情ニ依リ已ムヲ得ズ右期間中ニ定例日ヲ定メ難キ場合ハ適宜其ノ前後ニ於テ之ヲ定ムルヲ得ルコト

一、常會ハ臨時開催ノ要アル場合ヲ除キ定例日開催ヲ勵行スルコト

### 一、常會定例日設定要領中一部變更ニ關スル件通牒

(昭和十七年一月十二日地發乙第六號)  
各地方長官宛 内務省地方局長通牒

客年十一月二十日付地發乙第四三〇號ヲ以テ常會定例日ノ設定ニ關スル件及通牒置條處今般大詔奉戴日設定ノ次第モ有之右通牒ニ依ル常會定例日設定要領ハ左記ノ通一部變更相成候條可然御取計相成度

追テ右ハ大詔奉戴日トノ關係ヲ考慮シ其ノ前後ニ隣保常會ノ定例日ヲ設クルヲ得シムル趣旨ニ有之候モ從來ノ與亞奉公日トノ關

係ト同様大詔奉戴日ニ於ケル常會ノ開催ハ強制ニ亘ルコトナキヤウ充分御留意相成度特ニ申添候

記

常會定例日設定要領中

部落常會及町内常會

隣保常會

備考一ノ中(至毎月五日)トアルヲ(至毎月十日)トス

至毎月五日トアルヲ至毎月十日トス

至毎月五日トアルヲ至毎月十日トス

### 一、常會徹底事項ノ調整方策ニ關スル件通牒

(昭和十六年十二月十三日地發乙第四四九號)  
各地方長官宛 内務省地方局長通牒

標記ノ件ニ關シ今般別紙ノ通次官會議ニ於テ決定相成候條御了知相成度

追テ常會徹底事項ノ調整ニ關シ貴道(府縣)ニ於テモ本件ノ趣旨ニ即應シ適切ナル方途ヲ講ズルヤウ御措置相成度申添候

常會徹底事項ノ調整方策

(昭和十六年十二月十一日)  
次官會議決定

近時隣保組織ノ整備セラルルニ伴ヒ常會ノ使命愈々重キヲ加フルヤ各方面ヨリ之ガ協力ヲ求ムルモノ相次グ状態ナル處中央ニ於テ之ニ對スル適切ナル調整ノ方法ヲ缺ク爲却テ其ノ效果ヲ減殺サルルノ傾向アルニ鑑ミ常會ニ對スル徹底事項ヲ重點的ニ統制シ以テ國策ノ強力且敏速ナル浸透ヲ期スルノ要アリ依テ今回常會定例日ノ全國的統制ノ實施ヲ機トシ左記要項ニ依リ常會徹底事項ノ調整方策ヲ實施セントス

- 一、各廳及大政翼賛會ニ於テ毎月ノ常會ニ對シ徹底セシメントスル事項（典亞泰公日ノ實踐項目ヲ含ム）ハ豫メ情報局ニ於テ開催ノ「各廳情報官會議」（毎月十日迄ニ開催）ニ提案スルコト  
團體其ノ他ノ主管スル事項ハ所管官廳ヲ通ジテ提案スルコト  
臨時緊急ヲ要スル事項アルトキハ情報局（第五部第四課）又ハ内務省（地方局振興課）ニ連絡スルコト
- 二、右「各廳情報官會議」ハ各廳情報官及情報局關係官ノ外内務省關係官、大政翼賛會、東京府並ニ東京市關係者ヲ加フルコト
- 三、右「各廳情報官會議」ニ提案セラレタル事項ニ付情報局、内務省、大政翼賛會ニ於テ協議ヲ爲シ毎月ノ常會徹底事項ヲ決定スルコト
- 四、右ニ依リ決定シタル常會徹底事項ハ内務省ヨリ之ヲ地方廳ニ通達シ地方ニ於ケル常會ノ運営上國策徹底ノ重點的事項トシテ取上ゲシムルコト  
尙中央ヨリ常會ニ對シ協力ヲ求ムル事項ニシテ右決定ニ依ラサルモノハ努メテ之ヲ抑制スルコト
- 五、右常會徹底事項ハ情報局ニ於テ週報、寫眞週報ノ「常會ノ頁」ニ發表スルト共ニ關係機關ニ於テ夫々之ガ趣旨徹底ノ方法ヲ講ズルコト  
本實施要項ハ昭和十六年十二月ヨリ之ヲ實施スルコト

一三、常會徹底事項ノ通達ニ關スル件通牒

（昭和十七年九月三日地發乙第三二八號）  
各地方長官宛 内務省地方局長通牒

標記ノ件ニ付テハ從來本省ヨリ各地方長官宛通達致居候處爾今大政翼賛會ヨリ各道府縣支部長宛通達スルコトニ變更候條御了知ノ上大政翼賛會ヲシテ克ク之ガ趣旨ヲ徹底セシムルヤウ指導相成度

一四、大日本婦人會ノ支部設立ニ關スル件通牒

（昭和十七年一月十四日地發乙第八號）  
各地方長官宛 内務省地方局長、軍事保護院援護局長通牒

本月九日付援發第五號ヲ以テ標記ノ件ニ關シ軍事保護院援護局長、陸軍省兵務局長、海軍省軍務局長、並ニ文部省社會教育局長ト共ニ別途通牒相成候處右通牒ノ左記各項ノ内六及七ノ事項ニ關シテハ左記ニ依リ措置スルヤウ可然御取計相成度

記

- 一、六大都市ノ區及大都市ニシテ二以上ノ支部ヲ設立スルノ要アル向ニ在リテハ右支部ノ區域ハ可成町内會聯合組織ノ區域ニ依ラシムルコト
- 二、部落會町内會ノ婦人部長ト部落會町内會班トハ「部落會町内會ト新婦人團體下部機構トノ關係ニ關スル件政府部内諒解事項」ニ基キ同一人ト爲スベキ儀ニ付之ガ人選ニ當リテハ市町村長（六大都市ニ在リテハ區長）ト市町村支部長（六大都市

市ニ在リテハ區支部長)協議ノ上婦人部長及婦人班長トシテ眞ニ適任ト認メラルル者ヲ銓衡決定セシムルコト尙其ノ他ノ役員アルトキモ亦同様取扱ハシムルコト

(別紙)

部落會町内會ト新婦人團體下部機構トノ關係ニ關スル件政府部内諒解事項

部落會町内會ト新婦人團體下部機構トノ關係ニ付テハ我國婦人ノ活動ガ古來家ヲ中心トシテ行ハルルヲ本旨トスルノ國情ニ鑑ミ家ヲ單位トスル綜合團體タル部落會町内會ト新婦人團體ノ下部實踐組織トガ眞ニ組織上並ニ活動上一體ノ實ヲ擧ゲ得ルヤウ特ニ左ノ措置ヲ講ズルモノトス

- 一、部落會町内會ノ區域ニ新婦人團體ノ班ヲ置キ會員ハ必ズ其ノ班員タラシムルコト
- 部落會町内會ニ事務機構トシテ婦人部ヲ置クコト
- 一、部落會町内會ノ婦人部長ト新婦人團體ノ部落會町内會ノ班ノ班長トハ同一人トスルコト其ノ他ニ役員アルトキ亦同ジ
- 一、新婦人團體ノ部落會町内會班ノ會合ハ出來得ル限リ部落會町内會又ハ隣保常會ヲ活用スルコト
- 一、新婦人團體ノ部落會町内會班ガ速ニ部落會町内會内ノ有資格全婦人ヲ網羅スルニ至ルヤウ新婦人團體ハアクマデ全國婦人ヲ一丸トスル婦人國民組織トシテ之ヲ育成指導スルコト

一五、町内會消費經濟施設整備ニ關スル件通牒

昭和十七年十月二十九日 地發乙第二五〇號  
各地方長官宛 內務省地方局長、農林省總務局長、商工省企業局長、厚生省生活局長通牒

戰時下國民經濟生活ノ確保安定ニ努ムルハ喫緊ノ要事ニ有之、之ガ爲物資配給機構ノ整備ニ即應シ町内會ニ於ケル消費經濟施設ノ整備ヲ圖リ、以テ下部配給機構ト消費者トノ連繫協調ヲ保チ進ンデ生活必需物資ノ配給並ニ消費ノ合理化ヲ促進スルハ極メテ緊要ト被存候條之ガ整備ヲ必要トスル町内會ニ付テハ別記第一町内會消費經濟部設置要綱及別記第二消費經濟部設置ニ關スル注意事項ヲ參酌シ夫々都市ノ實情ニ即シ適切ナル方途ヲ講ゼシメラルル様致度此段及通牒候也

別記第一

町内會消費經濟部設置要綱

- 一、都市ニ於ケル生活必需物資ノ配給及消費問題ノ重要性ニ鑑ミ配給機關ト消費者トノ連繫其ノ他配給消費ノ合理化ヲ圖ル爲必要ニ應ジ町内會ニ消費經濟部ヲ設置スルコト
- 二、消費經濟部ニ部長一名、委員若干名ヲ置クコト
- 部長ハ町内會員中ヨリ町内會長之ヲ選任スルコト
- 委員ハ町内會員及町内會ヲ配給區域トスル配給業者(之ニ準ズル者ヲ含ム以下同ジ)中ヨリ町内會長之ヲ選任スルコト
- 消費經濟部ニハ成ル可ク專任職員ヲ置クコト
- 消費經濟部ニ於テハ概ネ左ノ事業ヲ行フコト

(イ) 配給機關トノ連繫

(ロ) 切符制、通帳制、登録制其ノ他ニ依ル割當配給制度ノ運用

(ハ) 生活必需物資ノ消費數量調査

(ニ) 消費及配給ニ關スル啓發並訓練

(ホ) 其ノ他消費ノ合理化

四、消費經濟部ニハ必要ニ應ジ配給協議會ヲ設クルコト、但シ物資別ニ之ヲ設クルヲ得ルコト

五、配給協議會ハ町内會長之ヲ主宰シ部長、委員(關係外配給業者タル委員ハ之ヲ除クコトヲ得)及當該物資配給關係者中ヨリ選任シタル者ヲ以テ之ヲ構成スルコト

六、配給協議會ハ行政廳ノ指示ニ從ヒ生活必需物資ノ配給ニ關スル事項ニ付協議スルコト

七、土地ノ事情ニ依リ必要トスルトキハ町内會聯合會ニ於テモ消費經濟部ヲ設置スルコト

八、消費經濟部設置ノ場合ニ於テ從來之ニ相當スル部制ヲ有スル町内會ニ於テハ其ノ業務ヲ之ニ統合スルコト

## 別記 第二

### 消費經濟部設置ニ關スル注意事項

一、消費經濟部ノ部長ノ選任ニ付テハ消費經濟ニ付識見ヲ有シ成ル可ク現ニ生活必需物資配給業ニ携ハラザル公正ナル人物ヲ以テ之ニ充ツルコト

二、委員ノ選任ニ付テハ左ニ依ルコト

1 委員ノ數ハ適當ナル數ニ依ルベキモ成ル可ク少數ナラシムルト共ニ町内會員ヨリ選任スル委員ノ數ト配給業者ヨリ選任スル委員ノ數トハ成ル可ク同數トスルコト

2 町内會員中ヨリ選任スベキ委員ハ成ル可ク隣保班代表者中ヨリ前號ニ準ジ選任スルコト

3 配給業者中ヨリ選任スベキ委員ハ當該町内會ヲ配給區域トスル生活必需物資(差當リ主要食糧、生鮮食糧品、家庭用燃料等)小賣配給業者並之ニ準ズベキ配給機關代表者ヲ選任スルコト

三、經費其ノ他ノ關係上專任職員ノ設置ヲ困難トスル場合ニハ他ノ職員又ハ町内會員ヲシテ其ノ事務ヲ行ハシムルコト

四、消費經濟部事業ノ運営ニ當ツテハ左ノ事項ニ留意スルコト

1 消費經濟部ハ生活必需物資ノ配給、消費ノ合理化ヲ圖ル爲下部配給機關ト消費者トノ連繫ヲ圖ルベキモ配給事業其ノモノニ進出シテ配給業者トノ間ニ摩擦ヲ生ゼザル様留意スルコト

2 切符制其ノ他ニ依ル配給制度ノ運用ニ當ツテハ其ノ趣旨ノ普及徹底ヲ期スルト共ニ配給業者、消費者間ノ協調ヲ圖リ其ノ紛爭ニ對シテモ之ガ解決ヲ斡旋スルコト

3 消費經濟部ニ於テハ多額ノ資金ノ投下ヲ要シ又ハ危險負擔ヲ伴フ虞アル事業ハ之ヲ行ハザルコト

五、配給協議會開催ノ場合ハ其ノ都度市區町村及警察當局ト緊密ナル連絡ヲ圖ルコト

六、配給協議會ニ於ケル協議事項ハ當該物資ノ配給ニ關スル具體的事項(政府又ハ地方行政廳ニ於テ決定指示シタルモノヲ除ク)並配給業者、消費者間ノ連絡協調ノ爲必要ナル各種事項ニ付協議スルコト

七、配給協議會ニ於テ決定セル事項ト雖モ重要ナル事項ハ町内常會ニ於テ協議スルコト

八、町内會聯合會又ハ部落會等ニ於テ消費經濟部ヲ設置セントスル場合ハ本注意事項ノ趣旨ニ準ジテ取扱ヲ爲スコト



一六、部落會町内會健民部ノ整備ニ關スル件依命通牒

(昭和十八年四月八日內務省發地第六六號)  
各地方長官宛、內務、厚生兩省官依命通牒

皇國民ノ永續的増強ヲ圖リ戰時下實質剛健ナル國民生活態勢ヲ確立スルノ要愈々緊切ナルニ鑑ミ、部落會町内會ニ健民部等ノ機構ヲ整備シ、以テ健民對策ノ育成強化ヲ圖リ汎ク國民ヲシテ健民實踐ノ實ヲ舉ゲシムルハ極メテ適當ト被存候條、之ガ整備ヲ必要トスル部落會町内會ニ付テハ、概ネ左記ノ要領ニ依リ、夫々地方ノ實情ニ即シ適切ナル方途ヲ講ゼシメラル様致度

記

一、部落會町内會ニ健民部等ノ機構ヲ設クルコトトシ、土地ノ事情ニ依リ必要アルトキハ町内會聯合會ニ於テモ健民部ヲ設クルコト

從來之ニ相當スル部制ヲ有スル部落會町内會(町内會聯合會ヲ含ム以下同ジ)ニ於テハ、其ノ事業ヲ之ニ統合スルコト  
二、健民部ニハ部長一名、要スレバ委員若干名ヲ置クコト

部長及委員ハ部落會員又ハ町内會員ヨリ部落會長又ハ町内會長之ヲ選任スルコト  
委員ハ部長ヲ輔ケ、成ルベク保健衛生、結婚獎勵、母子保護、體力鍊成等必要ナル事務ヲ分任スル建前トスルコト

部長及委員ノ選任ニ付テハ健民對策ニ付識見ト熱意トヲ有シ、率先垂範其ノ實踐育成ニ專念シ得ル人物ヲ得ルニ努ムルコト  
三、健民部ニ於テハ概ネ左ノ事項ヲ實踐スルコト

- (イ) 體力検査其ノ他健康診斷ニ關スル事項
- (ロ) 武道及體鍊、修鍊其ノ他體力向上ニ關スル事項

(ハ) 結核其ノ他傳染病ノ豫防ニ關スル事項

(ニ) 母子保健ニ關スル事項

(ホ) 出生増加ノ獎勵及結婚ノ獎勵斡旋ニ關スル事項

(ヘ) 榮養ノ改善ニ關スル事項

(ト) 環境衛生ニ關スル事項

(チ) 其ノ他實質剛健ナル國民生活ノ確立ニ關スル事項

四、健民部ノ活動ニ當リテハ區域内ノ醫師、齒科醫師、藥劑師其ノ他健民對策ノ實踐指導上適當ナル者ヲシテ卒先之ニ當ラシムルヤウ指導スルコト

五、健民部ノ指導ニ當リテハ地方ノ實情ニ即シ之ガ適切ナル自治的活動ノ促進ニ重點ヲ置キ、形式的整備ニ流レザルヤウ留意スルコト

六、從來ノ衛生組合ニシテ地方ノ實情ニ應ジ部落會町内會ニ統合スルヲ適當ト認ムルモノハ之ヲ統合セシメ、其ノ行フ事業ハ部落會町内會ノ健民部ヲシテ實施セシムルヤウ指導スルコト

一七、町内會部落會納稅部ノ整備ニ關スル件依命通牒

(昭和十八年五月十九日內務省發地第六六號)  
各地方長官宛、內務、大藏兩省官依命通牒

納稅施設法ノ施行ニ伴ヒ國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ納付ヲ容易確實ナラシムルト共ニ國民納稅體制ノ確立ニ資スル爲町内會部落會ニ納稅部等ノ機構ヲ整備ヲ圖ルハ極メテ適當ト被認候條之ガ整備ヲ必要トスル町内會部落會ニ付テハ概ネ左記ノ要領ニ依リ夫々

地方ノ實情ニ即シ適切ナル方途ヲ講ゼシムル様致度

記

一、町内會部落會ニ納稅部等ノ機構ヲ設クルコト

從來之ニ相當スル部制ヲ有スル町内會部落會ニ於テハ其ノ事業ヲ之ニ統合スルコト

二、納稅部ニハ部長一名、要スレバ委員若干名ヲ置クコト

部長及委員ハ町内會員又ハ部落會員中ヨリ町内會長又ハ部落會長之ヲ選任スルコト

委員ハ部長ヲ輔ケ納稅事業ニ關スル事務ニ從事スルコト

部長及委員ノ選任ニ付テハ人格高潔ニシテ會員ノ信用厚キハ勿論率先垂範、熱意ヲ以テ會員ヲ指導スル人物ヲ得ルニ努ムル

コト

多年納稅組合長トシテノ經歷ヲ有シ且前項ニ該當スル者ノ如キハ之ヲ部長又ハ委員ニ選任スルヲ適當ト認メラルルコト

三、納稅部ニ於テハ納稅施設法第一條ニ掲グル事項ヲ掌ルコト

四、納稅部ニ於テハ金錢ノ取扱ヲ爲スコト多キヲ以テ其ノ經理ニ遺憾ナキヲ期セシムベク必要ニ應ジテハ經理ノ監査ニ當ル者ヲ

置カシムル等之ガ組織及運用ニ付實情ニ即シ適切ナル方途ヲ講ズルコト

五、職域納稅組合以外ノ納稅組合ハ地方ノ實情ニ應ジ漸次町内會部落會ニ統合セシメ其ノ事業ハ町内會部落會ノ納稅部ヲシテ實

施セシムルヤウ指導スルコト

### 一八、地方制度ノ改正ニ關スル件依命通牒

(昭和十八年六月二日內務省發地第八五號  
各地方長官宛 內務次官依命通牒)

標記ノ件ニ關シ本日別途訓令(內務省訓令ハ記載省略)相成候處右趣旨ヲ體シ特ニ左記各項御留意ノ上本件實施ニ關シ萬遺憾ナキヲ期セラレ度

追而貴管下各市町村ニ對シ關係事項遺漏ナク御示達ノ上之ガ周知徹底方ニ關シ適切ナル措置ヲ講ゼラレ度

記

(前略)

第七、町内會部落會及其ノ聯合會ニ關スル事項

町内會部落會及其ノ聯合會ニ關スル規定ノ運用ニ付テハ町内會部落會等ノ本質ニ深キ考慮ヲ拂ヒ一面之ガ健全ナル自主的

發達ヲ害ハザルヤウ特ニ留意シ概ネ左ノ方針ニ則リ之ヲ行フモノトスルコト

一、町内會部落會等ノ財産及經費ノ管理ニ關スル市町村長ノ措置ニ付テハ

(1) 此等會計事務ノ取扱ニ關シ當該事務職員等ニ對シ市町村長ニ於テ適切ナル指導ヲ與フルコト

(2) 會計ノ適正ヲ期スル爲メ市町村長ニ於テ必要ナル報告ヲ徴シ特ニ必要アリト認ムルトキハ實地ニ就キ其ノ情況ヲ調査シ過

誤アルトキハ之ガ是正改善ヲ命ズルコト此ノ場合努メテ懇切ヲ盡シ權柄ニ涉ラザルヤウ特ニ留意セシムルコト

(3) 經費ノ調達使用ニ付テハ努メテ之ガ節省ヲ圖ラシメ濫リニ會費ノ増徴等ヲ爲サザルヤウ市町村長ニ於テ適切ナル指導監

督ヲ加フルコト

二、町内會部落會等ノ區域ノ變更ニ關スル市町村長ノ措置ニ付テハ區域ノ過大過少ナル等區域ノ著シク不適當ナル場合ニ於テ之が是正ニ關シ市町村長ニ於テ必要ナル指導ヲ加ヘ事情已ムヲ得ザル場合ニ於テ市町村長ニ於テ之ガ變更ヲ命ズルモノトシ此ノ場合町内會部落會等ノ意向ニ付テハ充分ナル考慮ヲ拂ヒ濫リニ一方的強制ニ涉ルガ如キコトナキヤウ留意セシムルコト

三、町内會部落會等ノ自己ノ名ヲ以テスル財産ノ所有ニ付テハ町内會部落會等ノ活動ニ伴フ財産ニ付其ノ管理ノ適正ヲ期スル方途トシテ本制度ノ活用ヲ認メ特ニ本制度ノ結果町内會部落會等ガ濫リニ財産ヲ所有セントスル弊風ヲ馴致セシメザルヤウ留意スルコト

尙市町村長市制第八十八條ノ二第二項又ハ町村制第七十二條ノ三第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ告示スルノ取扱ト爲スコト

四、町内會部落會等ノ長ヲシテ市町村長ノ事務ノ一部ヲ援助セシメ得ル規定ニ付テハ之ガ爲濫リニ市町村ノ事務ヲ町内會部落會等ニ轉嫁シ其ノ負擔ヲ過重ナラシムルガ如キコトナキヤウ特ニ留意セシムルト共ニ町内會部落會等ノ長ヲシテ市町村長ノ單純ナル下級補助者トシテ遇スルガ如キ弊ニ陥ラザルヤウ戒シムルコト

五、町内會部落會等ノ區域内ニ於ケル各般ノ施設活動ハ支障ナキ限り之ヲ町内會部落會等ニ統合シ成ルベク末端組織ノ簡素化ヲ圖ルヤウ指導上意ヲ致スコト

六、町内會部落會等ノ整備狀況ニ應ジ存置ノ要ナキニ至レル行政區ハ之ヲ廢止セシムルコト  
(後略)

(市制町村制中關係條文抜萃)

市制第八十八條ノ二第一項 市長ハ町内會部落會及其ノ聯合會ノ財産及經費ノ管理並ニ區域ノ變更ニ關シ必要ナル措置ヲ講ズルコトヲ得

第二項 市長ノ許可ヲ得タル場合ニ於テハ町内會部落會及其ノ聯合會ハ自己ノ名ヲ以テ財産ヲ所有スルコトヲ得

同 第九十四條第四項 市長ハ町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ援助セシムルコトヲ得

町村制第七十二條ノ三第一項 町村長ハ町内會部落會及其ノ聯合會ノ財産及經費ノ管理並ニ區域ノ變更ニ關シ必要ナル措置ヲ講ズルコトヲ得

第二項 町村長ノ許可ヲ得タル場合ニ於テハ町内會部落會及其ノ聯合會ハ自己ノ名ヲ以テ財産ヲ所有スルコトヲ得

同 第七十八條第三項 町村長ハ町内會部落會及其ノ聯合會ノ長ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ援助ヲセシムルコトヲ得

一九、大政翼賛會町内會部落會指導委員ノ設置ニ關スル件

(昭和十八年九月十七日地發乙第二三七號)  
(各地方長官宛 內務省地方局長通牒)

今回大政翼賛會ニ於テハ町内會部落會等ヲ通ジ大政翼賛運動ノ一段ノ徹底ヲ圖ル爲政府ト緊密ナル連絡ノ下ニ中央本部及都道府縣支部ニ町内會部落會指導委員ヲ設置スルコトト相成リ來ル十月一日ヨリ實施ノ旨別ニ大政翼賛會事務總長ヨリ貴支部長宛通牒セラレタル處右ハ大政翼賛運動ノ推進ヲ圖ル爲町内會部落會等ニ於ケル之ガ實踐活動ノ一段ノ徹底ヲ期シ主トシテ其ノ實際的指導ニ當ラシメントスル趣旨ニ出ヅルモノナルヲ以テ貴支部ニ於ケル之ガ實施ニ付テハ政府並ニ貴廳ニ於ケル町内會部落會指導ノ方針ニ則リ常時貴廳ト緊密ナル連絡ノ下ニ實際的效果ヲ擧グシムルヤウ留意スルト共ニ指導委員ノ人選運用等ニ關シ格段ノ御協力相成様致

追テ貴廳ニ於テ町内會部落會中堅人物養成講習會ヲ主催スル場合ハ成ルベク大政翼賛會支部ヲ共催セシムル等ノ方法ニ依リ大政翼賛會支部ヲシテ十分協力セシムルト共ニ相互ニ事業ノ重複ヲ避クルノ措置ヲ講ゼラレ度尙自治振興中央會ニ於ケル講師派遣斡旋ノ事業ハ從前通り繼續實施スルモノナルニ付併セテ御含置相成度

### 二〇、町内會部落會等ノ運營指導ニ關スル件依命通牒

(昭和十九年二月二十六日發地第一五號)  
各地方長官宛 內務省地方局長通牒

町内會部落會等ノ運營ニ關シテハ屢次ノ通牒ニ基キ夫々適實ナル指導ヲ加ヘラレツツアルコトト存シ候處現下ノ戰局ノ要請ニ即應シ愈々隣保ノ團結ヲ強化シ之ガ運營ヲシテ戰力増強ニ寄與セシムルノ要緊切ナリト被存候ニ付テハ之ガ指導ニ當リ一層隣保自治ノ本義ヲ徹底セシムルト共ニ左記ニ依リ之ガ運營ノ重點化ト事務ノ簡素化トヲ圖リ以テ戰時下愈々此ノ本來ノ機能ヲ發揮セシムルニ努メラレ度

#### 記

- 一、町内會部落會等ノ實踐指導ニ當リテハ戰局ノ要請ニ即應シ戰力増強上當面緊要ナル施策ノ實踐ヲ主トシ重點的活動ヲ爲サシムルト共ニ益々自主的實踐ノ實ヲ擧グルニ努メシムルコト
- 二、町内會長部落會長等ヲシテ行ハシムル事務ニ付テハ自由裁量ノ餘地多ク運用上弊害ヲ生ズルノ虞アルガ如キ事項ハ之ヲ避ケシメ町内會部落會等ヲシテ隣保自治ノ本義ニ即シ健全ナル發達ヲ遂ゲシムル様指導スルコト
- 三、町内會部落會等ノ事務負擔ノ現況ニ鑑ミ能ク限リ之ガ簡素化ヲ圖ルノ要アルヲ以テ事務又ハ勞務ノ單ナル轉嫁ト目セラルル事項又ハ不要不急ノ事務ニ付テハ之ガ利川ヲ爲サシメザルモノトスルコト尙緊要ノ事務ニ付テモ其ノ實施方法等ニ關シ之ガ簡素化ニ努ムルコト
- 四、關係官公署又ハ民間諸團體ニ於テ町内會部落會等ニ對シ事務ノ依頼ヲ爲サントスル場合ハ必ず市區町村ヲ經由セシムルコトトシ市區町村長ヲシテ常時町内會部落會等ノ事務負擔ノ調整ヲ圖ラシムルコト

五、町内會部落會等ノ行フ會合行事等ニ付テハ之ヲ重點的且效率的ナラシメ尙モ住民ノ職分奉公ヲ妨ゲ戦力増強ニ支障ヲ生ゼシムルガ如キコトナキ様特ニ留意セシムルコト

### 二、部落整備費助成ニ關スル件通牒

(昭和十九年五月三十日發地第七九號)  
各地方長官宛 內務次官通牒

昭和十九年度ニ於テ町内會部落會ノ整備運営ニ關スル施設及助成ノ爲支出スベキ經費ニ對シ別紙要綱ニ基キ助成可相成候條眞ニ實效ヲ舉グル様御施措相成度

追テ貴府縣ニ對スル助成額左記ノ通ノ見込ニ付御了知相成度

助成見込額	記
内	
都廳府縣指導費助成見込額	四
都市町村指導費助成見込額	四

### (別紙)

#### 昭和十九年度部落整備費助成要綱

##### 第一助成ノ目的

町内會部落會ノ整備及運営ニ關スル指導ノ充實ヲ圖ル爲昭和十九年度ニ於テ都廳府縣ノ行フ施設及助成ニ對シ本要綱ニ依リ助成金ヲ交付スルモノトス

##### 第二助成ノ種類及助成額

一、都廳府縣指導費助成  
本助成ハ町内會部落會ノ整備及運営ニ關シ都廳府縣ノ指導費ニ對シ之ヲ爲スモノトシ其ノ對象トナルベキ經費ハ地方駐在囑託員諸費トス

##### 二、都市町村指導費助成

1 本助成ハ東京都ニ於テ區ノ存スル區域ノ町内會ノ整備運営上支出スベキ經費並ニ都廳府縣ニ於テ市町村ノ町内會部落會整備及運営指導費ニ對シ助成ノ爲支出スベキ經費ニ對シ之ヲ爲スモノトス

2 本助成ニ基ク都廳府縣ノ行フ助成ハ町内會部落會數等ヲ考慮シ全市町村ニ配分シ速ニ之ヲ交付スルコト

##### 第三助成ノ手續

一、助成ノ申請ハ左ノ事項ヲ具シ昭和十九年六月三十日迄ニ內務大臣ニ之ヲ爲スコト

1 地方駐在囑託員配置數但シ申請ノ際缺員中ナルトキハ缺員トナリタル年月日及補充見込年月日等ヲ附記スルコト

2 東京都ニ在リテハ區ノ存スル區域ノ町内會指導運営計畫ノ大要

3 市町村ニ對スル指導費助成金配分方法ノ要領

4 關係歳入歳出豫算拔萃

(議決年月日、經費内譯附記ノコト)

5 其ノ他參考トナルベキ事項

二、都廳府縣ニ於テ市町村ニ對シ助成ヲ爲サントスルトキハ左ノ條件ヲ附スルコト

1 年度經過後直ニ精算報告ヲ爲スベキコト

2 助成ノ趣旨ニ違反シタルトキハ助成金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルベキコト

三、都廳府縣ハ年度經過後直ニ左ノ事項ヲ内務大臣ニ報告スルコト

1 經費精算書

2 前項2ニ基キ助成金ノ還付ヲ爲サシメタルトキハ其ノ經過概要

四、助成ノ趣旨ニ違反シタルトキハ助成金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルベキコト

### 二二、市區町村綜合指導費補助ニ關スル件通牒

(昭和十九年五月三十日發地第七九號)  
各地方長官宛 内務次官通牒

昭和十九年度都廳府縣ニ於テ支出セラルベキ市區町村綜合指導費ニ對シ別紙要綱ニ基キ國庫補助金ヲ交付スルコトト相成候ニ付テハ右趣旨ニ則リ適切ナル計畫ヲ樹立シ充分ノ效果ヲ收ムルニ努メラレ度  
追テ貴府縣ニ對スル補助額ハ左記ノ通ノ見込ニ付御了知相成度

補助見込額

四

(別紙)

#### 昭和十九年度市區町村綜合指導費補助要綱

第一 補助ノ目的

市町村内ニ於ケル各種施策ノ綜合的經營、町内會部落會ノ整備其ノ他市區町村ノ綜合指導ヲ充實センガ爲昭和十九年度ニ於テ都廳府縣ノ支出スル經費ニ對シ本要綱ニ依リ補助金ヲ交付スルモノトス

第二 補助事業及補助額

本補助ハ市町村内ニ於ケル各種施策ノ綜合的經營、町内會部落會ノ整備其ノ他市區町村ノ綜合指導ノ爲都廳府縣ノ支出スル經費

費ニ對シ之ヲ爲スモノトス、補助ノ對象トナルベキ經費ハ資料費雜給及雜費トス

第三 補助ノ手續

一、補助ノ申請ハ左ノ事項ヲ具シ昭和十九年六月三十日迄ニ内務大臣ニ之ヲ爲スコト

1 指導計畫ノ大要

2 關係歳入歳出豫算抜萃（議決年月日、經費内譯附記ノコト）

3 其ノ他參考トナルベキ事項

二、指導ノ實施狀況及經費ノ精算書ハ年度經過後直ニ内務大臣ニ報告スルコト

三、補助ノ趣旨ニ違反シタルトキハ補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルベキコト

二三、町内會部落會中堅人物養成費補助ニ關スル件通牒

（昭和十九年五月三十日發地第八〇號）  
（各地方長官宛 内務次官通牒）

昭和十九年度ニ於テ支出セラルベキ町内會部落會中堅人物養成費ニ對シ別紙要綱ニ基キ國庫補助金ヲ交付スルコトト相成候ニ付テハ右趣旨ニ則リ適切ナル計畫ヲ樹立シ充分ナル效果ヲ收ムルニ努メラレ度  
追テ貴府縣ニ對スル補助額ハ左記ノ通ノ見込ニ付御了知相成度

記

補助見込額

四

（別紙）

昭和十九年度町内會部落會中堅人物養成費補助要綱

第一 補助ノ目的

町内會部落會ノ指導運営ニ當ルベキ中堅人物ヲ養成スル爲昭和十九年度ニ於テ都廳府縣ノ支出スル經費ニ對シ本要綱ニ依リ補助金ヲ交付スルモノトス

第二 補助事業及補助額

一、補助金額ハ町内會部落會ノ指導運営ニ當ルベキ中堅人物養成ノ講習ヲ行フ爲都廳府縣ニ於テ支出スル經費ノ三分ノ二以内ノ

額トス

三八

二、前項ノ講習ハ左ノ要領ニ依リ行フモノナルコト

- 1 時局下町内會部落會ノ使命愈々重大ナルニ鑑ミ之ガ指導運営ニ當ルベキ中堅人物ノ教養鍊成ヲ目的トスルモノナルコト
- 2 受講者ノ員數ハ概ネ左ノ標準ニ依リ其ノ多寡ニ應ジ適宜區分シ實施スルコト

市及東京都ノ區並五大都市ノ區

一市區

七名以上

町 村

一町村

三名以上

3 講習期間ハ一回二日以上トシ成ルベク合宿セシムルコト

第三 補助ノ手續

一、補助ノ申請ハ左ノ事項ヲ具シ昭和十九年六月三十日迄ニ内務大臣ニ之ヲ爲スコト

1 講習計畫ノ大要

2 關係歳入歳出豫算拔萃

(議決年月日、經費内譯附記ノコト)

3 其ノ他參考トナルベキ事項

二、講習ノ實施狀況及經費ノ精算書ハ年度經過後直ニ内務大臣ニ報告スルコト

三、補助ノ趣旨ニ違反シタルトキハ補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルベキコト



(石川印刷所納 東葉三二八)

東京都公報

昭和十九年四月十五日 第四百二十一號

部令

東京都令第三十六號

東京都民世帯規則左ノ通定ム

昭和十九年四月十五日

東京都長官 大 遠 茂 雄

第一章 總則
第一條 都民世帯(以下世帯ト稱ス)ハ都民ノ世帯現況ヲ明確ニシテ生活必需品ノ配給共ノ他都民生活ノ安定確保ヲ圖ル爲メ基礎原素トス
第二條 本規則ニ於テ世帯トハ住居及家計ヲ共ニスル者ノ集團ヲ謂フ其ノ一人ナルトキ亦同ジ
家計ヲ共ニスルモ住居ヲ別ニスル者又ハ住居ヲ共ニスルモ家計ヲ別ニスル者ハ一世帯トス其ノ一人ナルトキ亦同ジ

第二章 申告登錄手續
第七條 申告ハ所定ノ申告書ニ依リ所屬ノ隣組長ヲ經テ町會長ニ提出スベシ
第八條 申告書ニ爲サントスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前條ニ規定スルモノノ外轉出證明書ヲ提出スベシ但シ都外ニ居住セル者又ハ轉出證明書ヲ提出スベシ但シ世帯外ニ居住セル者ハ衣料切符、本人宛書簡其ノ他都民世帯ヲ證明スルニ足ル資料ヲ提示シ以テ之ニ代フルコトヲ得

第三章 報告
第十四條 隣組長ハ組内世帯ノ現況ヲ毎月一日現在ニ於テ調査シ隣組別世帯現況報告書ヲ其ノ月二日迄ニ町會長ニ提出スベシ
第十五條 町會長ハ隣組長ノ提出シタル世帯現況報告書ヲ世帯票ニ照合シ町會別世帯現況報告書ヲ作成シ之ヲ毎月五日迄ニ區長ハ町會長ヲ提出シタル町會別世帯現況報告書ヲ集計シ上區別世帯現況報告書ヲ毎月十日迄ニ都長官ニ提出スベシ

東京都公報 第四百二十一號 昭和十九年四月十五日

附則 本規則ニ必要ナル様式ハ別表ノ通之ヲ定ム

○都令 都民世帯規則
○訓令 町會助成金交付事務手續
○告示 町會助成金交付規程
私立武藏小山商店街青年學校廢止認可

私立鐵道工業部青年學校名稱變更認可
江東區西產組合役員選任認可
北多摩郡馬西產組合役員選任認可

第六條 但書ノ規定ニ依リ市町村役場ニ於テ世帯票ノ保管ヲ爲サザルトキハ前項各號ニ規定スル市町村長ニ對シテ送付又ハ報告ハ之ヲ要セズ
第七條 添附ノ異動票ハ別ニ定ムル所ニ依リ處理スベシ

第九條 轉出證明書ヲ提出シタル世帯員アリタルトキ紛失毀損其ノ他已ムラ得ザル事由ニ依リ同一事項ニ付轉出證明書ヲ二通以上發行スル要アルトキハ區長ノ許可ヲ受クベシ
第十條 轉出證明書發行ニ際シ手数料ノ額ヲ徵收スルコトヲ得

第十四條 水上生活者ニ關シテハ隣組長、町會長、區長ノ事務ハ夫夫所屬地帯間屋、所屬會社又ハ所屬組合長、水上警察署長之ニ當ルモノトシ所屬地帯間屋又ハ所屬組合長トキハ水上生活者ハ直接水上警察署長ニ登錄ノ申告ヲ爲スベシ
第十五條 世帯票登錄ノ日附ハ町會長申告書ヲ受理シタル日トス

第十一條 前條ノ規定ハ虛偽ノ申告ヲ爲シタル者ニ之ヲ準用ス
第十二條 町會長ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依リ世帯票ヲ兼備スベシ
一 世帯票ノ新設ヲ要スル申告ヲ受理シタルトキハ世帯票二通ヲ作成シ一通ヲ市町村長ニ送付スベシ
二 異動申告ヲ受理シタルトキハ登錄事項ヲ訂正シ申告書ヲ市町村長ニ送付スベシ
三 世帯轉出共ノ他ニ依リ不用トナリタル世帯票ハ之ヲ削除シ市町村長ニ報告スベシ

第十七條 水上生活者ニ關シテハ隣組長、町會長、區長ノ事務ハ夫夫所屬地帯間屋、所屬會社又ハ所屬組合長、水上警察署長之ニ當ルモノトシ所屬地帯間屋又ハ所屬組合長トキハ水上生活者ハ直接水上警察署長ニ登錄ノ申告ヲ爲スベシ
第十八條 世帯票登錄ノ日附ハ町會長申告書ヲ受理シタル日トス

第十三條 前條ノ規定ニ依リ町會長市町村長ニ對シ送付又ハ報告ヲ爲シタルトキハ市町村長ハ前條ノ定ムル所ニ準シ世帯票ヲ兼備スベシ
第十四條 隣組長ハ組内世帯ノ現況ヲ毎月一日現在ニ於テ調査シ隣組別世帯現況報告書ヲ其ノ月二日迄ニ町會長ニ提出スベシ
第十五條 町會長ハ隣組長ノ提出シタル世帯現況報告書ヲ世帯票ニ照合シ町會別世帯現況報告書ヲ作成シ之ヲ毎月五日迄ニ區長ハ町會長ヲ提出シタル町會別世帯現況報告書ヲ集計シ上區別世帯現況報告書ヲ毎月十日迄ニ都長官ニ提出スベシ

第十九條 町會長及隣組長ハ世帯票ノ事務取扱ニ際シ知得タル事項ヲ他ニ漏洩シ又ハ世帯票ヲ他ノ閱覽ニ供スルコトヲ得ズ
第二十條 本規則ニ必要ナル様式ハ別表ノ通之ヲ定ム

第十六條 區長ハ町會長ヲ提出シタル町會別世帯現況報告書ヲ集計シ上區別世帯現況報告書ヲ毎月十日迄ニ都長官ニ提出スベシ
第十七條 水上生活者ニ關シテハ隣組長、町會長、區長ノ事務ハ夫夫所屬地帯間屋、所屬會社又ハ所屬組合長、水上警察署長之ニ當ルモノトシ所屬地帯間屋又ハ所屬組合長トキハ水上生活者ハ直接水上警察署長ニ登錄ノ申告ヲ爲スベシ
第十八條 世帯票登錄ノ日附ハ町會長申告書ヲ受理シタル日トス

第二十一條 本規則ハ昭和十九年五月一日ヨリ之ヲ施行ス
第二十二條 昭和十七年七月東京市告示第三百八十五號東京市市民世帯票兼備要綱及昭和十七年七月東京市令甲第八十號東京市市民世帯票兼備規程ハ之ヲ廢止ス

第二十條 本規則ニ必要ナル様式ハ別表ノ通之ヲ定ム
第二十一條 本規則ハ昭和十九年五月一日ヨリ之ヲ施行ス
第二十二條 昭和十七年七月東京市告示第三百八十五號東京市市民世帯票兼備要綱及昭和十七年七月東京市令甲第八十號東京市市民世帯票兼備規程ハ之ヲ廢止ス

第二十三條 本規則ハ昭和十九年五月一日ヨリ之ヲ施行ス
第二十四條 昭和十七年七月東京市告示第三百八十五號東京市市民世帯票兼備要綱及昭和十七年七月東京市令甲第八十號東京市市民世帯票兼備規程ハ之ヲ廢止ス

可認物便郵種三第 日七月五年五正大

附則 本規則ニ必要ナル様式ハ別表ノ通之ヲ定ム

第一號様式  
(様式)

「注意」

- (一) 印の欄は風市町村助産部發給で記入す
- (二) 文字は青又は黒のインキで記入すること
- (三) 同一の記入事項でも「同上」と記入せず必ず繰返し記入すること

東京都民世帯票		○		○	
所屬町會又は部落會名					
所轄警察署名	區市郡		町村丁目		番地
世帯所在地					
區	區	區	區	區	區
數	數	數	數	數	數
室	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
數	數	數	數	數	數
互換設備ありなし	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし	ありなし
放事	放事	放事	放事	放事	放事
放事せず	放事せず	放事せず	放事せず	放事せず	放事せず
氏名世帯主印					
日本標準規格 B 6					

故の内外 號

第一號様式  
(様式)

氏名	世帯主の性別	出生の年月日	數へ年	職	業	外食	本籍地	備考	世帯人員	
									男	女
	男女	年月日	才	甲乙丙						
	男女	年月日	才	甲乙丙						
	男女	年月日	才	甲乙丙						
	男女	年月日	才	甲乙丙						
	男女	年月日	才	甲乙丙						
	男女	年月日	才	甲乙丙						
	男女	年月日	才	甲乙丙						
	男女	年月日	才	甲乙丙						
	男女	年月日	才	甲乙丙						
	男女	年月日	才	甲乙丙						
	男女	年月日	才	甲乙丙						

東京都警視廳

第一號様式 (補助票)

都民世帯票  
 世帯主 (世帯主) 氏名

世帯所在地 区市町村丁目番地  
 区市町村丁目番地

氏名	世帯主との続柄	性別	出生の年月日	数～年	職	業	外食	本籍地	備考
		男女	年月日	才	甲乙丙	)			
		男女	年月日	才	甲乙丙	)			
		男女	年月日	才	甲乙丙	)			
		男女	年月日	才	甲乙丙	)			
		男女	年月日	才	甲乙丙	)			
		男女	年月日	才	甲乙丙	)			
		男女	年月日	才	甲乙丙	)			
		男女	年月日	才	甲乙丙	)			
		男女	年月日	才	甲乙丙	)			
		男女	年月日	才	甲乙丙	)			

枚の内第 號

第二號様式 (表頭)

異動申告書  
 本書記載ノ通異動有之候條及申告條也  
 昭和 年月 日  
 (住所) (氏名可)  
 長股  
 受付 昭和 年 月 日  
 各町 各組  
 印長組 印長會町  
 先轉移住所ノ元 世帯所在地ノ異動  
 室數 現在 屋敷數 現在 瓦折敷備 現在 外車 現在 事由  
 世帯設備ノ異動  
 日本郵便規則 A 5

異動申告書に關する注意事項

氏名	世帯主トシテノ氏名	出生年月日	數ハ年	性別	業	三食外食ノ有無	本籍	地
		年 月 日	歳					
		年 月 日	歳					
		年 月 日	歳					
		年 月 日	歳					
		年 月 日	歳					
		年 月 日	歳					

第二號様式(世帯)

町會長印	異動	前記給所	氏名	數ハ年	性別	甲乙丙	外食	備考	世帯員ノ數	増減

第三號様式

第三號様式  
 (第 號)  
 林田 證明書  
 東京都

元住所	世帯主	氏名	出生年月日	數ハ年	性別	職	業	備考
			年 月 日					
			年 月 日					
			年 月 日					
			年 月 日					
			年 月 日					

第四號様式

月世帯現況報告書		報告者印
報告者		
前月	本月	差引
世帯數		
人口數		
男		
女		
計		
外食者數		
甲		
乙		
丙		
計		

注意事項

訓令

東京都訓令第八十二號

東京都助成金交付事務手続左ノ通定ム  
 昭和十九年四月十五日  
 局長 官 官房  
 役 生 官  
 所 局 房

第一條 東京都助成金交付事務手続ニ依リテ  
 第二條 東京都助成金交付事務手続ニ依リテ  
 第三條 東京都助成金交付事務手続ニ依リテ  
 第四條 東京都助成金交付事務手続ニ依リテ  
 第五條 東京都助成金交付事務手続ニ依リテ  
 第六條 東京都助成金交付事務手続ニ依リテ  
 第七條 東京都助成金交付事務手続ニ依リテ  
 第八條 東京都助成金交付事務手続ニ依リテ

東京都公報 第二百二十一號 昭和十九年四月十五日

東京都公報 第百二十一號 昭和十九年四月十五日

第十條 區長區内各町會ニ對シ助成金ノ交付ヲ了シタルトキハ速ニ第三號様式ニ依リ都長官ニ報告スベシ報告ヲ爲シタル後追加交付ヲ爲シ又ハ返還セシメタルトキ亦同シ

第十一條 區長ハ規程第二條第二項及第九條ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ都長官ニ之ヲ具申シ其ノ指揮ヲ仰グベシ二十日以内ニ別段ノ指揮ヲ爲サザルトキハ區長適當ナル措置ヲ講ズベシ

規程第八條ニ定ムル措置ハ區長之ヲ爲スベシ

附則  
本手續ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

第一號様式

年 月 日 町 會 長 名

區 長 名 宛  
昭和 年度 町會助成金交付申請書  
標記助成金交付相成度東京都町會助成金交付規程第六條ニ基キ添附書類相添此段及申請候也

第二號様式  
昭和 年度 區町會歳入出豫算書  
一 歳入出豫算書  
二 歳入出豫算書

昭和 年度町會助成金交付報告

町會名 四月一日現在町會事務員一級事務員計

在任事務員 設置助成金助成費計

計

告示

◎東京都告示第四百十七號  
東京都町會助成金交付規程左ノ通定ム  
昭和十九年四月十五日 東京都長官 大津 茂 雄

第一條 東京都町會助成金交付規程  
別ニ定ムルモノヲ除ク外本規程ノ定ムル所ニ依リ

第二條 助成金ハ東京市町會規程ニ準據スル町會ニ對シ之ヲ交付ス

第三條 町會ニシテ助成金ノ交付ヲ適當ナラズト認ムルモノニ對シテハ之ヲ交付セザルコトアルベシ

第四條 助成金ハ町會ノ世帯數其ノ他ノ標準トシテ其ノ交付額ヲ定ム

第五條 本規程ニ定ムル助成金ハ町會事務員設置助成金及一般事務員設置助成金ニ專任ノ町會事務員ヲ設置スル經費ニ充當セシムル爲之ヲ助成ス

第六條 町會事務員設置助成金ハ町會ノ事務費ニ充當セシムル爲之ヲ交付ス

第七條 本規程ニ於テ專任ノ町會事務員ト稱スルハ町會ノ事務ヲ擔任セシムル爲町會ガ職務スル職員ヲ謂フ

第八條 本規程ニ基キ町會ノ交付ヲ受ケントスル町會ハ毎年四月末日迄ニ左ノ事項ニ關スル調査ヲ添附シ區長ニ交付申請ヲ爲スベシ

一 四月一日現在世帯數

二 當該年度歳入出豫算書並ニ前年度歳入出決算書

三 町會事務員ニ關シ別ニ都長官ノ指定シタル事項

四 前各號ノ外都長官ノ指定シタル事項

第七條 交付シタル助成金ノ使途ニ關シ報告ヲ求メ又ハ會計檢査ヲ行フコトアルベシ

第八條 町會事務員ニ對シ其ノ年度内ニ支給セル給料手當等ノ給與總額ガ町會事務員設置助成金ノ交付額ニ充タザルトキハ其ノ超過スル金額ヲ返還セシム

第九條 町會ノ運営其ノ他ノ實情助成ノ主旨ニ副ハザルモノアリト認メタルトキハ助成金ノ交付ヲ留保シ或ハ減額シ若ハ取消シ又ハ既ニ交付シタル助成金ノ一部若ハ全部ヲ返還セシムルコトアルベシ

第十條 本規程ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

第十一條 昭和十四年三月東京市町會事務員設置助成金交付規程及昭和十六年五月東京市町會事務員規程ハ之ヲ廢止ス

◎東京都告示第四百十八號  
私立武藏小山商店街青年學校校址止ノ件昭和十九年四月一日認可セリ  
昭和十九年四月十五日 東京都長官 大津 茂 雄

◎東京都告示第四百十九號  
私立練鵠戶青年學校ノ名稱ヲ私立練鵠戶工業青年學校ニ變更ノ件昭和十九年四月一日認可セリ  
昭和十九年四月十五日 東京都長官 大津 茂 雄

◎東京都告示第四百二十號  
江東區西區產組合役員選任ノ件昭和十九年四月六日左ノ通認可セリ  
昭和十九年四月十五日 東京都長官 大津 茂 雄

◎寄附受領 東京都神田區飯沼町二丁目三番地財團法人三谷報恩會理事長三谷ていより東京都内都立國民學校在籍兒童中ノ飲食者ニ對シ給食費トシテ金貳仟圓寄附アリタリ

◎雜 事

組合長 小泉 覺 造 (非組合員)

組合副長 大貫 謙 三郎 (組合員)

組合長 宮部 政 次郎 (組合員)

組合副長 加村 要 藏 (同)

同 村 山 新 平 (同)

◎東京都告示第四百二十一號  
東京府北多摩郡馬場區產組合役員選任ノ件昭和十九年四月六日左ノ通認可セリ  
昭和十九年四月十五日 東京都長官 大津 茂 雄

發行日 火・木・土曜日

發行所 東京都新聞社

電話九ノ内九〇八番(代表)

印刷所 東京都新聞社

電話九ノ内九〇八番

〔定價金四錢八厘〕

(東京一三七)

381809

三十五區町會・隣組・人口調（一九一〇一現在）

區名	町會數	隣組數	世帯數	人口
總町	三一	八九四	一〇四八五	三九七三〇
日本橋	五八	一七三八	二六四四九	七九七〇六
芝	六三	一六五六	二四〇八四	五七八九七
京橋	七六	二〇二九	三〇一〇六	八九九〇〇
麻布	八〇	三〇九九	四一〇八	一二六六七
赤坂	四七	一五〇五	一六六九一	六六一一四
四谷	二九	一〇五〇	一六三二七	四一、二七三
牛込	三〇	一、四八五	一、六四〇	五三九八九
小石川	六八	二、四八八	二、六六二	九四六〇五
本郷	六〇	二、二五八	二、六六二	九四六〇五
下谷	六二	二、四八八	二、六六二	九四六〇五
淺草	七四	三、〇三三	三、七九九	一、〇六三二
本所	八七	三、九八七	四、九一八	一、〇六三二
品川	九〇	四、〇一三	四、九一八	一、〇六三二
目黒	七二	三、二〇一	四、〇一三	一、〇六三二
荏原	六一	三、三九五	六、〇五一	一、四七六三七
大森	一〇八	五、八三〇	六、〇五一	一、四七六三七
蒲田	九五	六、〇三〇	五、〇〇五	一、四七六三七
世田谷	一二〇	六、一八五	六、八二一	一、四七六三七
澁谷	七六	四、九四九	五、三五四	一、九九五六
澁谷	六〇	三、七六三	三、九四〇	一、四三三二
中野	九一	四、五四三	四、九六四	一、四三三二
杉並	九六	五、六五六	五、八五九	一、四三三二
豊島	一六	六、六二二	六、八二二	一、四三三二
瀧野川	四七	二、七五二	二、六七三	一、〇七一七
荒川	一〇一	六、三三六	六、八七三	一、〇七一七
王子	八〇	四、三九二	四、四二六	一、六九四四
板橋	七六	四、一七九	四、〇四五	一、六九四四
練馬	四三	一、六九五	一、七八五	八四〇二八
足立	一〇〇	五、〇九六	五、〇九一	二、二三〇一七
向島	七三	三、七六九	四、〇二八	一、五八〇四〇
城東	六九	三、八四六	三、六二四	一、四六一五五
葛飾	七六	三、七二七	四、一七三	一、六六七七〇
江戸川	八三	三、七六四	四、二四五	一、七四三七八
合計	二、六八七	一、二九一、八六	一、四〇九、九九六	五、四二四、四五八



昭和十二年一月三日調

區名 町會社 隣組数 (十六年一月調)

麴町	五〇	八三〇
神田	六四	一七〇七
日本橋	九三	一七七九
京橋	七〇	一九四九
芝	一一一	三二〇七
麻布	五〇	一四八五
赤坂	五七	一四〇〇
四谷	四二	一三二二
牛込	八一	二二一九
小石川	五二	一四〇二
本郷	六六	一四七二
下谷	七五	一五二二
淺草	八二	一五七二
本所	七八	一五〇四
深川	七八	一五二二
小計	一〇五五	二八二〇
品川	五	一五五
目黒	五	一五五

名用紙

東京市

大森	八	一〇〇一
蒲田	一七	一四八八
世田谷	一〇	一四八〇
澁谷	五	一四八〇
中野	七	一四七一
杉並	七	一四八四
豊島	九	一四八〇
瀧野川	一四	一四九四
荒川	五	一四八二
王子	七	一四八四
板橋	一〇	一四八二
足立	四	一四八四
向島	五	一四八〇
城東	五	一四八二
葛飾	五	一四八二
江戸川	八	一四八二
小計	一八〇	一四八二
合計	二二六	一四八二

裏面白紙



381811

昭和十九年十月十日

向 家 警 部 補

町内會之圖スル件

本日標記ニ関シ、東京都民生局總務課並内務省地方局

總務課ニ就キ聽取シタル狀況概テ尤一通ナリ。

一、東京都民生局ヨリ

(一) 町會役員選任ノ方法及根據(法令、訓令、条例)

(二) 町會機構(役員種別、數)

別添各印刷物

(三) 町會數(區下) 隣組數(最多ノ区、最少ノ区)

別添表示ノ通

(四) 町會紛爭議ノ實狀及解決ノ方法(特ニ役員ノ紛争ノ)

現ニ特記ノ事紛争議ノ發生ナク日滿ニ違フニ  
セシレバ、實狀ナルガ稀ニ、町會長爭奪等ヲ  
繞リ、部民ノ意思ニ反シ往昔ノ所謂  
頗役ノ存在ノ人物ガ跳梁スルノ傾向ニ類スルニ

事案よりなる察事案ノ事故ニ籍構ニ察  
累側ノ因由ニ基キ措置ニ比較的技巧  
十ニ手段ニテ平穩裡ニ解決セラルル例トシ  
居ル

(2) 町会ノ任務範圍 (訓令等ニ依ルモノ及然ラザルモノヲ  
含ム)

別添町会規程ニ明カアリ

(3) 町会運上共通ニ難点 (不平不満等)

(1) 幽霊人口ノ問題

都民世帯表規則

別添「東京都公報」(才百二十一号)

(2) 町会長ノ地位ハ

責任行使ノ権限ナク、責任ヲ追及セラルルニ  
止リ法令ニ不備ヲ痛感スル所ナリ

(3) 町税組合運上ノ不便

町会長ニ具体的权限ナキ理由ニ  
階級ノ無差別扱ニ不満ヲ有ル地域アリ  
之カ实例トシテ若狭階級ト下層階級ノ混淆

スル地域に於テハ、若くは階級、視察、内容ヲ  
下等者ニ暴露、知悉スル嫌悪スル、傾向アリ  
曾テ若くは階級に於テハ問題トナリおメテ組合、  
結成、鈍リ、之が運送上又階級ヲせし居ル  
実状トアリ不合理ナル痛感シ居リト云フ。

(4) 所令長ニ真ニ指導的ノ人格者、逃避  
傾向ニ化セラル

多クは十ニおト責任ハ、運送上各種  
至難事ニ逢着スルアリ法不備、責任ハ、カ  
自然善人ノ責任等ハ漸減、傾向ニアリ  
所令長各格各項、抵触セシ範圍内ニ  
就他ヲ希望スル、所謂顔役的人物ノ  
跳田ホセトスルモアリ。

未嘗表スルニ現ニ前科數犯ヲモヌル  
モ各格各項ニ觸レセオト所民ノ反感不安  
ヲモ抑切リ就他ヲ策勸中ノ者ス  
具ニ言フテハ、ニ至レリ。

尚所會長、自担増和、關係上  
各、区、程、之、實施中、又、常、會、十、ト、ニ、シ、テ、モ

更、之、其、業、其、子、元、常、會、同、催、ア、ル、實、狀、十、八、分

之、し、等、ハ、所、才、運、給、リ、保、持、シ、合、同、實、施

ニ、妙、味、アリ、ト、信、ス、戒、心、ヲ、キ、テ、次、ト、思、ヒ、テ、シ、テ、

二、内務省地方局より

一、所會長、今日、各、部、面、ヲ、無、統、制、ニ

大、量、ノ、他、務、ヲ、負、担、セ、シ、メ、ラ、ル、ハ、ノ、チ

今、後、ハ、立、派、十、八、物、知、所、會、長、ニ、就、任、ス、ル、者、ハ、無、ク

ナ、ル、ト、思、フ

先、ツ、物、資、ノ、配、給、事、務、ハ、勿、論

最、近、ニ、於、テ、ハ、其、察、有、カ、ク、ハ、本、立、録、ヲ、以、テ

之、ハ、所、會、長、ヲ、利、用、シ、テ、居、ん、ト、ス、ル、ヲ

又、煙、草、ノ、配、給、ニ、就、テ、地、才、長、友、ニ、達、シ、テ

其、旨、ハ、全、然、消、却、セ、ラ、レ、テ、化、舞、ヲ、ツ、ク

内、務、省、ノ、考、ヘ、ト、シ、テ、ハ、他、務、而、物、資、其、元、十、イ

ノ、外、カ、ク、隣、里、内、テ、確、保、シ、テ、消、費、者、が

安心の事  
一歩出歩得ん  
一歩  
一歩

一歩出歩得ん  
一歩

隣に  
一歩

一歩

一歩

一歩

征發二第二五五號

昭和十九年十月十一日

内務省地方局長

各地方長官宛

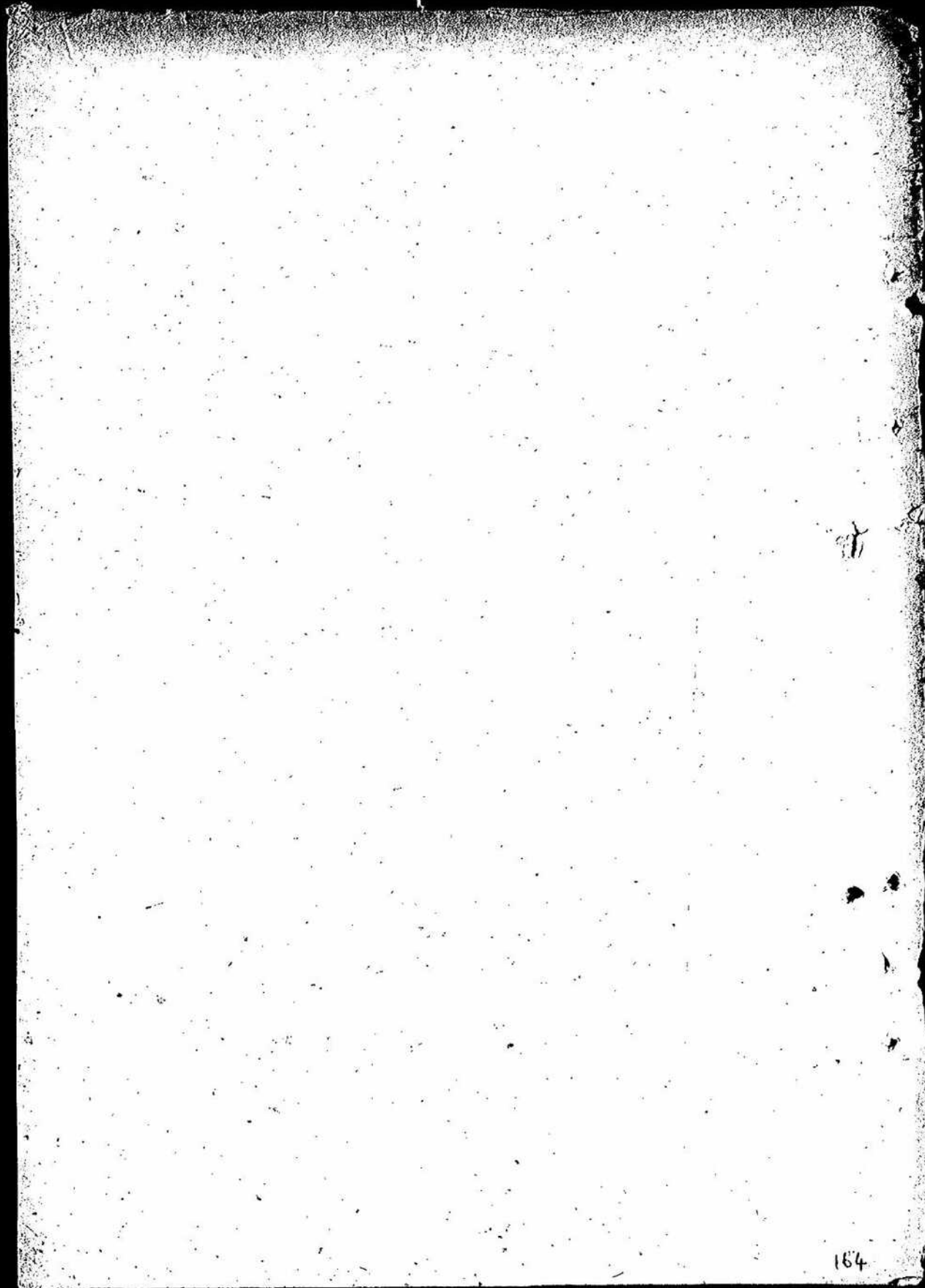
製造煙草割當配給制實施ニ関スル件

最近ニ於ケル煙草ノ需給逼迫ノ状況ニ鑑ミ製造煙草ノ割當配給制ヲ  
實施シテ内會、部落會及隣保班ヲ利用スルコト、相成候ニ付テハ其  
的實施方法ハ別途大藏省及地方兼賣局ヨリ協議アル筈ニ付左  
記事項留意ノ上關係方面ト緊密ナル連絡ヲ採ルハ勿論部民ニ對スル  
本制度ノ趣旨ノ周知徹底ヲ圖リ其ノ円滑ナル實施ニ付遺憾ナキヲ期

セラレ度

記

- 一 隣保班ニ於テ煙草ノ一括配給ヲ受クルコトハ煙草ノ分配、代金  
ノ取扱等隣保班ノ事務負担相當増加スルモノト認メラル、ヲ以  
テ慎重ヲ期セシムルコト
- 二 實施期日タル十一月一日ニ實施困難ナル農村等ニ付テハ地方兼  
賣局ニ於テ適當ナル調整措置ヲ講ズル筈ニ付斯ル事態ヲ豫想セ  
ラル、場合ハ事前ニ連絡ヲ採リ置クコト



15057 10 458211  
Back 10  
Stems 2



内  
鮮  
関  
係  
通  
牒  
書  
類  
編  
冊

382000

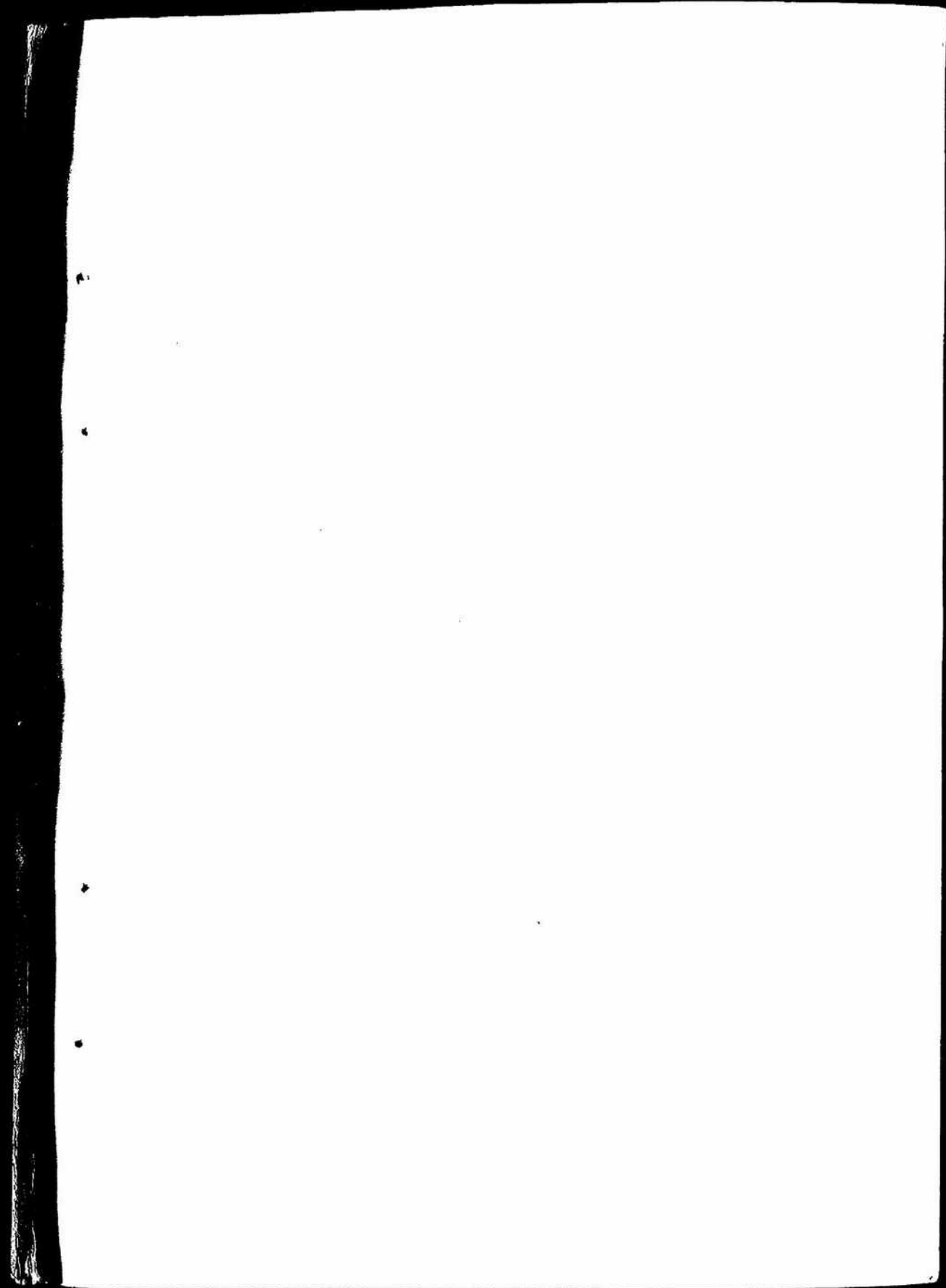
*Documents concerning the Koreans.*

10/02

78

国立公文書館	
分類	3 A
排架番号	15
	294-1





知

382001

保局保發甲第三號  
昭和二十年九月一日

谷地方長官殿

兵原保長  
守以保長

保保保  
保保保

務省警保局長  
務省警保局長

厚生省勤勞局長  
厚生省健民局長  
內務省管理局長

朝鮮人集團移入勞務者等之緊急措置件

一 閔釜連絡船之近々運行、豫定ニテ、朝鮮人集團移

入勞務者、次、如ク優先的ニ計畫輸送ヲス

尚石炭山等ニ於ケル熟練勞務者ニテ在留希望者

裏面白紙

在留ヲ許容スルコト 但シ事業主ニ於テ強制的  
勸奨セザルコト

(1) 輸送順位ハ概ネ土建勞務者ヲ先ニシ石炭山勞務者  
ヲ最後トシ地域的順位ニ付テハ運輸省中於テ決定

(2) 上關係府縣。統制會。東亞交通公社中連絡不  
所持品ハ携行シ得ル手荷物程度トシ有家族者ノ家  
族モ同時ニ輸送ス

(3) 内地輸送中ノ辨當ニ付テハ考究中ナルモ可及的多  
量ニ携行セシメルコト

(4) 金山迄<sup>必ス</sup>事業主側ヨリ引率者ヲ附シ金山ニ於テ引  
渡ノコト

裏面白紙